

閲覧用

令和2年9月定例会（
9月1日 開会
9月24日 閉会

飯網町議会 会議録

令和2年9月飯綱町議会定例会 会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1号（9月1日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
○事務局職員出席者	6
○開会及び開議の宣告	7
○町長あいさつ	7
○会議録署名議員の指名	10
○会期の決定	11
○諸般の報告、質疑	12
○議案第60号の上程、説明、質疑、付託	14
○議案第61号の上程、説明、質疑、付託	15
○議案第62号から議案第72号の一括上程、説明	16
○決算審査意見書報告	32
○議案第73号の上程、説明、付託	39
○議案第74号から議案第78号の一括上程、説明	42
○議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決	46
○議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決	47

○議案第 8 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	48
○請願の付託	50
○散会の宣告	50

第 2 号（9 月 3 日）

○議事日程	52
○本日の会議に付した事件	52
○出席議員	53
○欠席議員	53
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	53
○事務局職員出席者	53
○開議の宣告	54
○議案第 6 2 号の質疑、付託	54
○議案第 6 3 号の質疑、付託	102
○議案第 6 4 号の質疑、付託	102
○議案第 6 5 号の質疑、付託	103
○議案第 6 6 号の質疑、付託	104
○議案第 6 7 号の質疑、付託	104
○議案第 6 8 号の質疑、付託	105
○議案第 6 9 号の質疑、付託	105
○議案第 7 0 号の質疑、付託	106
○議案第 7 1 号の質疑、付託	107
○議案第 7 2 号の質疑、付託	107
○散会の宣告	108

第3号（9月4日）

○議事日程	109
○本日の会議に付した事件	109
○出席議員	109
○欠席議員	109
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	109
○事務局職員出席者	110
○一般質問一覧表	111
○開議の宣告	112
○一般質問	
青 山 弘	112
中 島 和 子	124
原 田 幸 長	137
風 間 行 男	149
渡 邊 千賀雄	156
伊 藤 まゆみ	168
○散会の宣告	181

第4号（9月7日）

○議事日程	182
○本日の会議に付した事件	182
○出席議員	182
○欠席議員	182
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	182
○事務局職員出席者	183

○開議の宣告	184
○一般質問	
瀧野良枝	184
清水均	196
荒川詔夫	207
○散会の宣告	218

第5号（9月24日）

○議事日程	220
○本日の会議に付した事件	221
○出席議員	221
○欠席議員	221
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	221
○事務局職員出席者	222
○開議の宣告	223
○諸般の報告	223
○発言の取消し申出について	223
○常任委員会審査報告、質疑	224
○常任委員会付託案件に対する討論、採決	231
○議案第74号の質疑、討論、採決	245
○議案第75号の質疑、討論、採決	246
○議案第76号の質疑、討論、採決	247
○議案第77号の質疑、討論、採決	247
○議案第78号の質疑、討論、採決	248
○議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決	249

○議案第 8 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	250
○議案第 8 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	253
○議案第 8 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	256
○発議第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	259
○発議第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	264
○発議第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	266
○発議第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	268
○議員派遣の件	270
○閉会中の継続審査・継続調査の申し出について	270
○町長あいさつ	271
○閉議及び閉会の宣告	272
○予算決算常任委員会 審査報告書	274
○予算決算総務産業小委員会 審査報告書	277
○予算決算福祉文教小委員会 審査報告書	291
○総務産業常任委員会 審査報告書	299
○福祉文教常任委員会 審査報告書	303
○会議録署名	308

飯綱町告示第117号

令和2年9月飯綱町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 2年 8月25日

飯綱町長 峯村 勝盛

1 期 日 令和 2年 9月 1日

2 場 所 飯綱町役場 議場

○応招・不応招議員

応招議員（15名）

1番	清水	均	2番	風間	行男
3番	中島	和子	4番	目須田	修
5番	瀧野	良枝	6番	原田	幸長
7番	石川	信雄	8番	荒川	詔夫
9番	伊藤	まゆみ	10番	清水	満
11番	樋口	功	12番	渡邊	千賀雄
13番	原田	重美	14番	青山	弘
15番	大川	憲明			

不応招議員（なし）

令和2年9月飯綱町議会定例会

(第 1 号)

令和2年9月飯綱町議会定例会

議事日程（第1号）

令和2年9月1日（火曜日）午前10時開会

町長あいさつ

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 報告第 9号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 報告第10号 令和元年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第 4 議案第60号 飯綱町多目的交流施設条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第61号 飯綱町企業立地の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第62号 令和元年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第63号 令和元年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第64号 令和元年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第65号 令和元年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第66号 令和元年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第67号 令和元年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第68号 令和元年度飯綱町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定

について

日程第 1 3 議案第 6 9 号 令和元年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 4 議案第 7 0 号 令和元年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 5 議案第 7 1 号 令和元年度飯綱町水道事業会計決算の認定について

日程第 1 6 議案第 7 2 号 令和元年度飯綱町病院事業会計決算の認定について

代表監査委員決算審査意見書報告

日程第 1 7 議案第 7 3 号 令和 2 年度飯綱町一般会計補正予算（第 4 号）

日程第 1 8 議案第 7 4 号 令和 2 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 1 9 議案第 7 5 号 令和 2 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 2 0 議案第 7 6 号 令和 2 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 2 1 議案第 7 7 号 令和 2 年度飯綱町病院事業会計補正予算（第 2 号）

日程第 2 2 議案第 7 8 号 令和 2 年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 2 3 議案第 7 9 号 損害賠償の額の決定について

日程第 2 4 議案第 8 0 号 物品購入契約の締結について

日程第 2 5 議案第 8 1 号 物品購入契約の締結について

日程第 3 0 請願

請願第 2 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める請願書

請願第 3 号 「教育費無償化」の前進を求める請願

請願第 4 号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める請願

請願第 5 号 地域高校の存続と 3 0 人規模学級を求める請願

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（15名）

1番	清水均	2番	風間行男
3番	中島和子	4番	目須田修
5番	瀧野良枝	6番	原田幸長
7番	石川信雄	8番	荒川詔夫
9番	伊藤まゆみ	10番	清水満
11番	樋口功	12番	渡邊千賀雄
13番	原田重美	14番	青山弘
15番	大川憲明		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	峯村勝盛	教育長	馬島敦子
監査委員	山本孝利	農業委員会長	清水藤一
選挙管理委員長	三ツ井吉次	総務課長	徳永裕二
企画課長	土屋龍彦	税務会計課長	永野光昭
住民環境課長	梨本克裕	保健福祉課長	山浦克彦
産業観光課長	平井喜一郎	建設水道課長	土倉正和
教育次長	高橋秀一	飯綱病院事務長	大川和彦
総務課課長補佐	清水純一	総務課課長補佐	藤沢茂行

事務局職員出席者

事務局長 笠井 順一 事務局書記 関 竜典

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（大川憲明） 皆さん、おはようございます。6月議会以降も、新型コロナウイルスの感染拡大が続いているため、今定例会も6月同様にコロナ対策を講じての運営としますので、ご協力をお願いします。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより、令和2年9月飯綱町議会定例会を開会いたします。

◎町長あいさつ

○議長（大川憲明） 峯村町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 令和2年9月飯綱町議会定例会の開会に当たりご挨拶申し上げます。議員各位には9月定例会を招集いたしましたところ、酷暑の中、また何かとお忙しい中を定刻までに、ご出席を頂きまして厚く御礼申し上げます。

新型コロナ感染症につきましては、お盆過ぎがどうなるか注目しておりましたが、当町では今のところ感染者もなく安堵しておりますが、まだまだ予断を許さない状況には変わりがなく、感染予防の徹底を図っていきたいと思っております。

経済的な面での影響は徐々に大きくなり、商工業振興資金等の借り入れ、社会福祉協議会が担当しております生活資金等の借り入れ、税の減額や支払猶予の申請など関連事業の扱いが増加している状況であります。コロナ感染症の予防対策と合わせ、先を見た経済対策を進めていかないと、飯綱町全体の経済や地域活動の落ち込みが危惧されます。

こんな状況だからこそ、飯綱町の社会環境や自然環境を生かした飯綱町らしい対応策を講じて、生活と経済の安定を目指していきたいと思っております。

さて今9月定例議会には、報告案件2件、条例案件2件、認定案件11件、補正案件6件、その他3件の計24件の案件を提出いたしました。

令和元年度一般会計歳入歳出決算であります。歳入決算額が90億5,779万2千円、歳出決算額が84億3,222万4千円となり、翌年度に繰り越すべき9,994万2千円を差し引いた実質収支額で5億2,562万6千円の黒字決算となりました。

歳入では、町税は経済状況が厳しい中微増で推移しており、地方交付税においても、合併算定の特例措置が7割縮減された中で34億9,319万1千円が交付されたこと、国庫支出金と県支出金はトータルで11億4,769万4千円と高い水準で確保できたこと、基金からの繰入金約10億円、町債の11億5,480万円などが、歳入の主なものとなっております。

歳出では総務費の庁舎建設事業関連の3億3千万円余を始めとして、地方創生推進交付金事業関連が大幅に増額となり、普通建設事業費は総額で19億6,208万1千円となりました。昨年対比で13億9,600万円程の増額であります。コネクトEAST、コネクトWEST、メーラプラザ、三本松の農林産物直売所などの改修や建設が主な内容であります。それぞれの事業は最終年度を迎えつつあり、今後はその有効的な活用を図り、目的としている地域の活性化をどう進めるかが課題であります。

投資的な意味での地方創生関連事業は、令和2年度で一つの区切りをつけたいと思っております。地方創生事業は独自にまち、ひと、しごと創生総合戦略を策定して進めてきた訳ですが、町の総合計画とも深く関連しており、そこに組み入れて考えていくなど、見直しも含め対応していきたいと考えております。

一般会計全体の財政状況は、小学校の統合、庁舎の建設、防災無線のデジタル化などここ数年は大型事業が重なり厳しい状況でありました。しかし、幸いにも地方交付税は、合併算定替が保証された10年を経過した平成27年度以降も高い水準で算定されている点、地域の活性化のために取り組む必要がある事業は、地方創生関連事業の導入により国庫補助金を確保してきた点、起債においても、合併特例債を基本としつつ、他の起債においても防災関係起債、災害関係起債など充当率が高く、返済に当たっては交付税措置がある有利なもので対応してきた点

などにより、計画通りの財政運営ができていますと判断しております。

令和元年度末の基金残高は45億1,500万円余、起債(町債)の残額は一般会計分で73億9,300万円余、下水道や企業会計を含めた全体では元利合計で150億4,300万円余であります。

参考ですが合併当時の平成17年度末における基金は21億1,800万円余、借入残高は、元利合計で一般会計分が67億7,900万円余、全体では250億7,300万円余でありました。

令和元年度の決算剰余金5億2,562万6千円の内3億円を財政調整基金へ積み立てすることに致しました。後ほど補正予算の説明の際に申し上げますが、令和2年度一般会計補正予算第4号で同じく財政調整基金へ2億円積み立てを予定しております。合計で5億円の積み立てを計画しております。実質的に令和2年度も50億円程の基金をもって、財政運営に当たることができております。

今後におきましても財政調整基金、減債基金に一定の残額を保有する中で健全な財政運営に当たって行きたいと思っております。

特別会計、企業会計における令和元年度決算状況には、大きな問題はないと思っておりますが、水道事業、下水道事業においては、早い時期での改修等に伴う資金計画や使用料等の検討が必要と考えております。

国保会計と介護保険会計は基金の活用をどうしていくか。保険制度の改正や将来の給付額を想定する中で、保険料の決定を含め研究していきたいと考えております。

病院事業会計は、1,846万2千円余の黒字決算となりました。2年続けての黒字決算であり、病院長を始めとする関係者の皆さんの努力の結果と高く評価しております。

特に令和元年度は、雪が少なかったことや、新型コロナウイルス感染症による患者の受け入れ制限、減少など医療現場を取り巻く環境には厳しいものがありました。そんな中における黒字決算ですので、ご苦労も多かったことと推察しております。今後も一層の取り組みに期待しておりますが、医師や看護師の確保、働き方改革に伴う勤務体制の整備、広域医療圏との係わりなど課題も多く残されております。

地域医療の中核的存在である飯綱病院の存続のため、医療現場と一緒に課題の解決に

当たっていく所存であります。

補正予算関係につきまして申し上げます。一般会計補正予算（第4号）は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億294万7千円を増額するものであります。歳出で主なものは新型コロナウイルス感染症対策で1億5,776万1千円、財政調整基金への積み立てで2億円、土木費で橋梁や道路の工事関係費で5,920万円、7月8日の豪雨に伴う災害復旧費で6,844万円、消防費の防災無線関係費用で5,600万円、予備費で1億432万4千円などであります。

新型コロナ関係予算は別紙に、それだけ計上しておりますのでご参照いただきたいと存じます。

歳入としては普通地方交付税で3億5,368万7千円、国庫支出金で2億2,806万9千円、前年度の繰越金（純繰越金）で8,239万円等を主なものとして計上いたしました。

普通交付税で3億5千万円程の増額補正が組めたことは大きなことであります。

特別会計の補正予算は前年度決算に伴う繰越金等の処分等が主な内容であります。病院事業会計の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策に係るものが主な内容であります。参考ではありますませんが、今回の補正予算の中には新型コロナウイルス感染症の抗原検査を行える検査機器を整備する予算も計上されております。

以上主なものについて申し上げます。条例改正や物品購入契約の締結など他の案件も含めまして、ご提案の際には詳しくご説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。尚、最終日には工事請負契約の締結で3件、物品購入契約の締結で2件の追加提案を予定しております。お含み頂きたいと存じます。

以上申し上げます。開会のあいさつと致します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大川憲明） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 119 条の規定により、8 番荒川詔夫議員、9 番伊藤まゆみ議員、10 番清水満議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（大川憲明） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期等について、議会運営委員長の報告を求めます。清水議会運営委員長。

〔議会運営委員長 清水満 登壇・報告〕

○議会運営委員長（清水満） 10 番清水満でございます。

本日招集されました令和 2 年 9 月飯綱町議会定例会の会期及び日程につきまして説明申し上げます。

8 月 25 日、午前 9 時より議会運営委員会を開催し慎重に審査をいたしました。

その結果、会期は本日から 9 月 24 日までの 24 日間といたします。

日程案につきましては、会期決定後、諸般の報告、議案の提案説明、質疑、委員会付託を行い、一部案件につきましては採決まで行います。

また、本会議 2 日目の 3 日は会議時間を 1 時間繰り上げて、午前 9 時より決算認定の質疑及び委員会付託を行います。一般会計決算の決算認定の質疑については、最初に歳出を款ごとに、続いて歳入を行います。各特別会計につきましては、議案の順に決算認定の質疑及び委員会付託を行います。

一般質問は、4 日と 7 日に会議時間を 1 時間繰り上げて午前 9 時より行います。通告者は 9 名です。

質問者におかれては、1 問 1 答方式にのっとり、1 問ずつ質問されるよう町長から提案されておりますのでご配慮をお願いします。

なお、今定例会についてもコロナ感染防止対策のため 1 人 40 分の質問時間をお願いしておりますのでご協力願います。

各常任委員会審議は 7 日、8 日、9 日に開催し、予算決算常任委員会は 16 日に開催します。

24日の最終日は、時間を3時間繰り下げ、午後1時より本会議を再開し、委員長報告、議案採決等を行う日程にいたします。

以上申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（大川憲明） お諮りいたします。

本定例会の会期等については、議会運営委員長の報告のとおりにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認めます。

よって、本会議の会期等につきましては、ただいまの報告のとおりと決定しました。

◎諸般の報告、質疑

○議長（大川憲明） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から令和2年5月分から令和2年7月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査の結果並びに定期監査の結果について、議長の手元に報告書がまいっておりますのでご報告いたします。

報告第9号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、

報告第10号 令和元年度決算に基づく資金不足比率の報告については、決算数値に関する報告2件です。

当報告における監査委員の令和元年度飯綱町財政健全化判断比率等審査意見書が配付されておりますので、ご覧いただきたいと思います。

それでは、決算数値に関する報告2件について説明を求めます。なお、質疑は報告ごとに行います。

徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（報告第9号・第10号）

○総務課長（徳永裕二） それでは、報告第9号令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告

についてご説明申し上げます。

報告書及び議案の提案説明書 1 ページ上段並びに行政報告書 28 ページからをご覧ください。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、健全化判断比率について監査委員の意見を付して報告するもので、令和元年度の健全化判断比率は、行政報告書 28 ページ上の表のとおりです。

赤字を生じている会計はありませんので、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに、該当はございません。

実質公債費比率につきましては、一般会計の元利償還金の額が大幅に増加したことから、単年度で約 1.85 ポイント上昇、3 年平均値でも 0.1 ポイント上昇し、9.1%となりました。実質公債費比率については、今後、合併特例債などの元金償還額が増加傾向になることから上昇が見込まれます。

また、将来負担比率につきましては、4 年連続のマイナスとなりました。将来負担比率については、今後も引き続き有利な起債を活用するとともに、地方債残高と充当可能基金等とのバランスを考えた財政運営を心掛けてまいります。

なお、健全化判断比率の推移につきましては、35 ページ下段の表のとおりです。

次に、報告第 10 号令和元年度決算に基づく資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

報告書及び議案の提案説明書 1 ページ 2 段目並びに行政報告書 28 ページをご覧ください。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、各公営企業における資金不足比率について監査委員の意見を付して報告するもので、令和元年度の資金不足比率は、行政報告書 28 ページ下の表のとおりです。

各公営企業会計とも資金不足が生じていませんので、資金不足比率につきましては、該当はございません。

なお、資金不足比率の算定結果につきましては、行政報告書 36 ページからのとおりです。

以上 2 件の報告案件の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（大川憲明） 報告第 9 号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告についての質

疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、本報告を終了いたします。

続いて、報告第 10 号 令和元年度決算に基づく資金不足比率の報告についての質疑を行います。質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、本報告を終了いたします。

◎議案第 60 号の上程、説明、質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 4、議案第 60 号 飯綱町多目的交流施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕（議案第 60 号）

○企画課長（土屋龍彦） それでは、議案第 60 号 飯綱町多目的交流施設条例の一部を改正する条例について、提案理由についてご説明をさせていただきます。

議案の提案説明書 1 ページをご覧ください。改正内容は、コワーキングスペースの使用料について、月額 8,000 円という月額料を加えるものでございます。

改正理由について説明をいたします。これまで、多目的交流施設内のコワーキングスペースの使用料は、時間当たり使用料及び 1 日当たり使用料のみでしたが、より長期間の使用を希望する方への対応として、新たに月額の使用料を設定するものです。このことにより、リモートワークや小さな民間事業者が活躍できる環境が整い、地域の活性化に繋がると考えております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大川憲明） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 9番、伊藤まゆみです。現在、長期間の利用を希望されている方がいらっしゃるのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） コワーキングスペースの利用状況を含めて答弁させていただきたいと思います。コワーキングスペースは、いづなコネクト EAST で、7月17日のオープンから8月27日までで、時間利用は実質11人、延べ20回使用という状況になっています。時間利用の他、コワーキングスペースを継続的に利用している方が1人いらっしゃいます。この方は、いづなコネクト EAST の住所で会社の登記申請をしており、今後も、継続的な利用が見込まれています。以上でございます。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第60号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定をしました。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第5、議案第61号 飯綱町企業立地の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。永野税務会計課長。

〔税務会計課長 永野光昭 登壇・説明〕（議案第 61 号）

○税務会計課長（永野光昭） 議案第 61 号 飯綱町企業立地の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。議案書及び提案説明書 1 ページ下段をご覧くださいと思います。

改正理由、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴うものでございます。

主な改正内容につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（地域未来投資促進法）の条文追加に伴い、飯綱町企業立地の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例中の引用条項を改めるものでございます。

施行期日、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（大川憲明） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 61 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定をしました。

◎議案第 62 号から議案第 72 号の一括上程、説明

○議長（大川憲明） お諮りします。

日程第6、議案第62号から日程第16、議案第72号までは、令和元年度飯綱町一般会計、各特別会計及び企業会計の決算認定の議案であります。

決算認定議案11件を一括して議題とし、各説明員の説明終了後、山本代表監査委員より決算審査意見書報告をお願いすることにいたします。

なお、議案ごとの質疑及び委員会付託につきましては、本会議2日目の9月3日に行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、議事を進行いたします。

それでは、議案第62号から議案第72号の提案理由の説明を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（議案第62号）

○総務課長（徳永裕二） 議案第62号 令和元年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定について、行政報告書でご説明申し上げます。

まず、行政報告書1ページ、第1-1表、令和元年度決算総括表をご覧ください。

一般会計の歳入決算額は、90億5,779万2千円、歳出決算額は、84億3,222万4千円で、翌年度へ繰り越すべき財源9,994万2千円を差し引くと、実質収支額は、5億2,562万6千円の黒字となりました。実質収支額は、前年度と比較して3,409万3千円、6.1%の減となっております。

2ページ、第2-1表、決算規模と収支の状況では、実質収支額E欄のうち、F欄、基金繰入額として財政調整基金に3億円を決算積み立てしております。この基金繰入金を除いた収支額G欄は、2億2,562万6千円で前年度比3,409万3千円、13.1%の減となっております。

歳入歳出決算規模の推移は、第2-1図のとおりで、令和元年度は地方創生事業や庁舎建設などの大型事業により、決算規模は過去最高額となりました。

それでは、歳入についてご説明申し上げます。

3ページ、第2-2表 歳入決算額一覧表をご覧ください。主な科目について、ご説明させ

ていただきます。

1 町税は、10 億 9,318 万 7 千円で、軽自動車税が新税率適用車の増加等により、町たばこ税が旧 3 級品の税率引き上げにより、それぞれ増となったことなどから、前年度と比較して 411 万 4 千円、0.4%の微増となりました。町税の歳入総額に占める割合は、2.4 ポイント下がって 12.1%となっております。なお、税目別の決算額等については、5 ページ、第 2-4 表、6 ページ、第 2-4 図、町税の詳細については、42 ページからの課税の状況にそれぞれ記載のとおりでございます。

3 ページ、第 2-2 表の続きで、歳入の中心となります、11 地方交付税は、2,169 万 4 千円、0.6%増の 34 億 9,319 万 1 千円となりました。6 ページ、2-5 表、地方交付税の状況をご覧ください。普通交付税は、合併算定替えによる特例措置の縮減が 4 年目となり、縮減額は 1 億 7,130 万 1 千円となっておりますが、基準財政需要額が補正係数の変動や単位費用の変更などから増額となり、一方、基準財政収入額は減額となったことから、普通交付税全体では、前年度比 4,371 万 2 千円、1.4%増の、31 億 8,861 万 8 千円となりました。また、特別交付税は、地方創生事業に係るソフト事業の減などから、2,201 万 8 千円、6.7%減の、3 億 457 万 3 千円となりました。なお、地方交付税に臨時財政対策債を加えた額では、3,075 万 3 千円、0.8%の減となっております。3 ページにお戻りいただき、地方交付税の歳入総額に占める割合は、7.5 ポイント下がって、38.6%となっております。なお、地方交付税の詳細の状況については、7 ページ、第 2-5 図、第 2-6 表、8 ページ、第 2-7 表、第 2-6 図、9 ページ、第 2-7 図に記載のとおりでございます。

次に、3 ページ、第 2-2 表の続きで、15 国庫支出金は、地方創生事業等により、前年度比 2 億 6,057 万円、49.3%増の 7 億 8,903 万 3 千円となりました。

16 県支出金は、3 億 5,866 万 1 千円で 3.4%の増となっております。

17 財産収入は、前年度ではスキー場関連の資産等の売却があったため、前年度比 1 億 4,637 万 6 千円の減となっております。

18 寄付金は、ふるさと応援寄付金が業務委託先をカンマッセいいづなに変更し、連携・強化

を図ったことなどから大幅に増加し、前年度比1億155万5千円、168.3%増の1億6,190万円となりました。

19 繰入金は、大型事業の実施に伴い、財政調整基金や庁舎建設基金などの取り崩しを行い、10億1,249万8千円。

20 繰越金は2億9,249万8千円となっております。

22 町債は、11億5,480万円となっておりますが、9ページ、第2-8表、町債の状況をご覧ください。借換債分を除くと10億2,140万円で、主に地方道改修、防災無線デジタル化、地方創生、公営住宅建設などの事業及び臨時財政対策債に伴うもので、前年度比5億7,490万円、128.8%の増となっております。なお、地方債発行の詳細の状況については、9ページ、第2-8図、10ページ、第2-9表に記載のとおりでございます。

では、4ページ、第2-3表 歳入性質別決算額一覧表をご覧ください。自主財源は、財産収入の大幅な減はありましたが、ふるさと応援寄付金の大幅な増、基金繰入金の増を受けて前年度比6億4,775万4千円、22.8%増の28億9,600万9千円となりました。構成比の割合は、32.5%で、前年度より2.1ポイント上昇しております。

依存財源は、60億2,838万3千円で、国庫支出金や町債の増により、前年度比8億8,592万2千円、17.2%の増となりましたが、決算額の大幅な伸びにより、構成比の割合は2.1ポイント減の67.5%となっております。いずれにいたしましても、地方交付税や町債など依存財源の割合は高いという状況でございます。自主財源の推移は、5ページ、第2-3図のとおりでございます。

それでは、11ページをご覧ください。歳出の概要をご説明申し上げます。11ページに歳出の特徴を具体的に記載してございます。更なる詳細につきましては、委員会でご説明申し上げますので、ポイントのみとさせていただきます。借換債を除く歳出総額は、前年度と比較して、22.1%増の82億9,882万4千円となりました。12ページ、第2-10表、歳出目的別決算額一覧表もあわせてご覧ください。

歳出を目的別で見ますと総務費は、21億4,268万5千円で、7億1,447万6千円の増となり

ました。歳出の主なものは、庁舎建設事業、推進交付金事業の「しごとの創業・交流拠点整備事業」及び「自然の中の暮らし魅力創造発信事業」、「住み慣れた地域に住み続けられる町形成事業」などとなっております。また、ふるさと応援寄付金が大幅に増加したことから、ふるさと応援基金に6,037万3千円を積み立てることができました。

民生費は、14億7,901万5千円で、推進交付金事業の「もっと自分らしく輝くiママ事業」及び「飯綱町版生涯活躍のまち推進事業」、地域福祉推進事業などの増により、全体で1億2,124万3千円の増額となっております。

衛生費は、7億24万9千円で、病院施設費や北部衛生組合費などの減により、全体で4,301万3千円の減額となりました。

労働費は、前年度とほぼ同様の178万5千円となっております。

農林水産業費は、9億4,982万5千円で、推進交付金事業の「世界に誇る力強い産業形成事業」や団体営土地改良事業、農業集落排水事業会計への繰出金などの増により、全体では2億3,704万2千円の増額となっております。

商工費は、スキー場関連の支出が減となり、5,600万円減の1億2,810万5千円となりました。

土木費は、6億6,321万4千円で、原田地区町営住宅関連等により8,934万6千円の増となりました。歳出の主なものは、道路維持費及び道路新設改良費、地方道改修費、除雪費、公共下水道事業会計への繰出金などとなっております。また、除雪費は、雪が少なく全町一斉出動は5回のみと極端に少なく、1,567万2千円の減となりました。

消防費は、6億3,457万3千円で、防災行政無線のデジタル化整備により、2億9,354万円の増となりました。

教育費は、7億4,494万1千円で、小中学校の冷房設備やふれあいパークマレットゴルフ場の整備などにより、全体で1億674万6千円の増となっております。

歳出目的別構成状況は、12ページ、第2－9図のとおりでございます。

次に、公債費は、14ページ、第2－12表、歳出性質別決算額一覧表をご覧ください。公債費

は、借換債を除くと7億6,138万7千円で、合併特例債の償還等により8,960万2千円、13.3%の増となっております。公債費については、歳計剰余金等を財源に計画的に減債基金を積立てし、活用することで、毎年7億円程度に平準化を図っていくこととしています。

そのほか、歳出を性質別にみますと、義務的経費では人件費が、人事院勧告の実施などにより165万円、0.2%の増加、扶助費が、幼児教育無償化に係る費用等により1,660万3千円、2.9%の増加となっております。

人件費と公債費の推移については、15ページ、第2-11図のとおりでございます。

また、普通建設事業費は、19億6,208万1千円で、旧第二小・旧西小の改修や多世代交流施設・農林産物直売施設の建設、庁舎建設、防災行政無線のデジタル化などの大型事業が集中したことにより、前年度比13億9,639万3千円、246.8%の大幅な増加となっております。

そのほか、積立金は庁舎建設基金積立金により51%の増、繰出金はスキー場特別会計の廃止等により4%の減となっております。

性質別経費の構成比は、第2-10図のとおりでございます。

次に、16ページ、町債残高等の状況でございますが、令和元年度末の一般会計の町債元金残高は、72億4,050万4千円で、令和元年度は大型事業の実施に伴い、合併特例債や緊急防災・減災事業債、臨時財政対策債など、借換債を除き10億2,140万円を発行しましたが、合併特例債などは早目に償還を進めていることもあり、令和元年度の元金償還額を差し引くと、前年度との比較では2億9,164万5千円の増加となっております。また、利子残高は、近年の低金利に加え、数年前から高金利の起債の繰上償還を進め、借入にあたっては、有利な資金の活用や各金融機関から利率見積もりを徴取するなど、利子負担の軽減を図ってきていることから、その残高は大きく減少してきています。

なお、市町村合併特例事業の状況は、17から18ページ、第2-15表のとおりでございますが、19ページ上段に記載のとおり、令和元年度までの合併特例債の借入額は37億6,190万円、発行率は78.2%で、残額は10億4,940万円となっております。

町債残高の詳細の状況については、16ページ、第2-12図、第2-13図、第2-14表に記

載のとおりでございます。

次に、20 ページ、基金の状況でございますが、令和元年度は財政調整基金から 7 億 4,200 万円、地域振興基金から 3,586 万 9 千円、地域福祉基金から 892 万 3 千円、ふるさと応援基金から 5,506 万 2 千円、庁舎建設基金から 1 億 925 万 6 千円、公債費の平準化のため減債基金から 6,138 万 8 千円、合計で 10 億 1,249 万 8 千円の取崩しを行いました。一方、予算積立、歳計剰余金や運用益の積み立てなど、財政調整基金に 2 億 5,159 万 8 千円、減債基金に 1 億 140 万円、その他ふるさと応援基金や庁舎建設基金など、合計で 5 億 6,458 万 5 千円の積み立てを行いました。これにより、令和元年度末の基金残高は、前年度と比較して 4 億 4,791 万 3 千円減少し、45 億 1,515 万 6 千円となっております。基金残高の詳細の状況については、20 ページ、第 2-14 図、第 2-15 図、21 ページ、第 2-16 表に記載のとおりでございます。

次に、21 ページ、債務負担行為の状況でございますが、平成 21 年度若者定住住宅建設事業償還金が終了したことから、令和 2 年度以降支出予定額は、5 事業、13 億 6,566 万 8 千円となっております。

次に、22 ページ、繰越事業でございますが、平成 30 年度からの繰越事業の状況は、第 2-18 表のとおり、令和 2 年度への繰越事業の状況は、23 ページ、第 2-19 表のとおりでございます。

また、前期基本計画の施策別の決算状況について、次の 24 ページに記載してございます。

以上、一般会計の主な決算状況について、ご説明申し上げました。よろしく願い申し上げます。

○議長（大川憲明） 続いて、土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇・説明〕（議案第 63 号）

○建設水道課長（土倉正和） 議案第 63 号 令和元年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案説明をいたします。

決算報告書及び行政報告書で説明します。

決算報告書 211 ページをお開きください。使用料等で、歳入合計 190 万 5,276 円であります。

次ページ、歳出は、汚泥処理施設管理費で、歳出合計は 118 万 6,835 円、歳入歳出差引残高は 71 万 8,441 円です。

行政報告書の 323 ページをお願いします。事業概要ですが、この処理区は、下水道付別荘ということで、100%の接続率です。放流量は日平均 6.6 m³であり、別荘地のため季節により流入量の変動し、年間を通して汚水量が一定ではありませんが、基準値以内の適正な水質を放流しています。

次ページ、今後の課題と展望ですが、からまつの丘地区特別会計は、使用料収入だけで運営をしており、一般会計からの繰入金はございません。元年度、基金としての積立は行いませんでしたが、30 年度末現在では 2,180 万円となっており、供用開始から 21 年が経過していることから、修繕費等の増加が予想されますが、基金の取り崩しなどで対応をしていく予定であります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（大川憲明） 続いて、大川病院事務長。

〔病院事務長 大川和彦 登壇・説明〕（議案第 64 号）

○病院事務長（大川和彦） 議案第 64 号 令和元年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

決算報告書 219 ページ、行政報告書では 325 ページです。

決算書により説明申し上げます。

221 ページをご覧ください。歳入歳出決算書、款項別集計表の歳入でございます。訪問看護ステーション事業収入として、4,161 万 2,108 円でございます。内訳は、介護収入が 2,539 万 6,090 円、医業収入が 1,621 万 6,018 円で、いずれも前年を上回った結果となっております。繰入金はございません。繰越金として 918 万 6,162 円でございます。諸収入として 28 万 6,261 円。寄附金は、50 万円。歳入合計は、5,158 万 4,531 円でございます。

続いて、歳出でございますが、222 ページをご覧ください。衛生費で、4,436 万 4,978 円。諸支出金、予備費はございません。歳出合計は、同額の 4,436 万 4,978 円となりました。

歳入歳出差引残高は、次ページのとおり、721万9,553円でございます。

歳入歳出の事項別明細につきましては、224ページ以降をご覧いただきたいと思っております。令和元年度も大きな変動はなく、例年並みの黒字決算となりました。

事業内容としては、介護保険での利用や在宅看取りを希望される方が増加しました。

次に、230ページをお願いいたします。財産に関する調書については、令和元年度中の増減はなく、訪問看護ステーション財政調整基金も、残高が8,423万747円で、昨年と同額となっております。

以上でございます。宜しくをお願いいたします。

○議長（大川憲明） 続いて、梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇・説明〕（議案第65号・第66号）

○住民環境課長（梨本克裕） 議案第65号 令和元年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

決算報告書は233ページから、行政報告書は328ページからになります。説明は、行政報告書によりさせていただきます。

まず、決算状況について申し上げます。令和元年度国民健康保険事業特別会計の歳入総額は、14億1,984万3,792円、歳出総額は13億7,949万9,972円で歳入歳出差引額は、4,034万3,820円でございます。財政調整基金の年度末残高は3,000万円基金積立を行いましたので、1億4,556万5,025円となりました。

国保世帯数及び被保険者数の推移は328ページ記載のとおりで、減少傾向にあります。

329ページの中ほどから330ページは保険給付費等です。一般被保険者については、保険給付費総額、1人当りの給付額ともに増加してございます。

330ページから333ページは、保険税について記載してあります。収納率は、一般現年分で98.80%、退職現年分は100%、一般滞納繰越分は37.44%、退職滞納繰越分は60.36%で全体の収納率は95.89%となり、前年比1.57%の増でございます。徴収業務につきましては、税務会計課収納係と連携し個別の納税相談、分納誓約の推進と、滞納状況に応じた短期証の発行に

より未納者対策を講じてきました。今後も過年度未収金を増やさないう、現年分の収納率の向上に努めてまいります。

333 ページ下段以降には、国民健康保険事業の今後の課題を記載してあります。65 歳から 75 歳未満の被保険者数が 1,548 人となっており、全体の被保険者数 2,829 人のうち 54.7%と 5 割を超え、一人当たりの医療費も 37 万 975 円と高額になっています。保険給付費の内訳も、高額になる心疾患や癌治療のための投薬、長期入院を伴う脳血管疾患なども多くなっています。今後は、医療費増加抑制に向けた取り組みとして、健康推進係との連携により今まで以上に特定健診への受診勧奨や保健指導等に取り組んでまいります。

平成 30 年度から県が財政運営の責任主体となり、国保特別会計での主要な歳出である保険給付に必要な費用を県が全額補償することとなりました。それにより、急な医療費の増加にも対応可能となりました。その代わりとして、市町村ごとの医療費水準、所得水準等により算定された国保事業納付金を県へ納めることとなりました。医療費抑制に繋がる保健事業の取組が一層重要となったところでございます。

334 ページから 337 ページまでは保健福祉課健康推進係が実施しています国保特定健診・特定保健指導、保健事業についての報告でございます。

続きまして、議案第 66 号 令和元年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

決算報告書では 253 ページ、行政報告書は 338 ページからになります。それでは、行政報告書によりご説明申し上げます。

338 ページ中ほどの決算概要ですが、令和元年度後期高齢者医療特別会計の歳入総額は、1 億 5,698 万 738 円、歳出総額は、1 億 5,647 万 3,712 円で、歳入歳出差引額は、50 万 7,026 円です。

歳入の主なものは保険料が 1 億 616 万 4,800 円、一般会計繰入金が 5,017 万 4,532 円、主な歳出は長野県後期高齢者医療広域連合への納付金として 1 億 4,485 万 9,340 円となっています。この制度は、75 歳以上の方と 65 歳以上で一定の障害がある方が被保険者となり、長野県後期

高齢者医療広域連合が保険者として業務を行っています。

339 ページの今後の課題ですが、飯綱町の一人当たり医療費は、昨年より減少し、81 万 7,708 円で県平均の 83 万 8,973 円を 2 万 1,265 円、率にして約 2.5% 下回っています。県内では 39 番目とちょうど中間に位置しています。今後、団塊の世代が 75 歳を超え被保険者となるにあたり、国の方針である「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」に一層取り組む必要があります。

以上、提案いたしました案件の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（大川憲明） ここで暫時休憩に入りたいと思います。再開は 11 時 15 分とします。

休憩 午前 11 時 04 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き会議を開きます。山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇・説明〕（議案第 67 号）

○保健福祉課長（山浦克彦） 議案第 67 号 令和元年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について説明をいたします。

行政報告書では、342 ページ、決算報告書は、263 ページからになります。行政報告書で、説明させていただきます。

令和元年度の概要ですが、元年度末の総人口は 10,958 人、前年度比マイナス 157 人、1 号被保険者は 4,253 人、高齢化率は 38.8% となり、前年度と比べ人数で 30 人、率で 1.0% の増となりました。団塊の世代が高齢者になったことが大きな要因でございます。元年度は第 7 期事業計画の 2 年度で 3 か年度計画の真ん中です。決算状況は、歳入合計 12 億 469 万 9,848 円、前年度比 100.5%、歳出合計は 12 億 405 万 5,993 円、前年度比 101.5% となっており、歳入歳出差引残高は 64 万 3,855 円です。基金への積立てが 618 万 6 千円で基金総額は 2 億 634 万 3,889 円となりました。

決算状況については、記載のとおりです。

343 ページ、要支援・要介護認定者数では、元年度新規認定者数 130 人で要介護度 3 以上は

微減傾向でした。

第1号被保険者保険料は、10月の消費税率10%の引上げ改定に伴い、住民税非課税世帯の経済的負担の軽減を目的に、第1段階から第3段階の保険料率を引下げました。344 ページ上段ですが、合計1,070人に398万6,400円の公費負担を行いました。

また、台風19号（令和元年東日本台風）による被災申請は、24名で第1号被保険者の保険料22万20円を減免しました。

介護サービスを利用した受給者は延べ7,342人で、対前年比約2%の減少でした。345 ページ上段に各年度の利用状況がございます。居宅サービスは、平成27年度より21%も減っていますが、施設、地域密着型サービスは増えています。下段からの給付費の状況でも確認いただけます。

347 ページ介護予防・生活支援サービス費（総合事業）で新たに通所型Aが2地区と訪問型Dで1地区が事業を始めました。

349 ページから地域包括支援センター費です。350 ページ上段の相談訪問件数があります、相談件数延べ6,189件、実件数639件、訪問件数1,486件でした。権利擁護に関する相談件数は347件、虐待相談件数は285件となっています。

近年、地域共生社会の実現に向け、介護保険法等の法改正がなされ、複雑化、複合化したニーズに対する重層的支援体制の構築が叫ばれています。相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する施策について関係部署・関係機関等と検討を行ってまいります。

以上、介護保険事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

○議長（大川憲明） 続いて、土倉建設水道課長。

[建設水道課長 土倉正和 登壇・説明]（議案第68号・第69号・第70号・第71号）

○建設水道課長（土倉正和） 議案第68号 令和元年度飯綱町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案説明をいたします。

特別会計の決算報告は、決算報告書並びに行政報告書にてご説明いたします。

決算報告書 293 ページをお開きください。歳入合計 3 億 9,374 万 9,224 円、うち一般会計繰入金が基金繰入金 2,500 万円を含み 3 億 3,871 万 6 千円であります。次ページ、歳出合計は 3 億 4,501 万 9,804 円、歳入歳出差引残高 4,872 万 9,420 円です。

行政報告書の 353 ページをお願いします。事業概要ですが、農業集落排水事業は 6 つの処理区と小規模集落排水事業と個別排水処理事業 4 地区の 3 事業から構成されています。町全体の 31.1%の処理人口をカバーしており、85.9%の接続率となっています。

358 ページ、地方債について、元年度元金利子償還額は 2 億 8,215 万 3 千円で、元金利子未償還残高は 26 億 8,698 万 1 千円となり、最終償還年度は令和 21 年度年であります。

次ページ、今後の展望と課題ですが、現在、袖之山地区及び牟礼西部地区を公共下水道へ統合する管路施設工事を繰越事業で実施をしており、令和 2 年度中に完了する予定であります。地方公営企業会計への移行につきましては、資産台帳の整備、企業会計システムの導入、例規整備を行い、令和 2 年 4 月 1 日から適用となっております。

また、農業集落排水事業基金の 2,500 万円は全額取崩し、実質収支額 4,872 万 9 千円を公営企業会計へと引き継いでおります。

今後は、経営の見える化から、適正な料金水準の設定等を行い、健全な事業運営の継続に努めてまいります。

続きまして、議案第 69 号 令和元年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について 提案説明をいたします。

決算報告書 307 ページをお開きください。歳入合計 3 億 4,827 万 1,386 円、うち一般会計繰入金基金繰入金 2,500 万円を含み 1 億 6,359 万 6 千円であります。次ページ 歳出合計は 2 億 9,793 万 8,608 円、歳入歳出差引残高 5,033 万 2,778 円です。

行政報告書の 360 ページをお願いします。事業概要ですが、鳥居川水系の水質保全を目的とした事業で、町全体の 58.2%の汚水処理人口をカバーしており、接続率は 93.5%となっています。

365 ページ、地方債について、新たに起債 3,160 万円を発行したことにより、元利未償還額

は14億5,041万2千円であります。元利償還額は、1億5,993万円となり、償還最終年度は令和32年度です。

同ページ、今後の展望と課題ですが、稼働開始から21年が経過し、経年劣化による機器類の故障が発生してきており、今後ますます修繕費等の増加が懸念されますので、管理委託業者と綿密な打ち合わせを行い、修繕・交換に努め、経費の削減を図ります。元年度、処理場の耐震診断を実施し、その結果として耐震化補強工事が必要と診断されましたが、農集排の公共下水道への統合を優先させ、令和2年度から耐震工事を国庫補助事業で実施する予定であります。

次ページをお願いします。農集排施設の統合に伴う工事費で3,160万円を起債し、令和2年度では工事費の精算分1億1,840万円の発行を予定しております。地方公営企業会計への移行につきましては、移行業務を引き続き実施し、農集排と同様に、令和2年4月1日から適用となっております。

また、飯綱公共下水道事業基金の2,500万円は全額取崩し、繰越分を除くと実質収支額4,123万2,778円を公営企業会計へと引き継いでおります。

続きまして、議案第70号 令和元年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案説明をいたします。

決算報告書321ページをお開きください。歳入合計が1,774万3,083円、一般会計繰入金270万円、繰越金1,504万3,083円であります。次ページ、歳出は1,335万3,990円で、平成30年度繰越事業とした、東黒川原田地区内の道路部分の買取りに係る公有財産購入費で1,288万円、分譲予定地の分筆業務委託47万3,990円で、歳入歳出差引残高438万9,093円です。

行政報告書367ページをお願いします。今後の課題ですが、喫緊の課題である人口増対策に対応するべく、町有地を活用した住宅建設が有効な手段と考え、原田地区の造成に着手しました。引き続き令和3年度までの若者定住住宅の建設、個人向け住宅地分譲を計画的に実施してまいります。

続きまして、議案第71号 令和元年度飯綱町水道事業会計決算の認定について提案説明をいたします。

水道会計は旧村単位で管理運営をしておりますので、地区ごとの決算を申し上げます。

決算報告書の 340 ページをお開きください。まず牟礼地区の収益的収入及び支出です。収入・水道事業収益 2 億 763 万 8,213 円、支出・水道事業費用は 1 億 7,851 万 3,514 円です。次ページ、資本的収入は 886 万 6,580 円、資本的支出は 6,873 万 895 円で、不足額 5,986 万 4,315 円は、損益勘定留保資金で補てんをしました。

342 ページをお願いします。三水地区の収益的収入及び支出です。収入・水道事業収益 1 億 3,042 万 8,334 円、支出・水道事業費用は 1 億 1,349 万 6,444 円です。次ページ、資本的収入は 517 万 9,200 円、資本的支出は 6,508 万 446 円で、不足額 5,990 万 1,246 円は損益勘定留保資金で補てんをしました。

事業報告ですが、333 ページをお願いします。牟礼地区の工事等概要は、集合并送水ポンプ更新工事で 216 万円、平出三本松消火栓設置工事で 690 万 8,000 円、第六配水池フロート弁更新工事で 122 万 400 円等です。

三水地区は、三水浄水場油分計更新工事で 1,047 万 6,000 円、三水浄水場パック注入制御機能増設で 291 万 6,000 円、国道 18 号線深沢歩道内配水管布設工事で 277 万 2,000 円等です。

334 ページをお願いします。業務量を全体で説明をさせていただきます。年度末給水人口は 10,864 人で前年比較 172 人の減少です。総有収水量は前年比較 31,080 m³、3.1%の減でした。また、1 人 1 日の平均給水水量は 243ℓで、前年より 4ℓ減少しています。有収率は 66.6%でした。

337 ページをお願いします。企業債の元金償還額は、9,350 万 3,101 円、利子償還額は 2,195 万 5,545 円、年度末元金残高は、10 億 8,441 万 1,443 円となっており、最終償還年度は、令和 17 年度です。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長（大川憲明） 続いて、大川病院事務長。

〔病院事務長 大川和彦 登壇・説明〕（議案第 72 号）

○病院事務長（大川和彦） 議案第 72 号 令和元年度飯綱町病院事業会計決算についてご説明いたします。

決算報告書 369 ページからご覧ください。

はじめに、372 ページをお願いします。Ⅰ 決算書・財務諸表、1 決算報告書になります。(1) 収益的収入及び支出をご覧ください。こちらは税込数値となっています。収益的収入の計は、21 億 4,423 万 3,297 円、収益的支出の計は、21 億 4,124 万 5,202 円となりました。続いて、373 ページです。(2) 資本的収入及び支出ですが、資本的収入の計は、2 億 2,541 万 5,000 円、資本的支出の支出計は、3 億 6,786 万 4,435 円となりました。373 ページの下段に記載のとおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額、1 億 4,244 万 9,435 円は、過年度及び当年度損益勘定留保資金で補填してございます。収益的収入及び資本的収入には、町からの繰入金、他会計負担金となりますが、3 億 6,400 万円が含まれております。内訳は、3 条予算（収益的収入）に、2 億 1,299 万円、4 条予算（資本的収入）に、1 億 5,101 万円という配分になっております。

続いて、374 ページ、2 損益計算書になります。1 の決算報告書では税込の数値でしたが、損益計算書では税抜額になっております。1 医業収益、2 介護収益、4 医業外収益の収入計が 21 億 3,439 万 7,422 円、3 医業費用、5 医業外費用の支出計は 21 億 1,593 万 4,504 円となり、経常利益は、1,846 万 2,918 円となりました。なお、6 特別利益、7 特別損失はございませんので、当年度純利益も同額の 1,846 万 2,918 円となっております。前年度決算額との単純比較では、590 万 4,993 円の減少となりましたが、2 年連続で黒字決算となりました。

続いて、376 ページをお願いします。5 貸借対照表になります。資産の部、2 流動資産、現金預金でございますが、2 億 1,992 万 4,118 円で、377 ページ、キャッシュフロー計算書の末尾にありますように、期首残高に比べ、1 億 626 万 2,951 円の減少となっております。

次に 381 ページをご覧ください。Ⅱ 事業報告、1 概要について報告いたします。(1) 総括事項でございます。令和元年度は、地域医療構想に係る全国 424 病院の実名公表、台風 19 号による被災等の支援、更には 12 月以降に感染拡大が心配された新型コロナウイルス感染症が大きな出来事として挙げられます。詳細は記載のとおりとなりますのでご覧いただきたいと思っております。

年度末には、当院で 31 年間という長きに渡りご尽力いただいた北山名誉院長が定年を迎えら

れ退職となりました。長年医療行政に携われ、当院の運営にあたられた功績は誠に多大でございませう。引き続き非常勤医師として勤務いただきます。元年度では、常勤医師1名の入職がありました、医師を始めとする医療人材不足はまだ解消されていませんので、今後も取り組みが必要でございませう。

385 ページ、2 工事（2）、（3）に工事の概況を示してございませう。

387 ページ、3 業務（1）事業量、こちらは事業の業務量を記載してございませうのでご参照いただきたいと思ひませう。

389 ページ、4 会計です。（1）主要備品の整備については、13 種 24 式の整備を行ひませう。主な物は、セントラルモニター、多用途透析用監視装置、臨床検査システム等でございませう。合計 3,577 万 7 千円です。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（大川憲明） 以上で説明を終了します。

山本代表監査委員より、決算審査意見書の報告をお願ひいたします。山本代表監査委員。

〔代表監査委員 山本孝利 登壇・報告〕（決算審査意見書）

○代表監査委員（山本孝利） それでは、令和元年度飯綱町各会計決算審査意見書を申し上げます。計数につきましては、説明がありましたので要点のみを申し上げます。

第1 審査の概要、4 審査の結果。審査に付された飯綱町一般会計、特別会計、企業会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、適正であるものと認定しました。また、現金、預金及び各基金の残高や運用状況を示す書類の計数について、関係帳簿並びに証拠書類と照合した結果、符合しており誤りのないことを確認しました。

第2、一般会計決算。本年は、5月に年号が平成から令和へと変わり、大きな節目となった年でありましたが、2期目の峯村町政もいよいよ3年を経過し勝負の年を迎えつつあります。昨年には長年にわたり大きな懸案であったスキー場問題の解決を果たし、後顧の憂いをなくし

て町政に打ち込めるようになりました。峯村町政誕生以来、強力に進めてきた地方創生関連の施策は仕上げの時期を迎えつつありますが、この間に完成した施設は多く、これらの施設の活用いかんでは、豊かな郷土作りの大きな力になると思います。施設のハード完成に引続き、住民福祉の向上、地域振興、移住人口の増加などに十分活かせるようなソフト部分の事業充実が必要です。地方創生はハード部分の完成によって終了するものではなく、いわば今後の有効活用を図ることが終着点の無いエンドレスの重要施策です。地方創生のハード事業の財源は国の資金が大半で、一般財源の負担は少なくて済みましたが、施設の今後の維持管理費は飯綱町で持たなければなりません。これらの負担をどうするか、今後工夫が必要です。合併以来の懸案であった新庁舎の建設はいよいよ本格的に動き出しました。建築業者が決定し、あとは完成を待つばかりです。立派な庁舎が出来ますように慎重に見守るとともに、完成後の引っ越し等に万全の準備を願います。峯村町政の目標である「日本一のリンゴの町」、「日本一女性が住みたくなる町」について事業実施が進んでいますが、町が見込む値には達成状況が未だしの感があります。確実な実行の困難な目標ではありますが、飯綱町にとってはどうしても実現したい目標ですので、具体的な成果の上がるよう頑張ってくださいと思います。飯綱町の基幹産業は農業ですが、3年続きで低迷する農業所得の向上を図ることが喫緊の課題です。儲かる農業を実現するには、行政と農家が知恵を出し合って努力することが必要です。リンゴ栽培は儲かる事業ですが、栽培者の高齢化や跡継ぎ問題で栽培をやめる人が増加、先細りになることが目に見えています。法人組織によるリンゴ栽培への進出がカギになるものと思われまます。令和元年度の行政施策は執行率の低いものが若干見受けられますが、おおむね手堅く執行されており、地方交付税や繰越金等の増加・経費の節約等により実質収支額では5億2,500万円の黒字額となりました。剰余金は財政調整基金に3億円を積み立てることとし、さらなる財政基盤の強化に役立てられました。これは昨年に引続く好決算であり、関係者の皆様に謝意を表します。特別会計・企業会計とも、すべて黒字決算となり、飯綱町全体としても好決算と認められます。新型コロナウイルス感染が世界を席卷し、日本でも大問題となっています。幸い飯綱町では1人の患者も出ておりませんが、感染の脅威が無いわけではありません。また、日本国内の経済の

混乱は大きく、この影響が飯綱町でも大いに心配されるところです。感染防止に向けて万全の態勢を取るとともに地元経済への影響を注視し、対策に怠りなきようお願いいたします。

第2、1 一般会計決算の概要。歳入は予算額 96 億 2,900 万円に対し、決算額は 90 億 5,800 万円となり 5 億 7,100 万円の減収となりました。主な要因は、町債額が 3 億 6,800 万円の減額、及び事業繰越による国庫支出金の減少 2 億 5,000 万円等であり問題はないと思われます。一方、歳出の決算額は 84 億 3,200 万円で予算額に対し 11 億 9,700 万円の減額で、翌年度繰越額が 5 億 4,800 万円、不用額が 6 億 4,900 万円となっています。執行率、予算額に対し 87.6%、決算額に対し 93.1%。不用額は各費目にあり、経費の節約等によるものは評価しますが、予算額の執行に問題はなかったか、しっかり検証してください。何はともあれ、歳入歳出差引額 6 億 2,500 万円の黒字、翌年度繰越額 1 億円を差し引いた実質収支額は 5 億 2,500 万円となったことは、誠に喜ばしいことで財政状態改善の大きな力となっており好決算と言えます。

第2、3 歳出の部、(1) 性質別、(ア) 人件費。総額 10 億 2,200 万円、対前年度 200 万円、0.2%増。職員数は令和 2 年 3 月末で 6 名減の 122 名で大幅な減少となりましたが、期中の職員数はほぼ前期並みで、人件費もほぼ前期並みでした。3 月末の退職者が多く出ましたが、人材の配置や補充等適切に執行願います。働き方改革等により人件費の増加が懸念されますが、新規採用など、それにとらわれることなく、より良い町づくりの為に人材の確保には留意願います。

(コ) 繰出金。総額 9 億 4,500 万円、総額で 3,900 万円の減少となりました。主な要因はスキー場事業への持ち出が無くなったことによります。他はほぼ横ばいであり、満足のできる結果だと思えます。更なる縮減を期待します

(2) 目的別、(ア) 議会費。おおむね予算は手堅く執行され、執行率は高水準です。残念なのは政務活動費の活用に問題が発生し、活動費の執行率が低水準だったことです。今後は活発な活動を期待します。研修などで遠隔地へ出かける際は、事故等も懸念されますので公共交通機関の使用を原則とし、自家用車の使用は極力しないようにと考えます。

(イ) 総務費。執行率の低いものの中に、職員研修費 52.1%があります。業務繁多で難しい

かとは思いますが、予算の趣旨を生かして職員の研修費については存分に活用して頂きたくったと思います。業務の高度化や専門化が進展する中で、職員の質を高めることが重要な課題です。ふるさと創生事業等企画関係の事業は仕上げの時期になって来ています。施設の整備はほぼ完了しましたので、地域振興・住民福祉の向上にむけてソフト面を充実させる必要があります。一層の工夫・努力を望みます。住もうプロジェクト事業の相談や移住実績は芳しくありません。新たに発足させた「人口増推進室」の趣旨を生かして、実績が上がるよう願います。ふるさと応援寄付金は昨年度を大きく上回りました。返礼品などに若干の問題もあるようですが、財政の一助になることはもとより地域振興のためにも、なお一層の努力・工夫を望みます。

(エ) 衛生費。執行率が低い事業も散見されますが、全体の執行率、不用額とも期待水準をクリアしています。しかしながら住民の健康に直結する健康増進関係の事業や各種検診事業の利用率が上がっておらず、執行率が低くなっています。健康寿命を延ばし、住みよい郷土を築くためには重要な事業ですので、周知徹底等に一層の工夫・改善を図ってください。

(カ) 農林水産業費。飯綱町の果樹栽培の現状をみますと、栽培者の高齢化、後継者難等の問題が表面化してきており、産出量の減少は避けて通れない問題となっております。これらの問題を解決する施策の立案と強力な実施が必要です。農業は飯綱町の基幹産業ですが、農業所得は平成29年度に大きく落込んで以来、今年度も回復しませんでした。農業所得の向上をめざして、皆で知恵を絞り施策にその知恵を反映して欲しいと思います。飯綱町の豊かな農業や産業を実現する施策の一つとして、飯綱町ふるさと振興公社を真に農業のためになる組織に再編成する必要があると考えます。

(キ) 商工費。農業と商工業は、飯綱町の発展を支える言わば車の両輪だと思いますが、予算額の差は歴然としており、農業費9億5,000万円に対し商工費はわずか、1億2,800万円と7倍もの差があります。商工費にも、もう少しお金をかけて、町内の商工業の発展を図るとともに、企業の誘致を図ることが望ましいと考えます。最近、町内に進出してくれた八幡屋磯五郎や山本食品、凸版印刷、スキー場を買収してくれたファースト・パシフィック・キャピタル（現地の子会社は飯綱東高原観光開発(株)）等の業者はもとより、既に地元で基盤のあるサン

クゼールやミスズライフ等の業者を大事に育てていくことが大切だと考えます。念願の三本松の直売所は完成しましたが、規模としては中途半端で扱う商品も農産物のスペースは狭く、現段階では将来目指している道の駅には程遠いように感じます。

(コ) 教育費。翌年度繰越額は、小学校と中学校の情報システムの工事が間に合わず繰越したものです。全体の執行率が低いのは多額な繰越額と不用額によるもので、問題はないと思われます。昨年度繰越した小・中学校の空調設備は無事にシーズン前に完了しました。予算より2,700万円ほど不用額とすることが出来ました。また、小・中学校の需用費で700万円、扶助費700万円の不用額が出たことによる節約に感謝しますが、扶助費につきましては慎重に取扱い願います。その他の不用額は、加配の教師や臨時職員の賃金1,600万円、需用費や委託料など約2,000万円、職員の給料300万円等です。全般に経費の節減に努力して頂き感謝致します。執行率90%未満の事業が散見されますが、多くは事業の参加者の不足や大会の中止によるもので問題ないと思われませんが、予算編成時の趣旨に則り、できるだけ執行率を上げるよう努力願います。文化財保護費事業の執行率が81%と低くなっていますが、町内に散在する貴重な樹木の指定と保護をお願いします。学校教育で懸念されることは、不登校の児童が増えてきていることです。解決が困難なことは承知しておりますが、引続き丁寧な対応をお願いします。いじめについても、万全な態勢をとり丁寧・迅速な対応をお願いします。

(4) 地方債の状況。多世代交流施設建設整備費などの合併特例債2億9,800万円、地方創生関係1億3,700万円、防災無線デジタル化3億円、原田地区町営住宅6,000万円、臨時財政対策債1億5,100万円等の起債額が合計で11億5,500万円と大幅に増えました。一方の返済額が8億6,300万円でしたので、年度末の地方債の残高は2億5,900万円増加し73億9,300万円となりました。今後も新庁舎や子育て支援センター、農産物加工所等の建設が予定されていますので、しばらくは町債の増加は避けられず懸念材料ではありますが、建設した設備は財産として残りますし、豊かな飯綱町を築く為に必要な施設ですので、過大な心配はないと思われま。合併特例債や国の補助金などをうまく使って資金調達に工夫を凝らし、起債はできるだけ減らすよう努力願います。合併特例債の残り枠、10億4,900万円です。

(9) 資金運用状況。歳計現金の運用収益は5万5千円、基金の運用収益は876万9千円、運用収益合計は882万4千円。超低金利の現状では良くやっただきました。平成29年度より基金の運用先を証券会社などに拡大しました。その結果、大幅な運用利益を挙げることが出来ました。高金利で運用できて誠に結構ですが、運用状況の把握に万全を期し、安全性を第一に、収益性を見極めながら慎重に運用願います。

(10) 健全化判断比率の状況。実質赤字比率、連結赤字比率はいずれも黒字ですので該当はありません。実質公債費率は9.1%で前年度と比較して0.1%悪化しましたが、早期健全化基準25%を大きく下回っているほか、将来負担比率もマイナスです。特別会計、公営企業会計すべて資金不足はなく、飯綱町の現状は「健全段階」と評価されます。

第3特別会計決算、1国民健康保険事業。歳入面では、保険税はほぼ横ばい、県支出金は4,700万円の増、繰入金は400万円の減等でトータル3,700万円の増となりました。歳出面では保険給付費が4,600万円の増、事業納付金が2,200万円の増、総務費その他が2,000万円の減、基金積立が3,000万円の増、トータルで7,800万円の増となりました。差引額は4,000万円となり、4,100万円の減となりましたが、基金積立の3,000万円を考慮すれば、1,200万円の減となります。減益とはいえ立派な成績で基金も3,000万円の積立で1億4,500万円となり、しばらくは安定した健全経営が出来るものと思われまます。不能欠損額が2万9千円とほぼ0に近くなりました。ご苦労様でした。

2後期高齢者医療。歳入面では保険料が600万円の増となりましたが、繰入金300万円の減少でトータルでは200万円の増加となりました。歳出面では広域納付金の増加200万円のほかは横ばいで、トータルでも200万円の増加となりました。その結果、かろうじて50万円の黒字となりました。被保険者1人当たりの医療費は81万7千円となり、前年度より7千円減少し、県の平均83万9千円を下回り、高い方から39番目となりました。もう少し頑張りたいところです。今のところは健全経営を維持しておりますが、団塊の世代が75歳以上になるのを目前に控え、後期高齢者医療特別会計の負担はますます重くなることが予測されます。今後も医療費削減のため健康寿命を延ばすための対策の強化を願います。

3 介護保険事業。歳入面が横ばいであったのに、歳出面で保険給付費が 2,300 万円の増加となったことにより、わずか 100 万円の黒字決算と減益になりました。未だ 600 万円の基金積立を行うなど多少の余裕はありますが、年々厳しさを増してきている決算状況のなかで、とうとうギリギリのところまで来てしまいました。これから 75 歳を超える団塊の世代が間近に控えているだけに、先行きが懸念されますが、基金残高が 2 億 6,300 万円もあることは心強い限りです。有効に活用願います。保険料の収納率は年々上昇していますが、不納欠損額は大きくなってきています。コロナ騒ぎで徴収は困難だと思いますが頑張ってください。

5 農業集落排水事業。当特別会計は、もともとランニングコストを料金収入で賄えないという事業ですので、一般会計からの繰入金、地方債の返済資金のみならず、事業資金の足りない分も必要となります。公共下水道への統合を急ぐなどの対策による改善策が必要ですが、その一環として令和 2 年度に袖の山地区と牟礼西部地区を飯綱公共下水道へ統合する予定となっています。また、当特別会計は令和 2 年度より、飯綱公共下水と特別会計統合して、企業会計へ移行する予定です。おおきな効果を期待するところです。

6 飯綱公共下水道。支出面では、維持管理費がストックマネジメントや耐震設計等の事業が終了したことにより 3,500 万円も減少、総費用も 3,800 万円の減少となりました。従って、収支差益は 2,600 万円の増益となりました。資本的収支では相変わらず地方債の負担重く、1 億 5,600 万円の赤字となりましたが、収益的収支の黒字により、賄うことができました。

8 訪問看護ステーション。優良な特別会計ではありますが、残念ながら、現状ではわずかではありますが、事業費用を事業収益で賄えておりませんので、繰越金を食いつぶす結果となっております。出来得ればもう少し頑張っていたいただければ幸いです。高齢化がますます進展するなかで、国の在宅介護重視への方針転換をみるまでもなく、訪問看護ステーションの重要性は増すばかりです。そんな中、昼夜を問わずご活躍をいただいている皆様に深く謝意を表します。

第 4 企業会計決算、1 飯綱町病院事業会計。総評。コロナ騒ぎで困難が増し、収入が停滞する中で、経費等の削減により黒字決算としたことは、賞賛に値します。伊藤病院長はじめ関係者の皆様のご努力に感謝いたします。このような状況が継続できれば、病院はもとより飯綱町

にとっても誠に喜ばしいことです。慢性的な医師不足、人口の減少、設備の老朽化等の困難な経営環境の中で、病院経営の向上を図ることは誠に厳しい状況ではありますが、引続き多大なご努力を期待いたします。今期は入院患者が横這いであったものの、外来患者は前年に比べて減少が顕著です。要因を究明し対策を講じてほしいと思います。

2 飯綱町水道事業会計。総評。給水人口の減少というアゲンストの風が吹く厳しい条件の中ですが、未だに一般会計の補助金に依存する体質から脱却はしておりません。しかしながら収支は安定してきており、期間損益については心配のないようになって来ております。ただし、設備の老朽化が進展する中で、補修費用の増大は避けられない状況も迫っています。特に牟礼地区では、有収率が 61.1%と極めて低い水準になっており、漏水が大規模に起こっていることが推測され、原因の究明と対策に万全を期してもらいたいと考えます。また、小玉の水管橋の改築は次年度に繰越となっておりますが、多額の工事費が必要とされ憂慮されます。しなの鉄道が相手だけにいかんともしがたいようですが、増工にだけはならないようよろしくお願い申し上げます。今後、多額になると予想される浄水場や管路の補修費の調達の手しになるように料金改定等による増収策を考える時期が到来しているものと思われまます。また、日頃から未収金の徴収業務には大変な努力をいただいておりますが、牟礼地区で 701 万円、三水地区で 272 万円、合計 973 万円の過年度未収金を抱えておりますので、一層の徴収努力を願います。

雑ぱくでございますが、以上でございます。

○議長（大川憲明） 以上で決算審査意見書の報告を終わります。

ここで暫時休憩に入りたいと思います。再開は 13 時 10 分でお願いします。

休憩 午後 0 時 07 分

再開 午後 1 時 10 分

◎議案第 73 号の上程、説明、付託

○議長（大川憲明） 休憩前に引続き会議を開きます。日程第 17、議案第 73 号 令和 2 年度飯綱町一般会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（議案第 73 号）

○総務課長（徳永裕二） それでは、議案第 73 号 令和 2 年度飯綱町一般会計補正予算第 4 号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算第 4 号は、本年度の普通交付税の決定、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、以降「臨時交付金」という言い方をさせていただきますが、この第 2 次分、令和元年度決算を踏まえての繰越金等、これらを主な財源とした補正予算でございます。この内、臨時交付金第 2 次分については、議員の皆様からご意見をいただく中で、庁内横断的に事業内容を検討し、今回の補正予算に計上させていただきました。このようなプロセスを経てまいりましたので、皆様からのご意見がどのように反映されたか見比べていただくように、議員の皆様からのご意見を議会事務局がまとめた資料と、今回提案しました補正予算の内、臨時交付金に係る事業の一覧表を、補足資料として本日お配りさせていただきました。

それでは、議案書並びに議案の提案説明書 3 ページから、あわせて臨時交付金事業一覧表をご覧ください。補正の概要でございますが、既定の予算額に 7 億 294 万 7 千円を追加し、補正後の予算額を 105 億 4,634 万 9 千円とするものでございます。また、7 月豪雨災害に係る災害復旧事業債の追加、臨時財政対策債の確定等に伴う地方債の補正を計上しております。

では、歳入をご覧ください。主なものを申し上げます。本年度の普通交付税が決定しましたので、10 款地方交付税で 3 億 5,368 万 7 千円。臨時交付金の第 2 次分、災害復旧事業費補助金等、14 款国庫支出金で 2 億 2,806 万 9 千円。決算に伴い 19 款繰越金で 8,239 万円。21 款町債で 1,600 万円、それぞれ増額しております。

歳出では、臨時交付金の対象事業として、一覧表のとおり 21 事業、1 億 5,776 万 1 千円を計上、そのほか、財政調整基金積立金、地方道改修費、防災対策費、災害復旧費、予備費等を増額しております。

歳出の主な内容を款別に申し上げます。提案説明書 5 ページからご覧ください。臨時交付金の対象事業にはアンダーラインを付けてございます。

総務費につきましては、臨時交付金の対象事業として、区組の集会所等感染症対策、避難所等感染症対策、旧牟礼西小のコワーキング改修など、一覧表 1 から 6 の 6 事業 3,410 万 2 千円を、そのほか、財政調整基金積立金で 2 億円、6 ページ、公共交通利用促進事業で長電バス牟礼線の赤字補てん 800 万円、社会保障・税番号制度システム整備等の関係で、住民基本台帳費の委託料 262 万 9 千円、戸籍事務費の委託料 642 万 4 千円を増額。

6 ページから 7 ページ、民生費では、臨時交付金の対象事業として、福祉避難所物品等購入、福祉送迎車両飛沫防止対策、保育園バスの密防止など、一覧表 7 から 14 の 8 事業 1,573 万 6 千円を、そのほか、児童クラブ一般管理費で、新型コロナ対策に関する費用 481 万 2 千円を増額。

7 ページ、衛生費では、臨時交付金の対象事業として、一覧表 15 の飯綱病院新型コロナ対策で 3,700 万円を、そのほか、し尿処理調査事業で 466 万 4 千円を増額。

7 ページから 8 ページ、農林水産業費では、臨時交付金の対象事業として、一覧表 16、17 のアップルミュージアム感染症対策、農産物等販売促進支援で 3,000 万円を増額。

8 ページ、商工費では、臨時交付金の対象事業として、一覧表 18 の天狗の館感染症対策で 2,500 万円を増額。

土木費では、補助事業内示により、橋梁長寿命化修繕事業の委託料・工事請負費で 1,800 万円、地方道改修費の工事請負費で 3,200 万円を増額。

消防費では、防災対策費で、債務負担で行っています防災行政無線整備の本年度分工事請負費 5,600 万円を増額。

8 ページから 9 ページ、教育費では、臨時交付金の対象事業として、一覧表 19 から 21 の小学校、中学校における感染症対策で計 1,592 万 3 千円を増額。

9 ページ、災害復旧費につきましては、7 月の豪雨災害関連など 6,844 万円を増額し、予備費を 1 億 432 万 4 千円増額いたしました。

以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） お諮りします。

ただいま議題となっています議案第 73 号は、質疑を省略し、予算決算常任委員会に付託し審

査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 73 号 令和 2 年度飯綱町一般会計補正予算（第 4 号）は、予算決算常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 74 号から議案第 78 号の一括上程、説明

○議長（大川憲明） お諮りします。

日程第 18、議案第 74 号 令和 2 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、

日程第 19、議案第 75 号 令和 2 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）、

日程第 20、議案第 76 号 令和 2 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、

日程第 21、議案第 77 号 令和 2 年度飯綱町病院事業会計補正予算（第 2 号）、

日程第 22、議案第 78 号 令和 2 年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第 1 号）、

以上 5 件は補正予算案件であります。

ついては、一括して 5 件の提案理由の説明を求め、最終日 9 月 24 日に質疑・討論・採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認めます。

議案第 74 号から議案第 78 号の提案理由の説明を求めます。

梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇・説明〕（議案第 74 号・第 75 号）

○住民環境課長（梨本克裕） それでは、議案第 74 号 令和 2 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

議案書及び議案の提案説明書 9 ページ下段をご覧ください。議案の提案説明書により説明させていただきます。

補正予算の概要でございますが、補正前の予算額 12 億 9,827 万 3 千円に歳入歳出それぞれ 4,032 万 5 千円を増額し、補正後の予算額を 13 億 3,859 万 8 千円とするものです。

主な補正内容でございますが、歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による令和元年度分税額の減免に対する財政支援として県支出金で 60 万円の増、基幹系システム変更のための繰入金として 38 万 2 千円の増、前年度繰越金額が確定したことにより 3,934 万 3 千円を増額するものでございます。歳出につきましては、総務費に 38 万 2 千円、諸支出金で令和元年度保険税の還付金として 60 万円の増、予備費に 3,934 万 3 千円を増額するものです。

続きまして、議案第 75 号 令和 2 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

議案書及び議案の提案説明書 10 ページ上段をご覧ください。議案の提案説明書により説明させていただきます。

補正予算の概要でございますが、補正前の予算額 1 億 6,219 万 9 千円に歳入歳出それぞれ 36 万 8 千円を増額し、補正後の予算額を 1 億 6,256 万 7 千円とするものです。

主な補正内容でございますが、歳入につきましては、基幹系システムの切り替えに伴うものとして、一般会計から繰入金として 16 万 1 千円、前年度繰越金額が確定したことにより 20 万 7 千円を繰越金にそれぞれ増額するものでございます。歳出につきましては、基幹系システムの切り替えに伴うものとして、消耗品費に 12 万 8 千円、一部事務組合負担金に 3 万 3 千円、予備費に 20 万 7 千円それぞれ増額するものです。

以上、提案いたしました案件の説明といたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） 続いて、山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇・説明〕（議案第 76 号）

○保健福祉課長（山浦克彦） 議案第 76 号 令和 2 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第

2号) について提案説明をいたします。

議案書並びに提案説明書の10ページ下段をご覧ください。

補正概要ですが、今回1,086万8千円を増額して補正後の予算額を12億7,988万円とするものです。

主な補正内容ですが、歳入では、令和元年度の清算による追加交付金として介護給付費負担金で393万6千円、地域支援事業費補助金(現年度分)で9万9千円、地域支援事業費補助金(令和元年度の清算による追加交付金)で524万8千円、繰入金で94万3千円、前年度の決算による繰越金(歳入歳出差引残高)を64万2千円とするものです。

また、歳出では、総務費・地域支援事業へ104万1千円、介護給付費準備基金積立金へ931万8千円、令和元年度地域支援事業(支払基金)負担額の確定により還付金を50万9千円とするものです。

以上、介護保険事業補正予算(第2号)の説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長(大川憲明) 続いて、大川病院事務長。

[病院事務長 大川和彦 登壇・説明](議案第77号)

○病院事務長(大川和彦) 議案第77号 令和2年度飯綱町病院事業会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

議案書並びに議案の提案説明書11ページ上段を併せてご覧ください。議案の提案説明書によりご説明申し上げます。

補正の概要ですが、病院事業収益、病院事業費用にそれぞれ、43万2千円を増額し、23億9,789万8千円にするものでございます。資本的収入収支には、それぞれ1,200万円を増額し、資本的収入は2億1,835万9千円に、資本的支出は、3億3,716万2千円にするものでございます。

主な補正内容は、事業収益では、新型コロナウイルス感染症対策による医業収益の減補正と他会計負担金の増補正でございます。詳細は議案書7ページを併せてご覧ください。

医業収益で 2,500 万円の減収を見込み、医業外収益で一般会計からの繰入金 2,500 万円と県費補助金 43 万 2 千円を増額するものでございます。県費補助金は、新型コロナウイルス感染症に係る防護服等の費用の補助でございます。

事業費用では、県費補助事業（新型インフルエンザ等患者入院医療機関設備整備事業）による診療材料購入費の増補正になっております。

資本的収入は、新型コロナウイルス感染症対策費の増による他会計負担金増補正、資本的支出は、新型コロナウイルス感染症対策費の増による工事請負費と備品購入費の増補正となります。詳細は、新型コロナウイルス感染症に係る抗原検査を可能とする検査機器の整備及び透析装置、歯科器械の整備に充てるものでございます。工事請負費は発熱外来診察室の整備に係るものでございます。

補正内容は全てが新型コロナウイルス感染症対策に係るものとなっております。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（大川憲明） 続いて、土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇・説明〕（議案第 78 号）

○建設水道課長（土倉正和） 議案第 78 号 令和 2 年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第 1 号）の提案説明をいたします。

提案説明書の 11 ページ下段をお願いします。主な補正内容ですが、収益的収入支出で、収入は、固定資産台帳整備の完了から、固定資産額が確定したことにより、長期前受金戻入等 2,185 万円の増額、支出で、営業費用の総係費で 119 万 6 千円、減価償却費を 5,580 万 1 千円の増額、資産減耗費 2,764 万 7 千円、特別損失 400 万円、予備費 350 万円を減額して、収入支出それぞれ 2,185 万円の増額といたします。

次ページ、資本的収入支出で、収入は、公営業適用債 1,290 万円の増額、県道工事の補償費で 3,072 万 3 千円の減額、支出で、県道工事の水管橋管路架け替え工事請負費が 1,884 万 3 千円の減額であります。

特例的収入支出は、公営企業会計移行に伴い、当初予算では本年度に限っての特例措置とし

て未収・未払金は、見込み額としておりましたが、決算額の確定により未収金 152 万円の増額、未払金が 133 万 8 千円の減額となっております。

起債限度額の補正については、公営企業会計移行経費、袖之山牟礼西部地区の公共下水道への統合事業費で、借入年度である今年度の額の確定により、合計 1 億 6,290 万円の増額であります。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長（大川憲明） 以上で、説明を終了します。

◎議案第 79 号 上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 23、議案第 79 号 損害賠償の額の決定についてを議題とします。

本案について提案理由を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（議案第 79 号）

○総務課長（徳永裕二） 議案第 79 号について、ご説明申し上げます。

議案書並びに議案の提案説明書 12 ページ中段をご覧ください。

事故の概要ですが、発生年月日は、令和 2 年 4 月 10 日で、発生場所は、飯綱町大字〇〇〇〇番〇〇でございます。

相手方は、〇〇〇、〇〇〇さんです。

発生状況でございますが、別荘の管理業務を委託している事業者より、山林からの倒木により、別荘の外壁及び煙突が破損している旨の連絡があり、確認したところ町が所有管理する山林からの倒木によるものと判明したものでございます。別荘のため当時住人はなく、けが人はありませんでしたが、家屋を破損したことによる損害賠償でございます。

損害賠償の額は、61 万 9,300 円。

地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数。

したがって、議案第 79 号 損害賠償の額の決定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 80 号上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 24、議案第 80 号 物品購入契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由を求めます。土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇・説明〕（議案第 80 号）

○建設水道課長（土倉正和） 議案第 80 号 物品購入契約の締結について提案説明をいたします。

提案説明書の 12 ページ下段をお願いします。

事業名は、令和 2 年度社会資本整備総合交付金凍結防止剤散布車購入事業です。

事業内容は、凍結防止剤散布車購入 1 台であります。

契約の方法は、指名競争入札です。

契約金額は、1,210 万円、消費税込みです。

契約の相手方は、住所 長野市篠ノ井御幣川 1095、氏名 株式会社前田製作所長野営業所 長野営業所長 川上信です。

関係法令は、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び、飯綱町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条です。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数。

したがって、議案第 80 号 物品購入契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 81 号上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 25、議案第 81 号 物品購入契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由を求めます。高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇・説明〕（議案第 81 号）

○教育次長（高橋秀一） それでは、議案第 81 号 物品購入契約の締結について提案理由をご説明させていただきます。議案書及び議案の提案説明書 13 ページ下段をご覧ください。

はじめに、議案書をお願いいたします。議案第 81 号 物品購入契約の締結について。次のとおり物品購入契約の締結をしたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び飯綱町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めらる。

1 契約の目的、令和 2 年度飯綱町立小中学校情報機器購入事業。

2 契約の方法、随意契約。

3 契約金額、3,408 万 2,950 円。うち消費税、309 万 8,450 円。

4 契約の相手方、住所 松本市大字笹賀 7941、氏名 富士電機 IT ソリューション株式会社 信越支店、代表者 支店長 高橋和雄。

令和 2 年 9 月 1 日提出、飯綱町長峯村勝盛。

次に議案の提案説明書 13 ページ下段をご覧くださいと思います。事業の内容でございますが、国が進める GIGA スクール構想における、生徒・児童一人一台のタブレット端末の購入事業になります。購入にあたり、長野県教育委員会事務局では、県内自治体が参加する共同調達を推進し、調達仕様を示して市町村に参加募集を行いました。当町では、単独調達より共同調達の方が、価格面、品物の確実な調達が行える等総合的に判断し、共同調達に参加いたしました。県からの依頼により長野県市町村自治振興組合が、7 月 13 日に一般競争入札を行い、落札業者を決定しております。入札までを県で行い、それ以降は各市町村が事務を進めることとなっておりますので、契約方法は随意契約とし本日提案させていただいております。

契約金額は、1 台 4 万 3,978 円の 775 台分、3,408 万 2,950 円、消費税込みとなります。この契約は、タブレット端末の機器のみの購入で、ケース等のオプション、WiFi 接続設定などは別途費用が発生いたします。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数。

したがって、議案第 81 号 物品購入契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎請願の付託

○議長（大川憲明） 日程第 26、請願に入ります。

本日までに受理した請願は、お手元に配付した請願書の写しのとおりです。

所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

◎散会の宣告

○議長（大川憲明） お諮りします。

9月3日の本会議は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて午前9時に開くことにします。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、9月3日の本会議は午前9時に開くことに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 1時42分

令和2年9月飯綱町議会定例会

(第 2 号)

令和2年9月飯綱町議会定例会

議事日程（第2号）

令和2年9月3日（木曜日）午前9時開会

- 日程第 1 議案第62号 令和元年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第63号 令和元年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第64号 令和元年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第65号 令和元年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第66号 令和元年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第67号 令和元年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第68号 令和元年度飯綱町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第69号 令和元年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第70号 令和元年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第71号 令和元年度飯綱町水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議案第72号 令和元年度飯綱町病院事業会計決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（15名）

1番	清水均	2番	風間行男
3番	中島和子	4番	目須田修
5番	瀧野良枝	6番	原田幸長
7番	石川信雄	8番	荒川詔夫
9番	伊藤まゆみ	10番	清水満
11番	樋口功	12番	渡邊千賀雄
13番	原田重美	14番	青山弘
15番	大川憲明		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	峯村勝盛	教育長	馬島敦子
総務課長	徳永裕二	企画課長	土屋龍彦
税務会計課長	永野光昭	住民環境課長	梨本克裕
保健福祉課長	山浦克彦	産業観光課長	平井喜一朗
建設水道課長	土倉正和	教育次長	高橋秀一
飯綱病院事務長	大川和彦	総務課課長補佐	清水純一
総務課課長補佐	藤沢茂行		

事務局職員出席者

事務局長	笠井順一	事務局書記	関竜典
------	------	-------	-----

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大川憲明） 皆さん、おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて行います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第62号の質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第1、議案第62号 令和元年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

一般会計決算の決算認定の質問については、歳出から款ごとに行います。

質疑を行います。

最初に、第1款 議会費、決算書の37ページから39ページ。

質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 進行いたします。

第2款 総務費、決算書の39ページから79ページ。

質疑のある方はおられますか。石川議員。

○7番（石川信雄） 7番、石川です。先日の代表監査委員の報告でもあったんですが、職員研修費の予算執行率が52.1%ということで、長野市と近隣の無料の研修会に出席したことによる研修用旅費及び職員向け研修費用の件と説明があるんですけども、一応、当初予定していた研修のスケジュールというか、件数は達していたんでしょうか。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） おおむね予定しておりました件数等はこなしております。ただ、そこに記載させていただいたとおり、近場の研修に参加しましたので、旅費の削減、また、無料の研修会等に多く参加してございまして、そういった関係で講習料等を削減してきたようなことがありまして、執行率は低くなっているという状況でございます。

○議長（大川憲明） ほかに。伊藤まゆみ議員。

○9番（伊藤まゆみ） 9番、伊藤まゆみです。関連してお聞きいたします。職員研修の関係で、行政報告書の68ページの上段です。より専門的な知識を習得するための長期間の研修への参加や、多くの職員が参加できる工夫など、体制等の整備が課題となっているとあります。体制の整備が課題というのは、確か昨年度も行政報告書に入っていたと思います。昨年度というか、前年度の行政報告書にもあったと思います。昨年度は、この件に関して、何か整備をするための工夫とか手立てを取られたのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。体制整備ということで、できるだけ職員が職場を抜けても、それを補充できる職員体制を取ることになるかと思っております。これにつきましては、昨年度、社会人枠等も設定しまして、職員の採用を多くしてまいりました。そういった形で、職員を多く採用し、きちんと配置をすることによって、職員が抜けても研修に出て行きやすいといった体制整備、そういったことを昨年は少し考えて、職員の採用等もしてきているという状況でございます。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 研修の関連の前段階でお聞きしたいんですけども、確か昨年度も職員の交通事故といいますか、損害賠償の関係が何件か議会にも上がってきました。ここに上程されない、こすったとか、少しぶつけたという件数は何件ぐらいあったのか。まず、お聞かせください。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） 職員の自損事故と申しますか、少し柱にぶつけてしまったとか、そのようなものは数件あるとは思いますが、今、手元に細かい資料がございませんので、よろしければまた委員会等で報告させていただきたいと思いますが、伊藤議員は別の委員会でするので、後ほど調べてご報告させていただくようにします。よろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） やはり、軽微な事故が大きな事故につながる可能性が高くなるという中で、研修に当たるかどうか分かりませんが、適性検査というものが行われるという中で、職員それぞれが持っている自分自身の特性を自覚して運転することによって、事故を減らしていくという取組も行われているとお聞きしており、そういうことも必要になってくるのではないかと考えます。その点については、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） 交通安全については、ことあるたびに職員にも徹底してきているところでございます。今、伊藤議員からお話のありました適性というの、確かに重要な部分かと思えます。適性を判断できるようないい研修等があるようであれば、またしっかり考えてまいりたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長、いいですか。峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 今までの研修というのは、職員の受け持っている担当事務の資質を上げていく、技術を上げていく、知識を上げていくというところに重点を置いて取り組んできたことは間違いございません。

交通事故等々の基本的なことについての研修は、どちらかといえば各自がしっかり自覚してやってもらうのが当然だろうという考え方が主体だったのですが、議員ご指摘のとおり、一昨年にはなりますけれども、残念な事故もございました。そんな意味でも、どういう形で研修を

させていけばいいのか、今後、研究したいと思っております。

○議長（大川憲明） ほかに質疑ありますか。瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 5番、瀧野です。同じく研修の関係をお願いいたします。行政報告書68ページで、接遇研修を62名受けたということですが、長野県では、昨年度末に性の多様性を尊重するための職員のガイドラインというものを策定して、LGBTとか性的マイノリティーの方への対応を職員間で共有するという動きがありました。当町において、例えば役場、病院等々ですが、そういった関係、職員の意識啓発をするという研修などは行われましたでしょうか。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。68ページ22番の接遇研修についてご質問がございましたけれども、その2つ上の、職場のメンタルヘルス対策の中で、若干触れてはきているという状況でございます。

○議長（大川憲明） ほかに質疑ありますか。石川議員。

○7番（石川信雄） 決算書61ページ、未来につなぐ景観プロジェクト事業ですが、こちらも執行率が1.3%ということで、理由が次年度に繰り越して実施することとしたためとあるんですけれども、説明には違いないと思うんですが、次年度に繰り越すことになった理由をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。景観計画でございますが、昨年10月にアンケート調査を実施いたしまして、それから委員会等を開催しているわけでございますが、この景観計画につきましては、1年間で計画を仕上げていくというのはスケジュール的になかなか厳しいということで、できるだけ多くの町民の方から意見を聞いて、実効性のある計画にしたいということで、繰り越して行う予定でございます。

繰り越した後のスケジュールでございますが、令和3年の2月に景観計画の素案を策定して

まいりたいと考えております。今、町としての考え方は、最終的には景観行政団体に飯綱町は移行していきたいということで、景観条例等を来年度議会に提出してまいりたいと考えているところです。以上でございます。

○議長（大川憲明） 石川議員。

○7番（石川信雄） 景観に関しては、県でもガイドラインとかがあり、一応アンケートを取ることは大事かと思えますけれども、町としてのガイドラインを示して事業を進めていくことも大事だと考えています。この点に関して、どう思われますか。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。まずは、アンケート調査をして町民の意見をお聞きしながら、あと景観計画の委員がいらっしゃいますので、委員の意見を聞きながら、町としての考え方をしっかりと計画に盛り込んでいきたいと思っております。

景観行政団体に移行するということは、それなりに町としての景観に対する考え方といったものを、しっかりと計画に盛り込んでいくべきだと考えております。これから委員会等で話をしながら、飯綱町の景観をしっかりと守れるような景観計画にしてまいりたいと考えております。

○議長（大川憲明） 質疑ありますか。青山議員。

○14番（青山弘） 14番、青山弘です。行政報告書の72ページをお願いします。福井団地の簡易郵便局運営事業について、収支の推移を見ますと、予算内には支出額は収まっているんですけども、29年からずっと支出額が伸びているんですが、収入額は減ってきているという状態です。理由は一体何でしょうか。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。72ページの福井団地簡易郵便局運営事業の決算状況にも記載させていただいてございますが、歳入の、簡易郵便局取扱手数料といったものが前年度より減収となりました。主な要因については、貯金の取扱件数が全体で減少となってきました。

いるというようなことです。平成30年と令和元年の比較はこういった状況でございますけれども、やはりその前からこういった状況が出てきていると考えております。

○議長（大川憲明） ほかに質疑ありますか。瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 5番、瀧野です。住もうプロジェクトについてお伺いします。行政報告書101ページですが、移住相談等の実績の中で、入居希望者からの購入、借家の相談が9件あったということで、2件の移住が成立したということは、そのほかはマッチングしなかったのかと思います。その主な原因は、下の課題にある物件不足ということでもいいのかということと、それに対する対策は、今年度でどのようなことをされたのか、お願いします。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、住もうプロジェクトの関係で相談があったうち、移住が成立したのは2件で、なぜあとは移住に結び付かなかったかということは、今、瀧野議員がおっしゃったとおり、住む物件がなかったというのが一番の原因でございます。これについては、今、町でも移住をしてもらえるようなPRをいろいろしておりますが、移住可能な物件がないということを何としてでも喫緊に解決していかなければいけないということで、今、町でも人口増プロジェクト等で、課題を解決できるような方法を考えているところです。

具体的に本年度動き出しているものは、空き家バンクの活用でございます。これについては、これまで空き家の情報を町に出していただいて、それを登録しているだけだったんですけども、今は、宅地建物取引業協会という、いわゆる宅建協会と協定を結びまして、出していた空き家の情報を宅建協会に流して、宅建協会で空き家の間取り図とか写真、所有者と話をして売値とか貸していただける金額とか、そういった情報を明確にして物件として仕立てて、それをPRしていく。そうやって空き家の流動化を進める施策を進めているところです。

2点目としては、建設課で町営住宅等を整備しております。とにかく住める物件を民間と町で準備していくような動きをしているところです。以上です。

○議長（大川憲明） ほかに質疑ありますか。中島議員。

○3番（中島和子） 3番、中島です。行政報告書90ページの文書広報費についてお聞きいたします。この実績を見ますと、市町村の広報コンクール等でもいい成績を収められたということで、決算額が昨年度より100万円ほどアップしていますが、そのためなのかということと、次ページになりますが、課題では通信で連載してきた『飯綱町今昔物語』を単行本化してというような案がございますが、これは町の歴史の大変いい記録になると思います。以前もこんな話があったかと思いますが、今の状況はどうでしょうか。その2点をお聞きします。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、文書広報費の決算額が前年度に比べて100万円ほど上がっている内容でございます。それにつきましては、令和元年度から広報紙の一部カラー化したことと、消費税増分により、印刷費が増加してございます。よろしく申し上げます。

『飯綱町今昔物語』の単行本化でございますが、既に今年度準備を進めておりまして、年内には今昔物語を発刊できる予定で進んでいるところです。以上でございます。

○議長（大川憲明） ほかに質疑ありますか。石川議員。

○7番（石川信雄） 7番、石川です。102ページの地域おこし協力隊員の活用による地域活性化関連事業についてですが、株式会社カンマッセいづなには、サポートするというところで、設立メンバーとして協力隊員2名が手伝っておりました。うち1名が他企業さんへ移動されたということですが、実際、立ち上がって会社としてスタートしたわけですが、設立当初はしょうがないにしても、今後、地域おこし協力隊員をカンマッセいづなに在籍させておくのかということです。

もう一点は、りんご工藝社という地域ブランドを立ち上げたわけですが、不透明と申しましようか、事情がいまひとつな感じがあるのですが、説明をお願いしたいと思います。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、今年度の地域活性化プロジェクト事業の中の地域おこし協力隊の報酬につきましては、2名分で、眞鍋隊員と福田隊員の報酬と活動経費でございます。眞鍋隊員につきましては、任期は本年度末までで、地域おこし協力隊が終了した後は、カンマッセいいづなと一緒に仕事をしていくという形で進んでいると聞いております。福田隊員は、りんご工藝社という地域ブランドを立ち上げていただきまして、現在は〇〇〇〇〇〇へ就職をされております。りんご工藝社というブランドについては、今も福田さんが、このブランドを使って特産品等を販売していただいているところです。

地域おこし協力隊につきましては、都市部の方に地方に来ていただいて、地方に定住していただくというのが一番の目的でございます。福田隊員につきましても、都市部から飯綱町に来ていただいて、地元の企業に就職して住んでいただいているということで、地域おこし協力隊の趣旨にのっとった行動をしていただいていると考えております。以上です。

○議長（大川憲明） 石川議員。

○7番（石川信雄） 納得しがたいことは、りんご工藝社自体、商標登録がしてあったのかということと、〇〇〇〇〇〇に移ってブランドを継続してやっていくということですが、譲渡と言えるのかどうか分かりませんが、ブランドを移すことによる譲渡は、普通でしたら金額が発生すると思うのですが、その辺の事情をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。りんご工藝社のブランドについては、地元の農産物を使った加工品をりんご工藝社というブランドを付けて売ることによって、商品価値を上げていく、ブランド価値を上げていくというのがりんご工藝社の趣旨だということでございます。今までは、地域おこし協力隊がカンマッセと一緒にりんご工藝社を立ち上げていたわけですが、これが〇〇〇〇〇〇に動いたということでございますが、これについては、カンマッセと〇〇〇〇〇〇〇〇の両方で話し合ってくださいと聞いております。以上です。

○議長（大川憲明） 石川議員。

○7番（石川信雄） 商標登録はしてあったのかどうか、改めてお願いします。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） りんご工藝社の関係が商標登録されているかどうかは、今、手元に資料がございませんので、また調べてお答えさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（大川憲明） 質疑ございますか。清水満議員。

○10番（清水満） 10番、清水です。103ページをお願いしたいと思います。職員地域担当制事業で少し聞かせていただきたいと思います。平成18年から取組をさせていただいておりますけれども、私はこの事業ができたときには、かなり画期的なものではないかと思っておりました。なぜかという、地域の役員の方々の高齢化が大きな問題になっている中で、役場の職員の方々と、役場はいろいろな事業に取り組んでいただいておりますけれども、年配の方は、俺たちはこんなものは嫌だ、できないということで、中山間地にしろ何にしろ、もうやりたくないという人がたくさん出てきております。なんとか地域を活性化するためには、この事業が今後とも非常に大事な事業ではないかと、私は思っております。

そこで、昨年、地域から呼ばれたり、相談に乗った回数が何件あるかお聞かせ願いたいと思います。もし少ないようでしたら、もう少し宣伝をして、役場の職員と一緒に地域を活性化するような対策を組んでいただきたいと思います。まずは回数を教えてください。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。行政報告書には、地域担当制の関係で、集落創生事業の計画策定の関係で4地区に担当職員がサポートに行ったと記載してございます。このほかにも、いろいろ地域の総会に呼ばれたりとか、そういったものもあると思います。今、細かい数字が手元にございませんので、また、調べて報告させていただきます。

ただ、地域担当制の事業の関係で、今、町が一番中心になって行っているのは、集落創生事業を全地区に広げていきたいということです。これが集落の活性化に一番につながるだろうと

ということで、地域担当制の職員には、全地区で集落創生事業を行ってもらえるように、動いているところでございます。以上です。

○議長（大川憲明） ほかに質疑ございますか。目須田議員。

○4番（目須田修） 4番、目須田です。103 ページです。先ほど石川議員がお聞きしたのですが、聞き取れていないので確認させてください。福田さんのりんご工芸社のブランドの件ですが、まず1に、商標登録されていなければ譲るも譲らないもない。誰が使っても構いません。もし取れているならば、この活動経費の中から出されたのか、町が別途にこの費用を出したのか。そして、出した場合にどれぐらいの類を商標登録されたのか。いつされたのか。その確認をお願いします。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） 今の目須田議員からのご質問については、また調べてお答えさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（大川憲明） ほかに質疑ございますか。瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 飯綱ポイント事業についてお伺いします。行政報告書 112 ページですが、今、もう始まっている新しいいづなカードの関係ですが、今後、行政ポイントを付与するなど、地域通貨のように便利に使われていくものになるのかと思いますが、活発に利用されるためには、やはり使える場所が多くなければ、なかなか活発に動いていかないのではないかと思います。新規会員獲得のための営業活動をやられたということですが、実際に使える場所というのはどれほど増えているのでしょうか。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。利用店舗でございますが、8月31日現在で、41店舗でございます。これはカードの切り替え前よりも2件増加しております。さらに、今月9月に、カード組合の理事が未登録店舗に加入のお願いに回る予定だということです。以上です。

○議長（大川憲明） 他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 進行いたします。

次に第3款 民生費、決算書79ページから105ページ。

質疑のある方はおられますか。荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 8番、荒川です。第3款で、保健福祉課所属に係るメーラプラザの件について、課題等も書かれておりますので、この辺についてお聞きします。メーラプラザの施設の在り方としては、住民利用に向け、共存共栄の立場に立って、地域社会と共生するという理念に立って運営をされていて、私は、広義の観点からは非常にそのとおりだと同感できるわけです。しかし、現在、新型コロナ禍のために、恐らく施設の利用の現況というのは厳しい状況にあると思います。これはこれとして、お聞きしたいことは、町内にはご存じのとおり旧牟礼西小学校や旧第二小学校の跡地の施設、あるいは将来道の駅構想に関わる直売所等の施設の開設を含めると、当該施設の利用度や費用対効果について、非常に私は危惧を持っています。

よって、私の今申し述べた危惧を払拭するような、利用度を上げるような方策について、一点お聞きしたいと思います。併せて、当該施設というのは、地元である深沢組、あるいは深沢商店街の施設に対するバックアップがなければ、今後の運営にいろいろな面で心配があります。従って、地元の期待感といいますか、声と、感触結果も当たられておれば、そこら辺の状況をお聞かせいただきたい。以上でございます。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） メーラプラザの指定管理関係につきましては、企画課で現在行っています。中の管理については、社会福祉協議会さんに指定管理という形でお願いしています。

福祉関係として、あおぞらさんが日中活動支援センターという事業をいただいているのが福祉サイドの仕事でございます。社協さんには、ボランティアセンターという形で、元気の館からその建物に入っていただいて、地域担当課がそちらのほうに全員入って、地域の福祉の向上

に努めているという形です。3月に施設ができて事業を進めていたのですが、コロナの関係で人を集めて何か企画を行うということが、現在、大変厳しい状況です。そんな中でも、模索しながらどうにか動いているという形です。町の中心にボランティアセンターが入ったことにより、コロナ禍におきましても、生活困窮者の相談窓口を包括的にここで受けて、そこでいろいろなサービス提供なり、生活福祉貸付の関係も社協さんができますので、コロナ禍では、施設をある程度の期間閉鎖、閉館になったのですが、相談業務については、中心的なところで行ってきたという形がございます。

今後の施設利用につきましても、福祉サイドと、企画課の住み慣れた地域に住み続けられる町形成事業の2つの事業で建てた建物ですので、連携しながら利活用については進めていきたいと考えております。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） 企画課から、メーラプラザの利用状況についてお答えさせていただきます。

まず8月までの、ホール、地域交流室、キッチン等の利用者数は、全部で2,400名の利用者でございます。先ほど山浦課長からも話があったとおり、4月から6月についてはコロナの影響で利用者が非常に少なく、最も少ない5月については、利用者数が52人ということで非常に少ない利用でございました。ただ、7月、8月からは利用者が戻り始めておりまして、800人を超える方にご利用いただいております。

町としても、今、指定管理者の社協と一緒に、コロナの中でできるだけ施設を活用していただけるように、いろいろと打ち合わせを行っております。また、メーラプラザの場所が非常に分かりづらいというお話もございましたので、案内看板を今後付けてまいりたいと考えています。以上です。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 最初に質問いたしましたが、さっきも言ったように、施設というものは地

元の皆さん方のバックアップ、協力体制がなければ、長期的に運営する面でも利用増に当たっても、これは必要不可欠だと思います。地元の皆さん方の声というものを皆さん方は聞かれておるかどうか。もし、聞かれておれば、感触というものを聞かせてほしいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 議員は、どういう方からそういう話を聞いておられるのか。私は前から、深沢区や深沢商店街で土曜日にはイベントやるとか映画会やるとか、どんどんやってくださいよと言っております。町から、これを段取りしたからやりなさい、これをやってみてくださいという時代よりも、あれだけ立派な施設を整備して、コロナが絡んでしまったから5月は使用してはいけないとストップしたのでお客さんは来るはずがないんですが、パワーリハビリだって、50人、申し込みはオーバーしてしまっただけです。一つの施設として、地元の深沢区として、ぜひ積極的なアタックをしてほしいと思います。

もう一点付け加えれば、今の集会施設は後ろ側が崩れてきて非常に危険な状態だと。さりとて、申し訳ないけれども、メーラプラザは深沢区のための施設というわけにはいかないもので、町全体の施設なんだけれども、地元として優先的に集会等に使える部屋はなんとか用意しているつもりです。深沢はいわゆる限界集落になってしまったんですから、ぜひここを使って、少しでも、そこを打破していきましょうということで、議員がおっしゃるとおり、コロナが少し収束を見る中で、いろいろなイベントを地元の皆さんと仕掛けていくことを集落創生も含めて取り組んでいければと希望しています。

○議長（大川憲明） ほかに質疑ありますか。荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 3款で、教育委員会の所管になります。行政報告書の270ページから272ページにかけてお伺いします。まず、子育て支援センター費、及び今後の課題を含めて見解をお尋ねします。施設開放なかよし広場について、過去3か年の利用者数の推移を見ると、減少傾向を呈しています。まず1点目は、利用者減少の主たる要因はどのように分析されているか。2点目は、令和元年度における、ここは全て延べ人数を記載されておりますけれども、例えば、

親にかかる利用者、実人員がどうなっているかをまずお聞かせいただけますか。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。施設開放なかよし広場の利用者の状況についてのご質問でございますけれども、年々、若干ではございますけれども利用組数、利用人数ともに減少傾向でございます。いろいろ要因はあるかと思っておりますけれども、子どもさんが小さいうちから、保護者の就労の関係で保育園にお預けになっている方が増えているという点、また、絶対数、お子さんの人数も若干ではございますけれども減ってきているという要因等から、利用者は減少しておるかと思っております。

また、なかよし広場イベントの親の状況ということですが、親のどのような状況でしょうか。親の実人員、基本的に親子での参加になってきますので、なかよし広場のイベントについては、ここにありますとおり、組数、人数については、親と子どものカウントという形です。組数というのは、例えば散歩は14組とございますけれども、これは親子14組と捉えていただければと思います。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 延べではなくて、親子だけでも、純然たる利用する親の実人員、実件数というのはどれぐらいになっているのかというのを、今後、施設のいろいろな利活用によっては、そういう位置付けというものを知りたいので、私はあえて質問したんです。いかがですか。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） 説明不足ですみません。なかよし広場、下段の270ページの表をご覧くださいますと、例えば散歩というのがあります。実回数2回でございますので、年間2回開催し、そこに参加した親子は14組です。参加の延べ人数は2回合わせて26人というふうにご覧いただければと思います。その中で、親だけの参加ということですか。すみません、少しおっしゃっている意味がよく分からないんですけれども。14組ですので、親御さんも14名いる

ということです。子どもさんが2人いれば親御さん1人という内訳もあるかと思いますが、基本的には親御さん1名、子どもさん1名と考えていただけますと、親御さんもおおむね14名ということでございます。

○議長（大川憲明） よろしいですか。

○8番（荒川詔夫） はい。

今後の課題の記述事項についてお伺いします。272 ページです。今後の課題に書かれていることについては、新設される子育て支援センターの運営に当たっては、ソフト事業の見直しを行い、期待に応えたいと。これはこれでいいんですけども、利用率向上、あるいは利用者増に応えるためには、まずは施設の環境整備で、これは本年度から子育て支援センター、あるいはワークセンターの施設ができて、環境面の課題は解消されると思います。聞きたいことは、こういう施設の利用増に向けては、乳幼児の出生数の分母が、非常に今後に関わり合いがあるのではないかとということです。今後の乳幼児の出生数の見込み等について、どのようにお考えになっているかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） 出生数の見込みでございますが、町では5年に1回人口ビジョンというものをつくっておまして、今年度から新しい人口ビジョンの作成を考えているところです。出生数につきましては、子どもを産む世代の人数が減っておりますので、出生数についてもこれから増えていくことはなかなか難しいとは思いますが、現在、何年後にどのぐらいのお子さんが生まれるという推計値は、今は持ち合わせていない状況です。以上です。

○議長（大川憲明） ほかに。荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 同じく教育委員会所属に係る3款について質問させていただきます。行政報告書の274 ページから275 ページにかけて質問をしたいと思います。まず、児童虐待についてお聞きします。児童虐待は、今や大きな社会問題になり、幼い子どもの命が奪われる悲惨な状況が後を絶っていないという状況下に残念ながらあるわけです。飯綱町も、児童虐待の数字

を見ると、やはりやや増加傾向にあります。

そこで、274 ページの表にリストアップされている数というのは、どういうことで上がってきて町が対応されているか、どのような経過で上がってきているか。直接、あるいは近所から通報があったとか、いろいろケースがあるけれども、そこら辺のことをまずお聞きすると同時に、たぶんこれより実際の児童の虐待の数というのはもっとあると思うんです。そこら辺の感触というものを併せてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） 児童虐待の令和元年度の対応件数 10 件ということですが、その中身を若干説明させていただきます。10 件のうち心理的虐待、お父さんお母さん等のけんかを見ている等、心理的な虐待が 5 件。それから親御さんによる暴力等が 2 件。ネグレクト、育児放棄の関係が 2 件。子どもさん本人の心的、能力的なことでの虐待が 1 件ということで、合計 10 件、令和元年度については案件がございました。

これらがどのような中からかということですが、保育園、小中学校はもちろん、それ以外、各種健診等ございますが、保育園や学校からの情報提供等が主になってくるかと思われ

ます。

そのほかの手応えということでございますが、町としましても、今、社会的に問題になっておりますので、アンテナを高くして、それぞれ担当が情報の収集等に全力を挙げております。

そんな中で、昨年度は 10 件ということでご理解いただければと思います。

○議長（大川憲明） ほかに。荒川議員。

○8 番（荒川詔夫） 引き続きお伺いしたいんですけども、児童虐待問題は非常に現代の世相を反映していて、例えば、今、三世同居が激減の一途をたどっており、核家族が増加しているという社会的な反映が、こういうところにも現れている一つの要因ではないかと、私なりに考えたわけでございます。お聞きしたいことは、これらの要因の解決の仕方として、激減の一途をたどる三世同居というものに、ある程度行政もシフトしていただければいいのではない

かという考えを持っております。ここら辺の三世代同居に向けた町の考え方は、どのような考え方をもちになっているかお聞かせいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） これは改めて議員としっかり議論をしたいと考えております。ここで簡単にお答えするのもいささか失礼だと思っておりますけれども、三世代も一軒の中で三世代が暮らすスタイルと、何かが冷めない距離の三世代もある。そこら辺はどういう形がいいのか、人口増対策も含めて議論したい、お話ししたいと思っております。

○議長（大川憲明） 他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） ここで暫時休憩に入りたいと思っております。再開は10時10分をお願いします。

休憩 午前 9時59分

再開 午前10時10分

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

進行いたします。

次に、第4款 衛生費、決算書105ページから117ページ。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 進行いたします。

次に、第5款 労働費、決算書117ページから118ページ。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 進行いたします。

次に、第6款 農林水産業費、決算書118ページから142ページ。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 進行いたします。

次に、第7款 商工費、決算書 142 ページから 149 ページ。

質疑のある方おられますか。瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 5番、瀧野です。商工費の決算報告書 226 ページ、プレミアム商品券についてお伺いします。平成30年度は完売とならなかったというところで、非課税、子育て世代の売れ残りが顕著だったということですが、この非課税世帯と子育て世代の売れ残りのパーセンテージというのは把握されているのでしょうか。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） 申し訳ありません。今、手元にデータがございませんので、後ほど報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 続けてもう二点プレミアム商品券の関係ですが、今後の課題のところ、売れ残りの原因が消費税増税のタイミングの影響だったからかと書いてありますが、平成29年度も完売していないということで、もし、主な原因をそれ以外で究明されていればお聞かせいただきたいです。

もう一点、平成28年度、平成29年度の行政報告には、プレミアム商品券の使用先に偏りがあるということが課題になっていました。今年度は入っておりませんが、是正はされたのかどうか。この二点をお願いします。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） 1点目のほうは、後ほど報告させていただきます。

2点目につきまして、実は町内でもある一部の商店に偏りがありまして、そこだけで80%を超えているような状況でございます。是正はされておりません。すみません。よろしくお願いいたします。

いたします。

○議長（大川憲明） 他に質疑ございますか。瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 5番、瀧野です。行政報告書 232 ページから 233 ページ、広域の観光組織のところですか。今後の課題が、平成 28 年から本年度までの 4 年間、全て同じ記述になっておりますが、果たして効果があるのかということと、何か新たな展開を考えていらっしゃればお聞かせください。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えします。広域連携の関係は 2 つの協議会がございます。

そちらでは、本年度新たに来ていただく方を対象とした貸出用電動アシスト自転車を駅へ設置していただいたわけですが、コロナの関係で利用者がなかったもので、他に利用がある自治体にアシスト自転車を移動されてしまった状況です。もう一方の協議会でも、新たにアシスト自転車 1 台を配備していただける予定になってございます。そういった新たな取組も引き続き行ってまいります。よろしく願いいたします。

○議長（大川憲明） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 進行いたします。

次に、第 8 款 土木費、決算書 149 ページから 157 ページ。

質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 進行いたします。

次に、第 9 款 消防費、決算書 157 ページから 160 ページ。

質疑のある方おられますか。瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 5番、瀧野です。行政報告書 85 ページ、86 ページをお願いします。まず一点は、災害時の相互協力協定の締結の関係です。9月25日に、災害時における相互協力に関

する協定を中部電力と結んでおりますが、この具体的な内容と、また台風 19 号の際に、実際には長い期間、停電が発生した地区があったわけですが、そのときにしっかり協定の関係で機能した部分があるのかどうかお願いします。

もう一点、備蓄の関係もお聞きしたいのですが、去年の決算のときに、委員会質問で粉ミルク、おむつ、生理用品などの備蓄が必要ではないかという質問をしまして、整備していくと回答がございました。今回、こちらに記述はされていないのですが、整備がされているかどうか。2点お願いします。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。中部電力との災害時における相互協定の中身まで全て把握しておりませんが、災害時の速やかな電力の復旧とか、そのようなことは協定の中でももちろんうたわれていると思います。もし違っていれば、後ほど補足をさせていただきたいと思います。

昨年の台風のときの災害に関しましても、協定に基づいて中部電力さんが速やかに動いていただいていると思います。今年度に入りまして、中部電力さんとは、その辺の原因ですとか、今後このように対応していくという協議の場を持たせていただいている、今年度数回実施させていただいております。今後、長期停電にならないように、中部電力さんとしてもできる限り努めていくというお言葉をいただく中で、この協定に沿って今後も進めてまいりたいと思っております。

備蓄の関係は、申し訳ございません。

○議長（大川憲明） 清水総務係長。

〔総務係長 清水純一 登壇〕

○総務係長（清水純一） 今、手持ち資料の中には、生理用品という記載はありません。後ほど調べてお答えしたいと思います。

○議長（大川憲明） 他にございますか。伊藤まゆみ議員。

○9番（伊藤まゆみ） 今、防災無線の関係で個別受信機の設置が進んでいるわけですが、昨年度までに何パーセント更新が進んだのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。予備を80台ほど見ておりますので、予備を含めて全部で3,800台というところで、年度末までに1,900台まで進んでいるところです。その後、今年度入って6月末時点では68%ぐらいまで進んでおります。

最近では、古い防災無線を一時停波するという試験的なことをやりました。古い取り付けの機械がそのままになっているお宅は確認してほしいということをやりましたら、次の日から反響がありまして一気にお見えになりました。その後、率までは分かりませんが、かなり窓口にお見えになって手続きを取られている状況です。

○議長（大川憲明） 他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 進行いたします。

次に、第10款 教育費、決裁書160ページから200ページ。

質疑のある方おられますか。荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 教育委員会所管に関する事項について、行政報告書289ページから290ページにかけて、特に290ページの中段に書かれております今後の課題について、2点ほどお聞きします。まず一点は、なお書きに書いてある見解について、今後2クラスを1クラスにする検証をするんですけれども、ここに入学児童数を勘案してクラス編成を含めてという軸があるんですが、取り方によっては、入学児童数によって1クラスにするかもしれない、しかし、今後既存の学年はそうはしないと。そういう見解であるかどうかお聞かせいただきたいと思ます。

○議長（大川憲明） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答えいたします。小学校、中学校の学級数につきましては、国、それから長野県の基準があります。国は今、小学校1年生だけ35人学級、それ以上は40人学級というのが施策であります。長野県は独自に35人学級というものを実施しております。その年の入学者数が36名になった時点で2クラスになるということが決まっておりますので、飯綱町も県の方針に基づいてやっております。

4校を閉校して2校の小学校をつくった時点で、激変緩和対応をやっておりましてけれども、それについては、今の4年生以上の子どもたちが該当しております。今の3年生、2年生、1年生の子どもは、激変緩和対応には直接関わっておりませんので、基本的には、長野県の35人学級というものを基準にやっております。何人になったら2クラスにするということを、町独自ではっきり数字的に決めているわけではありません。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 今の複数クラスに関連する質問をさせていただきます。小学校4校を廃止して2校に統合したいということで、なぜ4校を2校にするかという理由の一つに、各学年2クラス、これはクラス替えができるクラス編成にできるように2校にしたいと、今まで何回もお聞きして今日に至っています。

しかし残念ながら、小学校の統合した平成30年度に、早くも2学期からその方針が崩れたと。崩れたのはいろいろ理由があるので、一步譲ってもいいです。しかし、これからの児童数の減少によって、当初の合併2校にする理念というものが、早くも崩れてきているのが今の実態ということです。実際は、当初の目的に沿った理念になっていないということを含め、今に至った背景等を踏まえて見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（大川憲明） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答えいたします。今、荒川議員がおっしゃったように、学校統合に関わります。具体的に言うと、旧三水第二小学校や旧牟礼西小学校の児童生徒の数が減ってきた。それは、子どもたちの教育全般にいろいろと支障があるということで、統合という決断を町と

して行ったわけです。その中で、2クラスぐらい維持できる人数を確保したいというのは、大きな理由の一つでした。ただ、学校教育というのは、それが第一義的な教育の観点になるかと言うとそうではありません。ですから、そういういろいろなことを鑑みて、トータルとして町の子どもたちがいちばんいい環境の中で学習ができるような環境づくり、体制づくりをしていくのが、教育委員会の仕事だと思っています。

確かに今、議員がおっしゃるように、飯綱町の人口も、日本全国の例に漏れず減少傾向にはあります。ただ、統合して今年で3年たつわけですが、実は、飯綱町の出生率だけで見ていきますと、今年の新1年生について、三水小学校は人数的には二十何人になるので、2クラスにすると1クラスが15人を切ってしまう。それではあまりにも少ないので1クラスかなと思っていたところ、蓋を開けてみたら35名を超えました。要するに、それだけ転入があったということです。その意味では、必ずしも出生率が少ないから、飯綱町の小学校はこれからどんどん児童数が減ってしまうというふうには断定できないと思います。

実際に、この前も報告があったかと思いますが、社会減の中で子育て世代だけ社会増をしているという心強い数字もございます。そういった意味で、社会増を目指せる教育施策も含めながら、いろいろな観点から学校教育を考えていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） 他に質疑ございますか。石川議員。

○7番（石川信雄） 行政報告書の303ページをお願いします。花づくり推進事業ですが、今後の課題のところに、高齢化によってなかなか事業の継続が難しくなっているというようなことが書いてありますが、やはり公共の場所に花が咲いているとほっとするということがありますので、なるべく彩りのある景色をつくってほしいと考えます。高齢化で難しいということであれば、小学校と中学校と連携して、子どもたちに体験学習の一貫でもらうとか、いろいろと策は考えられると思います。今後、どのようにこの事業を継続されていくのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。今後の課題ということで、昨年度の事業については、高齢化ということで人数が減少しております。実際、本年度はコロナ禍におきまして、その辺が顕著に現れてきております。本年度は、ボランティアで活動していただいていた皆さまから心配なのということで、お手伝いはしていただいております。

本年度については、できる限り職員で対応しているわけですが、今、議員がおっしゃられたとおり、保育園、小学校など、児童、園児、生徒等をお願いしていくのも一つの方法です。特に、保育園等については自然保育ということで活動しておりますので、そのような状況も検討の材料の一つとして、今後考えていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） 他にございますか。荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 行政報告書の293ページをお開きいただけますか。中段よりやや下に、平成24年から令和元年度までの年度別の小中学校不登校児童生徒数が、それぞれ該当する子どもたちの現状が、数字で記載されております。聞きたいことは、その下の課題のところですか。これを見ると、課題の総括の仕方について、家庭環境を含めて複雑で多様なケースが背景にあるとあります。家庭環境を含めてということは、教育委員会側としてどのような見解をお持ちになっているかお聞きしたいと思います。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） いじめの関係でのご質問です。毎年、関係する調査等、国へ提出する調査がありますが、その中で不登校についてでございますが、一番多い理由は、特に中学生では無気力、不安等で10件中6件でございます。その他に、いじめを除く友人関係を巡る問題で2件。家庭の生活環境の急激な変化、例えばご両親の離婚ですとか、家庭における環境の変化。それから生活リズムの乱れ、遊び、非行で1件。理由はさまざまでございます。小学校は2件で、友人関係を巡る問題が1件。無気力、不安が1件です。

家庭における環境については、全体で占める割合は、今、申し上げたとおり、中学校の1件

でございます。現代社会におきまして、離婚等を含めてさまざまな家庭環境の変化がございます。そういったものも、今後も増えていくのではないかとこの点は懸念しております。

平成30年度までについては、全体で占める割合は少ないですけれども、そういう状況だということで教育委員会では認識をしております。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 背景等を若干説明していただきましたが、この課題の総括での問題は、やはり家庭環境ありきという一方サイドの記述の仕方をしているということです。今、教育次長が申されたわけですが、教育委員会の所管に関して、例えば、児童の学習の習熟度や中1ギャップなど、そういうこともあるのではないかと思います。小学校課程と中学校課程とは全く違いがあって、小中学校の交流をやってギャップを解消するようにいろいろ配慮はされている、これはそのとおりです。しかし、一過性の配慮では、現実としてなかなかそうはいかないのではないかと思います。あるいは、隠れたいじめということも素人ながら背景にあると考えられます。

今、申し上げたことについての見解と、改めて、今後の課題の総括として、このような書きっぷりにされるかどうか。主たる原因として、中1ギャップや隠れたいじめとか、学習の習熟度も含めて、もしそういうものが背景にあるとすれば、今後の課題としてきちんと総括していただくことがいいのではないかと思います。今後の扱いを含めて、見解を再度お聞きしたいと思っております。

○議長（大川憲明） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。今、議員から、総括の中で子どもたちの不登校の原因が、家庭環境サイドというふうに一元化しているのではないかとこのご指摘があったんですけれども、こういう総括をさせていただく背景を少し申し述べさせていただきます。

数字で見ますと、令和元年度の不登校は、小学校が2名、中学校が10人。これだけ見ると、中学校に行くと突然不登校が増えて、中1ギャップがあるのではないかとこのご心配だと思

ます。これは文科省から調査があるときに、一応基準がありまして、欠席が30日を超えた場合に不登校としてカウントしていくということです。例えば、中学校の10名の生徒さんは、中学校に来て突然こういうふうになったかというのと、決してそうではありません。小学校のときから少しずつ傾向が出ていました。それを、専門家の先生をお招きした小中学校を合わせた支援会議の中で、いろいろ検討をしております。そのたびに検討をして、対策も練っております。そういう中で、小学校のころは親御さんが送ってきたり、先生が迎えに行ったりしながら、なんとか登校を促しているんですが、それもだんだん限界が来て、中学生になるころには、親の言うことも聞かない、力づくということではできない。そういうことが、積み重なったの分析ということでございます。ですから、中1ギャップで突然ということではありません。

いじめについてですが、これも小中学校で学期に1回、年3回ぐらい、いじめアンケートを行っています。そこで、子どもの様子を把握して個別指導も含めてやっています。

学力的なところで、子どもたちが中学に行くについていけなくなってしまうのではないかと、いう心配もあるんですけども、数字が全ての回答になるとは思いませんが、飯綱中学校の場合は、今年中止でしたが毎年行われている全国学力テストで、ずっと国・県の平均を上回っております。それだけの支援体制を教育委員会もつくっていますし、学校の先生たちがきめ細かな学習指導をしてくださっていると思います。

ただ、やはり現実的にいろいろな問題があるので、教育委員会の対策としましては、担任の先生や養護教諭の力だけではやりきれないので、今、スクールソーシャルワーカーと契約しまして、夜の家庭訪問などもしてくださっています。

そういうことで、できるだけ家庭と学校が協力してお子さんのケアをしていこうとやっております。以上です。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 今、背景等を踏まえての実情について教育長からお話がありましたが、これを見ると、一方的に家庭環境が不登校の要因をつくっているような書きっぷりなので、冒頭申し上げましたように、今後、課題の総括については、そういうことも含めてもう少し記述を

してもいいのではないかと思います。その辺の見解はいかがですか。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） 今、議員ご指摘のとおり、来年度以降は詳細な分析等を行いまして、課題等の記載に努めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（大川憲明） 他にございますか。風間議員。

○2番（風間行男） 2番、風間です。行政報告書の307ページ、一番下段、溝口会館運営費です。ここに、陶芸、織物、染物等の教室を開くようになっていますが、利用実態はどうでしょうか。

○議長（大川憲明） 工事でよく聞き取れなかったので、もう一度お願いします。

○2番（風間行男） 陶芸、織物、染物等の教室の利用状況をお伺いしたいんです。溝口会館の利用がどのくらいあるかどうかです。307ページの一番下です。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） 利用状況ということでございます。307ページに記載のとおり、社会教育団体の活動の施設として、現在は、陶芸や織物等の団体で使用。また、民俗文化財関係の保管場所等に利用させていただいています。

一番の目的ですが、記載のとおり、地元地域の集会施設としても利用されておりますので、集会施設等の利用人数、利用回数等は詳細を把握しておりませんが、利用状況についてはそのような状況になります。

○議長（大川憲明） 風間議員。

○2番（風間行男） 陶芸や織物、染物等の使用は、展示してあるのみということですか。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） 社会教育施設として、一般の団体等に貸し出しをしている施設ですの

で、陶芸やその他、そういうもので活動されている方も利用しています。

○議長（大川憲明） 風間議員。

○2番（風間行男） それぞれの使用状況が何件ぐらいあるのかお伺いしているんですが。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） 申し訳ございません。記載しておりませんが、年間の個々の細かい利用人数については、手持ちに資料を持ち合わせておりませんので、後ほどご報告させていただきます。

○議長（大川憲明） 他にございますか。石川議員。

○7番（石川信雄） 305ページをお願いいたします。文化財一般管理費についてお伺いします。

住民の方から、史跡案内看板がお粗末だというご指摘がありました。教育委員会では、現場の状況をつぶさに回って見ておられるのでしょうか。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。実は、本年度歴史ふれあい館で文化財等の特別展を行う予定で進めておったのですが、コロナ禍の関係で延期になりました。ただ、町等の指定文化財等についての冊子を本年度発行するという中で、現在、文化財調査委員さんを中心に、冊子の内容を検討していただいております。その中で、案内看板等についても、今ご指摘のとおり把握しておりまして、冊子の発刊に併せて表示等も含めて再度見直しさせていただきたいと考えております。現地は、文化財調査委員さんも含めて確認をしておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大川憲明） 他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 進行いたします。

次に、第11款 災害復旧費、決算書200ページから201ページ。

質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 進行いたします。

次に、第 12 款 公債費、決算書 201 ページから 202 ページ。

質疑のある方はおられますか。渡邊議員。

○12 番（渡邊千賀雄） 12 番、渡邊です。実質収支に関することは、ここでいいですか。

○議長（大川憲明） それは次の第 14 款のほうです。

公債費で何かありますか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 進行いたします。

次に、第 14 款 予備費及び実質収支に関する調書並びに財産に関する調書、決算書 202 ページから 208 ページ。

質疑のある方はおられますか。渡邊議員。

○12 番（渡邊千賀雄） 12 番、渡邊です。認識の点でお伺いします。実質収支に関する調書 203 ページ。今回の歳入歳出差引決算で、6 億 2,500 万円が余剰金として残ったと。翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費を引いて、実質収支が 5 億 2,562 万 6,000 円ということですよ。この翌年度へ繰り越すべき財源をどのように引くかということでは、自治法 233 条の 2 だと思うんですが、これに基づいて処分したと思うんです。実質収支額は、5 億 2,500 万円で、そのうちの 2 億 2,500 万円を翌年度へ繰り越したということですよ。それで、残りの 3 億円を今年度中の基金に繰り入れたという認識でいいですよ。そうすると、今年の実質収支額の 2 億 2,500 万円は翌年度への繰り越したと。本年度の 3 億円は、本年度中の基金ということですよ。そうしますと、208 ページの上段に基金の内訳表がありますよね。この表の真ん中に、決算年度中の増減高というのがあります。そうすると、本年度の基金に回す 3 億円はここに入ってくるんですか。その辺の認識についてお伺いしたいのですが。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。実質収支に関する調書の6番の3億円は、決算積立ということで、実質収支額から3億円を財政調整基金へ積み立てたものでございます。

この208ページの基金の関係につきましては、令和元年度中の基金の増減高を示しております。3億円は決算後に積み立てておりますので、令和2年度中に3億円を積み立てたということで、来年度の中で増減額として反映されてくるというものでございます。来年度といいますが、令和2年度です。今、令和元年度の決算をやっていますので、令和元年度の決算には入っておりませんが、令和2年度の決算の中に入ってきます。決算で、これだけ歳計剰余金が出たので、決算積立しますということなので、令和2年度で積み立てております。令和元年度の増減額に入ってくるのではなくて、令和2年度の増減額、来年度お示しする決算の状況の中に入ってくるというものになります。ですので、その前の歳計剰余金として出た平成30年度の決算積立については、令和元年度の増減の中に入っておりますけれども、令和元年度の決算積立は、令和2年度中に積み立てておりますので、まだこの中には入っていないということになります。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） こういう方針で、今まで会計処理の仕方は一貫してやってきているわけですね。分かりました。以上です。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14番（青山弘） 14番、青山弘です。208ページの基金の財政調整金についてお伺いしたいと思います。平成26年には20億円以上残高があったわけですが、毎年取り崩して、今年は1億2,400円余で、随分少なくなったと感じているところであります。それでも、歳入不足ですか歳出に備えてのお金ですから、取り崩してはいけないというわけではないのですが、どれぐら残高があれば、今の歳入不足や歳出増加に備えた金額とお考えなのかをお伺いしたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 飯綱町としての予算規模は、今、非常に増えています。通常だと、だいたい70億円から80億円の間ぐらいの自治体の規模ではないかと思っております。

そういう意味では、貯金はあればあるほどうれしいですが、財政調整基金とその下にある減債基金、もちろん借金を返済していくために減債基金は使うんですが、その2つが、基金としては使い勝手がいい基金だと思っております。

願わくは、両方合わせて30億円ぐらいは、いつも持っていればいいと思っております。ただ、一時、総務省から財政調整基金をたくさん持っているということは、財政が豊かなんでしょう。従って、地方交付税等々少し考えさせてもらうこともあるかもしれませんという話があったことは間違いありませんが、地方が一生懸命節約してためたものを、それはあまりにひどいだろうということは盛んに言ってきました。

今のところ、コロナで、とてもではないですが財調を食いつぶしてきていますので、そのぐらいを持って運用していけばいいのではないかという目安にはしています。

○議長（大川憲明） 他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） ここで暫時休憩に入りたいと思います。再開は11時15分をお願いします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、先ほど審議のときに保留になっていたもので、分かったものから発表していただきたいと思います。徳永総務課長のからお願いいたします。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） 先ほど、答弁は後ほどということをお願いをいたしました。

まず、伊藤議員からの事故の関係でございますけれども、小さなものの件数としましては29件ございました。内容とすれば、公用車を車庫で少し擦ってしまったとか、止まっている公用車とこすってしまったなどが多くなっております。その他、除雪中にどうしても見えないもの

にぶつかって少し壊してしまったとか、また、少し大きな車両で、マイクロバス等で少しこすってしまったとか、そのようなものということで29件あり、全て保険で対応させていただいておりますけれども、小さなものはそれだけございました。

それから、瀧野議員からご質問いただきました備蓄品の中にミルクですとかオムツ、生理用品等はないのかという関係でございます。防災備蓄品としては、現在、備蓄しておりませんが、健康管理センターのほうで、やはり乳幼児に関しての物は少し持っております。ただ、ミルクとかオムツとか、本格的に避難されてきた方に対応できるだけの量というのは持っておりませんので、どうしてもというときに対応できるわずかな物は持っているということでございます。ミルクなどは、特に賞味期限等の関係もございますので、また健康推進係等とも相談しまして、備蓄の関係は対応してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

それともう一点、中部電力との相互協力に関する協定の関係でもご質問いただいて、お答えはさせていただいたんですけども、若干その協力の内容として付け加えさせていただきます。救護活動に必要な活動拠点への電源供給というのは優先的にやるよというものとか、災害復旧で中部電力がその場所へ行くために、倒木があつたりとか、道路が寸断というか、通れないような状況になっているような場合は、町が優先的にそこを通行できるように確保するよとか、そのようなことがあります。いずれにしましても、先ほど申し上げたとおり、災害のときに速やかに復旧していく手段として、そういう協定をしているというようなことでございます。以上でございます。

○議長（大川憲明） 引き続き、土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） まず、清水議員からの質問で、地域担当制の職員がどのくらい地域に出ているか実績を教えてくださいということでございます。これにつきましては、昨年度も、区の役員会とか、お祭りとか、そういったところに地域担当職員が地区から呼ばれて出掛けているということは現実としてございますが、現在、この地域担当職員が地域に出た場合の報告制度というものがございませんので、実績の把握ができていない状況でございます。これからは、

地域担当職員の活動を報告するような運営制度に変更をいたしまして、実績をしっかりと把握できるようにしてまいりたいと考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、石川議員と目須田議員から質問がございましたりんご工藝社の関係でございます。まず商標登録をしているかということでございますが、りんご工藝社として商標登録をしております。商標登録の日付が、令和元年7月に登録をしております。そして、経費及び名義でございますが、経費については福田さん個人で支出をしております。活動費を使用することなく、福田さん個人で支出をしております、商標登録の出願人についても、福田さん本人になっております。

商標登録の分野でございますが、まず大分類については商品とサービスというものがあるんですが、大分類では商品で登録をしております、商品の中の小分類につきましては、加工果実・ジャム等、菓子・パン、果実飲料・飲食用野菜ジュース等で商標登録を取っております。以上です。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） 先ほど、風間議員からの溝口会館の利用状況ということで、答弁させていただきます。民間の方が使われておられるのは陶芸で、団体は2、3人の人数ということですが、冬場を除く毎週活動されておられて、年36回です。染物の団体につきましては、利用者が4、5人ということで、こちらの活動については月1回の年間12回という活動の実績となっております。行政報告書の314ページに、各施設の使用料の収入の状況をお示しさせていただきますいておりますが、溝口会館についても、参考までに、そちらのほうに若干ではございますけれども、利用に対します使用料の収入があるということをお願いいたします。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） 瀧野議員からの質問につきましては、後ほど資料として提出をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（大川憲明） ただ今の答弁で終わりましたけれども、皆さんのほうからそれに対して何か質疑ありますか。目須田議員。

○4番（目須田修） 目須田です。今の土屋課長からの回答ですが、もう少し詳しく聞かせてください。登録者が福田さん個人名になっていると。1つは、費用はどうなったのか。登録されるときにご相談があったのか。この2つを下さい。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） 先ほどもお話ししたとおり、費用については、福田さんご本人が支払いをしております。商標登録を取るかどうかという相談が町にあったかどうかということにつきましては、事前にそういった相談はなかったと聞いております。以上です。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） 引き続き、もう少しお伺いします。個人、その福田さんの立場は、どういう立場でということになると思うんですが、個人の収入の中から費用を捻出して登録されたと。ですから個人の権利だということになりますと、町が使用されている間は、どのように数字が動くのか。そして本人の権利であるならば、誰に譲渡しようと勝手だと思うんですが、そのような見解はどうですか。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） それではお答えいたします。先ほども説明したとおり、首都圏、都心部から地方に移住をしていただいて、それで地方で生活する術を得てもらい、そして定住してもらおうというのが、この地域おこし協力隊の活動の趣旨でございます。

今回の福田さんの商標登録の関係でございますが、これについても、福田さんが地域の農産物を使って新たなブランドを立ち上げて、こちらで定住していくために、ある程度のお金を得ていきたいということで進めていただいたものだ聞いております。

現在、りんご工藝社という商標登録については、福田さんから〇〇〇〇〇〇に名義が移管し

ているということでございます。商標登録を移管するという事は福田さんと〇〇〇〇〇〇の両方で話し合っただけで決まったことではございませんので、これについても町としては全く問題ないと考えております。以上です。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） りんご工芸社のロゴとマークがあったはずですが、制作費と管理はどのようになっていますか。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） まず、りんご工芸社のデザイン等の制作費についても、福田さんが制作をしていただいたものでございます。ですので、その管理についても福田さんが管理をしておりましたので、町は関与しておりません。以上です。

○議長（大川憲明） 他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） それでは以上をもって、歳出のほうの質疑を終了します。続いて歳入を行います。

歳入につきましては、一括して質問を受けます。

決算書9ページから36ページ。

質疑のある方はおられますか。青山議員。

○14番（青山弘） 14番、青山弘です。決算書の25ページ、16款の財産収入、2項の利子及び配当金について伺います。行政報告書の41ページです。基金の運用についてですが、行政報告書の資金運用実績では、低金利のために有価証券の運用で稼いでいるわけですが、基金残高に占める有価証券の割合というのが17.7%ぐらいまで上がってきております。この有価証券の購入の権限というのは、一体誰にあるのかということ。また、割合でも金額でもいいんですが、どこら辺までこの人は許されて運用しているのかという質問です。よろしくお願ひします。

○議長（大川憲明） 永野税務会計課長。

〔税務会計課長 永野光昭 登壇〕

○税務会計課長（永野光昭） 基金の運用についてです。まず、財務規則で基金の運用及び振替

運用においては、基金を運用するときは、基金運用決議書により町長の決裁を受けなければならないとなっております、各購入につきましては、町長の決裁を受けております。

また、有価証券の購入割合ですが、一応、飯綱町資金管理方針により、30%ぐらいまでは有価証券で運用してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14番（青山弘） 町長の決裁を受けるということは、運用しているのは会計管理者さんということでもいいんですか。1人でやっているというわけではないですよね。

次の質問です。金融機関別の基金運用状況の運用収入額というのはどういうふうに求めたものかという質問です。お願いします。

○議長（大川憲明） 永野税務会計課長。

〔税務会計課長 永野光昭 登壇〕

○税務会計課長（永野光昭） お答えします。運用収入額でございます。まず、各金融機関に定期等を組んでおりまして、ここに掲載のとおり、3月末には農協の定期、各商品で10ほどの定期を組んで、そこからの利息の運用費になります。各金融機関につきましても、同じく定期を組んだ運用費でこの運用収入を得ます。最後の国債ならび地方債についても、国債からの運用費で収入額に掲載しておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14番（青山弘） 直近は、要は3月31日までの経過利息を含めた金額を提出しているというふうに理解しています。そうすると、有価証券ですが、これは3月31日の評価額ということでもいいですか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 計算方法は担当課長から申し上げますけれども、有価証券というのは少し紛らわしいんですが、自治体の株式投資は駄目ですから、ここに書いてある国債と県債です。それは約定で、0.何%で回る10年返済、こういうものの計算の積算だと思います。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14番（青山弘） 何でそんなことを聞いているかと言うと、会計管理者さんに資金運用方針というものを出示してもらいまして、中を見たら、20年までやっていいよと書いてありました。他の長野県とかを見ると、満期保有目的でやりなさいと書いてあるんです。長くなればなるほど金利はいいんだけど、途中で解約したりすると、いわゆるマイナスになってしまう恐れがあるので、それを3月の年度末のところで、どういうことで評価しているかという質問をしたわけです。

○議長（大川憲明） 永野税務会計課長。

〔税務会計課長 永野光昭 登壇〕

○税務会計課長（永野光昭） 3月末での評価につきましては額面で評価しております。末の時点で、確かに1億円を積んだ場合、金利が低下した場合もう少し額面が、下ろした場合には上がっている場合がありますが、日々変動しておりますので、この掲載につきましては、額面の数字で掲載させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（大川憲明） よろしいですか。

他に。風間議員。

○2番（風間行男） 風間です。報告書の3ページです。地方消費税の交付金が約1,000万円ばかり減ってきているんですが、どんな要因で1,000万円減ったのでしょうか。

○議長（大川憲明） それでは、藤沢財政係長のほうから答弁するそうです。

〔財政係長 藤沢茂行 登壇〕

○財政係長（藤沢茂行） ご苦労さまです。行政報告書の3ページの決済額一覧表の地方消費税のマイナス1,012万2,000円の部分ということになります。それで、地方交付税ですが、一応、年度当初の6月に自分たちのほうで算定をいたします。その時点で、地方消費税で県税と町村

へ来る分の率があります。その部分で、県のほうから見込み額が示されまして、令和元年度は細かい数字で言いますと、1億5,929万3,000円という数字です。これは県のほうから率が示されまして、消費税の関係になるので通知が来るという計算で来ています。その前年度の差額というのが、全体の消費が落ちたのかどうかということになりますから、そこまではこちらでは追えないということでございます。

○議長（大川憲明） 他に、荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 8番、荒川詔夫です。一般会計の決算状況について、ページ7とページ27のいわゆる普通交付税の状況と財政力指数、ここの表中の基準財政収入額と基準財政需要額が、いずれも金額が一致していないんですけれども、それぞれ持つ意味合いについてお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○議長（大川憲明） 藤沢財政係長。

〔財政係長 藤沢茂行 登壇〕

○財政係長（藤沢茂行） お答えします。最初に、7ページに普通交付税の状況等ということで、こちらの数字のほうを訂正させていただきました。基準財政需要額が44億9,863万9,000円ということで、まずは訂正をさせていただいております。

そして27ページの財政状況収入額の数字ですが、財政力指数のほうはあがりの数字で来ておりますので、一応、交付税の状況等といったのは基準額を計算しております。そちらで少し分かりやすいものを言いますと、8ページ、合併算定替の結果ということで表がございますけれども、こちらの調整後というのが真ん中にあります。それで、合併算定をして、算定の調節をした数字の全体の交付基準額が31億9,243万円と、これが計算上の数字になっております。

これが基準額ということで、基準額を財政状況の基準の大本に据える数字と、実際の交付の数字になりますけれども、こちらのほうが、この計算をしてから国から調整金額というものが入ります。これが長ったらしい調整金額で、0.000880708といった数字を元値に掛けた数字を引っ張ると。その数字を減らすという形になりますので、基準額と収入額も同様に、その調整率だけ変わってくるということになりますので、実質の数字と計算上の基準額の数字というの

は若干差が出るという形になります。細かいことを言うと、交付税の計算の単位の率まで言わないといけなくなりますので、そこまではご説明できませんが、大きな流れでいくと、合併算定替があった上での調整率の関係ということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） 今、財政係長のほうから説明があったとおりですけれども、要は、7ページのほうは合併算定替ですので、旧牟礼村と旧三水村を足したもので、27ページは一本算定、飯綱町で出したもので、数字は違っているということです。そこに若干、細かい調整率が掛かっているんですけれども、基本はそういうことでご理解いただければと思います。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14番（青山弘） 今の荒川議員の関連の質問です。27ページの財政力指数、これも訳が分からないんですが、全国で順番がありまして、1,765のうちの飯綱町は1,236だったわけですが、かなり低いというか、これは高いほうがいいんですか、それとも低いほうがいいんですか。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） もちろん、財政力指数が高いほうがよろしいということになります。

○議長（大川憲明） 他に。荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 今の関連ですけれども、財政力指数というのは0.28ということで、過去3か年の財政力指数は0.28なので、3か年同じ率で来ていると。ただ、単年度で計算をすると0.27という指数になっているということは、今言われたように、結局その指数というものは、低いほど自主財源の割合が低くて、国への依存が高いとこういうことに相成るかと思います。その0.28という数値に至った背景と主な要因、もう少し指数を上げるような、その数値を改善する方向について、何かお考えがあったらお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 財政力指数については、飯綱町は通称三割自治体なんです。3割弱しか自主財源がないという、ある意味では非常に貧乏な自治体だと思います。こうなっている原因は、収入が少ない、税収が少ないに尽きます。ちなみに、軽井沢は固定資産税を中心にして100を超えていますし、坂城町は、今、若干交付税をもらっておりますけれども、工業が非常に景気のいいときは100を超えており地方交付税をもらわない不交付団体。そこら辺が、長野県内では顕著な2つです。

考えようですが、私は、やはり農業を一生懸命進めてきているんですが、農業から税収をどんどん上げるとするのは、現実として非常に難しいんだろうなと。しかしその分、生きがいや素晴らしい価値というものも逆の意味では獲得して、どっちが損か得かは分からないですけども、それに尽きるだろうなと。

従って、税収を増やすためには、企業誘致、そして儲かる農業の展開、人口増、こういうことを図っていかなくてはならないというふうに思います。家を1軒、2,500万円ぐらいで新築していただきますと、そこから新たに上がってくる税金は、大体、固定資産税10万円ぐらいです。10軒で100万円、100軒造っていただいて1,000万円の固定資産税が増になります。ちなみに、表町地籍のおそばとかこしょうとか、そういう関係の企業さんが1社来ていただいただけで、固定資産税は1年で一千数百万円増えてきます。こういう現実を見ますと、企業が来ていただくというのも極めて大事な事かなと思っています。しかし、どんな企業でもいいやというわけにはいきません。今の、この素晴らしい飯綱町の状況というものを維持しつつ、どうやってもう少し税収を増やしていくか。それを今後の課題として取り組んでいきたいと思っています。

○議長（大川憲明） 他に何か質疑ありますか。荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 若干、今のことに関係するんですけども、行政報告書の26から27ページにかけての経常収支比率についてお聞きします。令和元年度のいわゆる計上収支比率は89.8になっております。これも今、町長が言われたように、当該数値が高いほど財政力の余裕がな

いと捉えることができます。

お聞きしたいことは、89.8 の率の占める位置というか位置付けです。例えば、適正だとか、あるいは弾力性にやや欠くとか、弾力性を欠くとか、硬直化しているとか、こんなふうにつきつと相成ると思うんですけれども、89.8 の今、申し上げた位置付けというのはどのぐらいになっておるか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 藤沢財政係長。

〔財政係長 藤沢茂行 登壇〕

○財政係長（藤沢茂行） それではお答えします。今の 26、27 ページですが、27 ページの中段の用語解説にありますとおり、当然、経常経費が高いほうが硬直化が進んでいるというような認識でございます。

今、荒川議員が言われたとおり、どの位置にあるか、またはどの程度が適正かというのは、ちょっと数字的に出ているものはございません。ただ今回、前年度の 88.4%が 89.8%と上がっておりますが、これは 26 ページに書いてあるとおりで、公債費、借金の返済ですが、それが主な要因でございます。そちらのほうは、こちらの計算でいくと、あと 4、5 年は高い水準で維持をするという形になりますが、それ以降は少なくなってくると。ちょうど公債費の高い期間があと 4、5 年続くという形になります。高いときもあれば低いときもあるということでございますので、しばらくは少し高い水準で推計すると見込んでおります。

ただ、どのぐらいが適正かというのはお答えできないということで、ご勘弁いただきたいと思います。

○議長（大川憲明） よろしいですか。次に、樋口議員。

○11 番（樋口功） 11 番、樋口です。行政報告書の 54 ページないし 55 ページでお聞きします。

いわゆる税の徴収ですが、税の滞納は一円たりとも許せないものでありまして、町は自分で滞納整理、それから場合によっては、県の滞納整理機構へ移管して当たっていたということです。

それで、53 ページから 55 ページ辺りを見ますと、県の整理機構のほうに移管すると非常に効率よく滞納処理ができると。それが 55 ページの表の 9 にありますけれども、令和元年に 6 件

行かれて、そのうちの5件については、結果はともかく終わっているということになります。そういうことであれば、非常に効率よく処理をしてもらっている機構であるなという感じはするわけです。

この文書の書き方を見ると、町は臨戸等を中心に、臨戸という言葉はいろいろと使い分けがあるんでしょうけれども、臨戸をしていると。要は、滞納者に当たっているということが分かるわけですが、この書きっぷりが、ほとんど機構に処理をお願いした分の内容が非常に色濃く出ていて、町は本当に臨戸をした結果が出ているのかという感じがしないでもないんですね。

例えば、55 ページの移管案件と処理結果の下から3番目の町内個人E。これは平成23年に状況が発生しまして、移管したのが令和元年です。7年間、町で対応してきたわけです。この文書を見ると、今までは県外に住所がある人を対象にしてきたと。町内にある人は町がやっているんですよということで、町も非常に苦勞して、7、8年対応してきたと思います。それで、やむを得ず令和元年に県のほうに移行したと。移行した結果、すぐ全部執行停止判定による返還という結論が出ました。これは事案が戻って来てしまっているんですね。こうなってしまうと、これはもう執行停止ですので、上の表の8、ここに入るような話になってくるわけです。それで、執行停止の3年間は経過を見て、納めてもらう状況にまた戻るかもしれないということになるのでしょうか。町としても、今後は積極的に町内の人でも滞納整理をしたいものは県のほうに移管していくと書いてありますし、県の処理状況も非常に効率よくやってくれるので、今後この方向がよろしいのではないかと思います。

それで、できればこの表のところに、町で行っている臨戸等による滞納処分整理の状況もどこかに加えてもらおうと、町の税務課はこれだけやっているんだというのが出てくるのではないかなと思います。ぜひ今後、そういうふうに表を入れてもらえればありがたいなと思います。

細かい話ですけども、表8の執行停止後3年経過というところ。ここの経過するまでの間は、町は相手方に対してどのようなことを、見ている状況しかないのかなと思いますが、どんなふうにご注意をしているのか、その辺を聞きたいと思います。

○議長（大川憲明） 永野税務会計課長。

〔税務会計課長 永野光昭 登壇〕

○税務会計課長（永野光昭） お答えします。不納欠損の内容の件でございます。やはり各個人の収入調査をいろいろやった中で取れるものはない、また、そういう流れの中で取れるものがないようなら不納欠損という処理をし、3年間様子を見て、落とすというような処理をしております。

○議長（大川憲明） 樋口議員。

○11番（樋口功） 今の話は、いわゆる執行停止の条件ですよね。それが終わったら、すぐその分が消滅になるわけではなくて、一定期間3年は期間を置いてあるわけですよね。その辺の3年間の管理は町でどうしているかということを知っています。言っている意味は分かりますか。

執行停止の判断、例えば下に、全部執行停止判定により返還と書いてありますね。この令和元年に渡した分が、個人のEです。これは戻ってくるわけです。すると今度は、町でまた管理しなければいけないんです。管理するんだけど、県のほうでこういう結論を出したものですから、町で違った結論を出すわけにいかないですよね。そうすると、この上の表でいう執行停止の処理をしなければいけない。執行停止をしたならば、この執行停止後の3年間の経過までは見ていなければいけないです。この間の処理は、どのように町で仕事をしているのかお聞きします。

○議長（大川憲明） 永野税務会計課長。

〔税務会計課長 永野光昭 登壇〕

○税務会計課長（永野光昭） ただ今の執行停止判定の返還につきまして、その後の経過につきましては、現在その後の把握をしてございませんので、また後ほど調べて回答したいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（大川憲明） 樋口議員。

○11番（樋口功） 個別的でなくてもいいんです。通常はどういうふうに執行停止をした、それから3年間経過するまで、通常どのような事務をなさっているかということを知っています。執行停止をしたから3年間経過を待つのではなくて、事情が変わったかどうか、もしかし

たら執行停止したのに所得がどさんとする可能性があるわけではないですか。そういうものを
どういうふうに把握して3年間経過を待っているんですかという話を聞きたかったんです。

○議長（大川憲明） 永野税務会計課長。

〔税務会計課長 永野光昭 登壇〕

○税務会計課長（永野光昭） この方についてではなくて、全般には、また財産調査をしまして、
どういう状況か判断をして町の取組として持っていきたいと思っております。

○議長（大川憲明） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 以上で歳入を終わります。

最後に、全体を通して質疑のある方はおられますか。伊藤まゆみ議員。

○9番（伊藤まゆみ） すみません。総務費の関係になると思います。行政報告書75ページの防
犯対策費の関係です。防犯灯ですが、区やPTA等々も連携しながら設置はやられてきていると
思います。しかし、実は議会報のモニターさんからの意見の中で、やはりもう少し増やしてほ
しいというご意見が入ってきています。

また、監視カメラの関係で、不審者が出たというような場合の不安解消ということもあって、
もう少し必要ではないかというご意見があったんですけども、増やしていくというお考えが
あるかどうか。あるとすれば、そのような計画は持っておられるかということをお聞かせいた
だきたいと思います。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。防犯灯の関係につきましては、特にこの何年間で
何台増やすというような計画等はございません。しかし、地区内のものであれば、各地区から
の要望で、判断をさせていただいて、できるだけご要望に沿うような形で進めさせていただく
ようなことを考えていきたいと思っております。不連担のところについては、その地区間で、
どちらかと言ったら、その先の地区の方がやはり考えていただくことになるのかなというところ

ろはありますので、各地区で少しそういったところも含めて、ご指摘、ご要望をいただければ大変ありがたいかなと思っております。また、担当のほうでも防犯の担当者がおりますので、点検するなり、そういったことで進めていけたらと思っております。

それから、防犯カメラの関係ですけれども、今、学校の関係で、通学路等には3台設置されているというところがございます。この辺も、やはり通学路等、もっと必要なところもあるかと、毎年そういったところの点検等も行っているわけですけれども、その結果等を踏まえて検討させていただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

○議長（大川憲明） 他に、質疑ございませんか。荒川議員。

○8番（荒川詔夫） さっき、いわゆる款別のときに質問を逃してしまったんですけれども、住民環境課に係る第4款、行政報告書の142ページから145ページにかけてです。聞きたいことは、河川の水質検査についてお聞きしたいと思えます。現在、河川の水質検査に当たっては、毎年、定期的に、あるいは定点に基づいて水質検査を実施されていると。私は、河川の水質の向上だとか、あるいは環境の浄化に向けて、非常にこれも重要な事業の一つと認識しております。

河川の水質というのは、一例を挙げると、米の食味も良いというのは、これは例えば大腸菌だとかそういうものと違うんですけれども、相対的に非常にいい水によっていいお米が採れるということで、今、申しあげましたように、町のいい水、いい河川の水というのは、非常に大きな魅力というふうを考えております。

これが正しいかどうかというのも、私も実情をこれからお聞きしなければいけないんですけれども、やはり今、そういうふうに定点、定期的に測定をして、そして大腸菌等含めていろいろ検査をされておる監視体制から、浄化とか水質向上に向けて、やはり積極的な行政指導をしてもいいのではないかと考えておるんですが、そこら辺の考え方についてお聞かせいただけますか。

○議長（大川憲明） 梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇〕

○住民環境課長（梨本克裕） お答え申し上げます。今、議員の質問にありましたとおり、144ページの課題にも書いてあるんですが、この中では、毎年の結果ですが、大腸菌の群数が基準を超えるというふうにあります。ただ、これは大腸菌だけで見るとすごく基準をオーバーしているように見えるんですが、統計的には大腸菌群類ということで、大腸菌だけではなくて他の菌も混ざったものとして基準を超えているということです。監視というか、その状況を引き続き行っていくというような数字にはなっております。

ただ、飯綱町の状況も、一定して高い数字というわけではなくて、これは調査の日によっても違うというようなことで、一概的にここがどうこうというのは難しい面もあるかと思っておりますので、ここの課題に書いてあるとおり、定期的な監視を続ける以外はないと考えております。

それと、先ほどのお米の関係とかがあったわけですが、これは例年、霊仙寺湖及びソブ川の関係の水質調査等もやっています、関係地区とも定期的に懇談等を行って、その数値の状況を見ながら話し合いをして、改善等をしている状況でございます。以上でございます。

○議長（大川憲明） 風間議員。

○2番（風間行男） 2番、風間です。今決算書の内容を見ていますと、農業に対しては、りんごの予算がかなりを占めています。米とかももの宣伝とか、6次産業化というようなものは見当たりません。来年度に向けて予算化する気があるかどうかお伺いします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 確かに、ももはともかく、米は主たる農産物の一つだというふうに承知はしています。ご存知のとおり、面積を抑制していこうというような流れの中で、補助事業等々も米については種類も少ないというようなことで、やりづらい面はあります。しかし、やはり飯綱町の素晴らしい米は、私は大きな産業の武器、農産物の一つだというふうに心得ております。

私は、栽培そのものに対しての支援というものは、一定の水準まで来ているのではないかなと思っています。けれども、これ以降、後継者をどうやって育てていくか。そして、より一層

の効率化と集団化、あとは販売としての支援をどういうふうにやっていけるか。これはやはり農業振興上、取り組んでいかなければならない事業の一つだということは承知をして、今後も進めていきたいと思っています。

○議長（大川憲明） 他に質疑ございませんか。石川議員。

○7番（石川信雄） 7番、石川です。総合計画上に沿って学校の施設改修、メーラプラザ、道の駅等の直売所を整備してきておりますけれども、やはり一部の住民からは、箱物ばかり造っていて大丈夫かという不安な声も上がっているのが現実です。町長は利用率、住民に利用していただいて、どんどん活用してもらおうというのが一番というお考えだと思いますが、去年の実績というのは、単年度ではなかなか難しいと思うんですが、どのように感じておられますか。お伺いしたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） まず、箱物といいますか、施設整備というものについて、そういうご意見もあるということは承知をしています。しかし、私は必要最小限度をやったという程度にしか、施設整備については思っておりません。しかも、両小学校にしても、地域の小学校の灯をなくしていくという地域で、いかにその地域全体を活性化していくかという意味では、学校というものをもう一回いい意味で利用する、その最低限度の設備投資だというふうに思っています。

まだ始まったばかりですけれども、私は100%民間の出資で立ち上げていただいたカンマッセという会社は、やはり取締役も含めてなかなかのメンバーがそろっていて、私は非常にいい動きをし始めてくれたなど。ちょっと行政マンだけでは考え付かないようなエリアに自然に結び付いていくような、やはり民間の会社で良かったなどということをつくづく思っています。

ちなみに一つの例とすれば、いろいろ問題は出てきておりますけれども、私はまだまだ伸びると思っていますが、ふるさと納税です。去年は1億7,000万円、今年は現状を聞くと、2億円から3億円の間で行きそうだと。ふるさと納税3億円を今年は目標としてカンマッセで取り組んでおられます。かなり農家のところへ足を運んで、農産物の提供をお願いしたりとか、今

はやりのネットでセールスをするとか、非常に素晴らしい動きをしていただいているなというふうに思っています。これが、都心から人を呼び込む、企業誘致をやる、サッカーの合宿が始まる等々がなってくれば、非常にいい雰囲気が出てくるのではないかなと。

先週、野村上の行政懇談会に行ってきましたけれども、何人かの意見で、非常に学校がにぎやかになってきてうれしいというような、実際の声聞いてきました。ぜひそういう方向で進んで行ってほしいなと思います。

もう一つは、何と言ってもやはりその地域の人たちが一緒に地域づくり、施設の利用に参画してほしいなと。自分たちがこうやったから少しお客が増えてきたなというような喜びを味わうようなスタイルで、これからも進めていきたいというふうに思っています。

○議長（大川憲明） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） それでは質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 62 号は、予算決算常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は予算決算常任委員会に付託し審査することに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後 1 時 20 分でお願いします。

休憩 午後 0 時 12 分

再開 午後 1 時 20 分

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第 63 号の質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第2、議案第63号 令和元年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

決算書 209 ページから 218 ページ。

質疑を行います。

質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第63号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにし
たいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定
しました。

◎議案第64号の質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第3、議案第64号 令和元年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計
歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

決算書 219 ページから 230 ページ。

質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第64号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにし

たいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 65 号の質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 4、議案第 65 号 令和元年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を議題とします。

決算書 231 ページから 250 ページ。

質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第 65 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにし
たいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定
しました。

◎議案第 66 号の質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 5、議案第 66 号 令和元年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳
出決算の認定についてを議題とします。

決算書 251 から 261 ページ。

質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第 66 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにし
たいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定
しました。

◎議案第 67 号の質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 6、議案第 67 号 令和元年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出
決算の認定についてを議題とします。

決算書 263 ページから 289 ページ。

質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第 67 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにし
たいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 68 号の質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 7、議案第 68 号 令和元年度飯綱町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定を議題とします。

決算書 291 ページから 303 ページ。

質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第 68 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 69 号の質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 8、議案第 69 号 令和元年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

決算書 305 ページから 318 ページ。

質疑を行います。

質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第 69 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにし
たいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定
しました。

◎議案第 70 号の質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 9、議案第 70 号 令和元年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳
出決算の認定についてを議題とします。

決算書 319 ページから 327 ページ。

質疑を行います。

質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第 70 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにし
たいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定

しました。

◎議案第 71 号の質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 10、議案第 71 号 令和元年度飯綱町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

決算書 329 ページから 368 ページ。

質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第 71 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 72 号の質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 11、議案第 72 号 令和元年度飯綱町病院事業会計決算の認定についてを議題とします。

決算書 369 ページから 402 ページ。

質疑を行います。

質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第 72 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにし
たいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定
しました。

◎散会の宣告

○議長（大川憲明） お諮りします。

9月4日の本会議は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて午
前9時に開くことにします。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、9月4日の本会議は午前9時に開くことに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦勞さまでした。

散会 午後 1時29分

令和2年9月飯綱町議会定例会

(第 3 号)

令和2年9月飯綱町議会定例会

議事日程（第3号）

令和2年9月4日（金曜日）午前9時開会

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	清水 均	2番	風間 行男
3番	中島 和子	4番	目須田 修
5番	瀧野 良枝	6番	原田 幸長
7番	石川 信雄	8番	荒川 詔夫
9番	伊藤 まゆみ	10番	清水 満
11番	樋口 功	12番	渡邊 千賀雄
13番	原田 重美	14番	青山 弘
15番	大川 憲明		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯村 勝盛	教育 長	馬島 敦子
総務 課長	徳永 裕二	企画 課長	土屋 龍彦
税務会計課長	永野 光昭	住民環境課長	梨本 克裕
保健福祉課長	山浦 克彦	産業観光課長	平井 喜一朗

建設水道課長	土 倉 正 和	教 育 次 長	高 橋 秀 一
飯綱病院事務長	大 川 和 彦	総務課課長補佐	清 水 純 一

事務局職員出席者

事 務 局 長	笠 井 順 一	事 務 局 書 記	関 竜 典
---------	---------	-----------	-------

一般質問一覧表

順	議席	氏名	発言事項	答弁者
1	14	青山 弘	1. 新型コロナウイルス感染対策により、見直しを迫られる避難と避難所の在り方。復旧ボランティアの支援が期待できない場合の備えについて伺う	町長
2	3	中島和子	1. 複合的自然災害への対策は	町長
			2. 第2次飯綱町総合計画、前期基本計画の見直しと後期計画作成について	町長
3	6	原田幸長	1. 「新しい生活様式」に向けた諸施策の具体化について	町長 教育長
4	2	風間行男	1. 移住促進について	町長
5	12	渡邊千賀雄	1. コロナ危機での感染防止・対策について	町長
			2. コロナ禍での生活、事業への支援・対応について	町長
			3. 「核兵器禁止条約」発効に向けての見解は	町長
6	9	伊藤まゆみ	1. 子供たちが安心して生活できる施策を	町長 教育長
			2. 第8期介護保険計画の方針は	町長
7	5	瀧野良枝	1. 行政評価の有効活用を	町長 教育長
			2. 指定管理事業者における公共施設の適正管理とサービス水準の確保を	町長
8	1	清水 均	1. 「人生100年時代」に備えた対策は出来ているか	町長
			2. 町有財産の見直しについて	町長
9	8	荒川詔夫	1. 今後における町政のあり方と具体策について	町長
			2. 近年の異常気象に伴う飯綱町における災害対策について	町長

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大川憲明） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆さん、おいでいただきましてありがとうございます。

本日は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて行います。

これより、令和2年9月飯綱町議会定例会を再開します。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（大川憲明） 日程第1、一般質問に入ります。

質問の順序につきましては、お手元に配付の一覧表のとおりであります。

一問一答方式による活発な分かりやすい質問・答弁を期待しております。

なお、質問事項はあらかじめ通知されておりますので、簡潔に発言されるようご協力願います。また、コロナ感染防止対策のため、事前にご通知のとおり、質問事案1人40分で対応をお願いいたします。

◇ 青 山 弘

○議長（大川憲明） 発言順位1番、議席番号14番、青山弘議員を指名いたします。青山弘議員。

〔14番 青山弘 登壇〕

○14番（青山弘） 議席番号14番、青山弘です。通告に従いまして順次質問いたします。

一昨年、西日本豪雨、そして去年相次いだ大型台風、近年想定を超える水害災害に見舞われている日本。記録的な豪雨や巨大台風により、甚大な被害がもたらされています。そこに新たに加わったのが、新型コロナウイルスの脅威。新型コロナと水害、かつてない複合災害からどうやって身を守るのか。これまでの防災のあり方が、大きく見直される可能性が出ています。

ここ数カ月、コロナウイルスの感染拡大を防ぐために、人が集まるイベントの自粛や人との距離を取るソーシャルディスタンス、マスク、手洗いはもとより、密閉、密集、密接の3つの密を避けることが推奨されてきました。

水害については、災害が起きる前に避難勧告や指示が出ますが、その際の行き先である避難所の環境は、まさに3密となる恐れがあります。3密を避けるとなると、さらに避難所を増やさなければならない可能性があります。感染のリスクがある中、台風シーズンを迎え、避難はどうあるべきなのか、前もって検討しておかなければいけないと思います。

まず、町長にお尋ねします。新型コロナウイルスが終息しない中、災害が起きた場合や起きそうな場合に避難はどうすればいいのか伺います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） おはようございます。いい議論ができればと思っております。

お尋ねの件につきましては、コロナ等々の感染症はともかくとして、災害が起きそうだ、もしくは起きている場合については、警戒レベルにもよりますけれども、警戒レベル3、4の段階になったときには、私は速やかに避難行動を起こして欲しいと、このように思っております。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14番（青山弘） 私もお言葉のとおり、早めの避難、速やかに避難することが重要だと思います。できる準備はしておくことが大切です。何も準備しないでそういう状態に直面しても、できることは限られてしまいます。

飯綱町土砂災害ハザードマップが新しくなり、8月に配布されました。航空写真に、洪水による浸水の河川、範囲の目安として色が塗ってあります。今までの100年に1回程度の豪雨から、1000年に1回程度の豪雨に条件が厳しくなり、浸水範囲が増え、浸水の深さも増しました。ハザードマップを使って、自宅の災害の危険性の確認と、前もって家族で防災会議を開き、どんな時、どうなったら、どこへ避難を決めておくように書いてありました。大変いい内容だと思います。避難場所や避難経路に危険な箇所はないかを前もって話し合っしてほしいものです。

今までの避難と違い、避難所ではコロナの感染リスクが心配されます。地震もありますが、豪雨や台風で避難所に避難する人は、災害のリスクと感染のリスクのどちらを優先させるのか、判断は非常に難しいと思います。迷った場合に、どういう行動を取ればよいのでしょうか。こういう場合、町長はどのような指示を出されますか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 非常に難しい判断という一面もございますが、今回でいえば、コロナが怖いから水がそこまで来ているけれども避難しなかった。これは、とても間違った判断だと思っております。ともかく、身の危険を感じた場合には、迷わず避難行動を起こしてほしい。ただし、避難をする先については今、議員がお話しになりましたとおり、あらかじめどこへ避難すればいいのか、家から避難する場合、職場から避難する場合、学校から避難する場合、保育園から避難する場合、それぞれにケースに応じて、その避難の方法、場所を家族で事前に検討しておくということは、非常に大事なことだろうと思っております。避難所は、危険が多い場所というようなイメージを持たれるのもいささか残念だと思います。

今回の補正予算にも、計上させていただきますけれども、避難所がコロナ対策についても十分な対応ができるように、準備を着々と進めているところでございます。

飯綱町の場合、災害の種類にもよりますけれども、水害や土砂崩落の災害ということ考えると、全町民の8割9割が避難しなければならないという災害は、ないのではないかと思います。そういう意味では、避難所は、そんなに混雑するわけではない、しかも知人や友人や親戚等々の家に避難をすること、車で避難すること、そういうことをバランス良く考えた場合には、避難所も決してコロナがいっぱいというような状況ではない、またそういうふうにしなければいけないとつくづく思っております。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14番（青山弘） 災害からまず身を守ることを、優先しなさいという答えでよろしいですね。

これからの話の中で、避難所はやっぱり怖いという表現がいっぱいあるのですけれど、決して

収容人数は4,760人となっております。コロナ禍での避難では、2メートル程度の間隔を確保することとされており、世帯間の間隔を2メートル以上確保するレイアウトを考慮すると、おおむね2,500人と考えており、半分程度となります。また、福祉避難所は10カ所あり、想定収容人数107人ですが、50人程度の収容となります。

指定避難所で収容ができなかった場合には、各区、各組の公民館及び公会堂を指定避難所とできないか検討し、対応を図ることも想定されます。現在、一般の避難所運営マニュアルと福祉避難所運営マニュアルの見直しを行っております。

今後の備えとして、町内の旅館、ペンション、宿泊施設、お寺などの協力が得られないかという検討も併せて進めております。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14番（青山弘） ここまで受け入れられる人数が少なくなるとは思いませんでした。こういう状況を見ると、前もって自力で避難先を見つけてもらう必要性を感じます。特に配慮を要する者として、知的障害者、精神障害者、それから高齢者、難病患者、妊産婦、乳幼児など、対象者は3月の一般質問で1,600人おられるとお答えいただいております。そのうち107人が収容可能という答弁だったのですが、今のように十分なスペースを取るということになると、これが半分という話で、断然不足しているわけです。福祉避難所は、受け入れられる人数に大変不安があります。その他にも、支援者やスタッフの確保も課題だと言っておられました。課題解決のために分散避難、これを勧めていただきたいと思ひますし、しっかりと対応をお願いしたいと思ひます。

次に、避難所内の感染を防ぐ備えについて、お尋ねいたします。災害が切迫して時間が限られている状況では、やはり避難所に行くしかないと思ひます。指定避難所は、大勢の人が集まり3密の状態になり、コロナウイルスの感染拡大のリスクがあります。これを防ぐには、まず入口で避難者の体調を確認するための問診、トイレやドアノブ、手すりなど共用部の消毒、避難する人自身のマスクの着用、これら3点は必須です。感染症の対策としては、飛沫対策のパーティション間仕切りが必要です。避難者同士の無用な接触を避けるために、2メートル以上

の幅と高さが必要です。マスク、消毒液、段ボールベッドはどのぐらいの人数分が必要なのでしょう。他に、パーティション、置換換気の装置も必要です。これも資料のところに、この部分だけカラーで載せてございますので、ご覧いただきたいと思います。段ボールベッドは雑魚寝を防ぐことができ、床に落ちた飛沫と接触を避けることができます。パーティションは、飛沫の拡散防止や不要な接触を防ぐことやプライバシーの保護に役立ちます。置換換気の装置は、ドア付近の新鮮な空気を送り込み、天井の小窓や換気扇で汚れた空気を外に排出する装置です。これらはどれぐらい準備できているのか、準備するのかを伺います。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。今、山浦保健福祉課長から答弁がありましたけれども、コロナ禍の指定避難所の総収容人員につきましては、2,500人程度になると想定をしております。これを基準に考えますと、マスクについては最低でも1万枚以上、消毒液は150リットル以上の備蓄が必要ではないかと考えております。現在、マスクは1万1,000枚ほど、消毒液は70リットルほど備蓄できております。不足する分については早期に整備するとともに、可能な限り、コロナ禍において必要な備蓄品の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、コロナ禍の避難にあたっては、各個人、家庭においても可能な範囲でマスク等の衛生用品は、準備していただくようお願いをしていきたいと考えているところでございます。また段ボールベッド、パーティションというお話がございましたけれども、これは一定数の備蓄は考えております。けれども、保管場所の確保ですとか劣化などの問題がありますので、現在、長野市内の業者と災害時の物資供給に関する協定というものを締結することで、災害時等には迅速に必要な数を確保できる体制というものを構築することとしております。

なお、間仕切りという面では、テントも有効と言われておりまして、これとは別に70張ほどを確保するという予定で進めているところでございます。それから今、換気用の装置についてお話がございましたけれども、現在、避難所用のものは間に合っていないという状況がござい

ます。今回の補正予算で、避難所に関する衛生用品、資材、機材等の備品に関する経費を計上しており、換気用の装置も購入を予定しているところでございます。青山議員からお話のございました置換換気用の装置というものも、検討材料の1つとさせていただきたいと思っております。

こういった機材についても、今後の維持、管理の面を考えると、購入は一定数としまして、レンタル等の方法も検討したいと思っております。感染拡大防止用の資機材については、いずれも供給が間に合わないという状況も見られるわけでございますけれども、可能な限り、コロナ禍において必要な資機材の整備に努めてまいりたいと思っております。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14番（青山弘） 避難所の中でこういう装置が必要だというのは、議員のところ、何を考えているかというので出してあります。劣化や補填したことを考えると無駄なお金にならないように、いろいろと検討して準備はお願いしたいと思います。

そして、重要なのがゾーニングです。言葉の意味は、先ほどの資料の、置換装置のイメージの下に、ゾーニングとはと書いてございますので、ご覧いただきたいと思っております。避難所内の感染や症状のある人を、一時的に隔離する方法です。ここで必要となるのは、隔離する部屋です。どう隔離するのか、隔離のための部屋は3種類必要となります。1つ目は、避難所でコロナに感染しているか否かのPCR検査ですとか、抗原検査を行って陽性の人が過ごす部屋。2つ目は、検査では陰性だったものの、熱や味覚障害の症状が出ている、感染が疑われる人が過ごす部屋。3つ目は、これらの人と濃厚に接触した人が過ごす部屋。避難所で感染拡大を防ぐためには、これだけの準備が必要となるわけです。備えのできている自治体は、まだ一部に留まっているということです。

うちの町も、小学校、中学校なら部屋数も多くて、隔離は可能だと思います。コミュニティーセンター等の指定避難所には、部屋数が少なく、コロナの感染対策に不向きな避難所があります。ここはどのように対応される予定なのでしょうか。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。施設の間取りで専用の部屋が確保できない場合、やむを得ない場合として、パーティションやスクリーン、カーテン、また毛布などを活用して、2メートル程度の高さで空間を仕切り、2メートル程度の一般避難者ゾーンとの距離を取り、動線が重ならないように、トイレの利用等にも配慮するなど工夫をして対応します。

なお発熱症状のある避難者については、保健福祉事務所の新型コロナウイルス感染症有症状者相談窓口が24時間対応しておりますので、そこと連絡を取り、医療機関への早期移送も相談しながら行っていきたいと考えております。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14番（青山弘） 感染者が出た場合ですが、どこに搬送するのか、感染者を判別するための検査キットをどこで確保するのか、あらかじめ医療機関や保健所と連携しておく必要があると思うのですが、どのように準備されているのかお伺いします。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。発熱等の症状のある人が出た場合には、コロナ感染を疑い、感染拡大を想定し、当人は個室等を確保して隔離します。また、濃厚接触者となり得る者の聞き取りを行い、濃厚接触者となる者についても、部屋、スペースを確保して経過観察を行います。発熱等が風邪なのか熱中症なのか、病種の判断はできませんので、発熱外来を行っている病院や県の保健福祉事務所の新型コロナウイルス感染症有症状者相談窓口との連絡を取り、医療機関でのPCR検査や早期移送も相談しながら行っていきます。なお、避難所内でコロナ感染の患者発生となった場合で、濃厚接触者ではなく医師の判断でPCR検査が受けられない方については、心配をされている人がいた場合、年内に飯綱病院で抗原検査が行えるよう進めておりますので、公費負担等を検討し、今後活用していきたいと考えているところで

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14 番（青山弘） 県の保健福祉事務所の指示待ちとのお答えだと思ったのですが、避難所運営ガイドラインにおいて、新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者であっても原則として一般の避難所に滞在することが適当でないということに留意すること、という文章が届いていると思います。隔離する部屋は要るのだけれど、用意をしておいて、一時的にいてもらうだけで、感染者やその疑いがある人はすぐに移送するように準備しておきなさいと、こういう理解でいいですか。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。その段階ではまだ症状の判断がついていない状態ですので、それについては隔離した状態で経過を見て、晩であるか日中であるかにもよりますが、当人のかかりつけ医や、病院、保健所と連携を取って対応させていただきたいと思えます。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14 番（青山弘） 先ほど、飯綱病院で抗原検査が行えるようにしたいという話でしたけれども、聞きたいのは、公費負担で、自分が具合悪くなったときに診ていただけるという理解でいいですか。

○議長（大川憲明） 大川病院事務長。

〔飯綱病院事務長 大川和彦 登壇〕

○飯綱病院事務長（大川和彦） お答えします。飯綱病院では、PCR 検査、抗原検査については、行政検査の契約を県としております。有症状者については、そこで必要と認めて検査する場合は、公費の対象になります。ただ、自分の健康状態が心配でとか、確認したいという無症状の方の場合は、公費の負担の対象になりませんので、そういう方は自費になるという作りになっております。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14 番（青山弘） かかりつけ医に、検査してこいと言われたら町で診るけれども、そうでない

場合はお金を払いなさいということですね。ちなみに、幾らになるのですか。

○議長（大川憲明） 大川病院事務長。

〔飯綱病院事務長 大川和彦 登壇〕

○飯綱病院事務長（大川和彦） PCR 検査自体は、病院ごとに違いますが、おおむね3万円強になります。抗原検査は、1万5,000円から2万円の間ぐらいの値段設定が多いと思います。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14番（青山弘） 次に、昨日の質問にもありましたが、去年の台風19号では、停電が大変長く続きました。インフラの復旧作業が遅れたことで、長い避難所生活を余儀なくされました。避難所は、感染対策や非常態勢の維持が長く続くことが想定されます。避難者に対しての食事や入浴はどうするのか、感染リスクを考えると恐らくはレトルト食品のみになり、入浴もできず、体を拭くだけになるのではないかと衛生面も大変心配されます。

また、去年の飯綱町の停電の原因は、風による倒木だったと記憶しております。電線周りの樹木の管理にも問題があると思いますが、現在は倒木が起きないように、適切に管理はされているのでしょうか。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。食事については、被災直後につきましては非常食として備蓄しているレトルトの食品となりますが、被災状況によりまして避難が長期化するようであれば、自衛隊であったりボランティアによる炊き出し、また協定によるコンビニ等の事業者からの物資調達、食料品の支援を予定しております。

入浴につきましては、去年の東日本台風、台風19号で社会福祉協議会、天狗の館のお風呂利用の協力をいただいております。今後は、協定等結ぶように考えていきたいと思っております。また、町内の富士通の保養施設さんや長野国際カントリークラブさんに協力が得られないかどうか、持ち掛けていきたいと思っております。

続きまして、中部電力の関係ですが電話で確認いたしました。架線の樹木接触等の点検につ

いては、5年に1回行われており、電線より3メートルから5メートル離れていれば問題はないとしているということです。伐採や枝打ちをそういう状況で行ってございまして、現場付近の方が見かけて、倒木等の心配があるようでしたら連絡をお願いしますということでございました。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） 今、山浦保健福祉課長から答弁があったわけですが、停電のことだけ少し追加で答弁をさせていただきたいと思います。青山議員からお話のありましたとおり、昨日もご質問がありましたが、停電については生活に大きく影響するということから、中部電力との災害時における相互協力に関する協定など、昨年の台風を踏まえまして中部電力との協議の場を今年度すでに数回設けてきております。この協議の場におきまして、昨年の台風の際に、停電が特に長期化しました別荘地区などを中心に、定期巡回等による管理体制の強化や支障木の事前伐採、枝切り等の申し入れ、こういったこともしているところでございます。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14番（青山弘） 次に、災害が起きると各地からボランティアが駆けつけて復旧作業を助けてくれたのですが、その備えについてお伺いします。大きな災害が起きると、支援の必要な事態が出てくると思います。これまでと違い、広くボランティアを募ることが難しくなると思います。そのときに、地域内の力で支援する体制が作れるのか、その備えはどうかお聞きします。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えします。新型コロナウイルスの関係で被災地でのボランティア活動が大きく見直され、感染が続いている状況では広く参加を呼び掛けずに、原則、募集範囲を地域内に制限することを盛り込んだガイドラインが出されております。新型コロナウイルスの感染が懸念される状況における、ボランティア、NPO等の災害対応ガイドラインでは、

基本方針として、支援は被災した地域内での対応を中心に考え、原則として外部からの人的支援は遠隔での対応が主体となると言っています。

また、全国社会福祉協議会の指針としては、災害ボランティアセンターは、広域に幅広くボランティアの参加を呼び掛ける災害ボランティア活動を行うべきではないと記述しております。感染が続いている状況下では、地域住民の自助・共助により復旧作業を進めていくこととなります。移動制限を踏まえ、広域に大勢のボランティアに参加を呼び掛けて受け入れる災害ボランティア活動は行わず、顔の見える近隣住民を中心に中学校区、当該市町村区域など制限を設けて行うこととなります。

災害ボランティアセンターの運営者については、社協を中心として地元の NPO、学生、ボランティア団体、企業、団体などの協力により確保できるように、普段のつながりを大切にして有事の際に協力体制が図れるよう、地域福祉活動を推進してまいります。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14 番（青山弘） 災害時には、たくさんやることがあるわけです。自分は役に立たないとか、そういうふうに考えないで、自分も何かできるのではないかという考えを持ってもらって、地域の支援に町民の皆さんにみんな入っていただきたいと思います。

時間が5分しかないので、まとめに入らせていただきます。

最後に、災害を検知するシステム開発の話させていただきたいと思います。茨城の筑波の防災科学技術研究所では、局地的な豪雨のリスクを住民に知らせるための新しいシステムの実証実験が行われています。これが実用化になると、最大15時間前に局地的な豪雨の危険性を自治体にメールで知らせることができるそうです。それから24時間以上前に、洪水の危険性を検知するシステムの開発も始まっているそうです。自治体の的確な判断で、逃げ遅れをゼロにすることが大事なことだと思います。

まずは、自分が今住んでいる場所にどんなリスクがあるのか、どこに避難するのか確認をしておいていただきたいと思います。災害が起きるたびに、避難の遅れが目立ってきましたが、早めの避難が災害から命を守ることになるのだということです。

いろいろ申し上げ、質問させていただきました。これで私の質問を終わります。

○議長（大川憲明） 青山議員、ご苦労さまでした。

ここで暫時休憩に入ります。再開は、9時50分からとさせていただきます。

休憩 午前 9時37分

再開 午前 9時50分

◇ 中 島 和 子

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。

発言順位2番、議席番号3番、中島和子議員を指名します。中島和子議員。

〔3番 中島和子 登壇〕

○3番（中島和子） 議席番号3番、中島和子です。通告に従い質問させていただきます。

まず、複合的自然災害への対策についてお聞きしてまいります。先の質問と重複する内容もごございます。修正が間に合っていない。ご理解のほど、よろしく願いいたします。

昨年10月に長野県を襲った台風19号は、被害の大きさもあり、まだまだ完全復興には至っておりません。これからまた台風シーズンがやってくるわけですが、ハザードマップも更新され、あのときの災害を踏まえ、次にやってくる災害への備えとして、私たち一人一人が命を守る行動を再認識しているところです。しかし、先行きが見えない新型コロナ感染症が拡大する中で、もし昨年のような災害が起きた場合、新たに感染リスクが加わるわけです。当然、このような複合災害に備えることが求められますが、町の対策をお聞きしてまいります。

まず避難についてです。7月広報では、住民への周知として、自分に合った避難の確認が掲載されました。事前の準備として、自分の家がどの場所であり、どんな災害が危険かを確認しておき、判断により避難する場合は指定されている避難所のほかに親戚や知人宅、車中に泊まることも選択肢の一つに、密集を避け感染リスクを回避すること等、複合災害への留意点が提示されていました。先ほどの答弁にもありましたが、感染防止の面からは分散避難することは

効果的に思われます。しかし、懸念されるのが、住民の避難先がそれぞれになり連絡先が不明になることです。コロナ禍では避難所を避ける人も多いかもかもしれません。分散避難が行われた場合、住民の安否確認はどのように、どう把握されますか。まず、お聞きいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 細かい答弁は担当の課長から申し上げますが、今回の一般質問はコロナの関係のご質問が大変多く、特に災害が絡んでいる案件があり、町長として災害に対する全体の考え方をもう一回確認の意味で申し上げたい。

コロナ禍での災害発生時にどうするかということが一気に話題になっています。災害にも、台風等による風とか雨、または豪雨、いろいろな災害がありますが、先ほど青山議員の質問の中にも申し上げたのですが、水の災害というのは、ある程度地域が限定をされていること、そして時間的に少し余裕があるということ、そのために一定の準備ができ、事前に備えができるということもございます。責任者として一番恐れているのは、極めて強い地震が来たときでございます。多くの家屋が倒壊し、死者が続出している、けが人が続出している、一体救急車はどのようにするか、どこの病院に連れて行けば良いか、生きるか死ぬかの分れ目の人を誰がどう判断するのか、これはコロナどころの話ではないのです。ですから、いつもお願いしているのは、とにかく地震があった場合には24時間の2倍48時間、もしくは72時間、3日は、自分で自分を守るということを常に考えてほしい。2日なり3日たてば、なんとか周りが動いてきます。電気も通ってきたな、水も通ってきたな、給水車も来るようになった、役場の職員も体制が整ってきたな、となります。その2日なり3日をなんとか生き抜く、そして飯綱町からは一人も死者などが出なかったという災害の体制をどうやって整えるか、これが寝ても寝られないくらいの悩みの一つです。従って、そういう極めて深刻な状況を想定した中に、このコロナというものを抱き合わせて考えた場合には、一体何をどうしていけばいいのか、非常に困ってしまうと言いますか、とても妙案なんかはすぐに浮かばないとなりますけれども、ただ、一つ一つ最悪の状況を想定した上で、少しずつ整備をしていくしかしょうがないだろうと考え

ております。今のソーシャルディスタンス、分散避難、そして安否確認はどうする等々につきましても、そういう前提の中で対応して、こんなふうを考えているということそれぞれの担当から申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えします。分散避難した場合の安否確認ということですが、現在は要支援者台帳や地域支え合いマップという形で避難困難者の方への協力を、共助という形で地域の皆さんにお願いしています。避難所に来られた方につきましては、行政のほうで住基システムがありますので、その地域の方の名簿とかの確認で特定はされます。ただ、分散避難となった場合に、その方が車中にいるのか、どこにいるのか、連絡がこちらに届かないと確認ができないという状態になります。普段の付き合いの中で、近所の伍長さん、組長さん、民生委員さんなどへ私はここにいますよという発信をしていただかなければ、町のほうでは全く把握ができないという状態になろうかと思ひます。

また、ライフライン、電話等の混乱とかが起きた場合、連絡が取れないという事態もあります。避難については、普段の付き合いで、私はここにいるということをちゃんと誰かに伝えておくというのが一番大切なことだと思ひます。

現在、分散避難者情報を集約して、一括検索を可能にするウェブサイトというのが研究されております。災害時に分散避難されている方の安否確認、携帯等で発信すれば集約できるというシステムの研究はされていますが、ただ、非常時においてはライフラインのトラブルの関係で、その機能が使えないという状況も発生していますので、そのシステムについて注視はしていきたいのですが、誰かに伝えていくということが一番大切なことだと私は思ひます。

○議長（大川憲明） 中島議員。

○3番（中島和子） 普段の近所の付き合いが大事だなということを今、本当に思ひました。感染リスクを回避するための避難所設定運営等は先ほどお聞きいたしました。

全体的な準備、確認体制についてお聞きいたします。人と防災未来センターの高岡誠子研究

員の自治体向けチェックリストによりますと、避難所運営体制が十分でないとクラスターの発生を招き、避難所崩壊にもなりかねない、事前準備が非常に大切であるとお話ししています。

まず確認事項として、1、衛生用品の準備と、感染者との感染を防ぐ避難所の区域分け。これは先ほどのご答弁でお聞きいたしました。2、症状のある避難者との接し方。3、業務に当たった職員の相談体制の構築。そして、住民に対しては、4、感染を恐れて避難をためらわないよう避難最優先を呼び掛けること。これは先ほど町長からもお聞きしております。5として、濃厚接触者を追跡可能とするための避難者名簿の記録。6、感染が確認されていて、自宅療養中の方の避難先の確保がありますが、それらの準備についてはいかがでしょうか。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） 一番の避難所の区分けについてはよろしいでしょうか。

○3番（中島和子） お聞きしました。

○保健福祉課長（山浦克彦） 2番の症状がある方との接し方ということですが、受付等についてですが、まず避難所で受付をしていくのですが、受付担当者につきましては、マスク、フェースガード、手袋など、飛沫感染の防止を行いまして、まずそこで、けが人、自宅療養者や濃厚接触者であったり、せき・発熱等の疑いのある方と、一般避難者が交わることをないように、検温・問診所を設置して場所の振り分けを行います。また、避難者名簿によりまして、安否確認等の対応を行ってまいります。

次、3番目の業務に当たった職員の相談という形でよろしいですか。

○3番（中島和子） はい。

○保健福祉課長（山浦克彦） 職員の相談体制のことですが、ウイルスによって起こる病気、不安や恐怖、従事者としての差別・偏見、負のスパイラルというものがあるのですが、気持ちと体と行動のサインの対処として、セルフチェックという方式が使えるかなと考えております。また、同僚との普段からのつながりが大切だと思っております、話すことが必要な人もいれば、一人になることが必要な人もいます。同僚間にもそういった違いがあることを大切にしな

がら、お互いが孤立しないようにサポートし合う関係が必要と指導していきたいと思っております。

次に5番目の濃厚接触者の避難者名簿記録でよろしいですか。避難者名簿につきましては受付時に記入をいただきますが、避難所を運営していく上で、安否確認に対応したり、物資であったり、食料を全員に効率的に供給したりする等の活用がメインですが、避難所から転出された方とか、行動歴としての活用というものも考えられると思います。

自宅療養中の方の避難先の確保ということですが、6番目については自宅療養先ということによろしいですか。

○3番（中島和子） はい。

○保健福祉課長（山浦克彦） 自宅療養中の方の避難先の確保ということですが、自宅療養者がコロナ感染者の方なのか、そうではない自宅療養されている方なのか、少し分からないところがあるのですが、コロナ感染者であればゾーニングにより専用スペースをつくり、保健所に連絡をしながら宿泊療養施設に移動してもらいます。移動には、危険が伴う場合や、受入施設が困難でできない場合がありますので、そういう場合には、避難所に一時滞在する場合もありますけれども、そういう形で対応していきたいと思えます。感染者でなく自宅療養されている方の場合につきましては、受付時の問診等によりまして対応を検討することになります。また、難病患者の方もいらっしゃるのですが、難病患者の方につきましては、個別の避難計画がありまして、主治医であったり、機械器具の業者と連携という体制が取れておりますので、たぶん避難所にはお越しいただかないで対応という形になるかと思えます。以上です。

○3番（中島和子） ありがとうございます。

○議長（大川憲明） 中島議員。

○3番（中島和子） 続いて、感染症対応の交付金についてお聞きしようと思えます。私がお聞きしたかったのは段ボールベッドやパーティションの備蓄が必要ではないかということです。以前、女性団体で開いた説明会に総務課の方にお話しいただいた時は、それらは備蓄されていないということでしたがすでに準備されたようです。今後、災害時の福祉施設でも使用できま

すので、可能な限り備蓄として揃えていただきたいと思います。

続けます。この感染症は、高齢者が重症化するとも言われています。町の高齢化率が上がる中、独居高齢者にとっては、集会等の制限や外出もままならない生活を強いられ、飯綱町での感染者にはなりたくないという体調不良を訴えることを我慢したり、これまでにない危機感を抱いています。複合災害に備えて分かりやすい避難方法をお知らせすると同時に、心細く感じている皆さんへの心身のケアとして、コミュニケーションを取ることも大切です。ある市では、カタログを添えて、この苦難を乗り切るよう高齢者を訪ねて応援しています。交付金活用については、いろいろな角度からの住民の声もあり、行政でも的確な支援をいただいているところですが、高齢の方への生活応援対策としての活用はいかがでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 一つの提案として、大変いい意見だとお聞きしておりました。若干ですが、高齢者の方から、こういう時代なので日用品というか、生鮮食料品なんかも便利に買えるような、格安で買えるような、そういう意味でのプレミアム商品券の発行みたいなものも検討してほしいというようなご意見があったとお聞きしております。

コロナの交付金事業、前にも申しましたが、まだ第3弾分が多少ございます。今時点で今回1億5,700万円ほど使用させていただいておりますけれども、第2次までの配分の中に、もう少し枠として持っているよう気がしております。今、提案があったようなことについても、今後の動向を見ながら、少し内部検討をしたいと思っております。

○議長（大川憲明） 中島議員。

○3番（中島和子） 今回の臨時交付金には該当するか分かりませんが、最近の気象状況を見ますと、真夏の気温の上昇は異常なほどです。熱中症で病院に搬送される方も増えています。昨日は新潟県の三条市で40度以上まで上昇したということです。涼しい信州の夏には必要ないと思われてきましたエアコンですが、これからは必需品となりそうです。独り暮らしの高齢者への生活支援として、エアコン購入の補助事業も考えられますが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 住宅設備、エアコンも含めて、今の暑さ対策を考えれば、やはり冬場の寒さ対策というようなものもいろいろ考えてあげなければいけないなという点もあろうかと思えます。どんな制度をどういう形で整備をし、補助等をしていくか、これについても同じく検討をさせていただきたいと思えます。

○議長（大川憲明） 中島議員。

○3番（中島和子） 次に、総合防災訓練についてお聞きいたします。今年は9月6日に行われるようです。区長・組長会ではコロナウイルスへの感染防止対応として、訓練方法については各組で検討することになったようです。私の地区では、県内のただ今の感染拡大状況を受けて、急きょ中止となりました。他の地区では、中止したり、また、役員だけの確認作業が行われると聞いています。感染予防のために密集を少なくすること、時間短縮などの説明をされたと思われませんが、今年の訓練後の地区の実施状況を踏まえ、今年の状況が長く続くとは考えたくございませんが、これからも遭遇するかもしれない複合災害に対し、避難訓練の在り方と見直しも必要になります。災害の種類によっては、家が安全なのか、車で行くべきか、避難所へ行くことがベストなのか、個々での状況に合った避難になることも考慮すると、これまでの一堂に集まる訓練がよいのか、今年だけ特別と考えるのか、今回を踏まえて新たなガイドラインをつくるのか、今後の訓練への見解をお聞きいたします。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。まず本年度の防災訓練でございますけれども、本年度は新型コロナの感染拡大を受けまして、多くの市町村が防災訓練というものを中止する中でございますが、本町におきましては、自然災害と新型コロナウイルス感染症という複合災害を想定した訓練も重要と考えまして、新型コロナの感染拡大の状況を踏まえつつ、今、議員から少しお話もありましたが、区長・組長会のほうでもご説明をさせていただき、感染予防対

策を講じた上で、規模、時間を縮小しまして、あさって6日に行うこととしております。

本年度の町の防災訓練につきましては、地震と新型コロナウイルス感染症の複合災害を想定した、3密を避けた避難所の開設、また運営訓練などを予定しております。各区・組での防災訓練につきましては、コロナ禍における各家庭での防災対策の推進と確認、先ほど7月号の広報のお話も出していただきましたけれども、7月号の広報で「自分に合った避難の確認を」というような特集も組ませていただきました。こういった形で、各家庭での訓練、今年度の訓練の方法として区長・組長会議などでも紹介をしてきておりまして、各家庭での訓練ということを実際に行っていただく組も多くなっているところでございます。この各家庭での訓練という内容でございますけれども、先ほど青山議員からもお話が出ましたが、ハザードマップを新しく更新しお配りしました。ハザードマップを確認していただくとともに、一人一人がいろいろな避難方法や感染症対策を知っていただき、ご自分に合った避難の確認、安全安心な避難のための備えを行っていただくというものでございます。

本年度は、このような形で複合災害を想定した防災訓練を実施していきたいと考え、今後も新型コロナがどうなるかというところではありますが、できればこういった状況はできるだけ早く解消になればと思っているところでございますけれども、この状況によって、こういった訓練を何度か重ねていく必要性も出てくるのかなと思っています。

ガイドラインというお話がございましたけれども、ガイドラインにつきましてはもちろん重要なものと認識はしておりますが、先進地の事例ですとか、本年度の訓練を踏まえまして、想定される課題というものを少し整理したいと考えております。それらの課題について必要となるガイドライン等の作成につきましては、今後検討させていただけたらと考えております。以上でございます。

○議長（大川憲明） 中島議員。

○3番（中島和子） 新しく配布されたハザードマップですが、広域での緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所等が掲載されています。組ごとの訓練計画についてお聞きします。新しいハザードマップには、これまでの、地区でまず集まる第一避難所の掲載はありません。担当者に

お聞きしますと、地域の避難所はもう皆さん承知されているから、新しいマップへの掲載はないとのお答えでした。そうしますと、これまでの第一避難所に集まり、例年どおりの確認作業が行われると思いますが、その中で、先ほどからお話に出ています支え合いマップの活用とともに、近所同士の連携とかが必要になってくると思われます。特に安否確認の方法など、組ごとで今後の取り決め等が必要になるかと思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。まず各区・組でご検討をしていただく内容等というようなお質問かと思いますが、町内の区・組につきましては、世帯数、人口、それからエリアの規模ですとか面積、また抱えている施設ですとか、危険箇所など、さまざまございますので、それぞれ地区特有の課題というものがあるかと考えております。今回の防災訓練の中では、コロナ禍で自然災害が発生した場合を想定して、相互に支え合う、3密を回避するなど、その地域のつながりを最大限に発揮した分散避難の方法、安否確認の方法など、地域で自らの命を守るというような取組についてご検討をいただければと思っております。

また、地域コミュニティにおきましては、さまざまな行事等が、今、中止になっているわけですが、今後こういったことも再開されてくるかと思えます。この行事等の開催に当たっては、検温、体調の把握など、新しい生活様式を意識した取組が重要となっております。

このようなことから、町でも今回の補正予算において、区・組感染症対策支援事業というものを予算計上させていただきまして、各区・組に上限10万ではありますけれども、もろもろの対応に充てていただく経費の支援も行っていくという予定にしておるところでございます。費用面だけの問題ではなくて、職員地域担当制、ご質問を何回かいただいておりますけれども、もちろんそういった職員自体の人的支援というのも考えていかなければならないことだと思っております。費用面では、そういったことで今回補正に計上させていただいております。区・組においても、あらゆる機会におきまして、感染症対策と地域コミュニティ、区・組の運営というものを両立していく、こんなご検討をいただくことをお願いしていきたいと思っております。

ところでございます。

○議長（大川憲明） 中島議員。

○3番（中島和子） 福祉避難所の対策は先ほどお聞きいたしましたので、最後に、災害が広域の場合、保健所、相談窓口がつながりにくくなります。自治体からの要請を待たずに支援するプッシュ型支援では、日赤の職員派遣による避難所の感染症対策の助言が可能とされています。感染者が出てしまった場合、そうした支援を受けられるのか、また、医療機関とも連携しているのかお聞きいたします。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えします。上田地域でレベルが上がっている関係で、長野保健所管内に飯綱町はございますが、広域で保健師の動員要請とかが出ています。広域で応援がかかって、行政間での応援というものも実際に行われております。

医療従事者におきましても、病院間の協定がございまして協力という形で動きますし、介護事業者においても、協定を国のほうで進めておりまして、現在そういう応援体制が構築されてきておる状況です。

○議長（大川憲明） 中島議員。

○3番（中島和子） この感染症は、いずれにしても、私たちが新生活様式を定着させ、自分を守り、人にうつさないことです。そして、大切なのは日ごろの防災意識の高揚です。今回の質問が、想定だけで済むことを願っております。

次の質問にまいります。第2次飯綱町総合計画基本構想も、後期基本計画に向け見直しがされます。基本構想は、長期的な展望の下、あらゆる分野での総合的かつ計画的なまちづくりへの指針であるとされています。町では、基本計画の施策に従い、財政計画に基づいた3年間のローリング方式での実施計画により毎年見直されてきたわけですが、令和3年には、節目となる5年目を迎えることとなります。前期計画での評価と、後期計画作成の改善点がありましたらお聞きいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 基本計画は町の根幹をなす構想ですので、ひとまず私のほうから基本的な部分を申し上げたいと思います。第1次が終わり、平成29年から第2次の構想に入り、今、前期の基本計画を実施中です。

いろいろな事業をやってきて、その評価というものを、令和2年度、進めているところがございます。暮れ頃に、住民アンケートを実施する予定であり、その評価を踏まえた上で、行政課題、一定の成果を上げたもの、今後取り組むもの等々を区分けし、後期の令和3年以降の計画に反映をしていくという状況でございます。

開会のあいさつでも申し上げましたが、その他に、地方創生の事業の中に総合戦略という一つの計画がございます。これは別個として動いてきましたが、これを町の総合計画に入れ込んで一本にしていこうという思いもございます。そのような形で、後期の計画をつくっていきたいと予定しております。

○議長（大川憲明） 中島議員。

○3番（中島和子） 今お聞きしました人口減少社会におけるまちづくりへの具体施策である、飯綱町まち・ひと・しごと総合戦略ですが、期間の終了と延長により、総合計画との一本化を予定されているとお聞きいたしました。総合戦略の第1期での5年間で進められた取組の検証をどのようにするのか、一本化するには大幅な変更があるのか。お聞きいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 具体的なお質問でしたら担当課長から申し上げますけれども、私は、町の総合計画と総合戦略には大きな違いはないと思っております。いずれも、町の将来を見て取り組む計画です。ただ、第2次の基本構想で大きく申し上げたいのは、日本一のりんごの町と、日本一女性が住みたい町を、令和8年までの10年でやっていきたいと、二本柱を掲げて、それに関係する事業に取り組むということで来ました。農業については、非常に儲かって、どんど

ん新規就農者が増えてきて大変というような状況と言えません。女性が本当に住みたくなる町については、どんどん若い女性に来ていただいて、人口が増えて、保育園ももう少し造らなきゃいけないのではないかというような状況になるのであれば最高ですけれども、そのような状況とは言えません。それについても、まだまだ取り組むべき大きな課題が横たわっていると承知しています。

○議長（大川憲明） 中島議員。

○3番（中島和子） 今年度予算書には、第2次総合計画策定事業に委員報酬、業務委託が計上されておりましたのでお聞きいたしました。準備はこれからということでしたので、1つお聞きいたします。重要度が高く、満足度の低い、最も課題のある施策の位置付けとしている重点課題の中からですが、前期計画では牟礼駅周辺整備の推進、長野以北並行在来線の存続などが重点課題として挙げられています。牟礼駅周辺整備につきましては、駅前ロータリーが整備され、また、深沢方面から専用の歩道の設置で、送迎時の交通量が緩和されました。満足度はどの程度上がったのか。前期の計画では、牟礼駅前整備の取組に対する満足度というものを、25.6%から令和3年には70%にしたいとありますが、これはかなり大幅な満足度アップを目指しています。整備後、町としては住民の評価をどのように捉えていらっしゃるでしょうか。そして、指標に対しての数値目標というのは、どのように定めているのかをお聞きいたします。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、牟礼駅周辺整備計画の住民の評価ということですが、計画期間中、牟礼駅のロータリーの整備とか、駐車場の整備とか、そういったものを計画どおり進めてきたところでございます。

駐車場の利用状況を見ますと、しなの鉄道の利用者の方が、当初町が想定していたとおり、パーク&ライドとしての利用を十分していらっしゃるということで、これだけ利用があるということとは、町民からの評価も高いのではないかと町は感じているところでございます。駅前、町の表玄関でございますので、これからもさらに住民の評価が上がるよう、いろいろな施策を考

えていきたいと考えています。以上です。

○議長（大川憲明） 中島議員。

○3番（中島和子） 指標に対しての数値目標というのは、どのように定めていますか。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） 今ここで、具体的に数値目標をどのくらいかというのは答えづらいですが、まず、これから満足度調査を行って、町民の皆さんがどの程度評価していただいたか、その結果を踏まえて、指標を策定していきたいと思っております。

○議長（大川憲明） 中島議員。

○3番（中島和子） 牟礼駅周辺整備後、今度は活性化だと思います。乗降客を増やし、在来線の存続と北部高校の再編問題も絡んできます。町の活性化にも大きく関わってまいります。重点課題として、引き続き検討をお願いするところですが、一つお聞きしたかったのは、基本的に重点的に挑戦する2つの分野はそのままとお聞きいたしました。あふれる自然とともに町民が生き生きと生活していることで、町外の人をも迎えることにつながり、人口増への期待もされているわけですが、今年度より開設された人口増推進室における調査研究からの成果をどのように反映させるのかをお聞きいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 基本的な計画ですので、私がお答え申し上げたいと思います。議員がどんな思いでご質問されているのか分かりかねるところもありますが、人口推進の担当を新しく発足させたのは、町の大きな課題である、特に若い人たちを中心とした人口増対策を本格的に取り組んでいこうというのが理由です。そんなことで、後期の基本計画の中には何らかの形で、人口増のもう少し具体的な取組、方針等々を盛り込んでいく予定にしております。

○議長（大川憲明） 中島議員。

○3番（中島和子） 審議会も開催されるようです。多くの住民の声を反映させ、私たちの指針

として、町民の活力となる計画の作成を期待しております。

これで私の質問を終わりにいたします。

○議長（大川憲明） 中島和子議員、ご苦労さまでした。

ここで暫時休憩に入ります。再開は10時45分をお願いします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時45分

◇ 原 田 幸 長

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。

発言順位3番、議席番号6番、原田幸長議員を指名します。原田幸長議員。

[6番 原田幸長 登壇]

○6番（原田幸長） 6番、原田幸長です。通告に従い、順次質問いたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、密を防ぐ新しい生活様式を築くため、地方移住を含めたビジネスや経済活動が動き出しています。今後は、新しい生活様式を定着させるための具体的な施策を本町においても推進し、自律的な地域社会を構築していく必要があると考えます。国は新たな日常構築の原動力となるデジタル化への集中投資、社会実装と、その環境整備を進めていくとしており、今後1年間で改革期間であると、いわゆる骨太の方針にも示されました。そこで、行政のデジタル化について具体的な施策の進捗や見通しについて質問します。

初めに、教育分野において、3密を防ぎながら切れ目のない学習環境の提供は重要です。オンライン学習のための端末や機器の整備など、GIGAスクール構想関連事業等との連携、さらには児童生徒、学生や教員が学校、自宅で使うICT環境の整備は急務と考えますが、進捗状況について伺います。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

[教育次長 高橋秀一 登壇]

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。遠隔オンライン学習を含め、ICT を活用した学習活動のため、今おっしゃられたとおり、国では GIGA スクール構想に基づき、環境整備を進めています。当町におきましても、昨年度から国の補助を受けて、整備を進めてきているところです。既に、学習や会議などをオンラインで行うための遠隔学習システム、アプリのライセンスを各校で取得しております。また、各校、既設のパソコン等で対応できるよう、カメラ、マイクを一部配置し、併せてタブレットを両小学校に 3 台ずつ、中学校に 20 台使えるように設定を行っております。さらに、現在は職員室等一部にしか Wi-Fi 環境が整備されておりましたが、昨年度からの繰り越し事業で、校内の Wi-Fi 環境整備を今年度中に進める予定でございます。近々、入札を予定しております、今議会最終日に契約の締結について上程予定しております。また、児童生徒 1 人 1 台と教師用を併せまして、775 台のタブレット端末を整備いたします。これも今議会に契約の締結について上程し、初日にお認めをいただいております。整備に当たっては、小学校高学年、また中学校から徐々に整備を進めまして、今、業者と調整中ですが、遅くとも 12 月までに納入が完了するよう、調整を行っておるところでございます。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○6 番（原田幸長） 改めて確認しますが、教育への ICT 活用はコロナ以前からの取組であり、児童生徒が一人一台のパソコンやタブレット端末を持ち、クラス全員が一度にアクセスできる通信環境の整備を支援するもので、2019 年度補正予算に必要経費が計上され、20 年度第 1 次補正予算には、インターネット接続に使うモバイルルーターを家庭に貸し出すといった、オンライン授業を支援する施策が盛り込まれました。

新聞報道は、「オンライン学習、全ての子ども」と題した東京都江東区教育委員会の取組を紹介しています。区教育委員会は、端末などを調達しようとしたものの、企業のテレワーク需要と重なり、断念をした。だが、その過程で旅行者に向けた Wi-Fi ルーターのレンタルサービスを手掛ける企業の需要が落ち込んでおり、必要な台数を確保することが分かった。各家庭に通信環境についてアンケートをすると、端末とルーターがそれぞれ 3,000 台あれば全ての子どもが家庭でオンライン学習できることが判明。必要な家庭に学校配備の端末と、レンタルした

ルーターをセットで貸し出すことにしたという記事でございます。このようなことも参考にし、各家庭に通信環境についてのアンケートを取り、家庭に貸し出す考えはあるか、お伺いいたします。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。まず、モバイルルーター等の貸し出しの関係の質問でございます。アンケート等につきましては、このコロナ禍の状況で家庭のインターネット環境等について、既に実施をしております。

モバイルルーターを全ての児童生徒に本年度貸し出すかという点につきましては、機器を775台整備いたしますので、全児童生徒、教師に端末の貸し出しは行いますが、インターネット環境につきましては、当面、各家庭に設置されております環境を利用させていただきます。環境が整っていない家庭につきましては、モバイルルーターの貸与を計画予算化しております。7月の第3回臨時議会におきまして、既にお認めをいただいておりますけれども、リースによる2か月分50台の各3校ということで、今年度については合計115万5,000円の予算化をさせていただきます。来年度以降につきましては、状況等を見る中で検討してまいりたいと考えております。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。

次の質問に移ります。一律10万円の特別定額給付金の支給の在り方を巡って、デジタル行政のインフラが整っておらず、給付措置が滑らかに進まなかった自治体がありました。申請して1か月後の給付率が全国平均で21.4%に留まる中、当町の給付率を伺います。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。特別定額給付金の申請期間につきましては、5月20日から8月20日までの3か月間で行いました。1か月間の給付率ですが、申請の受け

付けにつきましては、5月20日からの1か月間で3,993世帯でございました。このときの給付対象世帯は4,201世帯でございますので、1か月間での受付けでは95.05%となります。

給付では、金融機関との協議の関係がございまして、給付日につきまして火曜日、金曜日の振り込みで行いました。それ以後、金曜日の支払いということになっているのですが、この期間においては6月19日が直近の支払い日でございまして、該当する申請につきましては、6月10日までの申請に対しての給付となりました。その時点では3,843世帯、給付額では10億1,860万円で、給付率では93.16%という数字でございました。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○6番（原田幸長） 大変高い給付率でびっくりしました。

被災者支援システム活用で迅速な給付につなげた、奈良県平群町の事例を紹介させていただきます。同町の給付金のオンライン申請がスタートした5月1日には、全世帯に申請書を発送。およそ1か月後の6月4日には、全世帯への給付率が93.2%に達しました。同町では当初、給付金に対応したシステムの開発を民間企業に委託する予定だったが、コロナ禍で大幅な開発の遅れが見込まれ、断念をしました。

地方公共団体情報システム機構、J-LIS と言いますが、との連携で給付金に対応したシステム改良が実現し、円滑な申請書の発行や、迅速な給付につながったとしております。このシステムはJ-LISによって、全国の自治体向けに無償公開、提供されております。

被災者支援システムで可能な業務として、災害時には6項目挙がっています。1つとして被災者台帳の作成、2として罹災証明書の発行、3として倒壊家屋の管理、4は義援金の配布、生活支援金の給付、5として全国から寄せられる救援物資の出納の管理、6は避難所や仮設住宅の入退去情報の管理などができるということになっております。平常時では4項目を挙げ、1として一人一律10万円の特別定額給付金、2には新型インフルエンザのワクチン接種申請、3は臨時福祉給付金、4は子育て世帯臨時特別給付金などとしております。

総務省によりますと、このシステムを運用している自治体は約2割にとどまっているとのことですが、マイナンバーにも対応しているこのシステムを導入する考えはあるか、お伺いいた

します。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。今ご質問のありました被災者支援システムでございますけれども、この活用については、以前も議会の一般質問でご質問いただきまして、当町でも導入を検討した経過がございます。しかし、今お話の J-LIS そのものを、そのまま利用するという事はなかなか難しい面がありまして、やはり基本となる住民基本台帳、この情報等を取り扱うベンダー、あるいは事業者によるカスタマイズ、何らかの改良というものがどうしても必要になってくるといったことで見送ってきております。実際にカスタマイズを行うということになりますと、インシャルコストで数百万円、ランニングコストにつきましても、毎月数万円かかるという中で、費用対効果を考えると少し難しいということで見送ってきたと聞いております。

現在、長野県内を見ても、導入している市町村というのはほとんどないという状況でございます。昨年、台風災害がございましたので、その後、導入を検討した市町村が幾つかあったということは聞いておりますけれども、いずれも導入には至らなかったということです。

また、国では現在、住民基本台帳ですとか、税などを管理する基幹系業務、このシステムについて、国が示す統一的な標準仕様書、これに基づいたシステムの導入を義務付ける新法の制定を検討しております。こういった基幹系の標準仕様書というものができてくると、被災者支援システムについても、この基幹系業務との関連性が非常に高いものとなり、より汎用性の高いものが構築されてくる可能性もあると思われますので、このようなことを考えますと、現段階では、国や県内市町村の動向を注視してまいりたいと考えているところです。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○6番（原田幸長） 7月に閣議決定した地方創生の新基本方針というものがございます。これは政府デジタル人材を派遣しますよということだそうですが、新基本方針では、地方のハンディキャップ克服に向けて、医療や福祉、教育など社会全般に情報通信技術を活用し、変革を促

すデジタルトランスフォーメーションを支援する考えを示したと。その実現に不可欠なデジタル人材について、政府の派遣制度が今年度からスタートをしています。派遣されるのは、NTTやLINE、それからソフトバンクといった民間大手の従業員が、市町村で原則、半年から2年間にわたり幹部職員やアドバイザーを務め、次世代通信規格5Gの整備やスマート農業の推進などに携わるとしております。

今年度は、北海道上士幌町や、長野県では上田市がエントリーしております。全国21市町村でマッチングが成立し、動き出しているということでもありますので、人材等の問題もあろうし、補助金も活用していきながら、ぜひJ-LISの導入も考えていただきたいとお願いをいたします。

次の質問に移ります。公共の施設などで人が集まる空間では、密を可視化するためのオンライン情報やアプリなどを活用した予約システムの確立、プッシュ型の情報配信などが安心を担保すると考えます。文化、芸術、スポーツの活動継続に向けた支援についても、積極的に推進すべきと考えますが、現在の取組状況と今後の見通しについて伺います。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。福祉分野では、厚生労働省で新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について通知を受けるシステム、接触確認アプリ COCOAという活用を情報発信しています。アプリの活用については、現在、ポスター掲示等により周知を行っている状況です。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） 企画課では、プッシュ型の情報発信についてお答えさせていただきます。本町では、このようなプッシュ型の情報発信というのは、現在行っておりません。それと似たシステムとしまして、メール配信システムというものを行っております。現在の登録者が1,200人ほどいらっしゃいまして、1,200人の方のスマホ等に、必要に応じて、情報を配信しているところでございます。具体的には、登録者の方に気象や防災、防犯とか、そういったカテ

ゴリーの中から希望する項目を選択していただいて、随時関連した情報をメールで配信しているところがございます。また、町ではホームページや広報紙でメール配信システムの登録について広報をしているところがございます。

電子申請の関係については、国が進めるシステムのびったりサービスというもので運用をしているところがございます。定額給付金については、60件ほどこのびったりサービスによるオンライン申請があったところがございます。現在も、児童手当等の子育て分野の手続きの一部について、電子申請のサービス提供を行っております。今後は、サービス提供の対象業務の拡大を図ってまいりたいと考えております。

いずれにしましても、オンラインを活用した情報発信とか電子申請、予約システムなどは町民サービスの向上につながると考えますので、本町のような人口規模の自治体で過大なシステムを構築するということはいかがかと思いますが、費用対効果を考えながら、オンラインを活用した住民サービスを研究していく必要があると考えております。以上でございます。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○6番（原田幸長） 「ちばしチェンジ宣言！」として、千葉市における行政手続きのオンライン化と、市民へのプッシュ型通知、手続きにおける市民負担の軽減に向けてを発表しました。その中では、1つとして本人確認が可能な行政手続きもオンライン化し、令和3年4月にマイナンバーカードの電子証明書を活用した本人確認を導入する。2番目として手数料等の支払いもオンライン化し、令和3年4月に電子納付に必要な環境を整備して、自宅から支払いまで完結できる仕組みを導入する。3として面談等の必要性も一から見直しをする。手続きの在り方から見直しオンライン面談等を検討、行かなくてもいい市役所を目指すとしております。また、オンライン化の効果を最大限に高めるため、マイナンバーカードの取得を今まで以上に推進するとし、令和4年度末までに市民の90%がカードを所持することを目指しております。

骨太の方針2020、デジタル化関連部分として、マイナンバー制度について行政手続きをオンラインで完結させることを大原則とし、使い勝手のよいものに作り替える。具体的に3点を挙げております。1として、運転免許証について、発行手続きやシステムの連携の在り方などを

含めた検討を始める。2として、各種免許、国家資格、教育などにおけるマイナンバー制度の利活用を検討する。3とし、て公金振込口座の設定を含め、預貯金口座へのマイナンバー付番の在り方について検討を進め、20年中に結論を得るとしております。このマイナンバーカードには保険証としての機能や、先に述べた3点の機能が追加される予定とされています。当町の行政手続きのオンライン化と、町民へのプッシュ型通知を進める考えを伺います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） マイナンバーについては、国からも積極的に進めてほしいと通達も来ております。議員お話しのとおり、保険証がマイナンバーで当面ダブってしまうかもしれませんが、移行する方向です。だいたい窓口でマイナンバーの申請をされる方が、年配者も含めて多くなってきたというのは、最近の情勢だと見ております。

ただ、全体の申請、証明、それぞれの事務のデジタル化は、長野県の市町村総合事務組合等々全体でやっていこうという流れもございます。単独で動くというよりも共同で動いた方が、サービスの標準化等々を考えても妥当ではないかということで、そんな流れの中で進んでいきたいと思っています。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。

次の質問に移ります。これまで地域のコミュニティーを中心に高齢者、子育て家庭などの見守りや支え合いの社会を築いてきましたが、新しい生活様式に対応するため、オンラインツールの活用も重要です。特に介護や福祉の分野では、ロボット技術やICT等を用いたケアモデルの支援、特に個人の健康データの利活用の推進などを図り、健康寿命の延伸につなげていくべきと考えますが、こうした課題にどう取り組まれるか伺います。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） 健康データの利活用ということです。現在コロナには関係ないの

ですが、個人の健康増進管理として、タニタと連携した活動量計の普及啓発を行っております。体組成計器というもので、健康管理センター、メーラプラザ、町民会館に置いており、データにより定期的に登録いただいて、可視化できるシステムとして活用いただいています。

また、社協としましても、介護事業従事者のためにロボット購入であったり、見守りのセンサーであったり、Wi-Fi の環境を整備しております。現場においては、タブレットを配備してケアマネの訪問時にデータベースを活用してペーパーレスで行うなど、効率化を進めてきております。

新たなツールもあるのですが、これから高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に向けて、医療保険制度の適正かつ効率的な運用を図るための健康保険法の一部改正がされてきております。今年の4月に、これから75歳以上の高齢者に対する保健事業を、市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することができるよう、国、広域連合、市町村の役割等について定められました。市町村等においては、各高齢者の医療、健診、介護情報を一括にして把握できるよう規定の整備等がされてきています。これから町の計画の策定に当たり、国民健康保険のデータシステムから個別のデータを活用して課題抽出を図り、アウトリーチで保健指導を行うなど、一層の健康寿命延伸につなげていく予定でおります。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。

次の質問です。新型コロナウイルス感染拡大に伴い、子どもの定期予防接種を控える動きがありますが、当町の実態を伺います。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） 定期予防接種に関する問い合わせや相談につきましては、緊急事態宣言以降、保護者からの問い合わせは若干増えました。

接種の実態ですが、予防接種の対象者が毎年異なることであったり、コロナの感染拡大で接種を控えているか、子どもが風邪などで体調が悪くて控えているかとかの状況については、現

段階では病院からの診断結果というか、請求書が届くのが遅れますので把握はできません。現在、事前相談があれば、定期予防接種は接種期間内に受けていただかなければいけないと、重症化してしまうことへの理解を促します。病院におきましても、一般診療と時間を区切り対応しているところもある等の指導を行っております。当然、感染症の感染のリスクにはお話し申し上げまして、相当な理由があると市町村が判断し、やむを得ず規定の接種時期を越えて接種を行ったものについては、予防接種法施行規則の第2条の5第3号に該当するものと取り扱って差し支えないという通知が国から来ています。予防接種法の3号は何かと言いますと、「医学的知見に基づきこれらに準ずると認められるもの」と言われています。5の1号では、疾病にかかったことにより、やむを得ず予防接種を受けることができなかつた場合の特例として載っています。その2号では臓器の移植術を受けた後で免疫の抑制する治療を行ったことにより、予防接種を受けることができなかつた場合と言われております。その3号で言う「医学的知見に基づきこれらに準ずると認められるもの」についてどう扱うか、実際の判断ということですが、この辺りについて、県のほうにも問い合わせをいたしました。県では、そのことについては自治体で判断してくださいという形でございます。

接種をためらっているのか、どうなのか、コロナが怖くて行けないのか、親御さんが忘れてしまったのか、幾つものワクチンがあるのですが、選んで接種しているという親御さんもいらっしゃいます。また、全く接種をさせていないという親御さんも現在おります。そんな中で、医学的知見に基づきという言葉の判断が難しいところがあります。接種できない方についての事案が出てこない、検討できないという状況です。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○6番（原田幸長） 次の質問まで答えていただきましたが、子どもの定期予防接種には、肺炎球菌やB型肝炎、はしか、結核など、13疾病に対するワクチンがありますが、自粛に加え、通院による新型コロナ感染への不安が背景にあるようで、小児科医らが適切な接種時期から遅ければ、それだけ子どもが病気にかかるリスクも大きくなると懸念の声が挙がっています。

小児科医らでつくるNPO法人は、生後2か月から接種できる小児用肺炎球菌ワクチンなどの

接種率を公表。それによると、子どもの出生月別で見た場合、肺炎球菌ワクチンの初回接種率は、感染拡大前は9割前後だったが、新型コロナの感染が広がり始めた時期から約8割と10ポイント近く低下し、下げ止まったままで推移をしているとし、同会の理事長は、自粛中でも予防接種は不要不急には当たらない、適切な時期に速やかに接種してほしいと指摘をされています。

長野県医師会は、8月25日信濃毎日新聞に必要な診療、健診、予防接種を受けましよう、このように訴えております。信濃毎日新聞の片側をそっくり使いまして、健診、予防、それから予防接種を行っていこうということでございます。この件についても注視していただきたいと思います。

次の質問に移ります。東京一局集中の是正で地方分散が叫ばれる今、自給的な農業と各自の才能を生かした天職、仕事を組み合わせた半農半Xという生活スタイルを取り入れる動きが広がりつつあります。そこで、町長に半農半Xという生活スタイルへの見解をお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えいたします。半農半Xという言葉はかなり前からあったかと思えます。農が片方にあって、片方にX、どんな仕事でもということです。やはり農業というものは、日本人にとってただの産業とは違うといつも感じております。アグリカルチャーではないですけども、文化の一つとして農業というのは日本人の心の中には存在している。それを基調として、あとは小説を書こうが、アルバイトに行こうが、何をしようが、職業半分持って生活するという点では、飯綱町のような立地条件のところの時代が来たのかと思っております。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○6番（原田幸長） 半農半Xという言葉を考案した福知山公立大学特任准教授の塩見直紀さんは、半農半Xには農業従事者の予備軍を増やす機能があるとし、市民農園で作業をするなど、農業に関心を持っている人は一定程度いる。関心を持つ人を増やしていく努力をしないと、農業従事者の増加に結び付かないだろう。その意味では、半農半Xの実践が本格的な農業を営む

上での重要な入り口にもなっている。さらに、著書を出版する中で見えてきたのは、読者数の多くは都会に住む 20 代から 30 代を中心に若い世代だということで、関心が高いこの世代は、地方都市間で争奪戦の様相を呈していると、移住希望者のターゲットとしています。

コロナ感染拡大後に実施された内閣府の調査では、東京圏に住む 20 代の 27.7%が地方移住へ関心が高まったと回答し、特に東京 23 区では 35.4%と顕著で、地方創生への追い風が吹いていると報道されました。

最後に、農民や移住者が半農半 X を実践できる町民菜園などの場所の確保について、考えをお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） ご意見のとおり、先日の新聞報道では、初めて東京から転入より転出が多くなったと。ただし、千葉と埼玉は転入が多くなっており、一気に長野県まで転出をして来ていただいているわけではありませんが、議員のおっしゃるとおりの流れの中にはあるだろうと思っています。

よく渡邊議員と議論をするのですが、小規模農家をなんとか育成していこうではないかというのは、私はある意味、半農半 X の一つの流れで、ただしそれが農業を維持していく大きな政策の一つになるところまでは、正直言って強く思っておりません。ただ、人間が生きていく、ファミリーとして育っていく、そういう中における農業の存在というものは、非常に大きいものがあるだろうと思っております。

従って、市民農園法、農地法においても、ケースによれば農地の取得等々についていろいろな緩和措置もございます。できる限り町の良さを売り込むために、そういう農地の確保等々についてもこれから研究をし、配慮をしていきたいと思えます。

○6 番（原田幸長） 分かりました。

以上で私の質問を終わります。

○議長（大川憲明） 原田幸長議員、ご苦労さまでした。

以上で午前の日程が終了しました。これより休憩とし、再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時25分

再開 午後 1時00分

◇ 風 間 行 男

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。

発言順位4番、議席番号2番、風間行男議員を指名します。風間行男議員。

〔2番 風間行男 登壇〕

○2番（風間行男） 議席番号2番、風間行男です。事前通告に従い、順次お伺いいたします。

予算・決算は申し合わせ事項で質問できることになっておりますので、1点追加でお伺いいたします。

飯綱町の経年美化を生かした対策として、町長は今年から人口増推進室を設置し、取り組んでおられます。空き家対策、移住者が増えることが期待されます。この2月からコロナウイルスが発生したことにより、感染が少ない田園回帰現象が現れ始めてきていると思います。ピンチをチャンスに捉え、移住促進になればと期待します。

移住促進について、移住定住促進中古住宅等購入費補助金交付要綱についてお伺いします。第4条に、中古住宅購入者で申請するときの年齢が40歳未満とありますが、なぜ40歳未満に限定されたかをお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 年齢制限の40歳ということについて、住宅を取得する方を全てに補助金を出したり、個人の財産の取得に一律に補助を出していくというのは、行政を進めていく上でも予算的にも厳しいものがあるのではないかなということで、町の政策的な意味で支援をすることになれば、やはり、これから移住をされてきて、ずっと町に住み続けていただく、一

種の生産年齢のような皆さまを対象にしていくべきではないかというような点から、40歳としました。

60歳で退職し、年金受給が始まるということから、働き盛り、生産年齢として20年ぐらいを余裕として持つておられる方を最低の高齢の年齢者として考えると、40歳程度でよろしいのではないかというのが、私ども行政を進めるほうの一致した意見でした。

○議長（大川憲明） 風間議員。

○2番（風間行男） 第6条、補助金の交付額は、中古住宅等の購入額に100分の10を乗じて得た額、その額が1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。ただし、補助金の額は30万円とするとなっていますが、町の中古住宅はおよそ150万円から1,200万円ぐらいの物件が多いと思われますので、購入費の20%に見直しの考えがあるかどうかお伺いします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 確かに制度を作った当時の考え方としては、いわゆる10分の1、そして限度額を30万円と設定をさせていただきました。しかし、今の状況を考えますと、社会増を増やしていく以外に、当面の人口増対策がないというような点、また空き家対策等々を考えると、今までの10分の1、そして30万円を限度とすることを、20%にというようなご提案だと思います。これについては、人口増推進室もできましたし、係長を中心にした各課横断的なワーキングチームを形成しております。その中で、補助率や限度額を再検討させていきたいと思っています。

○議長（大川憲明） 風間議員。

○2番（風間行男） 次に、移住定住応援リフォーム補助金交付要綱ですが、第1条の目的に、若者の移住定住促進となっていますが、若者の限定を削除し、誰もが移住定住できる要綱にすることで、中高年の移住者や、定年退職後の静かな田園風景の中で静かな余生を楽しみたい、自分で食べる野菜を作りたい人のリフォーム支援が必要ではないかと思います。

また、定年後、生まれ育ったふるさとへのUターンも増えると思いますが、見直しのお考え

をお伺いします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 細かい点は担当の課長からも資料的にも申し上げますけれども、おっしゃるとおり、この中古住宅の取得、また、リフォームに対する支援、これはある意味ではセットになったり、またそれぞれの別個の面もございます。要は、若い人たちにこちらへ来て住んでもらいたいという思いからの制度であることは、中古住宅取得と趣旨は同じものでございます。従って、私はこの事業についても、やはり検討していきたいと思っております。

○議長（大川憲明） 風間議員。

○2番（風間行男） 当町から長野市への移住した人の中に、地域との関わりが嫌で移住していく人がいます。例えば、消防団の加入、区・組の事業等であります。第3条（3）定住する地域の自治体組織である区または組に加入している者であるとなっておりますが、土日はゆっくり休みたいということ、住んでみたい町、都会から移住した人は、この条件を満たさないとリフォーム補助金交付金が受けられないので、足かせにならないか。この義務を削除と考えますが、お伺いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 非常に微妙なところのご指摘だと思います。答弁になるかあれですけども、実は総合戦略で人口増対策について、各分野の代表の方たちにご意見を伺った中に、ただ今、議員がおっしゃったようなことを指摘する委員さんがおりました。おっしゃるとおり、1つの組織に無理やり入って、当然のことながら会費や区費や組費、維持費等々を支払う、ということが条件という制度については抵抗を感じると。確かに、飯綱東高原等を中心に、そういう組や組織に加入するのを拒否されて、しかし、税金やそういうものはちゃんと納めるから、広報とか必要なものについては、私のところは郵送してほしい、組の回覧で配ってもらう必要はございませんという方も、実はもう三桁の数でいらっしゃることも事実です。

確かに、ここら辺も本当に腹を割って、これからの時代、地域を維持していくには若い力も必要だけれども、それにばかり縛られて村八分のような存在にされていってしまうというのも、いささか。それを条件に補助金を出す、出さないというようなものについて、正式に異議を申し立てられたようなことを想定しますと、私はなかなか答弁に困るような状況というのが、今の世の中かなとそんなふうにいる次第です。

従いまして、その関係についても、いいご指摘をいただいたと思いますので、正式に検討させたいと思います。

○議長（大川憲明） 風間議員。

○2番（風間行男） 今、いい答弁をいただきましたが、都会の人の生活実態を見れば、草刈りもなければ、ごみは24時間いつでも出せる、縛りがないんです。田舎へ来ると、区の行事とか、出す品物の分別とか、非常に抵抗があるようです。ぜひ、この辺を見直していただいて、地域に来て2、3年して溶け込んでから、強制ではなくてお願いして、実はこんな事情なのでお手伝いできないかというような勧誘方法もあると思いますので、柔軟な対応をお願いしたいと思います。

次に、第4条、補助金の対象となる経費200万円以上、第5条の中に水回り工事、屋根工事とありますが、現実的には500万円から1,000万円ぐらいの工賃が必要になります。建築業者がリフォームしたときは、100万円の補助金と担当者から伺いました。個人でリフォームしたときは、第6条では、補助金額20万円が限度です。行政報告書では、利用者はゼロ。上限をなくし、経費の20%補助とすることで、利用者を増加することができると思いますが、お伺いします。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） それではお答えいたします。リフォームの補助金については、平成29年度から実施しておりまして、3年間で3件、60万円の補助金を交付しているところでございます。これまでの3件の申請状況を見ますと、リフォームの経費は平均で400万円ほどかかっ

ているところでございます。先ほど議員からお話のあった、民間業者が賃貸借をできるような空き住宅の改修をするときには、補助率2分の1、上限100万円を支出しておりますが、これにつきましては平成28年度から事業を行っております。実績とすると、1件100万円の補助の実績がある状況でございます。以上でございます。

○議長（大川憲明） 風間議員。

○2番（風間行男） 行政報告書によれば、平成30年までは利用が見られましたけれども、今年度、令和元年度の報告書では、一件も利用がなくなったということなんですが、これはやはり移住者がいなくなり活用しなかったのか、何か条件的に合わなかったとか、その辺を把握されているかお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） リフォームの補助金でございますが、令和元年度は、確かに議員のおっしゃるとおり、ゼロ件の申請状況でございます。この理由ははっきりいたしません、なかなかリフォームをできるような空き家物件がなかったのではと考えております。

今年度につきましては、このリフォーム補助金について申請をさせていただいておりますし、今、一生懸命空き家の物件を探して、流動化するようにしておりますので、リフォームとか住宅購入とか、そういった補助金の申請は順調に進んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（大川憲明） 風間議員。

○2番（風間行男） 次に、空き家家財道具等処分支援補助事業要綱ですが、第5条補助金の額は、補助対象額経費の2分の1を乗じて得た金額10万円を限度とするとなっておりますが、空き家の家具、道具等の処分量はおよそ10トン以上で、業者委託で50万円から100万円かかると言われています。今の支援金では片付けが進まないのが現状かと思えます。行政報告書でも、昨年度の利用者はゼロでした。限度をなくし、増額することで片付けが進み、空き家バンク登録が増え、移住者増になればと思いますが、お考えをお伺いします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） この制度も、昨年創設をさせていただいて実施をしてきている事業でございます。結局、いい空き家が見つかって、議員がおっしゃるとおり、50万前後を使って中にあるもろもろの物を処分しないと、とても住めるようにはならないために、何とか支援しようということで20万円という支援を考えたわけでございます。

中古住宅を取得する、リフォームをする、そして取得したときにいわゆる家具等を処分する、その一連の費用を見るという3本立てのスタイルで支援をしていこうという中で、それぞれケース・バイ・ケースの対応もあるため3つに分けていますが、流れとしては空き家を使うため、移住をしてくるための一連の支援制度だと思ってもらっていいと思います。

現状の金額に合うか合わないか。そしてもう一歩進んだ形での対応を取るべきか。まだ皆さんから要望がそう強くありませんが、もっと魅力のある制度に見直していく必要もあるかとも感じているところでございます。これについても、併せて研究をしていこうと考えております。

○議長（大川憲明） 風間議員。

○2番（風間行男） それでは、先ほど申し上げた決算書の中です。行政報告書、地域福祉推進事業の（6）委託事業費、①子どもの居場所促進事業委託、委託先、社会福祉協議会、てんぐカフェ開催事業で、上司から、予算を消化しないと次の年の補助金が削減されてしまうというので使い切ってくださいという指示が出され、大量の食事やお菓子を導入し、残りはボランティアで持ち帰ったという話もあります。また、児童よりボランティアの人数のほうが多いときもあったそうです。使い切り予算の考えを見直し、無駄な経費の削減をすべきと考えますが、お伺いします。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） 予算消化で余って困ってという話は聞いてはいませんが、昨年において感ずるところを見ましたら、一昨年の30年度は予約で賄い材料とか工面していました。

ただ、昨年の元年度につきましては、スタッフ会議がありまして、誰でもが来られるようにということで、人数の事前申し込みというのをやめています。資料を見ると、賄いで今日 30 とか 50 を予定していたんだけど、余ってしまったとか足りなかったとかというのが毎回反省点で出ている状態でした。去年は、社協には 100 万円の業務委託ということで、事業の実施をできるだけ自走できるようなボランティアの形成をお願いしていて、ボランティアも増えておりました。去年は、長野県の共同募金会から 5 万円、信州子どもカフェ運営支援金から 3 万円、長野未来基金から 5 万円、また J A からの食材支援であったり、フードバンクの関係で N P O の団体から食材提供いただいているという形が発生しています。そちらについては、実績報告というものが存在しますので、そういう経費の中の消化という形をたぶんお話されているのかなあという思いをしているところです。社協の委託の 100 万円は組織の安定的な関係を構築するためのもので、賄いとかについては、N P O と不足分については社協から、備品等については、委託経費の中という形で見ていますので、予算消化という形ではなく、その時の賄い人数の想定が昨年については、事前に把握できていなかったために余ってしまったとか、そういう話がでたのではないかと思うところです。

○2 番（風間行男） 最後にお伺いします。町に 1 人移住されたときには年間どのぐらいの経済効果があるか、お分かりだったらお聞かせ願いたいのですが。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 来た人にもよります。年収 1,000 万を超えるような方に入ってきていただければ、住民税だけで 100 万円を超えます。国の交付税については、今は人口でほとんど計算されていると思っておりますけれども、約 1 万人で今年 32、33 億だと計算させてもらえば、1 人増えれば交付税も 30 万ぐらいプラスになると、単純ですけれども思っております。それよりも、やはり来た人が地域に与える影響、そして、その人にも子どもさんや家族がいらっしゃれば、なおさら地域の活性化、学校教育、保育園教育、大きな経済的価値も出てくるだろうと思っております。

○議長（大川憲明） 風間議員。

○2番（風間行男） 今回の最後に一般質問を終わりとします。ありがとうございました。

○議長（大川憲明） 風間行男議員、ご苦労さまでした。

暫時休憩に入ります。再開は1時40分をお願いします。

休憩 午後 1時24分

再開 午後 1時40分

◇ 渡 邊 千賀雄

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。

発言順位5番、議席番号12番、渡邊千賀雄議員を指名します。渡邊千賀雄議員。

[12番 渡邊千賀雄 登壇]

○12番（渡邊千賀雄） 議席番号12番、渡邊千賀雄でございます。質問通告によりまして、順次、質問させていただきます。

最初にコロナ危機での感染防止ならびに対策について伺います。感染拡大が進む中で、町民は地域で感染者が出なければいいが、また、家族や自分が出なければいいかと、今まで経験したことのない不安と危機感を抱いております。そこで、第2波対応が求められているわけですが、感染状況に関する情報を開示していくことの方針について、お伺いいたします。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

[保健福祉課長 山浦克彦 登壇]

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。大変不安や危機感を持って生活されていることは理解しています。ただ、飯綱町におきましては、長野保健所の管轄でございますので、県の対応となりますので、県からのプレスリリース、情報開示しか、今はやっておりません。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 県も、毎日、記者会見で発表していますので、それに対応していく、そ

れに準じていくということでもあります。町民の間でも、感染状況に対して、地域に発生したことを聞けば、この地域ではどうなのだろうと非常に危惧されたり、不安に思うことがあるわけですので、県の発表と同時に、必要であれば、町においても情報を発信していくことが必要ではないかと思うのですが、その辺の対応をまたよろしくお願いします。

次に、現在行っている、もしくは今後行おうとしている予防、診療、治療体制を明らかにし、安全安心な状況を町民に周知していくことに対する考え方をお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。特定健康診査とか、特定保健指導等についてですが、厚生労働省より緊急事態宣言の期間において、特定健康診査等の実施を控えるようにということで、最初に通知が来ました。5月25日に宣言は解除されたのですが、委託先の飯綱病院等の院内感染対策として、飯綱町総合健診を含めた特定健診、集団、個別等を6月から開始という予定だったのですが、10月以降の実施ということで、コロナの感染拡大に伴いまして、変更いたしました。事前申し込みをいただいておりますので、延期等の通知を差し上げて、相応の対応、連絡をさせていただいたという形です。8月2日以降におきましては、県内の新型コロナウイルス感染者が増加してまいりまして、北信圏域がレベル3に引き上げられました。終息が見えないということで、10月以降についても、コロナの感染状況により集団健診が飯綱町立病院で行えるのか不透明なため、今年度につきましては、集団健診を一旦中止しまして、受診機会を失わないように、個別健診に変更いたしました。これにつきましても、申し込みをされた方には、8月下旬ですが、通知をいたしております。

また、町内の診療所では、特定健診、町民健診の個別健診につきましては、7月1日より実施しております。

また、各種の検診、乳がん、子宮がん検診についてなのですが、こちらも事前申し込みをしていただいておりますので、大勢ではなく特定されておりますので、3密を回避した状況で、予定どおり実施いたしました。

また、結核検診を地区巡回で行ったのですが、地区の中でも組を細分化しまして、通知案内文にも時間差をつけご案内を申し上げたところ、混乱もなく実施ができたという状況でございます。

予防接種ですが、予防接種法に基づく定期予防接種については、従来どおり実施しております。

また、10月から予定している高齢者インフルエンザ等については、コロナの感染拡大が想定されるため、広報等により早期の接種勧奨を行い、インフルエンザの感染予防拡大を防いでいきたいと思っております。これについては、国でも高齢者優先ということで、定期接種は言われておりますので、そういう形で病院とも連携して実施、また周知をしていきたいと思っております。

また、周知につきましては、原田議員も冒頭で新聞をお見せしたと思うのですが、長野県医師会で通知を出していますので、予防接種とか、乳児健診、人間ドック、がん検診など、病院もコロナ対策の対応をしていますので、安心してご利用いただけたらと思っております。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 今、具体的に行っていること、また、今後の状況なども報告があったのですが、私からも提案してお伺いしたいのですが、今、発熱外来の受け付けを病院でやられているわけです。その負担軽減を考えられないかということで、1点お聞きしたいのですが、これは質問書にはないのですけれども、今、発熱外来のことにも触れられましたので、その関係に対して、負担軽減を考えられないかということになります。

○議長（大川憲明） 大川病院事務長。

〔病院事務長 大川和彦 登壇〕

○病院事務長（大川和彦） お答え申し上げます。発熱外来自体は発熱のある方の治療といえますか、このたびはコロナのことがありますので、熱のある方がコロナの疑いがあるのかないのか、それを判定するため、もしくは病院の中にコロナの疑いがあるかもしれない発熱者を入れないための、一時的な別ルートをつくっているということでございますので、特に病院としては、診療報酬うんぬんということには関係してこない、通常どおりの診療になりますということでございます。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 通常どおりの三勤ということですね。その辺の負担軽減を考えられないかということも含めて、お聞きしたいと思いました。

もう一つ、今、コロナと同時に、先ほども触れられましたが、インフルエンザの予防接種の時期にも当たるわけです。毎年1,000円、対象者であるお年寄りとか、成年層に負担してもらっているわけですが、その辺の有料体制は、例えば無料券を配布することなどが考えられないかどうか。コロナと同時のインフルエンザ対策についての具体策をお聞きしたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 細かな数字は担当課長から申し上げますけれども、実はコロナ対策の中で、だいぶ議論をしました。間もなく訪れるインフルエンザの流行のシーズンに向けて、どういう手を打っていけばいいのだろう、思い切ってインフルエンザにかなりの支援、補助を出して、全町民の皆さんにやってもらうように動けないか。一番ネックになってしまったことは、各病院に配布されるインフルエンザのワクチンが、昨年の実績に応じた分しか配分されないということです。しかも、なるべく高齢者等に受けてもらいたいので、極端に言えば、そういう人の分しか配布になってこないということです。それを全町民にやってもらいたいという気持ちから、早急な摂取を呼び掛けて、やってもらった場合、本当に必要な高齢者の分がなくなるということが十分に考えられます。こういう現場の回答が返ってきました。そこで、今回については、全町民を補助の対象にするとか、金額をどうするかは保留にする。子どもさんと65歳以上の高齢者に対する補助は従来どおり徹底して、なおかつ、その皆さんに今年こそ早くインフルエンザの予防注射を接種するよう呼び掛けていこうという状況でございます。細かな点は山浦課長から申し上げます。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。インフルエンザにつきましては、町長が申し

上げたとおり、臨時交付金の関係があつて、再三お話を詰めてきていました。全町民というお話もあつたのですが、やはり大変な人数、大変な費用がかかる。また、ワクチンにつきましては、前年実績に伴いまして、医療機関への供給量が決まっていますので、過剰にはワクチンが届かないということでございます。法的な定期接種の高齢者については、ぜひとも前もって接種していただきたいというのが前提で動いております。中間の働き盛りの世代の方もどうか見てあげたいという思いはあつたのですが、ワクチンが必要な人に届かなければ、全く困ってしまう話なので、その辺りは、今回については見合わせたという形でございます。

東京都では、都が動きまして、高齢者については全額を見るという報道も今日のニュースなどで見ましたけれども、それにつきましては、また理事者と相談しながら、考えていきたいと思つているところです。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 高齢者対策も含めて、無料券を配布することなどをぜひ考えてもらう。先ほどの答弁、議論の中にありましたが、コロナ対策で第3弾分があると、そんなことも言われましたので、その辺を有効に使っていただくことも含めて、ぜひ考えていただきたいと思つます。

それでは、次に、集団感染のリスクが高いと言われている医療機関、介護施設、福祉施設、保育園、学校などに勤務する職員等の感染をどう防ぐかが重要な課題だと考えます。各施設での感染者の早期発見に向けて、定期的にPCR等の検査を行うなど、検査能力を高めて、また、検査能力を発揮することはどうかということでお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。PCR検査は、その時点の定点での感染が疑われることを検知するものであります。感染者の早期発見に向けての観点では、適当ではないと思つます。一人でもその時点で発生したことが分かれば、その施設はクラスター化している状態になりますので、検査自体どうなのかと感ずるところです。濃厚接触者ではないけれども、

事業所や施設において、従事者の不安防止として、今後、飯綱病院で実施予定の抗原検査を行うことについては、一部助成等を考えていけたらと思っているところです。

○議長（大川憲明） 大川病院事務長。

〔病院事務長 大川和彦 登壇〕

○病院事務長（大川和彦） 飯綱病院に関して、お答えできる範囲でお答えしたいと思います。

今、課長のお話にもありましたが、感染者を早期発見するという概念ではないと思います。がんの検診とか、そういうものとは意味合いが違うものでございます。

感染防止予防といたしましては、勤務者各自が感染防止意識を高く持って、3密を避けることやマスクの着用はもちろんですけれども、手洗いや検温、健康チェックをしっかりと励行することが重要だということになります。特に病院の場合は、皆さん医療従事者ですので、その辺の意識は一般の方よりも高く持てということで、院長からも口を酸っぱくして言われているところでございます。

それから、PCR検査につきましては、午前中の答弁でも一部申し上げましたが、7月31日付で飯綱病院と長野県で行政検査の契約を締結しております。それはどういうことかと申しますと、発熱外来等でコロナの疑いがある方や症状がある方、有症状者と言いますけれども、そういう方は保険適用になりまして、公費扱いになり無料になります。あと、PCR検査と抗原検査もそういう該当があれば、公費の負担の対象になり得るという契約になっています。反対に無症状の方で、例えば今、熱もないし、特に症状もない、そういう方がいらっしゃったりして、でも、疑いがあって調べてほしいという場合につきましては、基本的に無症状の方のPCR検査というのは、自費扱いになってしまうのです。そういうこともありますので、感染防止の観点で、感染を確認する目的のみに定期的を実施するということは、コスト的にも現実的ではないと思います。それはどういうことかといいますと、長野県内において1日でPCR検査ができる件数というのは、おおむね枠が決まっております。本当にその検査が必要な人の枠を取ってしまうことは、非常に危険な結果になりますから、自分の健康の安全のためとかでやる検査は二の次という考え方をさせていただくのが正しいと思います。

午前中にもちょっと申し上げたのですが、当院における PCR 検査の料金設定ができておりますので、ご案内したいと思いますが、税込みで3万250円になります。抗原検査につきましては、税込みで1万5,400円でございます。県内の同等の病院の料金も調べさせていただきましたが、高いところでは3万5,000円ぐらいのところもありましたけれども、安くても3万は下らないというのが PCR 検査の料金の設定だと認識しております。

少し長くなりますが、当院では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用させていただきまして、抗原検査を行える検査機器をこのたびの補正で整備をさせていただく予定にしております。抗原検査というのは、PCR 検査に比べますと、自院ですぐに結果が出せるというメリットがございます。

それから、簡易キットもございまして、安易に PCR 検査をするよりも、簡単に結果を求めることができる検査です。ですが、PCR 検査ほど感度が高くない。例えば完全な結果を求めるのに100%の感度が必要だとすれば、抗原検査は70%ぐらいの感度しかないと言われておりますし、簡易なキットを使いますと、もっと低いと言われてます。そこでどういうことが起きるかといいますと、検査の結果、陰性ですと出る場合があるのです。陰性というのはマイナスということですが、偽陰性というものもありまして、疑わしきマイナスということなのですが、なので、陰性の結果が出た方は2回検査をするのが好ましいと言われております。陽性が出た場合は、一発で陽性なので問題ないですけれども、陰性の場合には2回ぐらい検査をしないと、明確にならないというつくりになっておりますので、そういうことも承知した上で、疑わしき方には検査をしていくことになります。

PCR 検査同様、抗原検査も希望者に検査をすることは可能でございますけれども、先ほど申し上げたとおり、検査する機会を失わせないために、本当に必要な人を優先に検査をするのが正しいと思っております。長野県では、5月ごろまでは、1日当たり88件ぐらいの検査しかできないと言われておりましたが、その後、1日当たり300件超の検査ができることになってまいりました。今では民間の検査機関でも検査が可能になってきておりますので、もう少しその枠は広がっていると思います。そういうことも鑑みると、定期的な検査のための検査

という認識ではないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 今、病院の事務長からいろいろと話がありました。町民とすれば、必要に応じてといいますか、いつでも誰でも自分の安否を気遣う立場から、検査をしてもらったり、また治療に加わるようなことも起きやしないかという不安もあるもので、いつでも誰でも対象にした行政検査ができるようなことも一つの目標にして取り組んでいてもらいたいと思うのですが、そのような考え方はどうなのでしょう。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 行政検査になれば、先ほど保険の対象だと事務長から話があったとおりです。どうしても東京へ行かなければならなかったのが東京へ行って来たけれども、1週間ぐらいたったら、何か雰囲気がおかしいという方については、任意で抗原検査を受けていただく。それは自費だということですが、そこを支援していくことは、非常に難しいと感じております。しかも、性質上、いわゆるあらかじめチェックという意味での検査ではないということではありますし、1万5,400円は安くない金額です。これからのことについては、11月の末ぐらいには健診が始まるかもしれませんが、少し方法を考えてみたいと思っております。

また、事務長は報告をたぶん持っているけれども、言わなかったと思いますが、院内での検査はどのようになるのか。それを担当する先生方のマンパワーの関係と、軽井沢病院のような院内感染だけでは何が何でも防止をしてもらわないと、入院している患者さんから始まって、外来、みんなストップをかけるような事態になったら、コロナどころではない、これもまた実感でございます。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 次に入ります。今のコロナ禍での町民の生活、そして、事業への支援・対応について、伺いたいと思います。コロナの影響に対して、個人や事業者にさまざまな支援制度が実施されております。周知の仕方、理解不足とか、活用が遅れているようにも思われ

ます。支援制度活用に向けた積極的な取組が求められていると思うのですが、具体的に聞きますが、特別定額給付金の給付率と、あと何人かということで、現在の状況について、お伺いしたいと思います。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えします。給付率につきましては、99.84%という結果でございます。未申請につきましては、9世帯、11人でございます。死亡を含む世帯につきましては、5世帯、6人という形でございます。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 給付率は99.84%。全国平均が98.1%だと言われていいますので、全国平均よりはいつている。あと11人が受けていない。全町民へ渡るような手だてというのは、考えられないのでしょうか。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。未申請の方についてですが、広報の他、電話等でも確認をいたしました。また、連絡が取れない方につきましては、自宅訪問も行いました。そういった中で、申請いただけていないというのが実情でございます。その方たちに対して、あえてまた何かをするという考えは、今のところ持ち合わせておりません。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） それでは、次に、持続化給付金の受給件数と受給額はどのぐらいか、つかんでおられましたら、お伺いしたいです。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えします。国の持続化給付金の申請窓口は、経済産業省が担当しておりまして、持続化給付金のホームページから電子申請することになっております。

従いまして、当町での持続化給付金の受給件数及び受給額は把握してございません。ただ、経済産業省では、全国規模でのものはホームページで公表しておりまして、8月24日現在、給付件数は約312万件、給付額は約4兆1,000億円と公表されております。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） この他に、国あるいは県、町の支援策がいろいろと実施されていると思います。その辺の実施状況と受給状況について、お伺いしたいです。つかんでいる範囲で結構です。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） 保健福祉課からですが、介護保険料の減免・猶予というものもございまして。後期高齢とか、国民健康保険の担当との情報共有になりますが、現在、申請3件、相談予定1件ということでございます。

また、障がい者の臨時的な取り扱い、更新申請についても、12か月の期間を合算した形で手続を行っているところです。

また、社会福祉協議会による経済支援ということで、緊急小口資金につきましては、8月末の段階で20件、350万円という貸し付けでございます。総合福祉資金につきましては、13件で、732万円の貸し付けという状況でございます。住居確保給付金、家賃につきましては、1件という形で、6月にもお話ししたとおり、変わらずでございます。

また、新しい事業としまして、緊急就労支援事業ということで、6月、7月の2か月ですが、農業者に対して、コロナ関連で休職された方の働く場所の支援という形で、サンクゼールであったり、ふるさと振興公社、また、一般の農家さんに数名従事しました。その方は今も継続して従事されています。

また、マスク等につきましては、4月以降ですが、診療所へのマスクの配布、高齢者施設へのマスクの配布を行っております。アイソレーションガウンであったり、フェースシールドも県から頂きまして、それも施設に配布しております。

また、サンクゼールからエタノールを頂いたり、商工会さんから布マスク等々、頂いたものについては、各施設、診療所等に配布させていただきました。以上です。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） 続きまして、教育委員会の関係でございます。コロナ禍における子育て世帯への支援事業としまして、国の事業では、子ども1人当たり1万円の臨時給付金の支給、県での事務になりますが、ひとり親世帯への5万円の臨時給付金の支給が行われました。さらに町独自の事業としまして、ひとり親世帯への上乗せ分として、1世帯当たり2万円の給付を行っております。いずれも受給率につきましては、国事業の子育て世帯臨時給付金の公務員支給分を除きまして、全ての対象者に支給がされております。

○議長（大川憲明） 続いて、永野税務会計課長。

〔税務会計課長 永野光昭 登壇〕

○税務会計課長（永野光昭） 税務会計課から、固定資産税等の納付猶予の支援策についてですが、申請件数5件を受け付けて対応しております。金額ですが、固定資産税、住民税5件で、総額1,210万4,200円でございます。

○議長（大川憲明） 引き続き、梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇〕

○住民環境課長（梨本克裕） それでは、住民環境課の関係です。国民健康保険税の減免の関係ですが、8月19日現在ということで、減免の決定がされたのが10世帯でございます。減免の金額ですが、令和元年度分ということで、29万7,000円ほど、令和2年度分は、181万7,510円という金額になっております。現在、相談中という世帯も8件ほどありますので、随時、申請から減免の決定に移っていく予定です。

あと、国民年金の保険料の減免の関係です。これは年金事務所へ聞いた関係ですが、飯綱町の関係の方で4件ほど申請が出ているということでございます。以上です。

○議長（大川憲明） 続いて、平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） 産業観光課の関係でございます。県・市町村連携の新型コロナウイルス拡大防止協力金につきまして、35件の申請がございました。そのうち34件に給付がされ、1件については不支給ということになっております。

また、町独自の支援策として、飯綱町商工業振興資金（コロナ融資限定）においてでございますが、全額利子補給事業が21件で、融資総額6,450万円、支払い利息334万6,000円の見込みでございます。これは8月19日現在です。

続いて、飯綱町事業者等支援給付金は、申請7件、給付金額110万円、これは8月31日時点の見込みとなっております。

それから、現在進めている事業におきましては、飯綱町飲食店等応援チケット発行事業、飯綱町宿泊券配布事業及びコロナ対応店舗リフォーム支援事業がございます。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 今後さらに取り組む支援策等も考えられておると思うのですが、大いに支援策を周知して、相談活動に大いに取り組んでもらいたいと思います。

次に、核兵器禁止条約発効に向けての町長の見解をお伺いいたします。2017年7月に国連で人類史上初めて核兵器を違法化する核兵器禁止条約が採択されました。日本は世界で唯一の被爆国です。75年経過の今年、核兵器禁止条約発効に必要な基準国数50か国まで、残り6か国となっている現在であります。

そこで、町長にお伺いいたします。今年も被爆75周年原水爆禁止世界大会が8月2日から8月9日まで開かれました。非核平和の町宣言をしている町として、町民の福祉増進を図る自治体の長としての見解、考え方をお伺いいたしたいと思います。

一緒にお伺いしますが、日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け、反対の態度を取っております。世界で唯一の被爆国として、非核三原則、核を持たず、つくらず、持ち込ませずを掲げている国として、条約への参加を求めて、町長もぜひ声を上げていくべきではないかと思うのですが、その辺についてお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 反核については、確か、前にもお尋ねがあったような記憶もあります。私はこの間も反核の平和行進等々、2団体に激励を送りました。反核、反戦、これは国民誰もが賛同していただける重要なことだと解釈をしております。従って、いわゆる憲法9条については、いろいろな考えの方がいらっしゃいますけれども、私はいわゆる被爆国として、反核を訴えていくことは当然のことだと解釈をしております。

なお、併せて政府に対するいわゆる批准等々、賛同するところへの加入については、町としてどんどんアピールをしていくような予定はございません。しかし、私個人として、いろんな機会を通じるなり、または長野県町村会というところもございまして、意見を申し上げる場面については、しっかり国に対しても、批准をし、加盟をしていくべきだと言っていきたいと思っております。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） この件につきましては、以前も町長にお伺いいたしました。町長としても、あらゆる機会を通じて声を上げていく、ぜひそのことをやっていただきたいと思うわけがあります。人類史上初めて核兵器が違法だという法律ができる、これは歴史に残る事態であります。この史実に立ち会えるときに、名誉ある立場を占めることだと思いますので、しっかりと声を上げて、政府に迫っていき、そして、核兵器禁止条約が採択されるように、批准されるように、そのことを求め、声を上げていただきたい。私どももそのことを訴えていきたいと思っております。

どうもありがとうございました。 以上で質問を終わります。

○議長（大川憲明） 渡邊議員、ご苦労さまでした。

暫時休憩に入ります。再開は2時30分をお願いします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時30分

◇ 伊 藤 まゆみ

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。

発言順位 6 番、議席番号 9 番、伊藤まゆみ議員を指名します。伊藤まゆみ議員。

[9 番 伊藤まゆみ 登壇]

○9 番（伊藤まゆみ） 議席番号 9 番、伊藤まゆみでございます。通告に従いまして、順次お伺いをしていきます。

まず、子どもたちが安心して生活できる施策をとということでお聞きをしております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大が学校生活に深刻な影響を与える中で、全国では少人数学級実現を求める声が大きくなり、政治に変化をもたらしてきています。町では、町費も入れて低学年では県の基準よりも少人数での学級編成を行っており、評価できます。コロナ禍の中、現状の学級編成で心配はないのでしょうか。やはり保護者の皆さん、児童生徒の皆さんにとっては大変大きな関心であると思いますので、この点をまずお聞きをしております。

○議長（大川憲明） 馬島教育長。

[教育長 馬島敦子 登壇]

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。今、議員ご指摘のコロナ対応についてですが、コロナ禍における学校の学習活動については、文部科学省よりガイドラインが出されております。それに基づいて行っているわけですが、飯綱町におきましては、小学校、中学校ともに、教室の 3 密を避ける、そういった意味でも問題はありません。ただ、この間、学校の照明検査をしてもらった結果、小学校ですが、机と机の間を空けているために、一番端の子が廊下や壁際に寄ってしまい、照明が暗いという指摘を受けました。そこで今、教室の照明を増やすという手だてを打っているところでございます。以上です。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9 番（伊藤まゆみ） 今、一応、文部科学省のガイドラインに沿って行っており問題はないと

いうことでありましたが、学級編成は、教師から見て、理想の人数というものはどのくらいなのかということをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（大川憲明） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。理想の人数は何人ということは一概には言えないと思っております。例えば、個別指導という観点からいけば、人数が少ないほうが一人一人の児童生徒に教師の目が行き届くという利点があります。ただ、それが学習活動の中で、活発な議論を交わして学習を深めるという点では、やはり 20 人を切るような学級だと、なかなか活発な討論がしにくいというような現場の声もあります。それから、音楽の授業や体育の授業では、ある程度の人数がいないと十分な学習活動ができないというのも事実です。ですので、何人が理想ということは言えないのですけれども、昨日も少しそういう話がありましたが、飯綱町としては、県の 35 人学級を基にしているのですけれども、例えばそれが不安定要素で 1 学級になるか 2 学級になるか微妙だというようなときは、町費の担任を雇いまして、子どもたちが十分な学習活動ができるような配慮をしているところです。以上です。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9 番（伊藤まゆみ） この次にも出てまいりますので、続けさせていただきます。

7 月 30 日、小学校、中学校、高校、または特別支援学校の校長会の校長らと、文部科学大臣との意見交換会で、少人数学級の実現を求める声が相次ぎ、また、全国知事会、全国市長会、全国町村会のそれぞれの会長は、少人数編成を可能とする教員の確保などを要請したと報道されました。

また、お読みになった方もおられると思いますが、8 月 23 日付の『しんぶん赤旗』の日曜版に、全国知事会の文教環境常任委員長の長野県知事の阿部守一氏の記事が 1 面と 6 面に掲載されました。やはり、阿部知事から少人数学級の利点というものが縷々述べられている記事でした。知事は、「少人数学級の教育効果はかなりあると思う。例えば、全国の学力学習調査の結果を 30 人規模学級実施校と未実施校で比較をすると、実施校の平均点が改善しているという結果

が出ている。また、19年度と同じ調査の分析では、自分で考え取り組むという学習習慣に係る項目で、小中学校ともに16人から20人の学級規模の子どもたちの割合が高くなっている。また、ある学校では30人規模学級を導入後、問題行動が減るなど、少人数学級は学校生活のさまざまな面でプラスの効果があると思う。県としてもしっかりと分析した上で、データ等を示しながら、より適正な少人数学級の実現について国に要望していきたい」と述べておられます。また、「アフターコロナを見据えて、学級編成の在り方についても、国としてしっかり検討していただくことが必要であると感じている」とも述べておられます。

長野県は、国が1年生まで少人数規模学級を広げたところでずっと止まっている中、中学3年生まで35人規模学級を実施して取り組んでいます。つまり、小学校2年から中学3年までの増えた担任教師の費用は、県が独自で捻出をしているということになるわけです。その辺の財源についても大変大きなものがある。それでもなおかつ実施をさせていただいているということに関しては、大変高い評価をしていけるものではないかと思っています。

今回も請願が出てきていますが、特に特別支援学校においては設置の基準が定められていないという中、過密な中で、普通の状況でも、今の状況ではとても大変です。そこで県会でも、日本共産党の県議団が、もっと基準をきちんと定めて、少人数の中で学べる環境をつくっていくようにということをやっと求めていますが、なかなか厳しく、そこまで到達していないというのが現状であります。コロナ禍の今だからこそ、国、県に強く求めて、この少人数学級の実現のための財政措置というものをしっかりと行っていくべきだと思いますが、見解をお聞きいたします。

○議長（大川憲明） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。今、議員がおっしゃったような教育の充実に関しては、私たち市町村教委でも、県との懇談会などが年に何回かありますので、その中でお願いしているところではあります。

当町におきましては、今のところそういう意味では少人数学級というものは現状の中で実現

しておりますので、さらに内容を充実させるように、これからも努力してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 国の責任として少人数学級を行っていくということ、子どもは国の宝であると明言をされた安倍首相がお辞めになりましたが、これはいつまでたっても変わりません。子どもたちに血の通った教育を、温かい教育をしっかりと行っていくための財源措置は、国としてきちんと行っていくべきだということは、やはり国にも求めていかなければならない。特に、国がきちんと義務教育での責任を果たすということをお願いしていくべきであろうと思います。また、高校においても、これだけ多くの人たちが高校に進学する時代となりましたので、学びたい、そこでしっかりと知識を身に付けたいという希望に沿った生活が送れるような環境整備というものは、早急に行っていくべきであろうと、子どもたちが少なくなっている現状であるからこそ、実現できる条件がそろっていると考えます。ぜひともそこは強く求めていっていただきたいと思っておりますので、期待を申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症流行のため、自宅にすることが増え、また、家族でいることも増えています。全国では、子ども、老人への虐待やDVの増加が伝えられております。町は相談窓口を設けて対応してきています。学校でもネットでの相談なども受けているということではありますが、この間の状況をどのように把握しているかを、まずお聞きいたします。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。前年に比べてDVの相談が大きく増えたということはございません。現在、新規で1件、昨年からの継続で2件対応している状況でございます。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答え申し上げます。教育委員会の関係では、子どもたちに関する事

案が対象になってくるかと思いますが、小中学校の休業期間中、及び保育園等において、新型コロナウイルス感染症に起因すると思われる児童に対する虐待等、新規事案の発生はございません。また継続案件の中にも同様の事象等は発生しておらず、今のところ状況に変化はございません。しかしながら、今後も引き続き相談体制、関係機関との連携に万全を期してまいりたいと思っております。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 表立った件数の増加はないということで喜ばしいとは思いますが、これだけ長い間、旅行や海など遠くへ行くことがなかなかできないような状況が続いていると、それぞれ知恵を絞りながら、子どもたちにストレスがかからないように、自分たちも抱え込まないよということ、保護者の皆さんは頑張っておられるとは思いますが、やはりストレスがたまっていることはたまっていると思います。そこをどうやってほぐしていくのか、どこかでそれを解消する、してあげていくということが大変重要になってくると思います。先生方も大変心を砕きながら対応してくださっていると思います。小さな変化を見逃さないように、そういう面でもクラス編成が少なければ目が行き届くというところはあるので、子どもたちの我慢があまり強くないよということを行ってほしいと思います。大人も我慢を重ねていけば、それなりにストレスがたまっていらいらしてくるという状況はあって、小さなことに声を荒げたり、言わなくてもいい言葉が出てしまったりというようなことがあります。たぶん、子どもたちは我慢に我慢をしながら生活をしているということは十分想像できる状況ではないかと思います。大人も我慢しているから僕たちも頑張ろうと、たぶん、子どもたちも配慮しながら生活をしているのだらうと思います。なかなか行事も計画どおりにできないというような状況もありますので、上手に子どもたちのストレスを取っていただきたいと思います。その点については、何か考えておられますか。

○議長（大川憲明） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。コロナ禍における子どもたちのメンタル的な支援

についてですが、これはコロナ禍に限らず、飯綱町では独自に、中学校でしたら担任の他に学級副担任、小学校でしたら学年または場合によっては学級に学習支援員、介助員を付けて、担任の先生だけではなくできるだけ大勢の目で子どもたちを見ていこう、それからもし何か問題が生じた場合はスクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカー等の力も借りて、児童生徒だけでなく、保護者の皆さまへのケアも含めてやっていこうと取り組んでいるところでございます。

コロナ休業が終わって学校が始まってからですけれども、学校毎に、子どもたちにアンケートを取っています。いろいろな項目があるのですけれども、そうやって子どもが自分を振り返って、こうだなということを表示して、それを声に出して言う、それだけでも効果があるのかなと思います。

ある小学校の6年生では、コロナ禍の自分の様子を三十一文字、五七五七七で表していました。子どもたちの情景が目には浮かんでくるような、なおかつユーモラスな、そういう自分の生活を三十一文字で表したりしていました。ああいう活動というのは、子どもたちの心の中にたまりがちな感情を上手に発散させる、さすが先生方の上手な指導だなと感心させられました。そのようなことで、現場も含めて一生懸命取り組んでいる状況です。以上です。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 今、多くの目で子どもたちを見守りながら対応しているということがお聞きできました。そういう面でいけば、人員の確保はされていると考えてよろしいのでしょうか。まだ不足している面があるということはないのでしょうか。お聞かせください。

○議長（大川憲明） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答えします。これも、何人当たりにも何人の支援員がいればいちはんいいかという問題ではないです。また、きめ細かな指導も大事ですけれども、「過ぎたるは猶及ばざるが如し」ということわざにもあるように、あまり大人が口を出し、手を出してしまうと、友達同士の関わり、助け合い、学び合い、それから子どもの自立を妨げてしまうという心配も

実際にあります。その辺は状況を見ながら、また、児童生徒の個別の様子を見ながら、適正な支援をしていくように努めてまいりたいと思っています。以上です。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 人員は不足していないということであろうと受け止めました。

なかなか外で子どもたちの姿を見ることが少なくなってしまった現在であると思います。昔は本当に子どもたちが外にあふれて、どこへ行っても子どもたちの声が聞こえていた時代がありました。地域の人たちに声を掛けていただいて、地域の人たちとも関わりながら子どもたちが育っていたというところがどこでも見られたわけですが、現在はなかなかそういう状況が見られなくなって、みんな家の中でゲームをしたりというような状況になってしまったことは大変寂しいと思います。

特に高岡の人たちから、学校がなくなって日常の中で子どもたちとの関わり合いがとても少なくなってしまうと、寂しいねという声がお年寄りからも聞かれています。より多くお年寄りの皆さんと関われるような状況をつくり出していくことが、これから地域での課題になっていくのかなと日々感じています。地域の中で、そういう機会を増やすことに取り組んでいくことが大事だろうと、今、感じています。

次に、2番目の項目に入らせていただきます。第8期介護保険計画の方針についてお聞きをしてみたいと思います。

介護の社会化をうたって介護保険制度が導入されて20年。3年ごとの見直しのたび制度の内容が変わり、認定された利用者にとって使い勝手の悪いものとなり、第1号被保険者の保険料は全国平均で2倍となっていると報道されています。

最初に、年度内に策定予定の第8期飯綱町介護保険計画の方針について、お聞かせいただきたいと思っています。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。現在の計画では、地域包括ケアシステム進化・

推進ということで深めてきております。今後の策定につきましても、法整備がなされてきておりまして、介護制度の改定、社会福祉法の改正、障がい者の関係の法整備という形で、縦割りではなく横の連携という形で国が動いてきておりますので、そういう中で新たに深めていきたいと考えています。

また健康推進の関係でも、国民健康保険と後期高齢、また介護保険という形の制度の中で、国保のデータシステムから個別抽出をして町の課題を捉え、個別にアウトリーチを仕掛けていきなさいということで、法整備されてきていますので、各課横断連携した中で、そういう活動も計画策定に含んでいきたいと考えております。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 7期までの中で積み上げられてきたものの上に、また国としての法整備がかかり、新たなものが加わってくるという状況であると思います。

また、介護保険の利用の関係においても見直しが検討されていて、それが介護度1、2の方たちをどうするのかというようなことが検討されていて、その結果がまだ出ていないわけではあります。それについてもはっきりした中での対応が取られなければいけなくなってくるというところであると思います。

今、地域の中での総合事業というものに、町としても力を入れてきているわけですが、私は本来、専門知識を持った方が当たられる中で、介護を必要とする方の変化を見逃さないということがとても重要になってくると思います。特に認知症をお持ちの方などは、早期の対応によってその後の経過が全く違ってきますので、ただ単に総合事業の中に組み込んでいけばいいというものではないと思っています。やはり地域の中で多くの人たちと触れ合いながら、病気の1つくらいはあったにしても、元気で長生きをしていただく、健康寿命をいかに延ばしていただくかというところが大きな課題となってきていると思います。町においても、新しく総合事業を取り入れたところもありますが、この点について個別の取組は委員会の中でも議論をしていきたいとは思っています。

1つお聞きします。昨年度においては、一応計画の中で見積もった給付額というものと、と

んと言いますか若干黒字という形の中で過ぎたとは思いますが、それまでの間は給付総額の見積もりを多く見過ぎていたという点があったのではないかと思います。この点については、どのように総括をされているかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。5期の計画までの計画額と実績額を比べると、給付総額の若干の乖離があったと思っています。6期の計画では乖離幅は減少しており、7期の計画は現在進行中ですが、給付総額の進捗状況についてはおおむね計画どおりの推移を見込んでおります。

第5期、6期の保険料基準額につきましては、各給付に必要な保険料の必要保険料額に若干遊び幅があること、また各施策等を実施する際に、補助事業を活用する中で財源確保に努めた結果、余剰金として基金原資になっていることも一要因と察しているところです。ちなみに、保険料基準額の第5段階ですが、第5期で申し上げますと、飯綱町は月額で4,800円でございます。長野県の平均では4,729円、全国では4,735円です。また、第6期では飯綱町4,850円、長野県では5,270円、全国では5,405円という形です。第7期では飯綱町4,850円で据え置きです。長野県は5,587円、全国では5,784円でございます。また2月末時点ですが、必要保険料の控除額が長野県と全国とあるのですが、長野県内で飯綱町は63保険者のうち50番目でございます。また全国で申し上げますと1,570保険者のうち1,344番目ということでございます。これらを網羅しまして、また策定委員会の中で詰めていきたいと考えております。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 6期辺りから改善されて、7期は見積もりどおりというような形で進んでいるということではありますが、後段またこの件についてはお聞きしたいと思っておりますので、次の質問に入ります。

介護保険計画の策定に当たり、アンケート調査を行ったと思いますが、特記すべき声には何があったかをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。幾つかあるのですが健康介護の状況については、介護予防の取組状況について、前期高齢者できっかけがあれば取り組みたいという方が27.7%と最も多く、次いで、意識して取り組んでいる23.1%。今後参加してみたい介護予防事業について、前期高齢者で運動機能向上のための教室、ストレッチ運動、筋力向上トレーニングなどが49.2%と最も高く、次いで認知症になることを予防するために趣味活動やゲームなどを行う教室が26.2%というような結果でございました。運動機能向上のための教室や認知症予防のための教室への参加意欲が高くなっていることから、活動の場を充実させ、参加促進を行うことが必要と思っております。

包括支援センターの認知状況について、前期高齢者で、ある程度知っている、ほとんど知らないが38.5%と高い状態でございます。今後、高齢者にとって最も身近なサービスや相談拠点である地域包括支援センターの周知を図り、認知度を向上させるとともに、利用促進につなげていくような周知をしていかなければならないと考えております。

アンケート自体たくさんあるものですから、どこをお答えしていいか判断できかねますが、概略では以上でございます。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 前期高齢者の方ということですがけれども、元気で認知症にならずに、できれば自宅で生活をしていきたいというのが本音であろうと思います。それは、今までの計画の中でも色濃く出てきていた傾向でもありますので、いかにその思いに応える施策が打てるか、そこにいかに参加をしていただけるのかということがやはり課題になってくると思います。

北川でも月に1回お茶飲み会をやっているのですけれども、やはり75歳を超えて80歳に近くなると、だいぶ足腰が弱ってこられます。去年まで元気だった方が亡くなられるというようなことが結構起こってきているという中で、みんなで少し頑張って、元気で笑って来月また会おうねということで携わらせていただいておりますが、そんなに遠くない時間で、私もその仲

間に入れていただいております。お世話をお願いするような立場になってくるということにもなるわけです。ただ、やはり若い方がなかなか増えてこないということ、結婚する若者が少ないというような状況もある中で、その課題もまだまだあるなと感じています。

次に、先ほどお話もありましたが、第1号被保険者の保険料が町民の大きな関心事であります。令和元年度の行政報告書342ページによると、2億6,304万3,889円もの基金残高があります。信濃町では1億2,150万円とのこと。この飯綱町の基金残高の大きさは、先ほど課長からお話がありましたように、5期までの間、見積もった給付総額と実態との間の乖離の中で生み出されたものであろうと思います。また、少しずつですが、毎年基金の積み立てが行えるような会計状況であって、たとえ少なくとも基金が積み上がってきたという状況の反映ではあるわけですが、ここまで大きく基金残高があるということは、早く言えば、ご高齢の皆さんに大きな負担を強いてきた結果という反面があると思うのです。昨年度、国民負担率が42%を超えたということをお聞きしました。これは税金と社会保障費を合わせた負担率ということになりますが、低所得者にとっては大変厳しい状況であると思います。町長は今までも、そういう方々の状況をどうするかということ真剣に考えてこられ、さまざまな手だてを取ってきてくださいました。大変評価のできる施策を幾つもやっていただいたと思っています。そういう中で、次期の保険料についてはこれから決まってくるわけですが、私は引き下げていくこともできないことではないと思っています。亡くなられてしまう方も多く、お返しができないという保険料においては、ここは本当に慎重に見極めて保険料を決めていくということが重要であろうと思います。現在、保険料の徴収は10段階で行われております。所得に合った保険料にするには、それぞれの方、一人一人に合わせた保険料というものが出せれば一番いいわけですが、なかなかそうはいきませんので、もっと多くの段階にしていくということが、それぞれの所得に見合ったものになっていくと思います。この点については、どのように考えておられますか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 第8期に向けては保険料の額をどうするか、これは開会のあいさつにも申

し上げさせていただきました。反面ありがたいことなのですが、国民健康保険事業、介護保険事業、一定の積立金を持つことができました。おっしゃるとおり、介護保険では2億6,000万円あるのですが、これはちょうど1年分の皆さんからいただく保険料と同額に近い金額でございます。信濃町の例もございましたけれども、決して基金をいっばいためるといような会計の運用が喜ばれる世界ではありません。今、議員からご指摘のあった、もう少し細かい段階にして応分の負担をいただく、または本当に全体として見直してダウンができないものか。今後の給付と、そしてこの金額を決めるには一定の方程式がございます。それで打ち出されてくる適当だと思われる保険料の額を見る中で、ただ任せるのではなくて、理事者として、長として、担当課と保険料の設定については十分検討したいと思っております。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） 現在、策定委員会は1回目が終わったところです。これからアンケートの課題の関係であったり、実際には厚生労働省で「見える化」システムという全国で統一したシステムを使っていますが、そのシステムが最近だいぶ新しくなってきました、精度が良くなってきています。その中に、サービス見込み量であったり、人口の推移であったり、要支援者、要介護者の見込みであったり、さまざまな要件があるのですが、それを入れまして最終的に「見える化」で考察して検討するという形です。これから詰めていくので、また、策定委員会のほうで検討を重ねていきたいと思っております。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） これから形になっていくということですので、ある程度になったところで、たぶん議会にも説明があるかと思しますので、またその時点でも議論をさせていただければと思います。

年金の実質的な目減りがあるというような状況の中においては、やはり生活が圧迫しないよというところが一番大きな問題になってくると思います。ご高齢の皆さんは今までも大変ご苦勞をされて国の繁栄のために頑張ってください、また町のためにも頑張ってください

たという経緯を考えると、これから先、ある程度の明るいものを持った中での生活をしていただけのようなものを提供していければと考えています。

町長も担当と一緒にしっかりと考えてくださるということでしたので、良い方向性が見られることを期待して、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（大川憲明） 伊藤議員、ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○議長（大川憲明） 以上を持ちまして、本日の日程は全て終了しました。

お諮りいたします。

7日月曜日の一般質問は、議事の都合により会議規則第9条第2項の規定により、1時間繰り上げて午前9時より開くことにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、7日の一般質問は午前9時に繰り上げて開くことに決定しました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 3時 9分

令和2年9月飯綱町議会定例会

(第 4 号)

令和2年9月飯綱町議会定例会

議事日程（第4号）

令和2年9月7日（月曜日）午前9時開会

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	清水 均	2番	風間 行男
3番	中島 和子	4番	目須田 修
5番	瀧野 良枝	6番	原田 幸長
7番	石川 信雄	8番	荒川 詔夫
9番	伊藤 まゆみ	10番	清水 満
11番	樋口 功	12番	渡邊 千賀雄
13番	原田 重美	14番	青山 弘
15番	大川 憲明		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯村 勝盛	教育 長	馬島 敦子
総務 課長	徳永 裕二	企画 課長	土屋 龍彦
税務会計課長	永野 光昭	住民環境課長	梨本 克裕
保健福祉課長	山浦 克彦	産業観光課長	平井 喜一郎

建設水道課長	土 倉 正 和	教 育 次 長	高 橋 秀 一
飯綱病院事務長	大 川 和 彦	総務課課長補佐	清 水 純 一

事務局職員出席者

事 務 局 長	笠 井 順 一	事 務 局 書 記	関 竜 典
---------	---------	-----------	-------

◎開議の宣告

○議長（大川憲明） 皆さん、おはようございます。傍聴者の皆さま、おいでいただきまして、ありがとうございます。

本日は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて行います。

これより、令和2年9月飯綱町議会定例会を再開します。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（大川憲明） 日程第1、一般質問に入ります。

質問の順序等につきましては、お手元に配付の一覧表のとおりであります。

一問一答方式による活発な分かりやすい質疑、答弁を期待しております。

なお、質問事項はあらかじめ通知されておりますので、簡潔に発言されるようご協力をお願いしたいと思います。

◇ 瀧野良枝

○議長（大川憲明） 発言順位7番、議席番号5番、瀧野良枝議員を指名します。瀧野良枝議員。

〔5番 瀧野良枝 登壇〕

○5番（瀧野良枝） 5番、瀧野良枝です。通告のとおり質問してまいります。時間が短縮となっておりますので、端的にお答えいただければとお願いをいたしまして、発言事項2番の質問からお願いいたします。

それでは早速、指定管理事業者における公共施設の適正管理と、サービス水準の確保についてお伺いします。指定管理の申請においては、事業者から管理業務に関する各年度の事業計画書と収支予算書などの関係書類が提出されることとなっておりますが、収支予算における妥当性、事業計画の実現可能性などについて、どのような手法で精査をしているか、まずは簡潔にお願いします。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。事業計画書、収支予算書については、まず、当該指定管理施設の所管課において、事前に募集要項や仕様書等に基づき内容を精査するとともに、不明な点などは申請者に確認をしまして、選定審査会でその旨、その結果を報告するというやり方をしております。その後、申請者からのプレゼンテーションと申しますか、ヒアリングを行いまして、提出書類の説明を受けるとともに、不明な点は審査会の委員が直接申請者に確認する方法により行っているというところがございます。なお、審査会委員には提案書類の写しを事前に配布しまして、委員は審査会当日までに内容を確認した上で、そのヒアリングに出席するというやり方をしております。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） もう一度お伺いしたいのですが、その事業収支予算における妥当性ですとか、事業計画の実現可能性などについて、何か特に気を付けている点があればお聞きしたいと思います。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

○5番（瀧野良枝） 何か気を付けている点というか、どのように精査をしているかという点です。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。選定の基準ということにも関わってくるかと思うのですが、条例の5条に記載されているとおり、住民の平等利用の確保ですとか管理の安定性、特に管理の安定性は財務関係に関わってくると思うんですけれども、それと施設の有効活用及び町の経費の縮減、そういったところに視点を置いて、この書類を受け取った時点でも所管課というのはきちんと確認をして、その確認した結果を審査会においてまず報告し、それから審査に入っていくというような方法を取っているというところではございます。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 次に、選定段階における評価についてですが、今おっしゃっていただいたように、条例では利用者の平等利用、施設の効用を最大限に発揮すること、経費の縮減、安定的に管理できる物的能力及び人的能力を有するという点が挙げられております。この中の施設の効用、先ほどの有効利用という部分について、昨年3月の一般質問において、公共施設のマネジメントにおける施設の必要性、機能性、また目指すビジョンについてお尋ねいたしました。その施設が具体的にどのようなニーズによって成り立っているのかどうか。また、そのニーズに応えるためのサービス水準をどこに設定しているのか。施設運営におけるさまざまな要因が考えられる中で、その求められるサービスをどのように展開していくのか。その点に関して、選定基準の項目として詳細に個別設定をしているのかをお伺いします。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。大きな項目、条例にある3つのことは、今お話ししたとおりでございます。この3つの基準を大分類、第一分類としまして、中分類の第二分類、それから小分類の第三分類ということで、段階的にその評価基準というものを細分化しております。その第三分類の項目によって点数を付け、審査を行っているところでございますけれども、評価基準表というものがございます。基本的には、審査会の庶務を担当しております総務課のほうで標準の評価基準表も作っております。この中で今、議員からお話しのありましたような点を整理して、さらにこの審査会の委員の目線を合わせるために、この項目はどういうことを視点に置いているのかというようなことを補足説明として加えた上で、各委員が審査を行っています。今お話しがあったような点をそこで整理をしながら、審査会に望んでいるというところです。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 続いて、評価の客観性についてです。現在、選定審査会は副町長及び課等の長をもって組織するとされておりますが、まず審査員としての適正を保つために講じていることがあるかという点と、また、採点における評価のレベルにこの詳細な設定があるかどうか。

また、審査員間で審査結果にばらつきが生じた場合の対応についてお伺いします。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。適正を保つ、レベルというようなところで、今申し上げたとおり、評価基準表には第三分類の項目に対して補足説明というものを記載しております。評価項目の趣旨、評価の視点について取り決めというものをした上で、審査を行うこととしております。

また、議員からもお話しがありましたとおり、委員は規則に基づきまして、副町長及び課等の長としているところですが、委員については、それぞれ経験、また、それぞれ自分で学習などを積み、制度の趣旨もしっかり理解した上で、客観的に審査していると思っております。私も何回か審査会を経験してきておりますけれども、各委員がきちんとその趣旨を理解した上でやってきているということもあるかと思いますが、今まで委員間で評価点について大きなばらつきが生じたということは記憶にないという状況でございます。なお、議員はご存じかと思いますが、申請者の役員等関係する委員については、審査会にはもちろん参加することができないことにもなっておりますし、適正ということでは十分そういったことを配慮しつつ、審査を行っているという状況でございます。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 次に、外部評価員の導入状況についてお伺いします。天狗の館を含む東高原の管理の指定については、参考人として税理士の出席があったと聞いております。しかし、他の自治体では、各施設に適した評価を行う観点から、サービス内容について専門的知見を有する外部有識者などの視点を導入することも実施されておりますが、当町での取組についてお伺いします。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。まず初めに、規則によりまして先ほど申し上げた

とおり、副町長、課長等がその委員として組織されているわけですが、条例規則等において外部評価についての取り決め、記載というのは今のところない状況でございます。

外部評価を導入する趣旨としましては、議員からもお話しがございましたけれども、申請者の経営が安定しており、施設管理を継続的に行う能力を有しているか、関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正な施設運営を行う能力を有しているかなど、専門的な立場から評価していただくことがあろうかと思えます。特に重要と思われる財務診断につきましては、外部評価という形ではなく、公認会計士に助言を依頼して審査を行った例もありまして、必要な場合はこのように外部の助言をいただくという形でいいのではないかと、今考えているところです。

当町の場合、非公募としている施設とかを見ておきますと、町内の事業者の応募が比較的多いという状況ですので、その申請者の状況等は比較的把握しやすい状況にあるのかなと思っております。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 先ほどの質問の中で、施設ごとに評価基準の個別設定はされていないようですが、やはりその施設の目的に合った基準というのが大切で、それに対する、先ほどおっしゃっていただいたような財務面のチェック、労務管理やサービス面など専門的に評価をすることが重要かと思えますので、またご検討いただければと思います。

次に、管理期間中の業務履行についてです。事業者は毎年度終了後に管理状況に関する報告書を提出することとなっておりますが、年度内においても事業計画の内容に照らし合わせ、定められた基本協定、年次協定等が問題なく履行されているか、定時検査の必要があるかと思えます。そこで、業務履行中の管理体制について、住民の皆さんからのお問い合わせの多い、天狗の館を含む東高原観光施設、三本松農産物直売所及び食ごよみ日和、メーラプラザにつきまして、次の4点を続けてお伺いします。

1点目は、事業者による自主点検、利用者アンケートなどの実施による業務改善への取り組みがされているかどうか。

2点目は、事業者による適切なサービス提供を確認するため、担当課などによる現地調査を

定期的に行っているかどうか。また、改善事項がある場合には、担当より改善指示を行い、事業者から指示に対する是正報告が速やかになされているかどうか。

3点目は、事業者との連絡調整会議等の実施状況、その頻度について。

4点目が、住民や利用者参加型の管理運営委員会の設置状況について、それぞれお伺いします。

初めに、天狗の館を含む東高原観光施設についてお願いいたします。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。むれ温泉天狗の館の管理運営に関する協定書によりまして、指定管理者から四半期ごとに定期報告書、また、事業終了後に事業報告書等を提出していただいております。

令和2年4月より新たに、ファースト・パシフィック・キャピタル有限会社。現地法人は、飯綱東高原観光開発株式会社が管理運営しております。自社の経営である飯綱リゾートスキー場及び飯綱高原ゴルフコースも含めた飯綱東高原観光施設の一体的な管理運営と、民間ならではのサービス水準の確保に期待するところです。

町は、利用者の意見要望等については定期報告書の中で把握しております。指定管理者とは、その意見等について緊急性も踏まえた上で対応しています。多額な予算が絡むものにつきましては、優先順位を決めて実施しています。また、必要に応じて現地確認や打ち合わせ会議を行い、対応しております。

指定管理者による飯綱東高原観光施設等の円滑な管理運営を実現するため、飯綱東高原観光施設等管理運営協議会を設置しています。毎年1回開催しており、事業実施状況や地域との連携事業、管理運営に伴う課題及び改善事項、情報交換を行っています。以上でございます。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） こちらの施設に関してですが、プロポーザルで重視された点が、利用者を増やす利用者増の魅力的サービスの提案、地域一帯のにぎわいの創出、地域との連携、地元雇

用、地元事業者の活用という点、また、今まで町民に好評だった事業はこれからも継続したいという提案があったと説明を受けております。

しかし、実際には、管理移行当初に年間パスポートの廃止や、やまぼうしの地元利用料金に関する点などに変更があったと住民の方からお聞きしました。その点について、現在どのような状況であるか。

また、こちらの事業者に関しては、先ほどおっしゃっていただいたように現地法人が業務をしているということで、現場判断にスピード感がないのではないかというご意見もいただいておりますが、改めてその辺りの現状をお伺いします。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えします。やまぼうしの関係につきましては、当初、事業者との打ち合わせがうまくいっていないことから意見をいただきまして、今までどおり施設利用ができるように改善をしてございます。

パスポートにつきましては、今のところ、今までどおりの内容には至っておりませんので、協議を続けているところでございます。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 年間パスポートの関係ですが、天狗の館は福祉的な役割を果たす施設として、コミュニケーションの場として大変有効であったと住民の方もおっしゃっておりますので、前向きにご検討いただければと思います。

続きまして、三本松農産物直売所ならびに食ごよみ日和について、それぞれ4点お願いいたします。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。農政関係の施設でございますが、横手農林畜産物直売施設及び付帯施設、よこ亭も含んでおりますけれども、三本松農林畜産物直売施設

及び付帯施設、三水農林畜産物直売所及び付帯施設、これは日和も含みますが、これらをふるさと振興公社に、それから、三水農林畜産物加工施設を三水農林産物加工組合に、牟礼加工所を七味の会にそれぞれ指定管理事業者としております。各施設とも不定期ではございますが、施設利用者、来客者等に対してアンケート等を実施しているほか、日々の業務の中で出される意見等を運営に反映して業務履行を行っております。担当課では、日常的に現場に出向き状況を確認、把握を行い、適正管理に向けて改善指示等を行うとともに、伴走者としてサポートを行っているところです。それぞれ年間1から複数回の連絡調整会議的な意味合いの会議、打ち合わせ等を実施しているほか、指定管理者とのコミュニケーションを常時実施しております。現在は、それぞれ管理運営委員会のような組織は設置してございませんが、先ほど説明しました打ち合わせ会議等の場を通じて、適正な管理体制の維持に努めております。

なお、ふるさと振興公社が指定管理者として管理する直売施設等につきましては、本年度において管理運営委員会的な機能を併せ持つ、住民も含めた経営戦略会議を設置する方向で検討してまいります。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 特に、三本松農産物直売所もオープンしたということで関心の高いところでありまして、こういった地域の直売所こそ売り手目線ではなくて、買い手目線での店舗展開というのが特に重要であるかと思えます。現在は、メディア効果もありますので売り上げが順調であるというのも想定内かと思えますが、この後、例えば客足も商品も減るであろう冬場の展開においても、そういった住民や利用者の目線でのアイデアを募ることなども考えられるかと思えます。

町長にお伺いします。これは全ての公共施設において言えることですが、住民の関心を引き続ける施設、愛着の持てる施設になれるかどうか、今後の維持管理においても響いてくるものと思えます。売り物もサービスも、地域の声に敏感に反応して、ずっと関心を持ち続けてもらう取組が必要かと思えますが、見解をお伺いします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 基本的にはおっしゃるとおりだと思います。しかし、指定管理というのは、公の施設を管理してもらうために指定に出しているわけで、公の施設というのは、全部、設置条例により設置をしている施設であります。従って、どんどん儲けましょうという施設ではないことは、まず頭に入れておいていただきたい。農林産物の直売所は、農家の収入確保等を大きな目的として設置をして運営をしているのです。

ただ、そこに今の時代ですから、なるべく町から持ち出しをしないような形で、指定管理を受けた会社が自分たちも儲かり、町からの委託金みたいなものもほとんど要らなくて運営できましたというのは、本当にありがたい。他の町村の指定管理は基本的に、1億円やるから1年間このスケート場を管理してほしいという契約をしているのが普通です。そこに若干、受けた会社とこちらの要望と地域の農家の要望と消費者の要望と一致しない点があります。そこは役場がこれからの業務として調整をするのが一番の仕事であり、任せたら任せっきりということではなくて、厄介ですけども調整をうまくやって、施設の維持管理、発展を目指していくと。全ての施設について、おっしゃるとおりの方向で進んでいかななくては駄目だと思います。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 今おっしゃっていただいたように、農家を応援、支援する施設でありますし、やはり町の公共施設ですから、管理運営というかマネジメントしていく、運営していく上で、やはり農家さん以外の人も関心を持ち続けてその施設を支え合っていくという意味でも、住民の関心というのは常に捉え続けなければいけないかなと思っております。

また、日和についてお伺いしますが、飯綱町の食文化の発信、継承、体現の場としての役割を担い、地域農業と食文化の底上げを図ることが設立の目的であるとお聞きしました。こちらは先ほどおっしゃっていただいたように、直売所も含め同じ事業体が管理しますので、例えば、他部門のこの赤字補填といいますか、トータルで利益を出すために理念よりも利益重視という傾向にならないかどうかというのが懸念されますが、これについての見解をお伺いします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 日和もおっしゃるとおり、素晴らしい食文化を継承していく、そういう意味で食堂をやっ払いこうという。それと従事する人と経営というものの収支の問題がなかなかうまく一致しなくて現在のようになっているのですが、正直言って、そばの看板がいっぱい出ておりますけれども、それもビジネスの一つだろうと否定はしません。しかし、私は少し時間が掛かっても、やはり原点に戻った、あのおいしい三水米を使った、りんごを使った、地道ですけれども、そういう食文化というものを大事にした食堂を経営して行ってほしいなど。それをどうバックアップしていけば行政としていいのか、大きな課題にしていきたいと思っています。お肉のおいしい料理、カレーのおいしい料理だったら、町内にもっと素晴らしいお店があると思います。それに負けないような特色を持っていくということになれば、やはり私は郷土に根差した、そういうものを目指していくのは本来の方向だろうと考えています。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） では、続いてメーラプラザについて、また4点の観点でお願いします。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） それでは、メーラプラザについてお答えさせていただきます。まず、メーラプラザの指定管理者は町の社会福祉協議会となっており、本年の4月1日から施設の運営を行っているところでございます。

1つ目の質問でございます、事業者による自主点検、利用者アンケート等の実施状況ですが、これにつきましては、協定により指定管理者は、利用者やイベント等参加者の動向調査を行って、利用者や参加者の意見要望等を収集し、その結果を業務に反映させるようにしております。現状では、イベント等の実施時に指定管理者が参加者から感想を聞くなどして、今後の事業の参考にしているところでございます。今後につきましては、アンケート用紙を施設に置くなど、施設利用者の意見要望を幅広く聞けるような工夫について、町は指定管理者に指示をしてまいりたいと考えております。また、指定管理者の自主点検、モニタリングにつきましては、協定

により事務局内に小さな拠点・形成推進会議を設けまして、施設運営状況の確認及び評価を行い、次年度以降の改善につなげるような仕組みになっているところです。この推進会議につきましては年度末に開催をいたしますので、現在のところ実施していないところです。

2つ目の質問の、担当課による現地調査、改善指示等の実施状況でございます。これにつきましても、協定により町は業務の実施状況及び施設の管理状況の検査を行うことになっております。現状では、まだ町から指定管理者に現地調査及び改善指示を行ったことはございません。ただし、開館間もない施設ですので、町は施設の管理方法や不具合等について指定管理者と小まめに連絡を取っています。また、新型コロナウイルス感染予防対策の徹底などは、細心の注意を払うよう指示しているところです。

3つ目の質問の事業者との連絡調整会議の実施状況でございます。町と指定管理者との事務局会議を年度当初1回開催いたしまして、施設の管理運営上の問題点の整理、今後のイベント内容について協議をしております。また、このメーラプラザにつきましては、テナントの入居者もいらっしゃいますので、テナント入居者との連絡会議も実施しているところです。町は、今後も指定管理者との会議を定例的に実施して、連携を密にしながら施設の有効活用を図ってまいりたいと考えているところです。

最後の住民参加による管理運営委員会の設置につきましては、現在、住民が参加する運営委員会は設置していないところでございます。ただし、利用者目線に立った施設の運営というのは非常に大事ですので、町は指定管理者と協議をしながら、住民の代表など利用者を加えた会議の開催について、前向きに検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） こちらのメーラプラザについては、町内の生活サービス機能のワンストップ化と、公共交通の利便性を図ることを目指し、健康増進、多世代交流、定住移住促進を図っていくという説明を受けております。オープン前から地域おこし協力隊員を募集していましたが、採用には至りませんでした。この予定人材の確保ができなかったということで影響はないのかどうか、改めてお伺いします。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、地域おこし協力隊につきましては、現在の業務で採用しておりませんが、指定管理者の社協と連携を密にしながら、今は無難に施設の運営をしていると考えております。ただ、コロナの関係で一時期は非常に利用者が少なかったわけですが、徐々に利用者も戻ってきておりますし、つい最近は、北部高校の書道部の皆さんにイベントを行なっていただきました。現在、今イベントは少しずつ増えてまいりましたので、これから指定管理者と協力しながら、この施設を盛り上げていきたいと思っております。以上です。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 今後、旧小学校である2施設においても、指定管理に移行していく可能性も考えられる中で、政策の主体であり受益者である住民をいかに巻き込んでいくかということがより求められ、先ほどお話ししていたような評価システムの中に住民を巻き込むことによって、住民ニーズの深掘りができたり、政策課題の発見につながるだけでなく、政策実施に対しての住民の合意形成にも役立つのではないかと考えます。全体を通して町長の考えをお願いします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） おっしゃるとおりだと思っております。先ほども答弁させていただきましたけれども、住民参加の在り方をどういうふうにしていくかというのは、各施設によって少しニュアンスが違うと思います。例えば農林産物直売所なんかは、消費者の代表みたいな方も入ってもらえれば、逆に生産者ばかりでどうこうやっているよりもよほどいいのではないかなと思います。

また、両小学校を何とかして大活性化していきたいと思っております。食堂や何かができても、何かこう私たちの食堂だ、私たちの喫茶コーナーだというようなイメージを持ってもらうよう

な会員を募集するとか、地域のそういう人たちの意見が入ってきて、私たちが育てている、私
たちも一緒にこのお店を活性化していこうという形を取るような外部の人たちの導入をこれか
ら考えていきたいと思います。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 今回、質問しましたこの取組については、単に指定管理事業者に対する指
摘事項を探す行為というよりも、企業努力によって適正に施設の管理をしている事業者には正
しい評価をして、是正の必要のある部分については互いに問題意識を共有しながら高め合っ
ていくという点で、指定管理事業者のモチベーションにもなり得るのではないかと考えますので、
前向きな取組をお願いいたします。

時間が限られておりますので、行政評価についてはまた別の機会に、内部統制と含めてお伺
いしたいと思います。また、保育園の第三者評価については、委員会質疑でお伺いいたします。

私の質問は以上です。

○議長（大川憲明） 瀧野良枝議員、ご苦労さまでした。

暫時休憩に入ります。再開は、9時45分でお願いたします。

休憩 午前 9時34分

再開 午前 9時45分

◇ 清 水 均

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。

発言順位8番、議席番号1番、清水均議員を指名します。清水均議員。

〔1番 清水均 登壇〕

○1番（清水均） 1番、清水均です。通告に従いまして、順次質問させていただきます。

初めに、人生100年時代に備えた対策はできているかについて質問いたします。人生100年
時代というフレーズが、さまざまな場面で使われるようになっております。日本人の平均寿命

は、1965年から2017年までの半世紀の間で、男性は67.7歳から81.1歳、女性は72.9歳から87.3歳と約15歳も伸びました。100歳超の高齢者の数も、1965年の198人から2018年の6万9,785人と352.4倍になりました。その後も増え続け、2050年には約53万人に達して、192人に1人が100歳以上の社会になると予測されております。

その一方で、厚生労働省、認知症年齢別有病率の推移の調べから、現在の90歳代の日本人女性の7割が認知症であるとのことでございます。長寿化と同時に、健康寿命の延伸、少子化、人口減少、労働力不足の進む中で、社会保障や働き方、教育、人材育成など社会全体に関わる見直しが求められております。政府も、人生100年時代構想推進室を2017年の9月8日に設置し、人づくりを中心に検討を行い、住民の生活に密着する自治体では、より幅広い観点から、人生100年時代を見据える取組がますます求められております。人材育成こそが、自治体経営にとって急務と考えます。

そこで今回は、人生100年時代における自治体の取組を視点として、子どもたちの体力づくり、また、高齢者や民間事業者等の活躍についてお伺いいたします。

初めに、令和2年3月31日現在で、飯綱町では65歳以上が4,247人で38.8%ですが、今年8月1日現在の飯綱町の100歳以上と75歳以上の男女別の人口と比率についてお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇〕

○住民環境課長（梨本克裕） お答えします。まず、100歳以上の関係ですが、男性はゼロ、女性は13人で、合わせて13人です。全体の人口が1万906人ですので、比率的に言いますと0.1%です。

75歳以上は、男性が866人、女性が1,304人で、合わせて2,170人です。比率的に申し上げますと、19.9%でございます。以上です。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○1番（清水均） 次に、今後、人生が100年時代となったとき、リタイアしたシニア世代の方々

の力を、地域の課題解決や社会の担い手として積極的に位置付け、行政、医療、大学、企業、NPO など連携協働し、学べる場づくりの社会活動を促す考えについて、町長にお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） シルバー人材センター等々も代表的な団体ですけれども、元気で働ける方については、その人の持っている知識や経験や技術を生かした社会貢献をしてほしいと、一部収入も含めてそんなふうに考えております。また、いづな大学等々の機会を設置し、なるべく高齢者の方についても、持っている知識をそのまま維持するということだけではなくて、新たな知識をこれからも吸収していただく機会を設けて、議員がおっしゃるようないろいろな部門への社会的貢献を促していきたいと思っています。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○1番（清水均） 次に、各世代に応じた未病対策についてお伺いいたします。このことについては、事例として神奈川県を紹介いたします。リタイアしたシニア時代だけではなく、あらゆる世代が自分の生きる姿を考え、設計図を描いて豊かな人生を送れるようにするのが目標で、県民の方が一人一人描いてもらうようにきっかけを作ることでありました。これにより、心身共に元気の出るときでも、病気になってから行動を起こすのではなく、日常生活の中で自分のモニタリングチェックをし、心身の状態の改善・維持に主体的に取り組む。健康増進分野では、無関心、無行動な人にいかに行動に移してもらうかを考えながら、未病対策を進めているとのことであります。

人生 100 年時代の設計図での県民ニーズ調査では、人生設計を考えているかという質問に対し、48%が考えていないと回答し、主な原因として、考えるきっかけがないと答えたようでございます。また、地域活動への参加進度については、58%が参加していないとし、参加するきっかけや時間がないと答えております。このような状況を踏まえ、活動の場づくりの推進をしたようでございます。特に、団地等に当てはまると思いますが、1として、子どもが主役「カ

ッコイイおとなプロジェクト」、2として「生涯現役マルチライフ推進プロジェクト」、3として「ご近所ラボプロジェクト」等であり、他の事例もたくさんあります。子ども、働く中高年、シニアの各世代を対象にした活動の場づくり、健康分野と産業分野による政策を展開しているとのことであります。

そこでお伺いいたします。子ども向けの未病対策を実施しているか、特に食などについてお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。ライフステージに応じた未病対策ですが、健康いづな 21（第二次）という計画で目標を立てて行っております。

未病改善において気を付けたいことは、子どもには運動などの重要性、女性には女性特有の健康課題、働く世代ではメタボ対策、高齢者にはフレイルやオーラルフレイル対策など、ライフステージによって大きく異なります。食・運動・睡眠も含みますが、特に社会参加の3つの取組が大事と言われております。子ども向けの未病対策ですが、健康いづな 21の中で口腔ケア、乳幼児、学童期のう蝕のない者の増加という数値目標をしております。健康な生活習慣では、栄養・運動・食生活を有する子どもの増加ということに向けて、教育委員会と共に取り組んでいるところです。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○1番（清水均） 次に、こども食堂が開設されているが、利用状況についてと、その後の生活習慣に乱れはないかについてお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。本年につきましては、新型コロナウイルスの影響で4月から開催できない状態でしたが、7月に入り、行っております。いつもと違う年となりましたが、子どもたちに特段の変化はございませんでした。7月の段階で、7月

11日には合計で30名、7月25日には34名、8月8日には37名という出席でございました。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○1番（清水均） どんどん進んでいきたいと思います。

次に、子どもたちの体づくりのために、安心して運動が行える公園や、自転車に乗る場所があるかについて伺いたします。例えば、若者住宅付近は遊ぶところがないために道路で遊ぶことも多く、危険を感じる人が多いのですが、町長にお伺いたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 子どもが中心になるとは思いますが、若いご婦人方からも公園の整備を望む声が結構ございます。そこで、今、町としては、赤東地区、牟礼西地区、そして栄町の駅前地区、そして芋川の旧三水庁舎跡ぐらいを候補地として、一定の公園整備を計画しているという段階でございます。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○1番（清水均） 福井団地にも若者住宅が多く、子どもさんもたくさんいます。その中で遊んでいますが、どうしても道路しかないんです。行くとすればコミュニティーまで行くんですけども、そこでは少し遠いですし、下り坂なものですから、帰りは当然上りです。その前に、広場というか田んぼ、畑があるんですけども、あれをなんとかできないかということがあります。例えば、自転車の道路を1メートルとか1.5メートルぐらいの幅で遊べるようにできないかという話もあるのですが、どうでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） その場所が、具体的に私の頭にあの隣のあそこだというイメージが湧いてこないのですが、また現地をご案内いただきたいと思います。確かに福井団地は大きな集落で、1か所では不足するような場合、または違った種類の公園みたいなニュアンスでいけば、いろいろな取り組み方もあると思います。

既に整備されている小公園なども福井団地にはございますけれども、そんなことも含めて、これは地域のことですので、今後、検討させていただきたいと思います。

○1番（清水均） ぜひ、そういうことでお願いいたします。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○1番（清水均） 次に行きます。健康増進分野では、無関心、無行動な人をいかに減らせるかが重要と考えるが、その対策についてお願いいたします。

産業分野については、後でまたお伺いしますので、取りあえず健康分野についてお願いいたします。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。10月から飯綱カードの行政ポイントの仕組みを活用して、健康分野のインセンティブの提供というものを開始することを現在考えております。そういう形の中で、行動変容をしていけたらということで期待しております。

また、特定健康の未受診者に対しては、年代と地区を決めまして、保健師が訪問し健診の受診案内を行っている状況です。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○1番（清水均） 次に、健康寿命延伸対策についてですが、どのようなことを実施しているかお願いいたします。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） 町の健康づくり計画の「健康いづな 21」では、がんや糖尿病、心の健康など、各分野で数値目標を掲げ、目標達成に向けて各種検診等の事業を実施しております。その目標に向かって、健康いづな 21 を推進していくことが健康寿命延伸対策になると考えております。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○1番（清水均） 次に、シニア時代に入ると体を動かすことが非常に必要となります。パワーリハビリステーションの成果について、現在、福井団地においては4年目となりますが、成果等はどのように出ているかお伺いたします。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。未病のところでも触れたのですが、事業に参加することで、支援する人と支援される人の社会参加という活動を通して交流ができ、社会とのつながりを持つことが健康な暮らしをもたらすものと思っております。

福井団地におきましては、パワリハは現在56名、多世代施設におきましては50名の利用者がおられます。福井団地につきましては、経過3年ということですが、6割の方が現在も引き続き参加をされて、途中でやめることなく続けていらっしゃるという形でございます。

また、福井団地のパワリハの会で要介護状態となる方につきましては、4年間で1人のみということで、筋力を落とさずに励んでいると思っております。また、町内で設置されていきますので、いろいろな面で社会参加や健康維持ができるものと思っております。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○1番（清水均） 自分も2回ばかり参加したのですが、出ている人が少し少ないような感じなものですから、ぜひ出る方法を考えていただきたいと思います。先ほど言ったような成果についてはどんな感じでしょうか。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） 成果ということですが、大体、1クールが1つのグループで10人という形で行っております。年間、何回かクールをつなげていく形ですが、体力測定というものを最初と最後の段階に測定していきまして、その中では、各自のデータで衰えというものがあるのですが、衰えは見られません。元気になられているという状態が、数値的にも見られている状況でございます。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○1番（清水均） パワリハもあと2か所ぐらい設置する予定だと思うのですが、やはり成果が出てこない、大変な金額をやっているのですが、出づらと思います。ぜひ、その成果を福井団地から教えていただければと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

次に、町有林財産の見直しについてでございます。

令和元年度の遊休農地の面積は、水田と畑を合わせて182ヘクタールあります。そのうち、町有地で使用可能な農地の面積と、農地の使用貸借について考えているか。例えば、耕作放棄地を再生し、活動の場としてリタイアした人たちのモデル事業として、一年中耕作できるような産業分野として考えられることはないか、町長にお願いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えします。私も、農業委員会を少し離れてしまっていてあれですが、農地法第3条で、自治体、いわゆる飯綱町が農地を取得するというのは、確かできないように記憶をしております。

町有地で使用可能な農地については、町が何か新しくりんごのいい品種を試験的に育てていくために、どうしても農地が欲しいというような場合は農地を取得できますけれども、それ以外は、原則として町は農地を持っていません。たまたま大久保りんご団地は第2次農業構造改善事業で山を農地に転換して、その山を町が所有していて、そして畑として造成したものを貸し出しているということで、約4町歩。昔は主につがるを一生懸命植えていましたが、今はどういう品種に転換されているかですけれども、それ以外については、原則的に町が利用可能な農地を所有しているというところは記憶にございません。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○1番（清水均） どうしてそう言ったかという、団地もそうですが、リタイアする人があと2年ほどすると非常に多くなっていくわけですね。そうすると、うちでただテレビを見たりラジオを聞いて、世界情勢や日本情勢を聞いているだけではなくて、もっと動いてもらいたい。100

歳まで生きるか生きないかは別としても、100歳までなんとか動けるようになってもらいたいということです。これについては、働く場所を、自分でちょっとした小遣いだけでもいいから、もし町有地があれば、そういうことができるような場所が欲しいということで質問したわけです。ただ、それについて大々的にやるというわけではなくて、少しでもいいから自分の体を動かして、健康で長生きできるようなことをしてもらうには、やはり動かなくては駄目だということで、回答をお願いします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） おっしゃっている意味が分かりました。それは大変面白いというかいいとだだと思います。特に、三本松に直売所ができたのですが、私は直売所というのは生鮮野菜がふんだんにそろっているのが非常に素晴らしいというイメージがあります。福井団地のいわゆる余剰労力をお持ちの皆さんに、農地を確保するからそこで一生懸命作ってもらって、きゅうりやトマトを出荷してもらおうとなれば、一番理想的だと思います。

そういう意味では、確か家庭菜園法という法律が、町が農家から借り受け等々をして、それを作りたい人に貸し付けてオーケーというような法律であったように記憶しております。趣旨が分かりました。法的な段取りも整える中で、最適な農地を見つけて提供していくというようなことは、まさに100年時代を生きる意味で、農業ができる飯綱町らしくて、いい提案だと思います。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○1番（清水均） 次に移ります。町有林の桂山には帯状間伐が多いのですが、その中には、傾斜木や倒木も多く見られます。その山を、今度は点状間伐にして根茎を張らし、国土保全、災害等から守る考えはないか、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。町有林の間伐についてでございます。今後、

木の成長を見ながら点状間伐を行うような場所につきましては、その他の木の成長を促す観点から、そこへの植林等は考えない予定です。今までの列状間伐、帯状間伐でございしますが、間伐後そちらには広葉樹などを植樹しまして、針広混交林、針葉樹と広葉樹の混合した山の形成を目指してきたものです。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○1番（清水均） もし今後、点状間伐した場合の間伐後の植栽については、どういうことかと言うと、桂山は霊仙寺湖の正面にあります。列状間伐の間に、現在はモミジが植林されていますが、点状間伐した後にレンゲツツジ等の植栽をして、その辺に遊歩道を作ってはどうか、町長にお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 山というか山林のことは、私より議員のほうが非常に詳しく知識を持っておられると思っております。いわゆる点状なり帯状なりどういうものがあるのか。生い茂って周りの木が大きくなってきたときには、どういう心配があるのか。確かに霊仙寺湖の対岸から見ると、桂山は真正面に見えるいいところに位置している山だと思っておりますので、そこら辺も含めて、ぜひご意見を頂戴しながら、今後検討していきたいと思っております。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○1番（清水均） 次に行きます。森林環境税が創設されたが、下流域との交流についての考えはないかということです。これについては、下伊那郡の矢作川の源流である根羽村は根羽杉、木曾川の源流である木曾村はヒノキ、カラマツが有名であります。それらの町村は、愛知県の下流域との交流を毎年実施し、イベントや山林の手入れをしているようですが、このことについて町長にお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） その話は森林環境税が始まる前から、大きな意味での中京地区の水源地帯

だというようなことでお話を伺ってしまして、いい話だろうと思っておりました。

我が方に当てはめてみますと、大きな意味では水源かん養林的な要素もございますけれども、私はもっと違った意味で、山そのものを生かした姉妹都市的な交流というものができないか、今後、森林環境税の利用に当たって検討していきたいと思っています。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○1番（清水均） われわれの長野県は源流が多く、今の話の根羽村とか木曾村も愛知県とやっているものですから、下流域、例えば新潟市とか、新潟県との交流はないかということです。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 今まで、交流といえば南のほうに目が行っていて、北のほうとの交流が案外ないというのがあるかと思っています。北陸の皆さんは、非常にりんごを愛してくれて、町のイベント等においても、富山、新潟、遠くは金沢、石川辺りからも多くの皆さんにおいでいただいているのは、その証だろうと思っています。

しかし、都市との森林環境税を使った交流ということになりますと、埼玉県、または首都圏一帯の山のないところにも、人口割で結構な税が配分されておりますので、こちらの皆さんに、そのお金を使って、飯綱町へ来て里山を味わっていただくというようなプレゼンテーションができないものか、その辺を検討させたいと、先ほど答弁をしたところでございます。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○1番（清水均） ぜひそういうことで、交流をしながら山の手入れをしていただければと思います。よろしく願いいたします。

少し時間は早いですが、以上で質問を終わらせていただきます。

本事業を実施し、前進していかなければなりません。今後の飯綱町の発展を願い、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大川憲明） 清水均議員、ご苦労さまでした。

暫時休憩に入ります。再開は10時30分をお願いします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時30分

◇ 荒川 詔夫

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。

発言順位9番、議席番号8番、荒川詔夫議員を指名します。荒川詔夫議員。

〔8番 荒川詔夫 登壇〕

○8番（荒川詔夫） 議席ナンバー8番、荒川詔夫です。飯綱町における今後の町政の在り方及び災害対策関係について、伺います。

まず質問に至った背景は、現在、町では人口増対策と活性化に向けて、財政の裏付けのもとに各種事業が展開されています。しかし、現状を含めて将来を展望すると、町の人口減少は避けて通れない状況になっています。以上の動静を踏まえ、今後の行財政の在り方や将来2040年を想定しての飯綱町の進むべき道について、お尋ねいたします。併せて、日本列島を覆う異常気象の昨今を鑑み、町の防災・減災対策に係る方策についてもお聞きいたします。なお、今般の質問は、大局的な観点からお聞きするので、総じて町長から答弁を願いたく、冒頭、申し上げます。以下、通告に従い、質問をいたします。

最初の質問は、町の大きな課題である人口問題と活性化及び移住促進策の考えについて、これから順次伺います。町長は、就任以来、今日まで国の地方創生事業などを踏まえながら、町独自の人口対策についても積極的に取り組まれ、願わくは、人口増へ転換したい旨を表明されてきました。しかし、町長が就任以降、8年を迎えようとしておりますが、この間、約1,100人程度の人口が減少し、少子高齢化が進んでいます。なお、本年6月30日現在の人口は、1万923人であります。

そこで、お伺いします。町政に携わり、今日までの人口対策を顧みて、町長はどのように総括されているかについて、まずお聞きしたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えを申し上げます。確かに人口増対策は、もろもろの政策を打ってきたと思っております。細かくは申しませんが、子育て支援の関係やら、住宅に関する支援とか。しかし、結果として、議員がおっしゃるとおり、1年に100人ちょっとの割合で人口が減少してきていることは、はっきりとした数字に出てきております。死亡している人が、生まれてくる子どもよりも多いという現実、現状すぐに打開をすることはできませんでしたが、転入と転出については、願わくは転入を増やしていくような状況にならないかということで、各種の政策をやってきました。しかし、今のところの総括としては、残念ながら、それが具体的な形として表れてきていない。ただ、飯綱町に対する、住んで子どもを育てていくにはいいところだ、という印象が少しずつではありますけれども、広まってきたような感じは受けております。そんな総括をしております。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 町の人口の将来の見通しについては、20年先の令和22年度、2040年度でありますけれども、町の推計値は8,806人程度と見込んでいます。参考までに、精度が高い国立社会保障・人口問題研究所の推計値は、7,700人です。

以上を踏まえ、町長は第2次飯綱町総合計画の「はじめに」の中で、今後とも今の行政サービス水準を維持しつつ、その存続を図ることを目標にして、将来像を新たに描き、飯綱町らしい町づくりを行う旨、述べられております。この中には、町民との協働によって、そして、各種人口対策を講じながら、令和8年度まで飯綱町の人口は1万人をキープしたいというお考えでありますけれども、現在、町長が描かれております町づくり及び地域、組、区、この在り方を含めて、お尋ねをいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 非常に難しい問題の答弁になるかと思っております。具体的な住宅支援策

を実施していきたいと話をすれば非常に分かりやすいのですが、ただ、今日まで人口増対策をやってきた中で、飯綱町に来て住みたいと思っても、空き家もアパートもなければ、農振法等々で土地を買うにしてもない、住みたいのだけれども、住む場所がない、家を造りたいのだけれども、造る場所がないというご意見が非常に多うございます。そして、自分の周りを見ても、そういう現実が見えております。そんな点で、極端ですけれども、もう一度、500戸ぐらいの住宅団地を造るというハード事業をやれば、恐らく人口は一定の期間、増えると思います。福井団地は県営で、県でやってくれたから、ああいうふうにできましたけれども、今の財政が厳しいときに、団地造成をして、そこを売ってうんぬんというのは、非常に現実離れしている事業だと思います。そうすると、なるべく各集落に、できれば孫や息子や娘が帰ってきてくれて、それで2軒増えた、1軒増えた、地域でそういう形での人口増対策を地道に進めることによって、一時的に増えて、どっとみんなが高齢化になっていってしまうような人口増対策ではなくて、バランスの取れた足腰の強い人口増対策を進めていきたいというのが一つです。

コロナの時代なので、東京から来いということは、今、現実問題として難しいと思うのですが、それよりも飯綱町に来て、一定の仕事を見つけないと思えば、ちょっとありますし、農業をやりたいのであれば、農業もある。半農半Xのような選択肢を用意してあげれば、若い人たちでも飯綱町の魅力を感じて、よし、ここでずっと住んでみようとなると思います。思い返してみれば、東京へ行くにも1時間半ぐらいで行く、県庁に行くにも20分、国道も通っている、高速も豊田飯山で乗れば、中野で乗れば、信濃町で乗れば、みんな20～30分で楽に行ってしまう。しかも、飯綱病院という公立病院はしっかり運営している。こういう素晴らしい場所ではないかということに気が付いてきて、人口増につながっていく。こういうふうになんとか進めていきたいという、令和8年までの基本構想を立てたつもりでおります。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 時間が足りなくなりますので、次に進みます。

過日、新聞報道で、持続可能な地域社会総合研究所の過疎市町村30代女性の人口動態調査結果が報道されました。調査結果によりますと、人が人を呼び、地域内で経済を循環させる個性

ある地域づくりを進めている過疎自治体において、30代の女性や子どもの流入割合が高く、鹿児島県、島根県、北海道の離島や山間部がトップを占めていました。要は地域で何が起きているのか、地域で学び合うことが求められております。

参考までに、2014年度と2019年度を比較した飯綱町の同年齢の増減率は、マイナス9%と厳しい数値を示しておりました。

本年度から飯綱町企画課に人口増推進室が設置されました。今後の人口対策に向けて、婚活対策、あるいは三世同居策、転入増に向けた社会動態の増に向けた基本的な考え方について、ただ今、若干それらしきものも町長は触れられておりますけれども、もう一度、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 人口の減少というのは、非常に複合的な原因があるのだろうと思っています。

飯綱町の若い女性が長野市の男性と結婚をされた。これは長野市へ引っ越していくというのが一般的で、窓口へ来て手続きをされます。逆に飯綱町の男性諸君が長野市からお嫁さんをいただいた。しかし、何だか知らないけれども、若槻の辺へ行って住んでいる。隣のうちもそう。お祭りとか、いろいろなときには、それでも若槻から、長野から飛んできて練習に出ている。若い人たちが住む魅力が飯綱町にないと、数字的にはそういうことが言えるのではないかと思います。地域のいろいろなシステムがうまくいかないのか、若い人たちの遊ぶ場所がないのか、買い物の具合が悪いのか、何が悪いのか、そこら辺を今後、人口増推進室と考えたいということと、先ほど言った住宅を何とか確保していきたいということです。

あと、具体的にこれをやっていくというよりも、いろいろな意味で子育ての充実策から何かから、全体の事業をレベルアップする中で、女性が日本一住みたくなる町を、今の基本構想、第2次総合計画の大きな柱の一つとして取り組んでいるわけです。従って、抽象的ですが、若い女性の人が飯綱町で住みたいと思うような町づくりをこれからどうやって進めていくかが

鍵だと思っております。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 昨年の近隣地の通称台風19号豪雨災害、及び本年も九州地方や長野県、岐阜県を含めた東北地方までの広域的な水害など、甚大な災害が発生しました。盆明けも猛暑続きの日々と台風シーズンを迎え、防災・減災対策は喫緊の課題であります。さらに新型コロナウイルス感染症が拡大の一途をたどり、主として都市圏など、人口集中地域での発生が顕著であります。新型コロナ禍を通じ、将来の社会経済活動の停滞も危惧されますけれども、収束を祈るばかりです。

そこで、災害の少ない、自然、社会的条件に恵まれております当町として、これらの背景を踏まえ、移住促進策の思いがありましたなら、お聞かせいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 行政の目指すところは、生命や財産を守りましょうというのが大きな業務の一つなのですけれども、災害から皆さんをできる限り守っていききたいというのも、行政の大きな事務の一つです。若干心配な地域があることは承知をしておりますけれども、比較的水害というものについては、強い飯綱町だと思っております。これから長い間住んでいただくには、安心して暮らせるというのも非常に大きなことだと思っております。近隣に向かって、飯綱町は安全だからということ積極的に売り込むよりも、誰もがいろんな機会を通じて、飯綱町は災害に強いところだということが染み渡るようにしていきたいと思っておりますし、大きな財産として捉えて、これから進めたいと思っております。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 次に、継続実施されます飯綱町まち・ひと・しごと創生総合戦略事業は、一般論で言えば、人口増あるいは地域の活性に全てつながることでもありますけれども、見直しについて、過日、同僚議員から質問され、総合戦略事業は見直しの上、総合計画の中に組み入

れるということで、そこら辺については質問をしても、これから実施されていくことでありますので置いておきます。

あと、既存の総合戦略事業のうち、特に人口増対策に特化した事業があればお聞きしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） この事業は間口を広くしてやっております。今、確認をしていたところなのですけれども、三世代同居事業なども総合戦略で取り組みますもので、まさに今の時代にマッチした事業だと思っています。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） これから飯綱町の事業等を全て実施していくわけですがすけれども、日ごろ町長も申されております、これからの町づくりを含めて、今までもそうですが、やはり人材育成が基本中の基本だと思っております。改めて町長は町づくりに向けた人材育成をどのように考えられておるか、総論的な立場で見解を述べていただきたいと思っております。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） いわゆる役場職員以外の町民の皆さん、また、町民の皆さんだけではなくて、関係によれば、町外の方にも参画をしてもらうような、そういう意味での人材の育成というのは、極めて大事なことだろうと思っています。

今日も幸いに傍聴にお見えになっている皆さんがいらっしゃいますけれども、いわゆる町の行政に興味を持ち、そして自分の地域に興味を持ち、将来に興味を持ち、そういう皆さんが増えれば増えるほど、恐らくその地域や町全体が活性化していくのだろう。従って、行政はそういう研修をしたり、学べる機会を町民の皆さんに十分に提供していくようなこと、それは集会ばかりではなくて、ホームページやネットやいろいろな形での情報の提供がこれからも極めて大事だと思っています。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） あと、通告した事項がありますけれども、時間の関係で割愛をさせていただきます。

次は2番目の視点として、保育園児及び小学校の児童数の現状を顧みて、保育園、小学校の今後の在り方について、教育行政全般に関わる質問であるため、町長へ見解を求めます。

現在の保育園は、平成28年度に再編整備後、南部保育園、りんごっ子保育園、さみずっ子保育園の3保育園になり、園児は良い保育環境のもとで、時代を背負う町の宝として、伸び伸びと保育されております。小学校については、平成30年度から牟礼小学校、三水小学校の2校制となり、新しい快適な教育環境の中で、健やかに学んでおります。

一方、危惧する点は、最近、町の乳児の出生者数の推移を見ますと、平成17年度は65人、以下5年刻みで見ますと、平成22年度は62人、平成27年度は49人と、穏やかではありますけれども、減少傾向にあります。なお、令和元年度の実態ですが、町全体の出生者数は25人です。また、昨今の30代女性の減少等も考慮すると、非常に厳しいものがあります。もちろんこのことを捉えて一喜一憂することは、早計だと思います。それはそのとおりだと思います。しかし、町の乳幼児の出生減少がこのまま続くと、保育園、小学校、中学校の在り方など、大きな課題として俎上に載ることは明白だと思います。

現在、2小学校の教育環境が整備され、かつ、統合後間もないために、当面は現状肯定の答えを想定しています。しかし、今後の行財政の見通しを含め、特に残存耐用年数の少ない南部保育園の保育施設や小中学校の教育の在り方を含めた見通しについて、考えをお持ちでしたら、所見を伺います。以上でございます。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 考えがないという答弁はできません。いつも考えておることでございます。議員、ご指摘のとおりでございます。従って、人口増対策を何としてでもやりたいというのは、ただ今、議員から申し上げていただいた数字が物語っていると思っております。

小学校については、皆さんの地区へ行って話し合いをし、そして新たに2校で、校歌と校章は同じでも、三水地区は三水地区として、昔からのいい伝統があるだろう、牟礼地区は牟礼地区であるだろう、こういうものを子どもたちに与えて育てていきたいという大きな狙いの中で動いているので、もうしばらくは現状の形でいきたい。保育園については、確かに南部保育園がそろそろ大規模改修等々を必要とするような時期に来ているのではないかと思います。そのときに、保育園をどういうふうにしていくか、これは施設の維持という意味も含めて、考えていかなければならないと思っております。

先ほどから人口の減少の話ばかりしておりますけれども、うれしかったことは、また教育委員会からも話があるかもしれませんが、今年の小学校の入学生は92名いたそうでございます。6年前に92名が生まれたわけではないのです。転入が大きくあったから、92名になってきたわけです。それが、今の私どもの行政で人口増対策をやっていきたいという狙いなのです。もちろん、転出していく人もいますが、転入の人が30人近く多くなるというのは、異常な数字だと思っています。それだけ子育てをする人たちにとっては、飯綱町というのは魅力のある場所だとも理解をしております。そんな点もこれから進める中で、一学年80人から100人ぐらいの確保をどうやっていくか、段取りをして取り組んでいきたいと思っています。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 3番目の空席になっております副町長の人事の任用の考えですが、これは時間がありましたら、最後に町長からお答えいただきまして、次に進みます。

近年の異常気象に伴う飯綱町における災害対策について、先般、飯綱町土砂災害ハザードマップが全世帯に配布され、住民の皆さん方に注意喚起を促す良い資料を作成していただきました。早速、小学生の授業でも活用されております。

現在、地球の温暖化を起因とする自然災害が多発して、甚大な被害が各地で発生しています。当町においても、豪雨により鳥居川が氾濫した場合、状況によっては、住宅、店舗、公共施設等をはじめ、道路、鉄道、通信、上下水道など、甚大な被害が発生し、住民生活に多大な影響が生じます。今年の日本列島を覆った梅雨停滞前線の線状降水帯の雨量は、アマゾン川の通常

時の水量の2倍に相当する水量が含まれている旨、報道されました。なお、飯綱町土砂災害ハザードマップでは、洪水による浸水の目安は、長野県の公表データにより、浸水想定区域としてマップ上に掲載されております。

そこで、最初にお聞きすることは、昨今の豪雨災害の甚大さを踏まえると、鳥居川の洪水による浸水の深さは5メートル以上などを含めた、それぞれ発生する確率が1,000分の1と表記されております。災害はいつ発生するか分かりません。千年に一度の確率をどのように理解すべきか迷うところですが、私はいつ発生しても万全な体制を確保すべきだと解しておりますけれども、見解をお聞きします。

同時に、住宅の浸水の深さと降水量の相関関係について、住民の皆さん方も身を守るために常日ごろから承知をしておく必要があるということで、この2点についてお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） まず、いわゆる千年に一度というものの考え方でございますけれども、昨日も防災訓練をやらせていただきまして、警察の署長さんから話がありましたが、千曲川の氾濫もハザードマップに記載されたとおりの水没があったという話でした。従って、ハザードマップは非常に大事に考えてほしい。私も、千年に一度という表現はございますけれども、これは起こり得る災害だと捉えて対応していきたいと思っております。

深さ等については後で申し上げますけれども、一気に水害の心配のない形に各河川を整備していくことになれば、1年間に今の飯綱町の予算の何倍も川につき込んでいかなければならないことになるので、国、県、そして、町単独、従って、年度計画で少しずつでも整備をして危険に備えていくという方法しか、やむを得ないだろうと思っております。

今のところ、県で出してもらっているのは、鳥居川関係水域では、1日に715ミリ降れば、低いところの深沢地域、また牟礼地域の一部で3メートルから5メートルの浸水になるだろうと想定されております。そうなれば、橋も幾つか流されるだろうし、非常に大きな災害になることは間違いございません。ちなみに、715ミリというのは、飯綱町の年間の雨量が1,100ミ

りですので、1日でその7割が降るといふ雨降りになっていますけれども、そういう想定をして数値が出ております。信濃町、戸隠までを含めた鳥居川で言えば、集水面積で計算して、そして、川の断面と勾配を計算すると、どこでどのぐらいオーバーフローして、水がつくというのは、今の時代はしっかりとした計算で出てきます。繰り返しになりますけれども、この計算についてはしっかり尊重をして、それに対する対応を少しでも進めていきたいと思っています。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 次に、飯綱町土砂災害ハザードマップにより、浸水想定区域が示されました。町は飯綱町地域防災計画を策定し、風水害に強い町づくりから災害復旧・復興計画まで、きめ細かな対策を示されております。

以下、それらを踏まえて、お尋ねします。鳥居川の浸水想定区域は、本町、栄町、深沢、狐沢などであり、当該地域には多数の住民の皆さま方が居住されております。このため、人命や財産を守るため、防災・減災対策の一環として、既に実施をされております川の浚渫を含め、堤防の新設とか、あるいは補強、雨水の利活用による地下貯留とか、あるいは山林、水田のダム化など、多様な機能の活用が考えられます。については、具体的な防災・減災対策とその見通しについて、お聞きします。

○議長（大川憲明） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） お答えいたします。県では激甚化する豪雨災害などから県民の命を守るため、防災・減災対策について、ハード面での防災事業の強化を図っております。重要インフラへの対策として、議員からもありましたとおり、昨年、鳥居川でも一部実施しましたが、浚渫工事を緊急的に実施しております。また、特に実施すべき対策として、堤防の改修や道路ののり面対策等を集中的に実施することとなっております。

今回示されたハザードマップでは、町の中心的地区である水深想定区域が拡大し、その範囲には住宅密集地、公的施設等もあることから、何らかの対策は必須であると考えられます。浸水想定区域でも、浸水の深さが深い箇所を中心に、どのような対策が必要であるのか、県と調

査、協議等を行い、実情に見合った有効的な対策の早期実施を事あるごとに要望してまいりたいと考えております。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 時間もあと5分ぐらいしかありませんので、最後に。主要県道である長野荒瀬原線は、長野市へ通じる重要な路線の一面を占めております。長野市は、ご承知のとおり、商業施設、病院、高校、大学など、中枢都市のため、密接な関係にあります。平成27年度、道路交通センサスの調査結果によりますと、長野市の吉交差点付近の1日の車両の交通量は、約1万7,000台相当であります。先に述べましたように、鳥居川が氾濫し、甚大な被害を受けた場合、本町、栄町、深沢地区等は、公共交通等の拠点地であるがゆえに、住民生活に多大な影響を及ぼすことは明白であります。

なお、飯綱町地域防災計画の町道等の整備の中に、飯綱町長期総合計画により道路の新設、改良等、風水害に対する安全性に配慮した整備を行う旨を記述しております。また、施設の点検整備の中でも、緊急度の高いものから順次整備をするとともに、県等の関係機関に要望すると書かれております。

については、以前に、県道長野荒瀬原線へ高架橋を設置する案がありましたが、昨今の情勢を鑑み、広域地域と連携の上、再検討すべきだと考えますけれども、見解をお聞かせください。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。この件については、いろいろな経過があったことは、時間もないので申し上げますけれども、今の時代を迎えて、議員のおっしゃるとおり、高架橋というのも一つの考え方だろうと思います。ただ、今、深沢のところ長野荒瀬原線の工事をやっているところでございますので、時を見て、高架橋のお願いをしていきたいと考えます。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） それでは、そろそろ持ち時間が終わりますけれども、もう一件、いいですか。

○議長（大川憲明） どうぞ。

○8番（荒川詔夫） 最後に、先ほど申しましたように、空席になっております副町長の人事の任用の考え方について、簡単に考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 基本的にはなるべく早くお願いをしたいと思っております。いろいろとお願いをした経過もあるのですけれども、ある程度の若さの方で、町の将来、代表者を担っていただけるような方に務めていただければという思いがございます。

来年の10月が任期でございます。従って、一般的に副町長には4年の辞令を出すのですが、トップの任期があと1年という中で、仕事を辞めて、よし、受けましょうと腹を決めてくれるまでにはいかなかったという状況でございますけれども、適任と思われる方を一生懸命探している最中でございます。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 以上で私の一般質問を終わります。

○議長（大川憲明） 荒川詔夫議員、ご苦労さまでした。

これにて一般質問の通告者は全て終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長（大川憲明） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

ここでお諮りします。

明日8日から23日までの16日間、本会議を休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、明日8日から23日まで本会議を休会することに決定しました。

24日の本会議は、議事の都合により会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を3時間繰り下げて、午後1時に開くことにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、9月24日の本会議は午後1時に開くことに決定いたしました。

本日はこれにて散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午前11時10分

令和2年9月飯綱町議会定例会

(第 5 号)

令和2年9月飯綱町議会定例会

議事日程（第5号）

令和2年9月24日（木曜日）午後1時開会

- 日程第 1 諸般の報告
報告第11号 議員派遣結果報告
- 日程第 2 発言の取消し申出について
- 日程第 3 常任委員会審査報告
(1) 予算決算常任委員会
(2) 総務産業常任委員会
(3) 福祉文教常任委員会
- 日程第 4 常任委員会付託案件に対する討論、採決
- 日程第 5 議案第74号 令和2年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第75号 令和2年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第76号 令和2年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第77号 令和2年度飯綱町病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第78号 令和2年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 10 議案第82号 物品購入契約の締結について
- 日程第 11 議案第83号 工事請負契約の締結について
- 日程第 12 議案第84号 工事変更請負契約の締結について
- 日程第 13 議案第85号 物品購入契約の締結について
- 日程第 14 発議第 7号 森林環境譲与税の譲与額を森林面積の多い市町村に増額への見直しを求める意見書案
- 日程第 15 発議第 8号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書案
- 日程第 16 発議第 9号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対

し地方税財源の確保を求める意見書案

追加日程第1 発議第10号 教育費無償化の前進を求める意見書案

日程第 17 議員派遣の件

日程第 18 閉会中の継続審査・継続調査の申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	清 水 均	2番	風 間 行 男
3番	中 島 和 子	4番	目 須 田 修
5番	瀧 野 良 枝	6番	原 田 幸 長
7番	石 川 信 雄	8番	荒 川 詔 夫
9番	伊 藤 まゆみ	10番	清 水 満
11番	樋 口 功	12番	渡 邊 千賀雄
13番	原 田 重 美	14番	青 山 弘
15番	大 川 憲 明		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	教 育 長	馬 島 敦 子
監 査 委 員	山 本 孝 利	農 業 委 員 会 長	清 水 藤 一
選 挙 管 理 委 員 長	三 ツ 井 吉 次	総 務 課 長	徳 永 裕 二
企 画 課 長	土 屋 龍 彦	税 務 会 計 課 長	永 野 光 昭
住 民 環 境 課 長	梨 本 克 裕	保 健 福 祉 課 長	山 浦 克 彦

産業観光課長	平 井 喜一朗	建設水道課長	土 倉 正 和
教 育 次 長	高 橋 秀 一	飯綱病院事務長	大 川 和 彦
総務課課長補佐	清 水 純 一		

事務局職員出席者

事 務 局 長	笠 井 順 一	事務局書記	関 竜 典
---------	---------	-------	-------

開議 午後 1時00分

◎開議の宣告

○議長（大川憲明） 皆さん、ご苦労さまです。コロナウイルス感染症に対応しての9月定例会も本日が最終日です。

これより、本日の会議を開きます。

本日は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を繰り下げて行います。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（大川憲明） 日程第1、諸般の報告を行います。

報告第11号 議員派遣結果報告。

本報告につきましては、予めお手元に配付のとおり報告を受けておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎発言の取消し申出について

○議長（大川憲明） 日程第2、発言の取消し申出についてを議題とします。

風間行男議員から9月4日の会議における発言について、会議規則第64条の規定により、お手元に配付しました発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申出があります。

風間行男議員から発言取消しの説明を求めます。風間行男議員。

〔2番 風間行男 登壇・説明〕

○2番（風間行男） 2番風間行男です。発言には思い込みによる部分があったため、別紙下線部分を取り消したいので申し出ます。

○議長（大川憲明） お諮りします。

これを許可することにご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認めます。

したがって、風間行男議員からの発言の取消し申出を許可することに決定いたしました。

◎常任委員会審査報告、質疑

○議長（大川憲明） 日程第3、常任委員会審査報告を行います。

予算決算常任委員長より、お手元に配付のとおり報告を受けております。

議員全員により、予算決算常任委員会で審査しておりますので、口述による委員長報告及び報告への質疑を省略いたします。

次に、総務産業常任委員長の報告を求めます。風間総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 風間行男 登壇・報告〕

○総務産業常任委員長（風間行男） 総務産業常任委員会審査報告書、令和2年9月24日、飯綱町議会議長 大川憲明様、総務産業常任委員会委員長 風間行男。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。審査報告書に基づき、審査の経過及び結果を事件毎に報告いたします。

議案第60号 飯綱町多目的交流施設条例の一部を改正する条例、可決。

議案第61号 飯綱町企業立地の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例、可決。

議案第63号 令和元年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

議案第68号 令和元年度飯綱町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

議案第69号 令和元年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、

認定。

議案第 70 号 令和元年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

議案第 71 号 令和元年度飯綱町水道事業会計決算の認定について、認定。

次に、本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。以下、赤字のみ報告します。

議案第 60 号 飯綱町多目的交流施設条例の一部を改正する条例。

質疑なし。討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 61 号 飯綱町企業立地の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例。

質疑①、国の法律が変わったことによる改正だと思うが、今回の改正に伴う該当者への影響はあるか。

回答①、引用条文は現行どおりのため、影響はない。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 63 号 令和元年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑なし。討論なし。採決の結果、全員賛成で認定とした。

議案第 68 号 令和元年度飯綱町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑①、農業集落排水事業の使用料未納額が、平成 27 年度から平成 28 年度にかけて減少して以降、ほぼ横ばいであるが、理由は。

回答①、平成 27 年度から平成 28 年度にかけて、監査委員からの指摘もあり、不納欠損処理を含む滞納整理を実施したことで未納額が大きく減少した。それ以降についても、滞納整理を実施しているが、特定の方々が滞納されていて、未納額が減少しない。

質疑②、当該滞納者とは継続して交渉しているか。

回答②、分納誓約を毎年更新し交渉を行っており、少しずつでも納入いただくよう、継続的に納入を促している。

討論なし。採決の結果、全員賛成で認定とした。

議案第 69 号 令和元年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑③、公共下水道で処理できる水量はどのくらいの余裕があるか。現在、北部衛生施設組合で処理しているし尿を受け入れる余裕はあるか。

回答③、クリーン飯綱では、し尿の直接投入は不可能であるが、希釈を行ったし尿を受け入れる余裕はある。し尿の処理は生活環境係が検討中である。

質疑④、集落排水から公共下水道への今後の接続の見通しはどうか。

回答④、平成 20 年度策定の「飯綱町生活排水処理区統廃合基本計画」に基づき、倉井処理区は公共下水道に統合を行う予定である。上赤塩処理区や赤東処理区は、同基本計画だけでなく公共下水道処理場の処理能力並びに各農集処理場の機能強化及び改修の費用等を考慮し、公共下水道への統合や農集排施設同士での統合を含め、現在検討中である。

討論なし。採決の結果、全員賛成で認定とした。

議案第 70 号 令和元年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑なし。討論なし。採決の結果、全員賛成で認定とした。

議案第 71 号 令和元年度飯綱町水道事業会計決算の認定について。

質疑④、有収率について、望ましい値や基準となる値はあるか。

回答④、そのような基準はないが、できる限り有収率を上げるよう努めていく。

討論なし。採決の結果、全員賛成で認定とした。

以上で本委員会の審査報告を終了いたします。

○議長（大川憲明） これより、総務産業常任委員長に対する質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。風間委員長、ご苦労さまでした。

続いて、福祉文教常任委員長の報告を求めます。伊藤福祉文教常任委員長。

〔福祉文教常任委員長 伊藤まゆみ 登壇・報告〕

○福祉文教常任委員長（伊藤まゆみ） 福祉文教常任委員会審査報告書、令和2年9月24日、飯網町議会議長 大川憲明様、福祉文教常任委員会委員長 伊藤まゆみ。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。審査報告書に基づき、審査の経過及び結果を事件毎に報告いたします。

議案第64号 令和元年度飯網町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

議案第65号 令和元年度飯網町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

議案第66号 令和元年度飯網町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

議案第67号 令和元年度飯網町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

議案第72号 令和元年度飯網町病院事業会計決算の認定について、認定。

請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める請願書、採択。

請願第3号 「教育費無償化」の前進を求める請願、不採択。

請願第4号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める請願、継続審査。

請願第5号 地域高校の存続と30人規模学級を求める請願、継続審査。

次に、本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。以下、赤字のみ報告します。

議案第64号 令和元年度飯網町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑なし。討論なし。採決の結果、賛成多数で認定とした。

議案第65号 令和元年度飯網町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。
住民環境課。

質疑③、今後の課題の中の「医療費抑制に繋げる保健事業の取り組み」の具体的な課題と対策にはどんなものがあるか。

回答③、医療費は県への納付金額にも反映するため、被保険者に医療費通知を送付すること

で、自身の医療費の額を知っていただくことや、ジェネリック医薬品を利用することでどのくらい医療費が削減できるかを示した通知を発送することにより、医療費の抑制を図っている。また、健康推進係と連携し特定健診の受診率を上げることも課題となっている。

質疑④、予算と決算で額の相違が大きい理由は。

回答④、要因の一つとして、繰越額は前年度の決算額が確定した段階での補正となるため予算との相違がでる。

保健福祉課。

質疑①、特定健診受診率について、受診率の向上対策は。

回答①、特定健診の受診提供の場として、集団健診及び個別健診（総合健診含む）が選択でき、集団健診では心電図検査などオプション検査を追加で行っている。また、全額自費で人間ドックを受診された方には、一部助成として、特定健診または、町民健診相当額を助成し、検診受診率の向上を図っている。更に、町外の医療機関での特定健診ができるように、令和2年度から長野県医師会に加入している医療機関で特定健診が受診できる集合契約を行った。

討論なし。採決の結果、全員賛成で認定とした。

議案第 66 号 令和元年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

住民環境課。

質疑①、県内で1人当たりの医療費が一番低い市町村として王滝村の名前が挙がっているが、医療費が低い理由は何か。

回答①、人口の少ない町村は1人当たりの医療費が直接反映されるため、年による変化が大きく順位は毎年入れ替わっている。医療費が低い理由は不明。

保健福祉課。質疑なし。

討論なし。採決の結果、全員賛成で認定とした。

議案第 67 号 令和元年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑①、滞納繰越額 1,824,876 円を不能欠損して、未納額が 11 件で 1,244,652 円となっている。不能欠損の基準は。

回答①、一般的には時効の2年や死亡、転出などである。転出は職権消除や所在が不明なもの。

質疑③、要支援・要介護認定者の分析についてどう考えているか。介護申請があつて、変更申請や新たな申請などがあるわけだが、認定されにくくなっているということはあるのか。

回答③、認定の基準は全国共通である。認定を行う認定員も研修を受けており、認定基準に則り行っている。一般的に認知症に関しては介護度がつきにくいとか、低くなってしまうと言われるが、介護保険の認定そのものは介護に関してどのように手をかけているかという基準でみているため、病気の重症度とは違う。家族が介護している場合は介護度が高い可能性があり、ひとり暮らしの場合、最初は低くいが関係者の関わりが反映されて高くなる。そのため一概には言えない。この表では29年度から介護認定が減っているように感じられるが、総合事業の対象者がここから抜けたためであり、令和元年度はまた数値が盛り返している。全体的に高齢者も多くなっているため、認定されている方は増えている。

質疑⑥、地域包括支援センターの人的体制については、毎年課題として出ている。見通しは。

回答⑥、保健師は来年4月で1名、10月で1名の育休等が明ける予定。採用について、保健師は臨時募集しても雇用に繋がらない。主任ケアマネについては、現在2名資格者がいる状況であり、また、資格取得可能な職員には、資格の取得を勧めている。

討論なし。採決の結果、全員賛成で認定とした。

議案第72号 令和元年度飯綱町病院事業会計決算の認定について。

質疑①、町民1,000人あたりの飯綱病院の病床数は。

回答①、約14.6床。

質疑②、病院事業会計に計上されている建物はどれか。

回答②、外来や入院病棟等がある建物A棟と健康管理センターC棟である。事務室がある建物は一般会計の資産である。

討論なし。採決の結果、全員賛成で認定とした。

請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める請願書。

説明者、長野県教職員組合長水支部 安藤仁氏。

質疑①、前回は採択されているが、定期的に請願を出すのか。

回答①、国ではまだ実現できていないため出している。

質疑②、不採択になった自治体はあるか。

回答②、長野地区では、長野市、信濃町、飯綱町、小川村に出している。信濃町では不採択になったが、理由はわからない。

討論なし。採決の結果、全員賛成で採択とした。

請願第3号 「教育費無償化」の前進を求める請願。

説明者、長野県高等学校教職員組合 書記長 近藤正氏。

質疑①、OECD43 か国の中で、日本の国民負担率ほどの程度か。

回答①、来年は資料を持ってきたい。高等教育のGDPに占める負担率は、OECD平均で30%、日本は65%、アメリカ63%など。北欧諸国は、税金の負担が高い。アメリカ、オーストラリアなどもそうだが、大学の私費負担率は少ない。

質疑⑥、「3」は切り離してほしい。

回答⑥、生徒たちの進路指導も教員の仕事である。一体のものとして請願したい。思いをくみ取ってほしい。

反対討論、「2」「3」の請願項目がよくわからないので反対する。

採決の結果、賛成少数で不採択とした。

請願第4号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める請願。

継続審査とした。

請願第5号 地域高校の存続と30人規模学級を求める請願。

継続審査とした。

以上です。

○議長（大川憲明） これより、福祉文教常任委員長に対する質疑を行います。

質疑のある方おられますか。渡邊議員。

○12 番（渡邊千賀雄） 議席番号 12 番、渡邊千賀雄です。請願第 3 号 教育費無償化の前進を求める請願の反対討論に「2・3の請願項目がよくわからないので反対する」とあるが、よくわからなければよくわかるまで審査する方法もあると思うが、どのような審査をしたか伺う。

○議長（大川憲明） 伊藤委員長。

○9 番（伊藤まゆみ） 会議規則に則り質疑を進め、質疑を終結することに同意を得られたため、その他意見がないかの確認をし、討論に入りました。討論に入ってから継続審査という声も出ましたが、後に戻ることはできないため、採決に至りました。

○議長（大川憲明） 他に質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） なしと認め、質疑を終了します。伊藤委員長、ご苦労さまでした。

◎常任委員会付託案件に対する討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 4 常任委員会付託案件に対する討論、採決を行います。

常任委員会付託案件に対する討論、採決の順序につきましては、各案件の議案番号順に行います。

議案第 60 号 飯綱町多目的交流施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 60 号 飯綱町多目的交流施設条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 61 号 飯綱町企業立地の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 61 号 飯綱町企業立地の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 62 号 令和元年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。渡邊議員。

〔12 番 渡邊千賀雄 登壇・討論〕

○12 番（渡邊千賀雄） 議席番号 12 番、渡邊千賀雄です。議案第 62 号 令和元年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

今回の決算の大きな変化、特色として、例年行われていたスキー場特別会計への繰出金がなくなり、特別会計にスキー場事業特別会計がなくなっていることです。長年の課題が名実ともに解決したということであり、万感迫るものがあります。今後は本来の行政課題に打ち込めるということであり、まさに令和時代の町政のスタートと言えることではないでしょうか。

元年度一般会計歳出決算は、84 億 3,000 万円、前年度に比べ 14 億 9,000 万円、21.5%の増となり、実質収支 5 億 2,500 万円の黒字、昨年と同じく 3 億円を決算積立てとしました。町総合戦略に基づく事業の推進、庁舎建設、防災無線デジタル化等の大規模事業等によるものの結果と思います。

町長の政治姿勢として、憲法 9 条を守り、反戦、反核の立場で、町民の福祉増進を図る町政を推進し、従来からの人口減問題、地域の農業振興などに取り組んできた経緯を踏まえ、町民誰もが住んでいて良かったと安心して暮らせる町、活力ある更なる町づくりに期待するところです。中でも評価できる施策として、地域医療の拠点として飯綱病院の運営、福祉医療の充実、公共交通・Iバスの運行、新マレットゴルフ場開設、防犯灯の設置維持管理、教育環境条件拡充整備、中山間地域等直接支払事業の継続、奨励作物支援事業、就職斡旋相談窓口業務など、今後の継続取組を願うところです。一方、少子高齢化のもとで高齢者の尊厳ある老後、安心できる介護サービスの保障など、介護保険サービスの充実が求められます。奨学金や貧困対策の拡充を進め、経済的な理由で子どもの能力の発揮を左右させないことが重要です。なお、新たに建設された施設の有効的な活用を図ること、大型事業が多い中で計画通りの財政運営が求められます。以上、意見を付して賛成討論とします。

○議長（大川憲明） 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する予算決算常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 62 号 令和元年度飯綱町一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

議案第 63 号 令和元年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する総務産業常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 63 号 令和元年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

議案第 64 号 令和元年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する福祉文教常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 64 号 令和元年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

議案第 65 号 令和元年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する福祉文教常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 65 号 令和元年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

議案第 66 号 令和元年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。伊藤議員。

〔9番 伊藤まゆみ 登壇・討論〕

○9番（伊藤まゆみ） 議席番号9番、伊藤まゆみです。議案第66号 令和元年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論を行います。

75歳以上を対象としたこの制度自体に反対してきました。平成31年度予算審査の折、保険料への町独自の支援策を求め、これが盛り込まれていないことを理由に反対しました。年度内にも実施されなかったため認定には反対します。以上です。

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する福祉文教常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 66 号 令和元年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

議案第 67 号 令和元年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する福祉文教常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 67 号 令和元年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

議案第 68 号 令和元年度飯綱町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する総務産業常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 68 号 令和元年度飯綱町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

議案第 69 号 令和元年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する総務産業常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 69 号 令和元年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

議案第 70 号 令和元年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する総務産業常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 70 号 令和元年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

議案第 71 号 令和元年度飯綱町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する総務産業常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 71 号 令和元年度飯綱町水道事業会計決算については、認定することに決定しました。

議案第 72 号 令和元年度飯綱町病院事業会計決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する福祉文教常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第72号 令和元年度飯綱町病院事業会計決算については、認定することに決定しました。

議案第73号 令和2年度飯綱町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第73号 令和2年度飯綱町一般会計補正予算（第4号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める請願書を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する福祉文教常任委員長の報告は採択です。

請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める請願書を、採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める請願書は、採択とすることに決定しました。

請願第3号 「教育費無償化」の前進を求める請願を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、本案に賛成者の発言を許します。荒川議員。

〔8番 荒川詔夫 登壇・討論〕

○8番（荒川詔夫） 8番、荒川詔夫です。教育費無償化の前進を求める請願について、賛成の立場で私見の一端を申し述べます。まずは、背景を踏まえ、賛成の理由を以下の4点に絞り簡潔に申し上げます。

1点目、現在、高校生は義務教育ではないとして、教育費は所得制限化が図られています。

しかし、小・中学生は義務教育のため、教育費は無償化されておりますが、県下の中学生の高校進学率は99%に及んでいるため、高校は実質的には義務教育と同等の水準にあると考えられるため、高校無償化への制度化は当然の摂理と思われまます。

2点目、少子化の大きな要因として、教育費の負担増は子どもを産み育てる環境に重くのしかかっています。例えば、OECD諸国の個人負担の高等教育費は平均30%、日本は平均65.7%、アメリカは63%と日本の教育費の負担割合が高い実情にあります。そのため、教育費のあり方について、高校就学前から大学生まで、高等教育の無償化と給付型奨学金拡充は不可欠であります。なお、併せて、貧困による負の連鎖を解消するためにも、これらの制度を実施すべきであります。

3点目、教育費無償化に向け、地元の皆さんを含めた世論の声が多い背景を真摯に受けるべきであり、願意が妥当であると判断をいたしました。

最後4点目、最後に日本国憲法により、世帯所得の多寡に関わらず、何人も教育を受ける権利の平等化、も賛成根拠の大きな要素であります。

以上、申し述べましたが、行き過ぎた格差が拡大している状況を鑑み、奪い合う社会から共存共栄・相互扶助など分かち合う共生社会は、今、まさに求められていると思います。よって、これらを踏まえ教育費無償化の前進を求める請願について、賛成をいたします。ご賛同を頂きたく、ご判断をお願いします。以上です。

○議長（大川憲明） 次に本案に反対者の発言を許します。青山議員。

〔14番 青山弘 登壇・討論〕

○14番（青山弘） 14番、青山弘です。請願第3号 教育費無償化の前進を求める請願について、不採択の立場で討論を行います。

高校無償化は、民主党への政権交代が行われた2009年8月の第45回衆議院議員総選挙において、子ども手当とともに、民主党のマニフェストの目玉の一つとなっていた政策です。この選挙で民主党は、圧勝し、この制度は2010年4月にスタートします。3年後の2013年12月に行われた第46回衆議院議員総選挙では、自民・公明が政権を取り戻しますが自民党のマニ

フェストには、高校授業料無償化については、所得制限を設け、真に公助が必要な方々のための政策に転換することを掲げています。2014年4月から高等学校等就学支援金という名称で高校の授業料を免除しているところです。請願趣旨や請願項目では、所得制限を設けたことが理念に反するので、高校無償化を復活しろと言っていますが、所得制限によって無償化の対象を絞り込むことで財源を捻出し、低所得者層の支援に活用するという考え方は理解できますし、国の厳しい財政状況を考えると年収910万円以上という高所得者への所得制限を設けるのには賛成できます。よって、この請願は不採択とすべきと考えます。以上です。

○議長（大川憲明） 次に本案に賛成者の発言を許します。渡邊議員。

〔12番 渡邊千賀雄 登壇・討論〕

○12番（渡邊千賀雄） 12番、渡邊千賀雄です。請願第3号 教育費無償化の前進を求める請願に賛成の立場で討論します。そもそも陳情請願は、地域や団体から、要望や意見として出されてきます。我々はそれを行政や関係機関に届けるという大きな役割があると思います。願意・請願項目が妥当であれば採択し、届けていくべきです。

教育費のあり方については、大本には憲法第26条があると思います。高校教育が義務教育化している現在、経済的にも更に学びやすく、教育予算を増やしていくことは、教育費無償化の前進は、国の方針として重視していくことは、重要課題だと思います。教育費の軽減に向けて、国の助成の他、県独自の助成制度を運用しているところもあります。国や自治体による支援が活発的に大きくなっています。また、北部高校の存続・発展を願う地元町議会として、教育の現場の教職員の皆さんからのこの請願に沿って、意見書を採択していくことに賛成であります。

○議長（大川憲明） 次に本案に反対者の発言を許します。中島議員。

〔3番 中島和子 登壇・討論〕

○3番（中島和子） 3番、中島和子です。教育費無償化の前進を求める請願について、反対の立場から討論いたします。簡潔に申し上げます。すべての高校の教育費無償化や大学生に対する給付型奨学金制度を拡充することは、公費の負担が増大になります。年収910万円以上の世帯からの徴収という所得制限導入はやむを得ないと考えます。そして、教育費の無償化が必ず

しも教育の質の確保に繋がるかは疑問です。以上です。

○議長（大川憲明） 次に本案に賛成者の発言を許します。伊藤議員。

〔9番 伊藤まゆみ 登壇・討論〕

○9番（伊藤まゆみ） 9番、伊藤まゆみです。請願第3号 教育費無償化の前進を求める請願の採択に賛成の立場で討論を行います。教育費の無償化は、学生、保護者、教職員、そして心ある多くの国民の願いで、地道な運動はずっと続けられています。高校進学は、中学卒業者の99%を占め、入学時の所得証明書の事務処理が学校の負担となっています。また、授業料も保護者の応能で良いと考える人もいますが、これは新自由主義の考え方であり、破綻に向かっていく考え方です。また、税負担での考え方であり、税の集め方をきちんと見直すべきで、授業料に持ち込むことはふさわしくありません。高等教育、大学等も含め、において、学びたいと願う学生が安心して学べる環境を整えることは、将来の日本のために必要な多様な人材育成の上でも、国としての務めであると考えます。先の見えないコロナ禍の中の今だからこそ、地方議会は国に強く求めていくべき事項であり、願意は妥当と考えます。

○議長（大川憲明） 次に本案に反対者の発言を許します。目須田議員。

〔4番 目須田修 登壇・討論〕

○4番（目須田修） 4番、目須田修です。反対の立場で意見を申し上げます。教育を受ける権利とは、学校に行くことを意味しておりません。また、平等とは、チャンス平等であります。無償化による増加した国の借金をこれ以上、すべての若者、次世代の人々に負担させることになってはならないと考えます。以上です。

○議長（大川憲明） 次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する福祉文教常任委員長の報告は不採択です。

請願第3号 「教育費無償化」の前進を求める請願を、採択することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、請願第3号 「教育費無償化」の前進を求める請願は、採択とすることに決定しました。

ここで暫時休憩とします。再開は14時15分といたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時15分

◎議案第74号の質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第5、議案第74号 令和2年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

[「なし」の声あり]

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 74 号 令和 2 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 75 号の質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 6、議案第 75 号 令和 2 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 75 号 令和 2 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、

原案のとおり可決されました。

◎議案第 76 号の質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 7、議案第 76 号 令和 2 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 76 号 令和 2 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 77 号の質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 8、議案第 77 号 令和 2 年度飯綱町病院事業会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 77 号 令和 2 年度飯綱町病院事業会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 78 号の質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 9、議案第 78 号 令和 2 年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 78 号 令和 2 年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 82 号上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 10、議案第 82 号 物品購入契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（議案第 82 号）

○総務課長（徳永裕二） それでは、はじめに議案書をお願いいたします。議案第 82 号 物品購入契約の締結について。次のとおり物品購入契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び、飯綱町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

契約の目的、令和 2 年度飯綱町役場庁舎什器備品等購入事業。

契約の方法、指名競争入札。

契約金額、金 37,840,000 円。内消費税、3,440,000 円。

契約の相手方、長野市大字大豆島字中ノ島 2923 番地、株式会社蔦友、代表取締役酒井秀晴。

令和 2 年 9 月 24 日提出、飯綱町長峯村勝盛。

次に、議案の提案説明書 1 ページ上段をお願いいたします。事業内容は、役場新庁舎に係る什器備品等を購入するもので、主なものは事務用の机・イス、書庫、会議用の机・イスなどがございます。なお、新庁舎の 1 階につきましては、机、イス、書庫などの多くを新規に調達する予定ですが、2 階につきましては、事務用の机・イスなど、現在使用中で再利用可能なものをできるだけ生かし、使用する予定にしております。

以上、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数。

したがって、議案第 82 号 物品購入契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 83 号上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 11、議案第 83 号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由を求めます。土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇・説明〕（議案第 83 号）

○企画課長（土屋龍彦） 議案第 83 号 工事請負契約の締結につきまして、その内容をご説明申し上げます。議案をご覧ください。

本議案につきましては、旧牟礼西小学校跡拠点施設整備工事について、令和 2 年 9 月 9 日、一般競争入札に付した結果、高木建設株式会社が落札いたしましたので、工事請負契約を締結するにあたり、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び飯綱町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和 2 年度飯綱「いきがい創造」プロジェクト事業、旧牟礼西小学校跡拠点施設整備工事であります。

工事場所は、飯綱町大字川上 1535 番地。

契約の方法は、一般競争入札。

契約の金額は、7,524 万円。

契約の相手方は、長野市安茂里小市 1 丁目 3 番 31 号、高木建設株式会社、代表取締役社長 高木正雄であります。

工事の概要につきましては、議案の提案説明書の 1 ページ下段をご覧ください。建具工事、照明設備工事、冷暖房設備工事等ございまして、主に旧牟礼西小学校の 2 階 3 階部分の改修工事及び特別教室棟のシャワー設備の設置工事等です。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。荒川議員。

○8 番（荒川詔夫） 8 番、荒川詔夫です。2 点ほどお聞きします。

まず、今回の工事請負契約の締結については、本体工事、電気工事、機械工事という内容になっている。先般、三本松の加工所については、本体工事と一式に契約がされたと記憶しております。今般のこのような一括契約のすみ分けがどのようになされているかお聞かせいただき

たい。

もう一点は、7,524万円という金額に対する財源調達について、例えば国庫補助金等があると思いますが、具体的な金額をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えします。まず1点目の包含契約か分割契約かのすみ分けをどのようにしているかという質問ですが、明確なすみ分けはございません。ただ、今回の工事のよ
うに7,000万円程度の規模の工事であれば、包含で1者と契約する方が工事完了後の責任の所在が明確になる等により、包含で契約することが多くなっております。

2点目の工事費用の財源については、地方創生推進交付金事業でございますので、国の交付金が2分の1、補助裏を起債で措置がされております。以上です。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数。

したがって、議案第83号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 84 号上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 12、議案第 84 号 工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由を求めます。土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇・説明〕（議案第 84 号）

○建設水道課長（土倉正和） それでは、はじめに議案書をお願いします。議案第 84 号 工事変更請負契約の締結について、次のとおり工事変更請負契約の締結をしたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び飯綱町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

工事名、令和元年度社会資本整備総合交付金事業、飯綱町公共下水道管路施設工事（第 3 工区）。

工事場所、飯綱町大字袖之山、川上。

契約金額、変更前 7,920 万円、うち消費税 720 万円。変更後 1 億 19 万 9 千円、うち消費税 910 万 9 千円。

契約の相手方、住所、長野市安茂里小市一丁目 3 番 31 号、氏名、高木建設株式会社、代表者、代表取締役社長高木正雄。

令和 2 年 9 月 24 日提出、飯綱町長峯村勝盛。

次に、議案の提案説明書 2 ページ上段をお願いします。

工事名は、ただいま申し上げたとおりでございます。

主な変更内容は、1 として、現地掘削結果と想定土質との違いによる、推進工の日進量の変更、及び到達立坑の工法を事故防止の強化を図るため、ライナープレート式土留め工に変更することによる工事費の増額。2 として、現場発生土の土質の状況が悪く、再利用が見込めないため、碎石による埋戻し対応とする工事費の増額等であります。

関係法令でございますが、記載のとおりであります。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。原田重美議員。

○13番（原田重美） 13番、原田重美です。提案説明書に現地掘削結果と想定土質との違いによる推進工の日進量の変更、云々とあるが、具体的にわかりやすく説明してほしい。想定土質が違っていたとか、(2)の土質の状況が悪く再利用ができないなどあるが、事前の対応はどのように行われていたか、2点です。

○議長（大川憲明） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） お答えします。この工区では推進工を採用しております。推進していくに当たり、実施設計では粘性土という設計をしておりましたが、実際には、粗粒土、礫質土、玉石混ざりの土質でございました。それに加え、地下水があり、状況に見合う推進量に変更しました。推進量とは、日進、日で何メートル推進するかという計算をします。1日の推進量が少なければ、それだけ工期が延びる、工事量が増えるということで増額となったところでございます。それから、実施設計では、そこまで読み切れなかった、現地を掘削してみた結果、玉石混ざり土であったということでございます。以上です。

○議長（大川憲明） 原田重美議員。

○13番（原田重美） これはやむを得ないことなんだ、という判断をしたということでしょうか。

また、財源対応はどのようにするのか。

○議長（大川憲明） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） お答えします。土質の状況でございますが、実際に工事現場で施工する業者から土質が違うという協議書があげられ、その内容を設計監理する下水道公社が現地等を確認して、その数量を求め、適切な増減の計算をし、この変更設計を算出したものでございます。その場の土質の違いによる工事費の増でございます。財源は、工事名にもございま

すとおりに、社会資本整備総合交付金事業を導入してございますので、国の交付金が50%、残りの50%は下水道事業債の借入、充当率100%で行っているところでございます。以上でございます。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。目須田議員。

○4番（目須田修） 4番、目須田修です。企画課長と町長に伺います。この業者ですが、三本松加工所の際に、町からの発注が増えていませんかと質問しました。今日の質問は、最低金額で落札されている企業ですが、そのやり方で大丈夫でしょうか。今回も補正が出ました。そういった意味で、今後、この入札のスタイルでよろしいのでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えします。入札の関係ですが、たまたまT建設会社が目立つように落札をしていますが、いずれも指名競争入札ではなく、一般競争入札、どなたが落札しても結構ですよという方式で入札を行っています。したがって、結果として最低価格の業者を候補者として選定し、設計した根拠を提出してもらい、ちゃんとした工事ができるか審査を行った上で、最終的に落札というスタイルで行っています。最低制限価格を設定して、それを下回った業者は落選だというスタイルの入札もあります。議員心配の本当に大丈夫なのかという点については、先ほども申し上げましたが、最低価格の業者に出してもらった書類を精査し、落札者を決定しておりますので妥当だろうと考えます。町の財政的にも良いと考えています。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） 補正という、追加が出ている企業である点について、どのように感じておられますか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） すべての工事がそうですが、増工は基本的にやりたくないと思っています。

今回は、農集排の排水をクリーン飯綱に繋ぎ込むため、県道を掘削する工事です。全線を掘っ

て土質を調べれば一番堅い設計ができるのかもしれませんが実質的に不可能であり、いくつかの地点をボーリングしているのかもしれませんが。結果として設計通りの土質ではなかったのであれば、安全性からも増工の工事変更はやむを得ないと判断しています。

○議長（大川憲明） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数。

したがって、議案第 84 号 工事変更請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 85 号上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 13、議案第 85 号 物品購入契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由を求めます。高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇・説明〕（議案第 85 号）

○教育次長（高橋秀一） それでは、議案第 85 号 物品購入契約の締結について、提案理由をご説明させていただきます。はじめに、議案書をご覧ください。議案第 85 号 物品購入契約の締

結について。次のとおり物品購入契約の締結をしたいので、地方自治法第96条第1項第8号及び、飯綱町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

契約の目的、飯綱町立小学校・中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業関連機器の購入一式。

契約の方法、一般競争入札。

契約金額、67,650,000円、うち消費税、6,150,000円。

契約の相手方、住所、長野市鶴賀七瀬中町276番地6、氏名、株式会社電算、代表者、代表取締役社長轟一太。

令和2年9月24日提出、飯綱町長峯村勝盛。

次に議案の提案説明書2ページ下段をご覧くださいと思います。事業の内容でございますが、国が進めるGIGAスクール構想における、町内小中学校の校内通信ネットワーク構築事業になります。この事業は、物品の購入、配線敷設や機器設置などの工事、システム設定などの委託業務を行う、ネットワーク構築事業です。牟礼小学校、三水小学校の両小学校と中学校のWiFi環境の整備、児童生徒一人1台端末で整備するタブレットの充電保管庫などを整備する事業です。この事業の契約金額は6,765万円ですが、共通仮設費などの間接工事費を除き、物品、工事、委託の業務に分けますと、消耗品等を含めた物品の購入がおおむね3,000万円で、条例第3条中の予定価格700万円以上に該当するため、議会の議決を求めるものです。主な物品は、無線アクセスポイント一台10万円から15万円を3校あわせて81台の900万円、タブレット端末の充電保管庫一台27万5千円を3校あわせて23個の632万5千円、セキュリティ管理を集中的にネットワーク管理するUTM装置一台297万円を各校一台ずつ整備いたします。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 12番、渡邊千賀雄です。入札経過書を見ると、今回の入札は事後審査型

一般競争入札となっています。結果を見ると、事後審査型一般競争入札でありながら応札は1者となっています。その背景の説明。それと1者入札となると競争入札の目的である、公平性、公正性、競争性のうち、競争性が発揮されないと危惧されるが、その点についての考え方をお聞きしたい。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えします。まず、1者応札により、競争性が発揮されていないのではないかという点です。入札の目的は、入札公告などの公開手続きを経て、誰でもが入札へ公平に参加できる「競争の機会を確保」することです。今回執行した事後審査型一般競争入札は、入札参加資格を有しているもので入札参加意欲のある者は、誰でも参加できるものです。地方公共団体「契約実務の要点」では、一般競争入札における1人入札の効力について、次のように記載されています。一般競争入札は、広く公告して入札希望者を募集するものであり、その手立ては尽くしたが結果として入札者が1人だったということ。また、当該入札に参加した者は、入札が行われるまでは競争相手がいないことを知り得ず、他に入札者があるであろうことを予想し、他の入札者と競争する意思をもって入札に参加しているはずであることから、競争性は確保されている。よって一般競争入札における1人入札の効力は、有効と考えられるとされています。この一般競争入札における1人入札の有効説の考え方は、行政では一般的であり、当町でもそれにならい契約事務を進めているところです。

次に、1者応札になった背景です。入札についての広報、見積期間、入札参加資格、いずれもできるだけ多くの企業が参加できるような入札にしてまいりました。結果的に応札は1者のみとなってしまいました。なぜ、応札者が1者のみになったか、なぜ、他の情報通信事業者が入札しなかったか、正確な理由はわかりません。ただ、抱えている業務が多く、新たな業務を請け負うことができなければ、企業は、入札に参加しません。現在、GIGAスクール構想により、小中学校での高速ネットワーク環境の整備が急ピッチに進んでおり、情報通信事業者は非常に多くの仕事を抱えている状況にあると予測でき、その点が、本入札に影響したのではないかと

考えています。

○議長（大川憲明） 他に質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数。

したがって、議案第 85 号 物品購入契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎発議第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 14、発議第 7 号 森林環境譲与税の譲与額を森林面積の多い市町村に増額への見直しを求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号 1 番、清水均議員。

〔1 番 清水均 登壇・説明〕（発議第 7 号）

○1 番（清水均） 議席番号 1 番、清水均でございます。発議書を朗読いたします。

発議第 7 号、令和 2 年 9 月 24 日、飯綱町議会議長 大川憲明 様、提出者 飯綱町議会議員 清水均、賛成者 飯綱町議会議員 石川信雄、同じく荒川詔夫、同じく渡邊千賀雄、同じく原田重美。

森林環境譲与税の譲与額を森林面積の多い市町村に増額への見直しを求める意見書案、上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

提案理由をご説明申し上げます。裏面をご覧ください。

森林環境譲与税の譲与額を森林面積の多い市町村に増額への見直しを求める意見書。

昨年 4 月、温室効果ガス排出削減や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、間伐や人材育成・担い手の確保、木材の利用促進や普及啓発等、地方が直面している森林現場の課題に対応するための新たな財源として活用が期待されています。

今般の局地豪雨により、甚大な災害が発生する中で、森林は国土保全、水源涵養、地球温暖の防止、生物多様性の保全、木材等の林産物供給などの多面的機能を有しており、その発揮を通じて国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」です。

しかしながら、森林環境譲与税は総額の 10 分の 5 を私有林人工林面積、10 分の 2 を林業従事者数、10 分の 3 を人口で按分して譲与するとされていることから、森林面積が少ないにもかかわらず人口が突出して多い都市部に対し過剰に配分されているのではないかなどの問題点が指摘されています。

よって、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望します。

記。

源流にある市町村の森林環境をより多面的に整備していくことが重要であり、そのため森林環境譲与税がより多く配分されるよう、基準の見直しをすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 2 年 9 月 24 日。長野県 飯綱町議会議長 大川憲明。

内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長あて。

以上、よろしくご審議をお願いします。

○議長（大川憲明） これから質疑を行ないます。

質疑のある方おられますか。風間議員。

○2番（風間行男） 2番、風間行男です。森林環境譲与税は総額の10分の5を私有林人工林面積となっています。森林には、平坦地、傾斜、急斜面等がありますが、それにより配分は変わるのでしょうか。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○1番（清水均） 山林ですから、平坦地であろうが急斜面であろうが関係なく配分されることになっています。

○議長（大川憲明） 他に質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。清水均議員、ご苦労様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。風間議員。

〔2番 風間行男 登壇〕

○2番（風間行男） 2番、風間行男です。森林環境譲与税の譲与額を森林面積の多い市町村に増額への見直しを求める意見書案に反対討論いたします。

森林環境譲与税は国から県と市町村に配分、事業計画のない市町村は基金として積立て。事業形態は、私有人工林の個人と森林組合で間伐の合意が必要です。森林組合と町で計画を策定し、間伐、広葉樹の整備、林道整備、公共施設に木材の使用等です。最低基準でも人工林間伐、広葉樹整備は年間5ha、10年間で50haとの事です。当町の現状は長野森林組合への委託事業です。町の利益は確保されているか疑問です。以前は所有者が間伐する事でも補助金が支出されましたが、今は、事業主は森林組合と規定されていることから、例えば、町に森林組合を設立し、人材育成、担い手確保、木材利用促進、普及啓発、間伐、広葉樹整備で鳥獣害防止の緩衝地帯、柵、林道整備等で事業計画ができ、森林環境譲与税交付対象になります。更に、間伐材、有効利用として小規模バイオマス発電で利益が出て間伐材の買入が可能となり、そこに雇用が生まれ費用対効果が得られることが考えられます。当町の令和元年度決算報告書で譲与税220万円余が確保され、担当職員の取組は評価できます。今年度の交付金は440万円とのこと

です。当町では町有林の活用で、庁舎建設で一部木質化、三本松直売所建設などがあります。国の配分には問題がないと思います。国では林業者、木材加工業者等の仕事確保と育成が目的です。当町のメリットがあるのか、森林組合がないことなどを見ますと増額の必要がないと思いますので意見書には反対です。

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。渡邊議員。

〔12番 渡邊千賀雄 登壇〕

○12番（渡邊千賀雄） 議席番号12番、渡邊千賀雄です。森林環境譲与税の譲与額を森林面積の多い市町村に増額への見直しを求める意見書案に賛成いたします。森林の持つ、水資源環境機能や国土保全と土砂防止機能は自然災害が多発する中で見直され、緑のダムと言われる由縁だと思います。そういう意義を高めることと、山林・森林管理現場への財源保障として、森林面積重視で譲与額を見直すことは、理に適っていると思います。自治体にとっても望まれる施策だと思います。よって、この意見書に賛成であります。

○議長（大川憲明） 次に原案に反対者の発言を許します。目須田議員。

〔4番 目須田修 登壇〕

○4番（目須田修） 議席番号4番、目須田修です。反対の立場で意見を申し上げます。ただ今の渡邊議員の環境という意味でのということには一切反対いたしません。しかし、私は現在、森づくりのプロデュースをしております。その立場から意見を申し上げます。この内容からすると日本の森林環境のリーダーは以前1960年代衰退した林野庁が最近復活し、国の予算を使っているという状況でありまして、まず、この10分の5、10分の2、10分の3は非常に良くできていると感じています。よって、針葉樹林をメインに考え、この面積でより多くの予算が欲しいという考え方ではなく、広葉樹林で展開していくためにも、現在のこの10分5、10分の2、10分の3を堅持し進めていただきたいと思います。以上です。

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。荒川議員。

〔8番 荒川詔夫 登壇〕

○8番（荒川詔夫） 議席番号8番、荒川詔夫です。ただ今、議員提出の意見書案について、賛成の立場で私見を申し上げます。私たちの住む飯綱町は山林等の占める割合は45%程度になっています。しかしながら山林の現状は、所有者の後継者不足と高齢化及び貿易自由化により木材価格の低迷により、山林の持つ価値観が喪失し、山林は荒廃の一途をたどり、逆に弊害が生じているのが今日の現状であります。現在、地球の温暖化により大災害が各所で顕著に発生しており、国際的にも大きな課題となり、回避に向けた各種対策が講じられています。このため、山林の持つ多面的機能を果たすために、森林環境譲与税が導入されました。なお、意見書案のとおり、森林環境譲与税の現行配分率は、私有人工林面積5割、森林従事者2割、人口割3割の配分となっています。以上を踏まえると、飯綱町のように山林等が45%を占める町として、徹底した間伐、人材育成、担い手確保等が喫緊の課題であるが故に、山林の面積にシフトした森林環境譲与税の配分見直しは、当町には財源的に有利に働き、課題解消に連動すると思われまます。以上の顛末から意見書案に賛成をした次第です。

○議長（大川憲明） 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。原田重美議員。

〔13番 原田重美 登壇〕

○13番（原田重美） 議席番号13番、原田重美です。原案に賛成の立場で討論を行います。コロナウイルスの感染も地球環境の悪化が大きく背景にあるとみなさんも心配しているところです。この意見書を提出することは人類の将来をもう一度考えていくという意味からも期待される一つの考え方であろうと思います。もう一点は、都市部においては関係ないということではなく、国民等しく考えていかなければいけないことではありますが、多面的機能を支えるとともに地方自治体の将来の財源不足が心配されています。菅新総理の考えの一つに、地方の財源確保をきちんとやっていくというものがあり、期待しています。しかし、現在のこの制度設計では、若干の乖離があるのではないかと心配しています。ということで、意見書案を是非採択していただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 他に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 他に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、発議第7号 森林環境譲与税の譲与額を森林面積の多い市町村に増額への見直しを求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

◎発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第15、発議第8号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号9番、伊藤まゆみ議員。

〔9番 伊藤まゆみ 登壇・説明〕（発議第8号）

○9番（伊藤まゆみ） 議席番号9番、伊藤まゆみでございます。発議書を朗読いたします。

発議第8号、令和2年9月24日、飯綱町議会議長 大川憲明 様、提出者 飯綱町議会議員 伊藤まゆみ、賛成者 飯綱町議会議員 中島和子、同じく目須田修、同じく瀧野良枝、同じく清水満、同じく樋口功、同じく青山弘。

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書案、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由をご説明申し上げます。

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書。

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきたところです。

しかし、昭和 60 年度予算において、旅費・教材費が国庫負担から除外されたため保護者負担が増加した市町村がいくつも出てきました。さらに平成 18 年度から義務教育費国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられたため、各県の財政状況を圧迫しています。今のままでは、財政規模の小さな県では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態にすらなっています。また、昨年度末から全国に拡大した新型コロナウイルス感染症の影響で収入減となった家庭も多く、保護者負担の軽減が強く求められます。

そこで、2021 年度予算編成においては、義務教育の水準の維持向上と機会均等、及び地方財政の安定を図るため、下記の事項を実現するよう強く要望します。

記。

国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を 2 分の 1 に復元すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 2 年 9 月 24 日。長野県 飯綱町議会議長 大川憲明。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長あて。

以上、よろしくご審議をお願いします。

○議長（大川憲明） これから質疑を行ないます。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。伊藤まゆみ議員、ご苦労様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、発議第8号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

◎発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第16、発議第9号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号14番、青山弘議員。

〔14番 青山弘 登壇・説明〕（発議第9号）

○14番（青山弘） 議席番号14番、青山弘でございます。発議書を朗読いたします。

発議第9号、令和2年9月24日、飯綱町議会議長 大川憲明 様、提出者 飯綱町議会議員 青山弘、賛成者 飯綱町議会議員 風間行男、同じく原田幸長、同じく伊藤まゆみ、同じく中島和子、同じく渡邊千賀雄、同じく瀧野良枝。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由については、裏面をご覧いただきたいと思っております。内容については、9月16日の議会全員協議会で検討いただき、賛同を得たとおりでございますので割愛させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（大川憲明） これから質疑を行いません。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。青山弘議員、ご苦労様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、発議第9号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

先ほどの休憩中、渡邊千賀雄議員ほか4名から、発議第10号 教育費無償化の前進を求める意見書案が提出されました。

お諮りします。これを日程に追加し、追加日程第1とし、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認めます。

したがって、発議第10号を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

ここで暫時休憩とします。意見書の内容を確認するための時間を考慮し、再開は、3時35分からとします。

休憩 午後 3時21分

再開 午後 3時35分

◎発議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 休憩前に引続き、会議を再開します。

追加日程第1、発議第10号 教育費無償化の前進を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号12番、渡邊千賀雄議員。

〔12番 渡邊千賀雄 登壇・説明〕（発議第12号）

○12番（渡邊千賀雄） 議席番号12番、渡邊千賀雄です。発議書を朗読いたします。

発議第10号、令和2年9月24日、飯綱町議会議長 大川憲明様。

提出者 飯綱町議会議員 渡邊千賀雄、賛成者 飯綱町議会議員 清水均、同じく荒川詔夫、同じく伊藤まゆみ、同じく清水満。

教育費無償化の前進を求める意見書案、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条に規定により提出いたします。

提案理由をご説明申し上げます。発議書の裏面をご覧ください。説明の前に1か所訂正がありますので、お詫びし、お願いいたします。本文11行目に「今年度から高等教育の修学支援制度」とありますが、就学支援制度の就の字が「修（おさめる）」となっていますが、就職の「就」に訂正をお願いします。

2014年4月の高校入学生から「高校無償化」への所得制限が導入されました。

これは、「あなたの学びを社会全体で支えます」という「高校無償化」制度の理念に反し、「原則無償」から「原則有償」へと制度を大きく後退させるものです。OECD諸国で高校授業料に所得制限を導入している国はなく、大多数の国々は高校無償化を実現しています。

非課税世帯の高校生に支給される「奨学給付金」は実質的な給付型奨学金ですが、その財源が年収910万円以上の世帯の高校生から徴収した授業料であることは大きな問題です。今年度から、高等学校等就学支援金の制度改正で、私立高校授業料実質無償化が始まったことは大き

な前進ですが、「高校無償化」の復活と予算を増やした上での給付型奨学金の確立が求められています。

今年度から「高等教育の修学支援新制度」が始まり、低所得世帯を対象に給付奨学金の支給と授業料の減免が行われますが、対象となる学生が全体の1割ほどになること、財源が低所得世帯ほど負担の重い消費税であること、現行の制度で減免を受けている中所得世帯が対象外あるいは支援額が減らされる場合があるなど、いくつもの問題があります。また、新型コロナウイルスの影響で、アルバイト収入がなくなり、経済的理由による退学を検討している大学生が2割に及ぶとの調査もあり、大学生・専門学校生をとりまく経済状況は一層厳しくなっています。

高等教育の無償化と給付型奨学金の拡充は、まさに喫緊の課題です。

OECD諸国の中で最低水準となっているGDP比の公財政教育支出を、OECD平均並みに段階的に引き上げていけば、就学前から大学まで教育の無償化をすすめることが可能となります。

よって、次の事項を実現するよう強く要請します。

記。

- 1、国は「高等学校等就学支援金」への所得制限をやめて「高校無償化」を復活すること。
- 2、国は教育予算を増やして「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）」を拡充して、高校生に対する給付型奨学金制度を確立すること。
- 3、国は教育予算を増やして、大学生に対する給付型奨学金制度を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月24日。長野県 飯綱町議会議員 大川憲明。

内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長あて。

以上、よろしくご審議をお願いします。

○議長（大川憲明） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。渡邊千賀雄議員、ご苦労様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、発議第 10 号 教育費無償化の前進を求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（大川憲明） 日程第 17、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第 121 条の規定によって、別紙のとおり議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎閉会中の継続審査・継続調査の申し出について

○議長（大川憲明） 日程第 18 閉会中の継続審査・継続調査の申し出についてを議題とします。

総務産業、福祉文教、予算決算の各常任委員会、議会運営委員会、議会報編集調査特別委員会の各委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり閉会中の継続審査及び継続調査の申し出がございます。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認めます。

したがいまして、申し出のとおり決定しました。

◎町長あいさつ

○議長（大川憲明） 以上で本日の日程は全て終了しました。

各位のご協力によりまして、本定例会に付された事件は全て終了しました。

ここで、峯村町長より発言を求められていますので、これを許可します。峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 飯綱町議会 9 月定例会の閉会に当たりご挨拶申し上げます。9 月 1 日に開会いたしました今議会におきまして、追加案件を含め、ご提案申し上げました総ての案件に対し、原案通りのご決定を賜り厚く御礼申し上げます。

決算の認定におきましては、一般会計を始めとして各特別会計、企業会計など審議の中でご指摘を頂いた点、また一層の取り組みを要望された点など様々なご意見を真摯に受け止め、今後の行政運営に活かしていく所存でございます。

平成 27 年度から着手してきました、地方創生交付金事業は今年度、令和 2 年度で計画した事業のほとんどが終了する予定であります。全体の事業費、国の補助金や地方債、一般財源など議会全員協議会で詳しくご説明致しましたが、実質的な町の負担（一般財源）を事業費の 20 パーセント程度に抑える見通しがついたことは、地方創生交付金事業を導入した当初にご説明し

た、財政運営計画を実行できたと判断しております。

今後はこれらの施設を生かし、新たな魅力を持った飯綱町を目指すこととなりますが、施設の運営をゆだねたカンマッセいいずなはふるさと納税事業を始めとして、期待以上の活動を展開しております。人口増対策や地域の活性化対策、都市との交流、地域と一体となった施設利用など行政と民間がうまく連携する形をとって取り組んでいきたいと思っております。

9月の初旬は厳しい暑さが続いておりましたが、いつの間にかすっかり秋らしくなってきました。水田のほとんどで倒伏がみられるなど心配の面もありますが、台風など災害の無い豊作の秋になってほしいと願っております。

また、今年には5年に1度の国勢調査の年であります。前回平成27年の国勢調査での人口は11,063人でありました。10月1日が基準日となりますが、人口は交付税を始めとして、様々な分野で影響してきますので非常に興味を持って見ております。

終わりに、新型コロナウイルス感染症対策ですが、秋から冬にかけてインフルエンザのシーズンと重なることから、一層の感染防止の取り組みが必要と考えております。インフルエンザワクチンの接種に当たっては、基本的には国の方針に沿って65歳以上の高齢者は、10月25日までに、生後6か月から18歳までの皆さんには、10月26日からの早めの接種を呼び掛けていきたいと思っております。

一方、経済対策とし飲食業や宿泊業の事業者を対象として応援チケットを9月7日から販売を開始いたしました。店によっては予定枚数を完売したところもあるようですが、多くの町民の皆さんが購入され、どのお店も完売するよう願っております。町としても積極的にピーアールしていきたいと考えておりますが、ご参会のそれぞれの皆様においても、積極的なご購入をお願いしたいと存じます。以上申し上げまして閉会のごあいさつと致します。どうもありがとうございました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（大川憲明） 本日の会議はこれで閉じ、令和2年9月飯綱町議会定例会を閉会とします。

長期間、ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時48分

予算決算常任委員会審査報告書

令和2年9月24日

飯綱町議会議長 大川 憲明 様

予算決算常任委員会委員長 渡邊 千賀 雄

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
議案第62号	令和元年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第73号	令和2年度飯綱町一般会計補正予算（第4号）	可決

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑について報告します。

○議案第62号 令和元年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定について

【総務産業小委員会審査報告書に対する質疑】

質 疑：なし

【福祉文教小委員会審査報告書に対する質疑】

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で認定とした。

○議案第73号 令和2年度飯綱町一般会計補正予算（第4号）

質疑①：予備費の活用方法についての考えは。

回答①：予備費については、例年、9月議会の時点で1億から1億5,000万円を備えておきたいと思っている。冬期の除雪費用や台風等の災害時の費用を勘案し、1億円以下では心配である。なお、コロナ対応については、国から配分される交付金に余裕があると承知しているため、第3次分として今後提案する見込み。コロナについては、特別な事情がない限り、現状の交付金の中で対応できると考えている。

質疑②：コロナ対応の交付金を基金に積んで活用する自治体もあると聞いている。信濃町でも同様な対応を検討していると聞いている。当町としての考えは。

回答②：交付金を自由に基金に積んで、繰り越して活用して良いということではないと承知している。基金に積むにはそれなりの理由が必要。例えば、商工業の振興資金は、基金としての活用が可能である。借入後の5年間の利子補給について、次年度以降分の財源として基金に積み立てることは可能。基金への積立てについては、関係部署と検討する。

質疑③：コロナ対応交付金関係で、今回、約1億5,700万円という補正予算が組まれている。当町の総額は。また、コロナにより、経済的、社会的に新しい形が求められているため、対応が必要。特に企画課関係、例えば移住定住促進策や仕事をどのように確保できるかが重要と考える。各自治体が同様な施策を実施し、人を呼び込もうと競争が始まっている。遅れをとらないようにすべき。当町でも既に旧小学校の有効活用という流れの中で様々な施策が始まっている。これらを有効活用しながら、スピード感のある対応を期待する。現在、具体的にどのような事業を開始しているか。

回答③：コロナ対応交付金の配分額は、補正予算第2号に計上した第1次分が89,326,000円、今回の補正で計上した第2次のうち、事業継続への対応分が41,346,000円、新しい生活様式への対応分が189,764,000円、合計の交付限度額は320,436,000円である。

移住関連の課題は、住む場所の確保、そして情報発信の仕組作りであり、現在、解決に力を注いでいる。空き家関係については、町内にある300軒程度の空き家を調査し、7軒の不動産を商品化し、うち既に2軒が成立済み、残り5軒を町のホームページに空き家物件として情報提供している。以前、議員から提言があったとおり、移住のページがわかりづらいため、今回の補正で移住サイトの構築費用を計上している。新設するサイトには、町が把握している空き家物件及び民間の物件並びに町営住宅など、すべての住居情報、移住関係の各種補助制度、求人情報を含む仕事の情報、移住者の声など、移住者の求める情報を一元的に掲載する予定である。また、現在、対面での移住相談ができなくなっているため、オンラインで移住相談や就農相談ができるシステムを構築していきたいと考えている。仕事の関係でコワーキングスペースについて、既にいづなコネクトEASTで運用し始めており、順調な滑り出しである。今回の補正で、いづなコネクトWESTにもコワーキングスペースを整備し、ワーケーションやリゾートテレワークに対応したい。

質疑④：4款衛生費で病院施設費の詳細は。

回答④：病院施設費として37,000,000円計上した。別紙として配付した臨時交付金事業の資料に記載のとおり、一般会計から繰出金として病院会計へ支出する。内容は、検査機器等の導入や発熱外来診察室整備、経営運営補助としている。

病院事業会計補正予算の際に説明したが、うち25,000,000円は、経営上の減収分に充てる。残りの12,000,000円は、抗原検査ができる検査器械の購入や透析の器械、歯科の器械、また発熱外来の整備に充てる。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

以上

予算決算総務産業小委員会審査報告書

令和2年9月16日

予算決算常任委員会委員長 渡邊 千賀雄 様

総務産業小委員会委員長 風間 行男

本小委員会に付託された事件についての審査内容及び経過、意見等を次のとおり報告します。

記

事件の番号	付託内容
議案第62号	令和元年度飯綱町一般会計歳入歳出決算中 議会費、総務費、 <u>労働費</u> (シルバー人材センター運営事業を除く)、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、災害復旧費、公債費、予備費及び他の小委員会に属さない歳入

当小委員会では、上記付託議案について、説明員から詳細な説明を受けながら活発な質疑を行い、審査を行いました。

次に主な質疑、意見について報告します。

■議会

【議会費】

意見①：政務活動費は全員協議会で協議して頂きたい。

■総務課

【総務費】

質疑①：防犯灯の新設箇所はどこか。

回答①：新設は福井団地1、上赤塩2、小玉1、夏川1の5か所である。

質疑②：防犯灯は町全体で何か所あるのか。

回答②：1,963か所である。

質疑③：防犯について、特殊詐欺に対しての状況把握と高齢者等への啓発は行っているか。

回答③：詳細は把握していない。高齢者等への啓発は行っている。今後、更に福祉関連の事業所等とも連携して行っていきたい。

質疑④：老人世帯の増加等に伴う特殊詐欺対策のため、録音付き電話機の普及対応を考えているか。

回答④：高齢者へは既存の補助制度での対応も含め、保健福祉課と連携し研究していきたい。

質疑⑤：やぎ大活躍プロジェクトは来年度以降も継続していくか。

回答⑤：やぎ駅長は好評であり、本年度は企画課の駅前活性化事業と連携し継続している。プロジェクトは5年を経過することから、令和3年度以降については、全体の見直しを含めて検討していきたい。

意見⑥：荒廃地対策にやぎの活用は困難だと思う。事業を見直しして、少しでも経費を節約してほしい。

質疑⑦：令和元年度に行われた選挙の期日前投票者数は何名か。

回答⑦：県議会議員1,518名、参議院議員県選出1,930名である。

質疑⑧：車両管理について、業務に見合った車両台数を配備しているか。

回答⑧：町全体で一般車両53台、リース車27台である。毎日の使用状況から、適正な配備と考えている。

質疑⑨：自家用車の公用使用はできるか。事故等の保障はどうしているか。

回答⑨：自家用車の公務使用の規定はあるが、自家用車の使用は極力控えるように対応してきている。

質疑⑩：公用車の1台あたりの共済掛金額はいくらか。

回答⑩：車種により違いがあるが、対物・対人・車両・同乗者保険付きで4万円弱である。

質疑⑪：区・組活動費補助金は今後も同レベルで維持するか。

回答⑪：これまでの見直しにより、牟礼地区と三水地区の差等は調整してきており、しばらくこの水準を維持したいと考えているが、今後については区代表者会議などでも意見を聞いて対応していきたい。

質疑⑫：区・組活動費補助金の使途は把握しているか。

回答⑫：全部とは言えないが、概ね把握している。

質疑⑬：職員研修の女性リーダー研修への参加者が1名となっているが、少ないのではないか。

回答⑬：女性の研修への参加や研修の機会を更に増やすように努めたい。

質疑⑭：法律改正による選挙費用の公費負担等について、町民への周知はどのように考えているか。

回答⑭：今後、町の条例改正を行い、わかりやすい方法で町民に周知していきたい。

意見⑮：議会においても、議会報等での周知を考えていくことが必要。

【消防費】

質疑①：AEDの設置数は。また、使用訓練等の方法は。

回答①：全ては把握していないが、把握している資料を後ほど提出する。訓練は消防署への要請

により対応している。

質疑②：AEDの設置に対する補助等の窓口はどこか。

質疑②：区・組などはコミュニティ助成事業により対応している場合が多く、同事業の所管課は企画課となる。

質疑③：広域消防の課題の中で機能別消防団員の採用とあるが、どのようなものか。

回答③：全行事への参加ではなく、大規模災害対応等、活動範囲を限定した参加の形態である。

質疑④：自主防災活動に対して補償はあるか。

回答④：火事以外の水防等の活動については、公務災害補償での対応が難しいため、町として民間の保険を活用していくこととしている。

質疑⑤：自治体間で災害時における協定は締結しているか。

回答⑤：志木市及び東庄町と協定を締結している。

質疑⑥：自主防災組織の強化を図るとあるが、自主防災組織の現状を把握しているか。

回答⑥：各地区の組織、指揮系統など十分に把握できていない面もある。活動時の補償の可否に絡む事もあるので、改めて現状を確認していきたい。また、現状を把握のうえ、自主防災組織の活動にあたっては町も連携していきたい。

【公債費】

質疑なし

【予備費】

質疑なし

■企画課

【総務費】

質疑①：公共交通利用促進事業のIIZUNAであるきバスカードについて、登録者に対する利用者の比率はどのくらいか。

回答①：行政報告書に記載している件数は利用者の延べ人数であり、実人数は把握していないが、登録者数は順調に増加している。利用者にとってメリットが大きい制度であるため、大勢の方にご利用いただけるよう今後もしっかりPRしていきたい。

質疑②：文書広報費事業の飯綱町今昔物語の単行本化について、教材として学校あるいは歴史ふれあい館などでの活用は考えられるが、一般世帯への配布の考えは。また、購入希望者への売価や販売方法等はどうか考えているか。

回答②：令和2年10月末に刊行できるよう準備を進めている。学校等へ教材としての配布や町の歴史等を学ぶ講座での活用を想定している。全世帯への無償配布は基本的には行わない。住民等の購入希望者には販売を予定している。販売単価や販売方法については、委託販売を前提に契約先と検討している

意見③：飯綱町今昔物語について、発行部数を増やして全戸無料配布できるようにしてもらいた

い。

質疑④：アイバス運行事業について、土日や17時以降の運行はできないものか。

回答④：運転手及び車両の確保、電車とのダイヤ接続の課題、公共交通の運行コストなどを総合的に勘案すると、サービスの拡大は簡単ではないと考えている。一方で拠点間を運行する新たな公共交通の実証実験を本年11月頃から実施する方向で検討している。これは牟礼駅発着で、いづなコネクトウエスト・イースト、スキー場、サンクゼール等の拠点間を結び、土日祝祭日のデマンド運行を想定している。

質疑⑤：しなの鉄道利用促進事業の旧鳥居川観光タクシー解体工事について、費用を町で負担しているが、土地建物の所有などの権利関係はどうなっているのか。

回答⑤：当該敷地は町有地で、これまでは賃貸借契約により借地料を町が受領していた。駅前周辺整備の際、自転車駐輪場として一時的に建物を利活用したため、建物の解体は町負担により実施した。

質疑⑥：この解体工事の当初予算は200万円と記憶しているが、実績は200万円程度であったという事で良いか。

回答⑥：解体に係る工事費用は概ねその金額である。駅前第二駐車場に仮設置していた簡易型プラスチック製フェンスが老朽化し、自動車の転落防止対策が急務になったことから、恒久対策として鋼製フェンス設置工事を併せて実施したため、決算額は約350万円となっている。

質疑⑦：鉄道軌道安全輸送設備等整備事業について、牟礼駅の上下線ホームの車両との段差解消のため、ホームかさ上げの要望をしなの鉄道(株)に対して行ったとあるが、先方の回答はどうなっているか。

回答⑦：ただちに解消するには1億円程度の費用が掛かる。現状の上下線2つのホームを棒線化によりかさ上げ費用を抑えるといった案など、しなの鉄道(株)で検討することになっている。いずれにしても今後も要望を続けていくが、改修時期等は未定である。

質疑⑧：駅構内や軌道敷の雑草繁茂が気になる。駅前周辺整備は進んだが、構内や軌道敷がこのような状況では、来訪者の印象は良くない、しなの鉄道(株)へ申し入れてほしい。

回答⑧：侵入防止フェンスや安全標識などに絡み付いている雑草の除去については、鉄道運行の安全対策上、緊急性の高い場所から除去しているようだ。軌道敷については、安全管理を行いながらの除草作業になるため、一定の時間を要すると考えられる。町は、しなの鉄道へ随時除草依頼をしているが、今後も継続していく。

質疑⑨：運転免許証自主返納者支援事業について、今後、高齢者による免許証自主返納が増加すると考えられる。本年度からはタクシー利用券もメニュー化された。これからも広く意見を聞き、返納者の利便性の向上を図ってほしい。

回答⑨：利用者の意見や実績を分析し、メニュー内容について引き続き検討していく。

質疑⑩：しごとの創業・交流拠点整備事業の凸版印刷への業務委託の内容は。

また、旧三水第二小学校跡施設改修工事監理業務及び追加設計業務について、受託業者は設計業務等に関する資格（入札参加資格）を持っているか、確認をしているか。

回答⑩：凸版印刷への委託業務内容の主なものは、拠点施設を活用した各種試験プログラム「い

いづなフューチャースクール」である。内容は小学生を対象としたサマーキャンプ、飯綱中学校や北部高校の生徒と連携した起業体験スクール、いづな事業チャレンジに向けての創業支援プログラム（講座やワークショップ）の実施。

旧三水第二小学校跡施設改修工事監理業務及び追加設計業務の契約方法は随意契約で契約を締結している。主な理由としては、前年度も設計業務を請け負っており、施設を十分熟知しているため。また、設計・監理業務の資格についても確認をしており、入札参加資格者名簿に登録されている。

質疑⑪：廃校活用等は非常に重要な事業である。これらの事業を今後どこへ発注していくか。これらの事業をまちづくり会社であるカンマッセいづなに発注していくか。

回答⑪：令和2年度は、今までの事業を引き継いでいるので、凸版印刷に委託業務を発注しているが、今後についてはまちづくり会社であるカンマッセいづなへ移行していきたい。今年度、凸版印刷に委託している業務に、カンマッセいづなのスタッフにも参加してもらい、ノウハウを理解してもらい、引き継いでいけるよう準備を進めている。

質疑⑫：地域おこし協力隊員の福田さんは任期満了後、何をしているか。

回答⑫：退任後は町内で就職している。

質疑⑬：千代田区市町村サテライトオフィスで行っている事業の内容は。

回答⑬：千代田区市町村サテライトオフィスの付近で平成30年度に1か月程度アンテナショップを設置した。町が千代田区市町村サテライトオフィスを賃借しているため低額でアンテナショップを実施できた。千代田区市町村サテライトオフィスには先進的なまちづくりをしている自治体のみが参加しており、講演会などにも参加することができるため、町の職員も参加し、非常にためになっている。令和元年度は予約が満杯のためアンテナショップの予約ができなかったが、令和2年度は1か月程度アンテナショップを実施予定である。千代田区の中心で飯綱町の高品質な果樹を販売する事には大きな効果を感じており、販売も先方で行ってもらえるので今後も活用していくべきと考える。

質疑⑭：赤塩焼復活プロジェクトは500万円程の決算額となっている。地域の活性化に寄与する理念は尊重するが、この事業が一過性の事業になってしまう恐れはないか。地域にしっかりと普及させ、製品化や産業として成り立っていく見通しはあるか。

回答⑭：令和元年度は、赤塩焼きの普及として、赤東区の住民や育成会、町内の学校の先生などを対象に陶芸体験教室等を実施した。まずは地域住民の方々に赤塩焼きに対する愛着を持ってもらい、事業化の土台とするための地道な普及活動が続けていきたい。現在は集落支援員の富高さんが中心となって事業を行っているが、富高さんが赤塩焼きを自身の仕事として活動していけるよう、町としても起業支援のひとつとして支援を続けていきたい。

質疑⑮：赤塩焼きを今後、日用品若しくは芸術品として展開していくか。

回答⑮：富高さんは芸術作品の製作を希望しているが、町としては、日用品と芸術品の両方に力を入れて欲しいと考えている。まずは、赤塩焼きの広報普及に注力したいと考えている。

意見⑯：長期的な展望を持ち、時には事業の見直しも考えながら事業を続けていただきたい。

質疑⑰：赤塩焼復活プロジェクトの当事者である富高さんは、赤塩焼きで今後生活を成り立たせ

ることはできるか。

回答⑰：今後も赤塩焼きの普及を継続的に行っていく、作品についても直売所やいろいろなコネク
ト等の施設での販売や展示会を行っていくなど、検討していく必要がある。

質疑⑱：人口増や創業支援は役場内でも横の連携が非常に重要だと考える。連携は取れているか。

回答⑱：5月に各課をまたいだ人口減少対策プロジェクトチームを設置した。このプロジェクト
チームは、子ども子育て未来室、社会福祉協議会、商工観光係、農政係、財政係、建設
係、福祉係、人口増推進室で構成し、現状を把握・分析するとともに、今後どのような
施策が必要なのか検討を進めている。

意見⑲：現在、他市町村もテレワークの拠点整備や創業支援などに力を入れている。町でもICT
人材をはじめとした多くの移住者の取り込みを期待している。

質疑⑳：移住者の中には区や組の役をやりたがらない人がいる。移住してくる人には事前にどの
ような地域活動があるのかを話しておいてほしい。

回答⑳：移住前に相談があった方には地域活動についての説明を行っている。移住セミナー等
でも引き続き同様の説明は行っていく方針である。

質疑㉑：情報発信・町民交流・定移住サポートセンター「ZQ」について、225万円の決算だが費用
対効果は。また、空き家対策をはじめとしたカンマッセいろいろな業務がオーバーフ
ローしているのではないか。

回答㉑：225万円の大部分は人件費。令和元年度の利用件数は9か月で228件。1月当たり約25件。
利用者は全体で約700人、1月当たり約80人であった。初年度の実績としては上々だと判
断している。カンマッセいろいろなについては、町からの業務委託が増えているが、カン
マッセでも人材確保に力を入れている。委託している2つの廃校活用施設とZQを適切に
管理し、レストランをはじめとした自主事業も好調で十分に評価できると考えている。
また、空き家対策については宅建協会と協定を再締結したのでより効率的に事業を実施
していく予定である。

質疑㉒：まちづくり会社設立検討報酬とは何か。また、まちづくり会社（仮称）とは何か。

回答㉒：まちづくり会社検討報酬は、昨年4月から5月の会社設立までの間に発生した報酬で
ある。また、まちづくり会社（仮称）は、カンマッセいろいろなである。

意見㉓：保健福祉課が主管である婚活や結婚相談所の運用は、実際には委託業務としているが、
是非、新たに設置された人口増推進室で主体的に事業を行っていただきたい。

質疑㉔：千葉工業大学と金沢工業大学は、予算措置がされているので来てくれていると思うが、
大学との連携事業は継続して行われることが一番ありがたい。今後の展開はどのように
考えているか。

回答㉔：今年度についても引き続き事業を実施し、移住体験用住宅を題材にしたリノベーション
設計など、目に見える形で成果を示していただく予定だったが、コロナウイルスの影響
で学生の派遣が困難との連絡があった。今後については、2年間の調査結果を踏まえ、
古民家等の活用方法を検討するとともに自立したプロジェクト実施に向けた体制の構築
についても検討していきたい。

質疑㉕：ワークショップでツリーハウスを作るとあるが、こういったものは学生もおもしろがっ

てやってくれると思う。二つの大学で競い合うような、自主製作で町有林に作ってもら
う展開などもおもしろいと思う。例えば桂山の町有林などを活用して。そういった仕掛
けづくりなどは検討しているか。

回答②⑤：昨年度の発表の中で、千葉工業大学は古民家・蔵を主体とした活用を考えている。金沢
工業大学はツリーハウスとカフェ・古民家等を掛け合わせて人を呼び込める事業を考え
ている。新型コロナの影響で実施できていないが、このような方針で連携を図ってい
きたい。ツリーハウスについては、東高原など町有地の活用などを展開していきたいと考
えている。

質疑②⑥：旧牟礼西保育園整備工事の契約先が株式会社ツチクラ住建で、金額が約680万円となっ
ているが、どのような発注方法だったのか。

回答②⑥：木工作業場の整備ということで、入札を行い、株式会社ツチクラ住建が落札した。

質疑②⑦：凸版印刷など、令和元年度の委託契約の総額は。

回答②⑦：令和元年度は4,000万円、平成28年度から令和元年度の凸版印刷への契約額の総額は1億
7,000万円程である。

質疑②⑧：学校関係整備費用の一切の支払い総額は。

回答②⑧：平成28年度から令和元年度で、旧三水第二小学校が約2億1,000万円、旧牟礼西小学校が
1億4,000万円程である。

質疑②⑨：貨客混載バス事業に約13万円支出しているが、事業の費用対効果は。また、量の増減は。

回答②⑨：1日1便運行し、通常の月は1日平均10個の荷物を運び、12月など多い月は1日平均20
個ほどである。荷物を運んだ区間は長電バスの収入となる。町の公共交通はどの路線も
赤字だが、貨客混載バス路線はヤマト運輸からの収入と乗客からの運賃により黒字とな
っている。

質疑②⑩：旧牟礼西小学校人工芝新設付帯工事と、旧牟礼西小学校中庭他整備工事はそれぞれの
ような内容か。

回答②⑩：人工芝新設付帯工事は、サッカー場の整備に伴う工事でグラウンドの支障木除去や、古
井戸の充填工事が主な内容となっている。中庭他整備工事は、中庭を住民の憩いの場と
して整備する工事で、今回は中庭の支障木やため池等の撤去を行った。

■税務会計課

【総務費】

質疑①：現在、古い空き家に対しても課税していると思うが、税を緩和する考えはあるか。

回答①：地方税法等に則り課税しているため、町独自の緩和措置は考えていない。

意見②：特定空き家にするなどして、空き家対策の改善をお願いしたい。

質疑③：航空写真を撮っているが、固定資産税にどのように関係しているのか。

回答③：徴収には直接影響はないが、家屋の課税漏れや滅失家屋の把握など課税の事務に活用し
ている。

質疑④：航空写真はどのような方法で撮影しているか。

回答④：写真の歪みを抑えるために、セスナ機で高度から撮影している。

質疑⑤：航空写真の撮影を業務委託しているが、業者選定の過程は。

回答⑤：過去に別の事業者へ委託したが、GISシステムに取り込むのに時間が掛かり課税事務に影響が出そうになったため、現行システムの開発事業者へ委託をしている。

質疑⑥：国有資産等所在市町村交付金のうち長野県の対象となっているものは何か。

回答⑥：県が保有する教員住宅などである。

■住民環境課

【諸収入（住宅新築資金等貸付事業）】

質疑①：合併当時から課題である。どのように進めるのか。

回答①：弁護士等に相談しながら検討してきている。これといった解決策が無く、回収不可能と判断し、不納欠損処理等を検討していきたい。

【総務費】

質疑①：マイナンバーカードの普及率が低いようだが、保険証等の機能化やマイナポイントなどで増えてくるか。町としてどのように取り扱うか。

回答①：前年度と比較して交付枚数は増えている。町も国と同様に広報を行っている。町の広報紙にも取得促進の記事を掲載した。

質疑②：人権擁護委員は長期の方もいて、マンネリ化していないか。

回答②：年齢制限もありマンネリ化はしない。他の町村では高齢化などで人選に苦慮する場合もあるとのことである。

■産業観光課

【労働費】

質疑なし

【農林水産業費】

質疑①：農業委員の任期満了に伴う応募について見通しはついているか。

回答①：牟礼は農家組合長を中心に、三水は区長・組長が中心となって申請してもらうよう依頼し進めている。既に申請があった地区もあり、9月29日までには揃う予定。

質疑②：農業委員と農地利用最適化推進委員がある。2つのシステムで農地管理を適正にできているか。

回答②：農業委員と推進委員は同様な活動を行っている。推進委員に各地区の農地の集約化に努めてもらうような進め方が好ましいと考える。

質疑③：人・農地プランについて、各地域が認識して動いているか現状及び行政側としての指導は。

回答③：今まで各地区で懇談会を実施している。地域の中で耕作している場所と人を色分けし、

今後の担い手について意見交換会を実施し検討している。しかし、今後の集積方法が具体的に進んでいないためアンケートを通じて方向性をまとめていきたい。

質疑④：集積化に向けた良い政策があるか。

回答④：農業を行いたい地域おこし協力隊や新規就農者へ農地を集積していくことが大切。

質疑⑤：国の事業で土地改良事業をする上で、10ha以上の農地を団地化して中間管理機構に預けて、担い手と思われる人に農地を貸し出し、農地所有者に受益者負担なく実施できる事業がある。団地化や集約化、用排水路を改修することが求められていると思う。そのために行政が地域とともに農地のあり方について取り進めてほしい。

回答⑤：人・農地プランを今年度計画しているところだが、事業化できるほどの土地の集約に繋がるかわからない。住民の理解と協力があってこそ集積できるものだと考える。

意見⑥：行政が全面に立って農地の集約・集積について前向きに対応してもらいたい。

質疑⑦：三本松農産物販売建設に伴う土地借地料について、世界に誇る力強い産業形成事業から支出しているか。

回答⑦：世界に誇る力強い産業形成事業から支出しているが、借地料については補助対象外のため、一般財源での支出になる。

質疑⑧：三本松農産物直売所の賃借料は、町で示している農地の賃借料とかけ離れているが見解は。

回答⑧：借地については農地として借りているのではなく、主に施設設置の目的で借りているため、宅地に準じた賃借料であり、賃借料の基準は変わってくる。また、三本松エリアの借地料は、よこ亭・四季菜の借地料と同じ基準で算出し契約している。

質疑⑨：りんご学校について、平成29年と今では経費がだいぶ違うのはなぜか。

回答⑨：年間約1,300万円程度の経費で行っている。経費の約半分は広告宣伝費等であり、参加人数に関係はない。また、初年度より参加コースが増えたため、その分経費は増加している。

質疑⑩：りんご学校の事業は外部業者に委託するより地元の業者に委託し、地元企業の育成に努めるのはどうか。

回答⑩：自立しなければいけない事業であるため、将来的に自走できる仕組みづくりを考えている。そのため今年度からは、カンマッセいづなや振興公社に運営等にも参加してもらい、委託先である産直新聞社から引き継ぎを行いながら、来年度に向けた実施体制で進めている。なお、来年度から全て自走していくのは難しいので、数年かけての自走を目指している。

質疑⑪：援農推進事業について、助っ人クラブと人材センター、シルバー人材の登録者数は。

回答⑪：助っ人クラブの登録者は50人、町人材センターの登録者は25人、長野シルバー人材センターの町内で活動している人数は24人である。

質疑⑫：担い手育成支援事業について、飯綱町は中間管理機構の活用の仕方が弱いのではないかと考えている。以前にも中間管理機構を活用して農地の集積を進め、農業後継者を育てていくための講演会等もあったが、その後、農家等との話し合いの場があったか。また貸し借りのマッチングを実施しないと進んでいかないが実施したか。併せて中間管理事

業の利用権設定で24件63,000㎡、売買の所有権移転が1件で3,600㎡と記述があるがこれはどういうことか。

回答⑫：記述してある数字は中間管理機構を通して賃貸借ができた数字である。中間管理機構を通さずに賃貸借をしている、若しくは金銭のやり取りなく耕作を依頼している方もいるが、そういう方は利用権の期限が切れた段階で中間管理機構に移行してもらいたいと依頼をし続けた経緯もあり、今回の件数に繋がったと思う。それ以外に農地の貸し借りの相談があれば担い手に紹介し、耕作してもらえれば中間管理機構を通じて契約をもらう方法でやってきた。ただ、今まで計画がなかったため、そういった場面があればその都度対応してきたのではないかと思う。

質疑⑬：「令和2年度から人・農地プランの実質化が求められていることから」とはどういう意味か。

回答⑬：実質化とは担い手農家に50%以上の農地が集約されている状態・計画のことをいう。現在、実質化に向けた計画策定を地域住民との話し合いの場を持ちながら進めているところである。

質疑⑭：昨年の行政報告書で課題として、畦畔管理は労力を必要とするため新たな技術導入の検討を行い畦畔除草の省力化を検討していくとあった。その後の対応は。

回答⑭：昨年、リモコン式やキャタピラ式の畦畔草刈機の実証実験を現地で行ったが、機械が全ての畦畔に対応していなく進んでいない。

質疑⑮：大豆の奨励品について、町民から町が補助金で購入した機械を一農家が機械を独占し貸してくれないと苦情がある。なぜそのような状態になっているか。また6次産業協議会のメンバーが立ち上げ当初から変わっていない。再構成の考えは。

回答⑮：機械の件については調べて回答する。また、6次産業化推進協議会のメンバー構成についても、ご指摘の点はもっともで、再構成や新しい体制整備も視野に検討したい。

質疑⑯：県営農村地域防災減災事業（三水地区）の測量設計委託費について、どこの箇所か。

回答⑯：三水地区全体（芋川用水、日影用水、普光寺用水と倉井用水は水門自動化）の設計委託で、事業計画を国に申請、認可を受けるための委託費である。

質疑⑰：事業計画の中に普光寺用水の改修は含まれていたか。

回答⑰：取水箇所を整備計画の自動ゲートを閉めることにより、今の水路でも集水面積的に充分であるため事業計画には入っていない。

質疑⑱：普光寺用水の全面改修、部分改修は国の補助で対応できない。町としては、どのように対応する考えか。

回答⑱：防災減災事業（三水地区）を使い自動ゲートを設置した後、現在使っていないゲートを活用し検証していく。

質疑⑲：防災減災事業以外の対応はできないか。

回答⑲：今すぐに活用できる事業はない。今後、自動ゲートや使用していないゲートを活用する中で、溢水することがあれば原因等究明し考えていく。

質問⑳：想定外の災害が多く、机上の計算どおりにはならない。

回答⑳：事業認定を受けるためには、その必要性を説明できる机上での計算なり原因の特定は必

要である。

質問⑳：鳥獣の捕獲後、ジビエとして資源化していく流れの進捗状況は。

回答㉑：連携中枢都市圏構想の関係で、町内で捕獲した個体ではないが、長野市の解体施設で加工し、サンクゼールでメニュー開発及び提供を行う流れを考えていたが、コロナや豚熱の流行により滞っている。

質問㉒：長野市で加工したジビエ肉を「やたら祭り」や「肉井とみつどん（丼）を合わせたような新しいメニューの開発」に繋げてほしい。

回答㉓：前向きに検討していく。

質問㉔：町内に加工所として解体施設を設置する計画はあるか。

回答㉕：現在、解体加工施設を作る計画はない。豊野町にある運搬車で長野市の解体施設へ運ぶことを考えている。

質問㉖：松くい虫の被害は終息に向かっているか。

回答㉗：終息には向かっていない。被害が拡散しない様これからも防除や駆除を行う。

【商工費】

質疑①：飯綱高原ゴルフコースのクラブハウスをリニューアルしたが、色が黒で東高原には似合わない。黒に決まった経緯は。

回答①：町で売却した施設のため、色の話を聞いていたか定かではないが、それに対する良いか悪いかまでは町としては関与していない。

質疑②：色彩計画のプレゼンを聞いたがあまり良いとは思えなかった。ガイドラインがない限り事業者の言いなりとなってしまう。町の東高原の今後に対する見解は。

回答②：売却先とだけ協議をするのではなく、第三者機関としての役割を持つ「飯綱東高原エリア研究会」とともに協議しながら、町として良い方向性を導き出していきたい。

質疑③：台風19号の時にオーガニックリゾートに100万円の補償金を払っているが、指定管理の会社すべてに同じことをするか。

回答③：協定書の中に責任分担の条項があり、リスク分担表により支払先を決定している。不可抗力によるものであるため、指定管理者と町の双方で協議した結果、補償金を支払うこととなった。

質疑④：過去にオーガニックリゾートに畳の古くなった箇所を直した方が良いと提案したところ、「修繕費が20万円を超えるまでは直さない。超えたら町に依頼することで、全額負担してもらえる」と言われたが新たな会社でも同様か。

回答④：オーガニックリゾートから多少役員は変わっているが、雇用を継続している方も多くいるため、体制としてはあまり変わらないかと思うがしっかりと対応したい。

質疑⑤：東高原ゾーン整備事業の委託料11,186,982円の記載以外の内訳は。

回答⑤：天狗の館化学洗浄作業業務委託121万、天狗の館露天風呂ろ過装置設計監理102万、天狗の館源泉処理施設脱水機更新に伴う源泉汚泥処分業務82万円などが主である。

質疑⑥：天狗の館源泉施設脱水機更新工事とあるがどのような工事か。

回答⑥：源泉をろ過し、その過程で溜まった汚泥を脱水して産業廃棄物として処理する機械設置

工事。ろ過処理された源泉は天狗の館に送られる。

質疑⑦：スキー場経営は全国的な雪不足であるが、FPC(有)は今後の見通し、経営方針をどう考えているか。

回答⑦：スキー場単体での話しは何とも言えないが、FPC(有)と町の共通認識として、新たなグランピング施設やスキー場など、戦略として、最終的には天狗の館の入湯税をいかに上げていくかを考えている。すべてをセットにした料金体制を構築していきたいという話もある。

質疑⑧：スキー場を取り巻く環境は厳しい中で、指定管理者と今後行政が行うべき業務を協議していくということだか、どのように関わっていくか。

回答⑧：町として協力できることの一つとして二次交通がある。長野駅や牟礼駅とスキー場や天狗の館などの温泉をセットとした取り組みもできるのではないかと考える。

質疑⑨：指定管理者とは指定管理期間を10年間としているが、途中どんな悪い状況に陥っても原則、維持存続していくという考え方で良いか。

回答⑨：募集要項では、5年終了前に継続意向の確認、協定内容の協議等を行うことになっており、その時点で判断することになる。

【災害復旧費（農林水産施設災害復旧費）】

質疑なし

■建設水道課

【農林水産費（国土調査事業）】

質疑①：相続関係が課題とあるが、高齢化により老人一人世帯も増えてきており、このまま相続がなされず、今後増えるのはやむをえないと思われるが。

回答①：事業を実施していくうえで、大きな課題である。

意見②：宅地、農地の所在は知っているが山林は把握していないという人が多いため、未相続地解消に向け、住民に周知するなどの努力をお願いしたい。

【土木費】

質疑①：住宅管理費の原田地区若者定住集合住宅整備事業で、町有林木材は使用しているか。

回答①：玄関の一部で町有林木材を使用している。

意見②：今後の公共事業で、町有林の木材利用を進めていただきたい。

質疑③：道路維持費の原材料支給事業で、区・組からの要望はすべて執行できているのか。

回答③：区・組からの要望を集計のうえ支給材料の量について調整を行っており、ほぼ対応していると考える。

質疑④：道路維持費の原材料支給事業を重点事項として、予算不足とならないようにすべきではないか。

回答④：予算執行として、町負担が少なく整備が進むため、要望があったものは公益性等を確認

し、採択している。要望した原材料を単年度で支給できない場合は、継続事業とし、予算確保に努める。

意見⑤：除雪事業費で、白樺台の除雪について、民地内を作業中に損傷したり、一部幅員の広い箇所を除雪が行き届いていない箇所があるなどの相談を受けることがある。除雪方法を考えていただきたい。

質疑⑥：道路維持費の道路愛護活動事業の予算執行基準はあるか。

回答⑥：補助額は、参加人数や使用機械の台数により決定している。予算の積算は、前年度の実績に基づいている。区長組長会で周知しているため、新規申請も増えており、予算要求額も1.5倍に増やしている。区・組への活動補助金として対応しているため、地区にとっても有効な事業であると考えられる。

質疑⑦：水路の泥上げ整備も地区で行っているが、それも対応できるか。

回答⑦：水路でも道路側溝・用水路等の区分があるため、それぞれの施設での対応と考える。

質疑⑧：道路維持費の維持管理で、日向土橋線・溝口日向線の事業内容は除草か。支障木・側溝整備もお願いしたい。

回答⑧：2路線の業務内容は、除草である。現場を確認し町全体の整備状況も踏まえた整備としたい。

質疑⑨：道路維持費の道路愛護活動事業は、隣接地権者が自らボランティアで町道等の整備を行ったものについても対象となるか。

回答⑨：道路愛護活動事業の規定では、町道の施設で、道路、水路等の整備を、区・組が実施する活動としており、個人で実施したものは該当しない。

質疑⑩：町道改良に伴う用地取得では、高齢化により老人一人世帯も増えてきており、相続がなされないため、困難が想定される。道路事業申請のあった時に、地元合意として権利関係の確認をした方が事業もスムーズに進捗すると思う。申請受付時に内容の確認作業を行っているか。

回答⑩：実施中の改良事業では、事業着手時の説明会において相続が済んでいない用地があることを把握している。相続関係の手続きを地権者へお願いしながら事業を進め、現在は、相続手続きを進めたい旨を伺っており、お願いを継続しながら全線の用地取得の完了に努めたい。本事業は、令和3年度で完了予定であり、登記が間に合わない場合は、その部分の改良が未完となることもある。その後、相続が完了となれば、新たな事業として進めることも考える。

質疑⑪：道路新設改良費の繰越事業となっている、四ツ屋埋立地にある新規道路の両側は私有地か。

回答⑪：水路があり一部官地もあるが、両側は概ね私有地である。

意見⑫：防犯、交通安全を考えると草刈り等の管理を実施していただきたい。

質疑⑬：今後、埋立地は宅地になる可能性はあるのか。

回答⑬：現在は未定。立地は良いところだが、宅地とするには上下水道の整備が必須である。また、埋立地であることから、宅地等とするには、時間の経過も必要と考えられる。

【災害復旧費（公共土木災害復旧費）】

質疑なし

令和元年度飯綱町一般会計歳入歳出決算のうち、当小委員会で審査した内容は以上のとおりです。これらの決算認定について、反対の意見はありませんでした。

以上

予算決算福祉文教小委員会審査報告書

令和2年9月16日

予算決算常任委員会委員長 渡邊 千賀雄 様

福祉文教小委員会委員長 伊藤 まゆみ

本小委員会に付託された事件についての審査内容及び経過、意見等を次のとおり報告します。

事件の番号	付託内容
議案第62号	令和元年度飯綱町一般会計歳入歳出決算中 民生費、衛生費、 <u>労働費</u> （シルバー人材センター運営事業）、教育費及び 関係歳入について

当小委員会では、上記付託議案について、説明員から詳細な説明を受けながら活発な質疑を行い、審査を行いました。

次に主な質疑、意見について報告します。

■住民環境課

【民生費】

質疑①：国民年金費の事務費交付金で、歳入・歳出の差額は人件費に充当されているとのことだが、決算書ではどこに該当するか。

回答①：決算書の20ページに民生費国庫委託金として国民年金事務費の歳入2,553,563円が記載されており、87ページに国民年金費381,964円の歳出が記載されている。国民年金事務費交付金は歳出に記載されている事務費の他、国民年金事務に係る職員の給与や窓口対応、申請書受理件数等が算出根拠となっているため、差額については事務担当者の人件費等の一般会計予算として使われる。

質疑②：国民年金費の保険料現年度分納付率が令和元年度85.89%ということで年々上がってきているが、町では納付率向上のための対策を行っているか。

回答②：徴収業務は年金事務所が行っているが、町の対策として国民年金加入手続きの際に、口座振替納付申出書やクレジットカード納付申出書の提出の推進、また保険料免除・納付猶予申請や学生納付特例の申請の案内等、窓口対応での説明により納付率を上げる努力

を行っている。

意見③：納付率の低下は本人が年金をもらえないということだけでなく、年金事業の運営にも影響を及ぼす。長野北年金事務所管内の平均と比べて納付率は高い状態にあるが、まだ15%近い金額が納付されていないので、引き続き努力してもらいたい。

質疑④：20歳になってから就職するまでの学生の期間が、国民年金保険料納付率の低下の要因のひとつではないか。

回答④：学生については学生納付特例の制度があり、学生の間は納付が免除されるため、案内をして納付率の低下を抑制している。しかし、免除の期間は年金支給額の算出に反映されないため、特例期間は年金額に反映されないこと、免除期間後に保険料を追納できることを周知していく必要がある。

【衛生費】

質疑①：環境対策費の繰越明許費の内容は。

回答①：住宅用太陽光発電システムの補助金である。

質疑②：生ごみ処理機器の事業の周知はどのように行ったか。

回答②：広報紙や無線放送で行った。

質疑③：国道・県道・町道の死骸処理はどこで対応しているか。

回答③：国道・県道・町道でそれぞれ対応が違う。町道については、生活環境係で回収し、最終的には焼却処分をしている。

質疑④：環境審議会費の支出が少ない理由は。

回答④：環境教育等推進協議会の予算が含まれており、会議の開催回数が見込みより少なかったことや報酬を支払う必要のない委員の人数が多かったためである。

質疑⑤：資源物類の集団回収のところには、社協事業でボランティアが空き缶をつぶしたものは入っているか。

回答⑤：入っていない。

質疑⑥：北部衛生施設組合のし尿処理について、今後どうするのか北部衛生議会で決定する前に町の議会でも説明してほしい。可燃ごみ焼却施設解体のため基金を積み立てていたが基金で足りたか足りなかったか。過不足金が発生したのであればその処理はどうするか。

回答⑥：し尿処理施設の今後については、し尿の搬入量が想定より少なくなっていることと、機械設備の部品が古くなっている等から、公共下水道へのつなぎ込みも含め検討を始めたところである。今後どうするかを決定する前に説明したい。解体工事のための基金は残る見込みであるが、残金の配分方法についてはまだ決まっていない。

質疑⑦：住宅用太陽光発電システム補助金の取り下げ2件とは。

回答⑦：1件は農地だったため取り下げ、もう1件は自己都合で取り下げ。

質疑⑧：可燃ごみ一人当たりの排出量を報告書に入れてはどうか。

回答⑧：検討する。

意見⑨：太陽光発電施設については、町に隣接した場所に設置される際は説明等するよう申し入

れてもらいたい。

意見⑩：古町公衆トイレを建て替える際には、小玉区にも待避所があるので地元の要望も聞いてほしい。

■保健福祉課

【民生費】

質疑①：高齢者住宅改修事業において、当初予算で4件を見込んだ理由及び決算額が0の理由は。

回答①：平成29年度の実績件数4件を参考に見込んだ。また、決算額が0の理由は、申請者の所得税世帯合算額が支給要件の基準を超えていたため対象外となった。

質疑②：人工透析患者通院費補助事業で、信濃町では500円を交付しているが、当町はいくら補助しているか。

回答②：当町では、通院に係るバス代及び車の燃料代等の半額を補助している。

質疑③：人工透析患者通院費補助者が7人とあるが、実際には何人の透析患者がいるか。

回答③：腎機能障害での障がい者手帳取得者は27人である。

質疑④：老人クラブの会員数が656人となっているが、町全体での対象者数は。

回答④：老人クラブは60歳以上の方ならどなたでも参加できる。60歳以上の人口は男女計で5,076人。

質疑⑤：老人クラブへの加入者が少ない原因を把握しているか。

回答⑤：原因の一つとして、加入するとすぐに役職に就く場合があり、それが嫌で加入しない方がいることは聞いている。

質疑⑥：障害者にやさしい住宅改修促進事業及び高齢者住宅改修事業の実績が0であるが対象者に対し、事業の周知等を行っているか。

回答⑥：建築業者、ケアマネ等に周知を行っている。

質疑⑦：社会福祉法人が経営する社会福祉施設の建設費に対して、500万円の補助をしているが、補助率の根拠は。

回答⑦：建設費の補助対象事業費から国及び県の補助金を差し引いた金額の2分の1の範囲内で町長が決定する額で、上限額は500万円である。

質疑⑧：課題で「福祉医療費給付額は前年に比べ、支給件数が1,334件減少した」と書いてあるがどこから把握できるか。

回答⑧：前年数値と比べての数値である。今後、把握できるよう記載の方法を検討する。

質疑⑨：行政報告書162ページの介護保険事業の財源のところ、諸収入（予防給付ケアマネジメント事業収入）3,042,330円とある。これは歳入金額だが、歳出はどこか。

回答⑨：歳出は、介護保険事業の介護保険事業特別会計へ繰出金である。介護保険事業特別会計内の、9款地域包括支援センター費で、ケアマネジメント業務を行っており、その事業に対する支出である。どの区分にあたるかは決まっていない。

質疑⑩：決算報告書88ページでいうとどこか。

回答⑩：介護保険事業の繰出金。

質疑⑪：歳入側で予防給付ケアマネジメント収入と借換債を除くと、普通会計ができる訳だが、一般会計の歳出側ではどこか。

回答⑪：一般会計では介護保険事業である。

質疑⑫：普通会計の仕組みとして、歳入歳出で借換債と予防ケアマネジメント収入を除くと普通会計になるが、特別会計ではどの部分に入るか。

回答⑫：一般会計で予防給付ケアマネジメントは諸収入で収入される。歳出は介護保険事業の繰入金で、介護保険特別会計へ地域包括支援センターの事業分、として支出されている。介護保険事業特別会計では、歳入として繰入金の地域支援事業繰入金を収入し、歳出では地域包括支援センター費で予防ケアマネジメント業務を行っているので、ここでの支出となる。地域包括支援センターの運営経費ということで、具体的に収入がどれにあたるかとは言えないが、ケアマネジメント業務に係る経費ということで介護支援専門の賃金や自動車借料などにあたる。特別会計の中では繰入金で収入し、9款地域包括支援センター費で支出となる。決算書だと事項別明細の286、287ページ。

質疑⑬：10,394,819円とあるが、そのどの部分にあたるかということを知りたい。

回答⑬：普通交付税と同じで、事業を行っているところに充てられるという考えで、具体的にこれという区分にはなっていない。予防ケアマネジメントで得た事業収入ということになり、その事業は地域支援包括支援センターで行っている。ケアプランを立ててマネジメントを行うことで得る報酬であり、社会福祉協議会のような一つの事業所として扱われる。ケアマネジメント業務を行うことで、法令で定められた報酬を保険者から得るもので、人件費や需用費などに相当すると考えている。賃金や消耗品、燃料、委託料などが収入に相当する業務である。

【衛生費】

質問①：母子保健において、予防接種率の向上策として「飯綱町子育てアプリ：いづななび」があるが、周知方法と登録率は。

回答①：保健師が新生児訪問の際にチラシを渡し登録を進めているため、新生児での登録は多い。登録率はアプリ開発業者の報告値ではわからないため、今後、算出方法等を業者等と検討したい。

質問②：障がい者の家族会について、「ヤングケアラー」への対応は。

回答②：精神保健福祉手帳・自立支援医療申請者について、県事業を町が代行受付している。個人情報等の問題があり、家族会への加入等は積極的に進めていない。また、ヤングケアラーについては、健康推進係では把握していない。

質問③：検診事業における各種がん検診について、国民健康保険、協会けんぽ等社会保険に関係なく、検診が可能か。

回答③：各種社会保険に関係なく、飯綱町検診（健診）実施要綱に基づき、がん検診毎に検診対象年齢等の要件を設定し行っている。

質問④：がん検診受診者数に対して検診対象者は把握できないか。

回答④：該当年齢により検診対象者の確認はできる。がん検診受診者数は検診希望調査票におい

て申込み、受診した人数を記載している。

質問⑤：各種がん検診の精密検査未受診者への対応は。

回答⑤：各種がん検診の結果、精密検査が必要なすべての者に通知や電話など勧奨を行っている。

質問⑥：乳児健診の対象者数の根拠は。妊娠届け出数と合わないが。

回答⑥：乳児健診は1歳になる前の4か月、7か月、10ヶ月の3回行う。対象者数は、延べ人数となっている。なお、1歳未満で転入した者も健診の対象に含まれているため、妊娠届け出数とは合致しない。

質問⑦：保健補導員の役割について、過去の保健補導員と現在の保健補導員では行っている内容も違うと思うが、役割が見えてこない。保健補導員の地域との関わりはどう考えているか。

回答⑦：今回、委嘱した保健補導員の中にも80歳を超える高齢の方や地区によっては何回も補導員を経験されている方がいる。課係内で、活動内容や必要性を再検討する。

質問⑧：定期健康相談に関わらず、随時電話や来所により相談ができるとのことだが、人員の確保はできているか。

回答⑧：昨今、精神保健に関する相談が多く、保健師が随時対応している。対応処理を行う中で、少なからず通常業務に影響が生じており、人員については不足していると感じる。

質問⑨：人員不足への対応は。

回答⑨：保健師の臨時採用募集は随時行っているが雇用には至らない。要因として雇用される側が臨時的な採用ではなく、正規職員での採用を求めている。

質問⑩：飯綱町総合健診が隔年の理由は。自分自身の健康状態を知るには毎年実施した方が良いのではないか。予算上の問題か。

回答⑩：飯綱町総合健診の業務委託先は飯綱病院である。受診者数の増加に委託先が対応できるかなどの課題もあるため、今後研究を行う。

質問⑪：その他の成人検診事業における歯周疾患検診について、受診対象者に受診勧奨通知を送付しているが、定期的に歯の検診をしている者の数を把握しているか。

回答⑪：行政報告の受診者数は、歯周疾患検診を委託先である町内医療機関で受診した総数である。定期的に歯科検診を受けている者の数は把握できていない。

【労働費（シルバー人材センター運営事業）】

質疑なし

■教育委員会

【民生費】

□児童福祉費、保育園費、子育て支援センター費等

質疑①：保育園環境整備について、平成30年度はさみずっ子保育園が第三者評価の対象となっていて、その中の利用者の満足度の中で外部からの侵入に対する安全策の満足度が44%と半数に達していなかった。平成29年度はりんごっ子保育園が12.9%、さらに平成元年度

の南部保育園は16%であるが、外部からの侵入に対する保護者の不安への対策は行われたか。

回答①：鍵の対策等の施設面での対策は特に行っていないが、各園で不審者侵入に備えた防犯訓練を実施している。

質疑②：きめ細かな切れ目のない子育て応援総合事業について支出額が少なく47%の執行率だが事業はきちんと行われているか。

回答②：当初は委託事業で行っていたが、利用率が少なく人件費に係る委託料をやめ、正規職員で対応したため支出額が少なくなった。

質疑③：子育てと両立する働き方改革事業について、内容を見ると6名の託児パートを雇った人件費290万円がほとんどであり、割り返すと40万円程になる。どういう労働体系になっているか。

回答③：ワークセンターの託児の臨時保育士の人件費6名分と子育て応援会議委員報酬である。6名の保育士が勤務体系を取り決めている。

質疑④：もっと自分らしく輝くi（アイ）ママ事業は2,590万円程だが、子育て支援センター建築費の繰越予算2億4,050万円と関連はあるか。

回答④：2億4,050万円は翌年度への繰越事業であり、関連はない。

質疑⑤：子育て支援センターの建築年度は、令和2年度かそれとも3年度か。

回答⑤：令和2年度内に完成である。

質疑⑥：乳幼児教育プログラムの進捗状況は。

回答⑥：どんな成果品になるかわからないが、1年目は親育ちを重点に取り組んでいる。以後、指導者の養成を長野県立大学にお願いしている。

質疑⑦：二拠点移住コミュニティプロジェクトにおいて、流山市の在宅ワークグループと交流を行うことになったきっかけは何か。また交付金事業の対象とした経過は。

回答⑦：すでに企画課の事業で流山市のまちづくりグループとのパイプがあった。本交付金事業の採択要件は、子育て施策以外の政策間連携が必須とされている。町内への人の流れを取り入れるため、流山市の在宅ワークグループ交流を移住施策のプロジェクトとした。

質疑⑧：保育園の3歳以上児の給食はメニューが同じだが子どもの年齢に合わせた食事が提供されているか。

回答⑧：給食のメニューは栄養士が年齢に応じた食事の量やカロリーを計算して提供している。

質疑⑨：保育園費の「児童1人あたりのおおよその費用と負担割合」について、県平均と比較しての傾向は。

回答⑨：県は各市町村からこのようなデータの収集を行っていないため、比較していない。

質疑⑩：さみずっ子保育園の再生可能エネルギーは4・5年経過するが、通常の電気や灯油と比較し費用対効果を計算したことがあるか。二酸化炭素が13.1t減っている結果だけを見ると十分効果があるとみることができているが経費の面ではどうか。今後、冬は暖房、夏は冷房を急遽設置することはあるか。当初の機能を果たしているのか併せてお聞きしたい。

回答⑩：この数値はあくまでも二酸化炭素の削減量である。古い建物の時の灯油代や電気代については分かるが新しい施設での費用は出していないので費用対効果があったかどうかの

比較はしていない。また、新たに設備の導入については、今のところ必要ないと考えている。

質疑⑩：発達障害の子どもが最近非常に増えている。原因がどこにあるか整理し、対応をしているか。

回答⑩：町では発達障害を含め支援を必要とする児童に対し、早めに支援することで、社会生活の自立ができるよう取り組んでいる。さらに、保育園、小学校、中学校へと支援が継続されるよう連携している。

質疑⑪：副食費の補助は10月からと考えてよいか。

回答⑪：それまでは保育料に含めていた。10月からの保育料等無償化により含まれなくなったため、町単独で副食費も含めて無料となるよう補助を実施している。

質疑⑫：子育て中の親からの相談に乗るなど、配慮は何かしているか。

回答⑫：子育て支援センターでの活動や各保育園・学校などのあらゆる場面において相談活動を行っている。相談内容によって関係機関へ繋げたり、継続した関わりや横断的な連携などを行っている。

質疑⑬：児童虐待について、保育士からの報告による把握の他に住民の方が通報先を知っていて通報してくるようなことはないか。地域や住民のより多くの目で子どもを見守る等の取り組みはないか。

回答⑬：地域の方が教育委員会に通報してくることもある。保育士が一番身近で発見しやすいがそれ以外に児童相談所経由で飯綱町に通報が来ることもある。

【教育費】

□教育総務費、小学校管理費、中学校管理費等

質疑①：冬期、中学校敷地内の凍結による転倒事故防止への取組は。

回答①：本年度から凍結防止剤を塩化ナトリウムから塩化カルシウムに変える予定。

質疑②：スクールソーシャルワーカーについて、支援の必要な子どもに継続して関わることや色々な窓口でフィーリングが合うまで相談するなど緩やかな連携をしているか。

回答②：保健師が中心となって多方面に繋げている。家庭内にも問題を抱えている場合もあるため、スクールソーシャルワーカーは自宅訪問なども含めて支援している。

□社会教育費、公民館費、生涯学習費、施設管理費、文化財費等

質疑③：子どもの居場所づくり事業について、(1)少年スポーツ活動には講師謝金が入っていないが、140万2,000円から、(2)から(4)まで講師謝金を差し引いたものがその金額となるか。

回答③：その通り。

質疑④：分館活動費について、牟礼地区と三水地区で27分館あるが、牟礼地区23分館三水地区4分館ということか。

回答④：その通り。

質疑⑤：分館活動費755万円の戸数割、均等割、事業費割の率は。

回答⑤：戸数割60%、平均割20%、事業費割20%の割合で配分している。

質疑⑥：分館報コンクールと公民館フォトコンテストの入選が全て牟礼地区だが、三水地区はどうなっているか。

回答⑥：三水地区は4分館だけなので出品数が少ない。昨年の結果がたまたますべて牟礼地区だけになった。

質疑⑦：溝口会館管理運営費は浄化槽保守と警備保障の48万円以外に何に使っているか。

回答⑦：消耗品、光熱水費、修繕費、通信料等に使用している。

質疑⑧：溝口会館について、埋蔵文化財などを保管しているこの施設を今後どのように運営していくか。

回答⑧：合併後は歴史ふれあい館を中心として展示しているので、溝口会館で展示していく予定はない。

□学校給食共同調理場費

質疑なし

令和元年度飯綱町一般会計歳入歳出決算のうち、当小委員会で審査した内容は以上のとおりです。これらの決算認定について、反対の意見はありませんでした。

以上

総務産業常任委員会審査報告書

令和2年9月24日

飯綱町議会議長 大川 憲明 様

総務産業常任委員会委員長 風間 行 男

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
議案第60号	飯綱町多目的交流施設条例の一部を改正する条例	可決
議案第61号	飯綱町企業立地の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	可決
議案第63号	令和元年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第68号	令和元年度飯綱町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第69号	令和元年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第70号	令和元年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第71号	令和元年度飯綱町水道事業会計決算の認定について	認定

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第60号 飯綱町多目的交流施設条例の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第61号 飯綱町企業立地の促進に係る固定資産税の課税免除に関する
条例の一部を改正する条例

質疑①：国の法律が変わったことによる改正だと思うが、今回の改正に伴う該当者への影響はあるか。

回答①：引用条文は現行どおりのため、影響はない。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第63号 令和元年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別
会計歳入歳出決算の認定について

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

○議案第68号 令和元年度飯綱町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

質疑①：農業集落排水事業の使用料未納額が、平成27年度から平成28年度にかけて減少して以降、ほぼ横ばいであるが、理由は。

回答①：平成27年度から平成28年度にかけて、監査委員からの指摘もあり、不納欠損処理を含む滞納整理を実施したことで未納額が大きく減少した。それ以降についても、滞納整理を実施しているが、特定の方々が滞納されていて、未納額が減少しない。

質疑②：当該滞納者とは継続して交渉しているか。

回答②：分納誓約を毎年更新し交渉を行っており、少しずつでも納入いただくよう、継続的に納入を促している。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

○議案第69号 令和元年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
の認定について

質疑①：水害等に際し、施設が機能しなくなった時に備え、委託業者等との打合せはしているか。

回答①：有事の際の連絡網が整備済みで、委託業者には年1回災害を想定した訓練も実施していただいている。

意見②：処理場が鳥居川の河川敷に近いため、鳥居川のはん濫で想定される災害を踏まえて、業者と日頃から協議してほしい。

質疑③：公共下水道で処理できる水量はどのくらいの余裕があるか。現在、北部衛生施設組合で処理しているし尿を受け入れる余裕はあるか。

回答③：クリーン飯綱では、し尿の直接投入は不可能であるが、希釈を行ったし尿を受け入れる余裕はある。し尿の処理は生活環境係が検討中である。

質疑④：集落排水から公共下水道への今後の接続の見通しはどうなっているか。

回答④：平成20年度策定の「飯綱町生活排水処理区統廃合基本計画」に基づき、倉井処理区は公共下水道に統合を行う予定である。上赤塩処理区や赤東処理区は、同基本計画だけでなく公共下水道処理場の処理能力並びに各農集処理場の機能強化及び改修の費用等を考慮し、公共下水道への統合や農集排施設同士での統合を含め、現在検討中である。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

○議案第70号 令和元年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

○議案第71号 令和元年度飯綱町水道事業会計決算の認定について

質疑①：飯綱町全体の給水量のうち、事業所が使用している割合は。

回答①：町全体給水量の8.3%である。

質疑②：大口の事業所では自前の井戸をくみ上げて利用していると聞く。上水道の利用を増やしていただくような要望等を行っているか。

回答②：各事業所では経費削減に向けた営業努力として地下水を利用しているため、事業者に対して要望は行っていない。

質疑③：天狗の館や飯綱高原ゴルフ場について、地下水の使用はあるか。

回答③：井戸水と上水道を併用している。

質疑④：有収率について、望ましい値や基準となる値はあるか。

回答④：そのような基準はないが、できる限り有収率を上げるよう努めていく。

意見⑤：三水浄水場の原水の在り方について、町長より来年度中には結論を出したいと聞いている。来年度は議員の改選期でもあるため、できる限り早く結論を出していただきたい。

意見⑥：牟礼地区の有収率を上げるため、漏水管の改修などの具体的な対策を早急に進めていただきたい。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

福祉文教常任委員会審査報告書

令和2年9月24日

飯綱町議会議長 大川 憲明 様

福祉文教常任委員会委員長 伊藤 まゆみ

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
議案第64号	令和元年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第65号	令和元年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第66号	令和元年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第67号	令和元年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第72号	令和元年度飯綱町病院事業会計決算の認定について	認定
請願第2号	「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める請願書	採択
請願第3号	「教育費無償化」の前進を求める請願	不採択
請願第4号	「ゆきとどいた教育」の前進を求める請願	継続審査
請願第5号	地域高校の存続と30人規模学級を求める請願	継続審査

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第64号 令和元年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定について

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

○議案第65号 令和元年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

【住民環境課】

質疑①：収納率は良い数字で頑張っていると思われるが、短期証の発行数は何枚か。

回答①：短期証は延べ31世帯で50枚発行している。内訳は1か月の短期証が4世帯で4枚、3か月の短期証が4世帯で7枚、6か月の短期証が23世帯で39枚、うち5枚が高校生以下のため6か月の短期証を発行している。

意見②：短期証の発行は本人の負担にはなるが、相談の機会を作るためには有効なため、今後も活用しながら住民に寄り添った対応をしてもらいたい。

質疑③：今後の課題の中の「医療費抑制に繋げる保健事業の取り組み」の具体的な課題と対策にはどんなものがあるか。

回答③：医療費は県への納付金額にも反映するため、被保険者に医療費通知を送付することで、自身の医療費の額を知っていただくことや、ジェネリック医薬品を利用することでどのくらい医療費が削減できるかを示した通知を発送することにより、医療費の抑制を図っている。また、健康推進係と連携し特定健診の受診率を上げることも課題となっている。

質疑④：予算と決算で額の相違が大きい理由は。

回答④：要因の一つとして、繰越額は前年度の決算額が確定した段階での補正となるため予算との相違がでる。

【保健福祉課】

質疑①：特定健診受診率について、受診率の向上対策は。

回答①：特定健診の受診提供の場として、集団健診及び個別健診（総合健診含む）が選択でき、集団健診では心電図検査などオプション検査を追加で行っている。また、全額自費で人間ドックを受診された方には、一部助成として、特定健診または、町民健診相当額を助成し、検診受診率の向上を図っている。更に、町外の医療機関での特定健診ができるように、令和2年度から長野県医師会に加入している医療機関で特定健診が受診できる集合契約を行った。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

○議案第 6 6 号 令和元年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

【住民環境課】

質疑①：県内で 1 人当たりの医療費が一番低い市町村として王滝村の名前が挙がっているが、医療費が低い理由は何か。

回答①：人口の少ない町村は 1 人当たりの医療費が直接反映されるため、年による変化が大きく順位は毎年入れ替わっている。医療費が低い理由は不明。

【保健福祉課】

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

○議案第 6 7 号 令和元年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

質疑①：滞納繰越額 1,824,876 円を不能欠損して、未納額が 11 件で 1,244,652 円となっている。不能欠損の基準は。

回答①：一般的には時効の 2 年や死亡、転出などである。転出は職権消除や所在が不明なもの。

意見②：一つの事業を継続的に行うのではなく、様々な事業を縦横組合せて健康ビジョンを作成してもらいたい。健康、福祉の進むべき方向、それに基づく全体的な取り組みをまとめると分かりやすいのではないか。

質疑③：要支援・要介護認定者の分析についてどう考えているか。介護申請があつて、変更申請や新たな申請などがあるわけだが、認定されにくくなっているということはあるのか。

回答③：認定の基準は全国共通である。認定を行う認定員も研修を受けており、認定基準に則り行っている。一般的に認知症に関しては介護度がつきにくいとか、低くなってしまうと言われるが、介護保険の認定そのものは介護に関してどのように手をかけているかという基準でみているため、病気の重症度とは違う。家族が介護している場合は介護度が高い可能性があり、ひとり暮らしの場合、最初は低くいが関係者の関わりが反映されて高くなる。そのため一概には言えない。この表では 29 年度から介護認定が減っているように感じられるが、総合事業の対象者がここから抜けたためであり、令和元年度はまた数値が盛り返している。全体的に高齢者も多くなっているため、認定されている方は増えている。

質疑④：一人暮らしで、車いすを利用されている方は要支援だった。車いすがないと生活ができないわけだが、認定はどうなっているか。

回答④：道具を使うことで移動できるということになると、その人は動けるということになる。行きづらい所とか、登りづらい所とか、生活のしにくさはあると思うが、それがすぐに

介護というところには結びつかない。先ほども触れたが、病気の重症度と介護度は一緒ではない。がんに罹って、車いすで生活している方もいるが、自動の車いすで移動できると、生活の移動の部分は自立となる。

質疑⑤：高齢者の介護予防で、個人の取組に対しての目標を何かしら数値で示し、その結果が見えてくるとモチベーションが上がると聞く。力を入れている総合事業で、そういうものも見えてくるようになればよいと思うが。

回答⑤：総合事業については、参加者の体力測定等の評価も行っている。

質疑⑥：地域包括支援センターの人的体制については、毎年課題として出ている。見通しは。

回答⑥：保健師は来年4月で1名、10月で1名の育休等が明ける予定。採用について、保健師は臨時募集しても雇用に繋がらない。主任ケアマネについては、現在2名資格者がいる状況であり、また、資格取得可能な職員には、資格の取得を勧めている。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

○議案第72号 令和元年度飯綱町病院事業会計決算の認定について

質疑①：町民1,000人あたりの飯綱病院の病床数は。

回答①：約14.6床。

質疑②：病院事業会計に計上されている建物はどれか。

回答②：外来や入院病棟等がある建物A棟と健康管理センターC棟である。事務室がある建物は一般会計の資産である。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

○請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める請願書

説明者：長野県教職員組合長水支部 安藤 仁 氏

質疑①：前回は採択されているが、定期的に請願を出すのか。

回答①：国ではまだ実現できていないため出している。

質疑②：不採択になった自治体はあるか。

回答②：長野地区では、長野市、信濃町、飯綱町、小川村に出している。信濃町では不採択になったが、理由はわからない。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で採択とした。

○請願第3号 「教育費無償化」の前進を求める請願

説明者：長野県高等学校教職員組合 書記長 近藤 正 氏

質疑①：OECD43 か国の中で、日本の国民負担率ほどの程度か。

回答①：来年は資料を持ってきたい。高等教育のGDPに占める負担率は、OECD平均で30%、日本は65%、アメリカ63%など。北欧諸国は、税金の負担が高い。アメリカ、オーストラリアなどもそうだが、大学の私費負担率は少ない。

質疑②：消費税を財源にしてはいけないか。

回答②：消費税は逆進税であり、所得の高い人の10%と低い人の10%では懐の痛みが違う。安定財源の引き上げが教育充実のためだからやむなしと言われたが、国全体の中で位置づけてほしい。

質疑③：私立高校も所得制限があるのではないか。

回答③：制度は別になっている。私立高校は、授業料の補助が充実され、実質無償になっている。

質疑④：収入が多い人から多くもらってもよいと思う。

回答④：共働きなら910万円を超えるケースは多くある。その家庭の授業料を原資にする奨学給付金は、わかりにくく公平性が低い。高校では、授業料無償化に戻してほしい。

質疑⑤：請願項目が欲張っている。大学に行くのに、お金が足りなかったらもらえということか。

回答⑤：高校卒業時に進学をあきらめる生徒をたくさん見てきている。高校への進学は99%、大学、短大は37%、各種学校60%ほど、と状況は変わってきている。公立大学の授業料は私大に近く、高くなってきている。

質疑⑥：「3」は切り離してほしい。

回答⑥：生徒たちの進路指導も教員の仕事である。一体のものとして請願したい。思いをくみ取ってほしい。

反対討論：「2」「3」の請願項目がよくわからないので反対する。

採決の結果：賛成少数で不採択とした。

○請願第4号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める請願

継続審査とした。

○請願第5号 地域高校の存続と30人規模学級を求める請願

継続審査とした。

別紙会議の経過を記載し、その相違ないことを認め、ここに署名する。

飯綱町議会議長

8 番

9 番

10 番